

## 資料編

### ■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-01	議事次第
資料 1-02	第1回研究会事務局資料
資料 1-03	10年度へ向けた意見（柴田委員提供）
資料 1-04	論議の基本スタンス
資料 1-05	吉田委員プレゼン資料
資料 1-06	柿沼委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）
資料 1-07	【参考資料】事務局整理資料

### ■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-01	議事次第
資料 2-02	研究会における論点整理
資料 2-03	子ども政策の動向
資料 2-04	参考資料 全世代型社会保障構築会議報告書
資料 2-05	第1回研究会における柿沼委員プレゼンの受止め
資料 2-06	第1回研究会の議論の受止め
資料 2-07	奥山委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）
資料 2-08	松本委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）
資料 2-09	研究会での論議に当たって（吉田委員提供）
資料 2-10	10年度へ向けた意見（柴田委員提供）
資料 2-11	保育の効果と予算規模（柴田委員提供）

### ■第3回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 3-01	議事次第
資料 3-02	研究会における論点整理
資料 3-03	第2回研究会における奥山委員プレゼンの受止め
資料 3-04	第2回研究会における松本委員プレゼンの受止め
資料 3-05	鈴木委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）
資料 3-06	今後の検討に向けた課題

■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-01	議事次第

10年後の子ども・子育て支援の在り方を考える研究会  
第1回研究会

議事次第

令和4年11月30日  
13:00～15:00

1. 開会

2. 議事

- (1) 研究会の概要説明
- (2) 吉田委員ご発表
- (3) 外部環境の変化及び子ども・子育て環境のありたい姿について
- (4) 柿沼委員ご発表
- (5) その他

3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 第1回研究会事務局資料
- 資料2 吉田委員提供資料
- 資料3 柿沼委員提供資料
- 資料4 参考資料

■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-02	第1回研究会事務局資料

10年後の子ども・子育て支援の  
在り方を考える研究会  
～第1回研究会 事務局資料～

2022年11月30日

株式会社 日本総合研究所

# 背景と目的

- 当研究会は、以下の背景から現行制度や直近の環境変化にとらわれず将来的な子ども子育て支援の在り方とそこに至るまでの課題について検討することを目的としております。

## 本事業の背景

- 子ども・子育て支援法が平成27年に施行されてから7年が経過する中で、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳以上であれば保護者の経済的負担を要することなく幼児教育・保育を受けることができることとなり、いずれかの園に帰属している児童は4・5歳であればほぼ100%となっているとともに、待機児童数も、調査開始以来初の3000人弱と減少してきている（令和4年4月調査）。
- また、令和3年には子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第50号）が成立し、その中には、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項として、「地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」を追加する規定が盛り込まれている。これにより、関係機関の連携が進むことが期待されている。
- 上記の状況より、今後は、保育所・幼稚園・認定こども園への入園・入所はハードルとならず、それ以外の子育て事業者も含めた、関係機関連携に関する個別的な検討が必要になってくると考えられ、その参考となるような先進的な取組事例の収集が必要となってくる。
- 併せて、入園・入所を課題にすることなく、あるべき子ども・子育て支援に関する行政の支援の在り方を模索していただくことが現状においては必要なこととなっていると考えられ、現行制度にとらわれずに、先進的な取組を行っている方々の考え方や実践を通して、将来的な課題について検討していくことが必要となる。

# 委員一覧

○ 当該研究会の委員は以下の方々となります。

No.	お名前	ご所属
1	池本 美香	株式会社日本総合研究所
2	奥山 千鶴子	認定NPO法人びーのびーの 理事長
3	柿沼 平太郎	学校法人柿沼学園理事長
4	柴田 悠	京都大学総合人間学部准教授
5	鈴木 眞廣	社会福祉法人わこう村 理事長
6	野澤 祥子	東京大学 Cedep 准教授
7	松本 理寿輝	まちの保育園・こども園 代表
8	【座長】 吉田 正幸	株式会社保育システム研究所 代表

# 研究会の具体的な内容

○ 全3回の研究会の具体的な内容は以下の通りです。

	日程等	アジェンダ	意見交換テーマ
第1回	2022年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員顔合わせ：10分</li> <li>・構成員からの発表（吉田委員）：20分</li> <li>・事務局からの説明（10年後の社会の姿、外部環境の変化に関するご説明 など）：20分</li> <li>・意見交換：50分</li> <li>・構成員からの発表（柿沼委員）：20分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化/働き方等に関する将来の見通しを踏まえ注意すべき点</li> <li>・子どもの権利擁護について今後求められる点</li> <li>・将来の子ども子育て環境のありたい姿</li> </ul>
第2回	2023年 1月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局からの説明（前回の振り返り、子ども・子育てを巡る各種指標及び政策動向「保育・教育関連」など）：15分</li> <li>・構成員からの発表（奥山委員、松本委員）：40分</li> <li>・意見交換：65分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等を中心とした子育て支援に将来的に求められる機能</li> <li>・その他保育・教育（その他地域の子育て支援機能）に求められる機能</li> </ul>
第3回	2023年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局からの説明（前回までの振り返り、子ども・子育てを巡る各種指標及び政策動向「困難な状況にあるこどもや事件事故」、全世代型社会保障会議等の政府における関連検討・取組状況の共有 など）：20分</li> <li>・構成員からの発表（鈴木委員）：20分</li> <li>・意見交換：70分</li> <li>・中間総括：10分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な状況にあるこどもへの支援に将来求められる機能</li> <li>・事件/事故防止（こどもの安全）について求められる機能</li> <li>・その他追加論点</li> <li>・全ての議論を踏まえたありたい姿と目指すうえでの主なポイント</li> <li>・令和5年度以降の研究会の在り方</li> </ul>

※各回所要時間は2時間程度を想定

# (参考) 社会の変化とこども・子育て分野のポイントの全体像 ※主に0-5歳を対象とする

- 子ども・子育て支援の在り方を考えるにあたり、外部環境の変化に関する見通しを整理する必要があります。
- 本研究会では外部環境の方向性について合意形成を図りながら、論点ごとのあるべき方向性について議論する形を想定しております。

【その他影響がみられるポイント】

- ・気候変動（温暖化）
- ・災害対策の必要性の高まり
- ・30年後等の社会・働き方 等

## 人口の変化

【直近のトレンド・法改正等】

少子高齢化

子ども数の減少

年齢構成の変化

晩産化（高齢出産）

コミュニティの変化

## 労働市場・環境の変化

【直近のトレンド・法改正等】

育児介護休業法等改正・働き方改革・男女共同参画

女性就業率向上

低所得層の増加/  
経済的な課題

男性育児参加

テレワークの普及

子ども・子育て支援ニーズの変化

## 子ども・子育ての考え方の変化

【直近のトレンド・法改正等】

こども基本法の制定・障害者権利条約・児童福祉法の改正

子どもの権利擁護

### 子ども・子育て支援ニーズの変化

#### 保育所等の機能

##### （施設での保育・教育）

需給バランス/幼保連携促進

保育の質向上/処遇改善

保育所等の多機能化

対象児童の多様化

#### 地域子育て支援機能

機能・支援の在り方

在宅子育て家庭への支援

関係機関等の連携の在り方

受け皿の確保

地域差対応 / 地域連携の在り方

経済的支援等の在り方

#### 困難な状況にあるこども

##### への支援機能

児童虐待/貧困家庭等  
へのアプローチ/支援の  
在り方

障害者/発達障害支援  
の在り方（インクルーシ  
ブ保育）

#### こどもの安全に関する機能

事故防止  
（予防に向けた取り組  
み 等）

事件防止  
（性被害 等）

デジタル化の方向性

# 第1回研究会の論点

- 10年後の子ども・子育て支援の在り方を検討する目的で以下の主に外部環境についてご議論いただきたいと考えています。

## 【第1回研究会の論点】

### ➤ 少子化/働き方等に関する将来の見通しを踏まえ注意すべき点について

- ◆ 少子化が進み、家族の形や家庭と地域と繋がりにも変化が生じることが予想されるがどういった変化の方向性が考えられるか。
- ◆ 共働きが増え、テレワークの普及が進む中で将来的にどういった働き方が増え、それに伴い子ども・子育て支援ニーズがどう変化すると考えられるか。
- ◆ 上記の変化にどういった地域差が生じると見込まれるか。

### ➤ 子どもの権利擁護について今後求められる点について

- ◆ 子どもの権利擁護の考えが浸透するにつれて、子ども・子育て支援の中で将来的にどういった対応が求められることになるか。

### ➤ 将来の子ども・子育て環境のありたい姿について

- ◆ 上記の議論を踏まえて、将来の子ども・子育ての環境としてどういった環境を実現できていたいか。

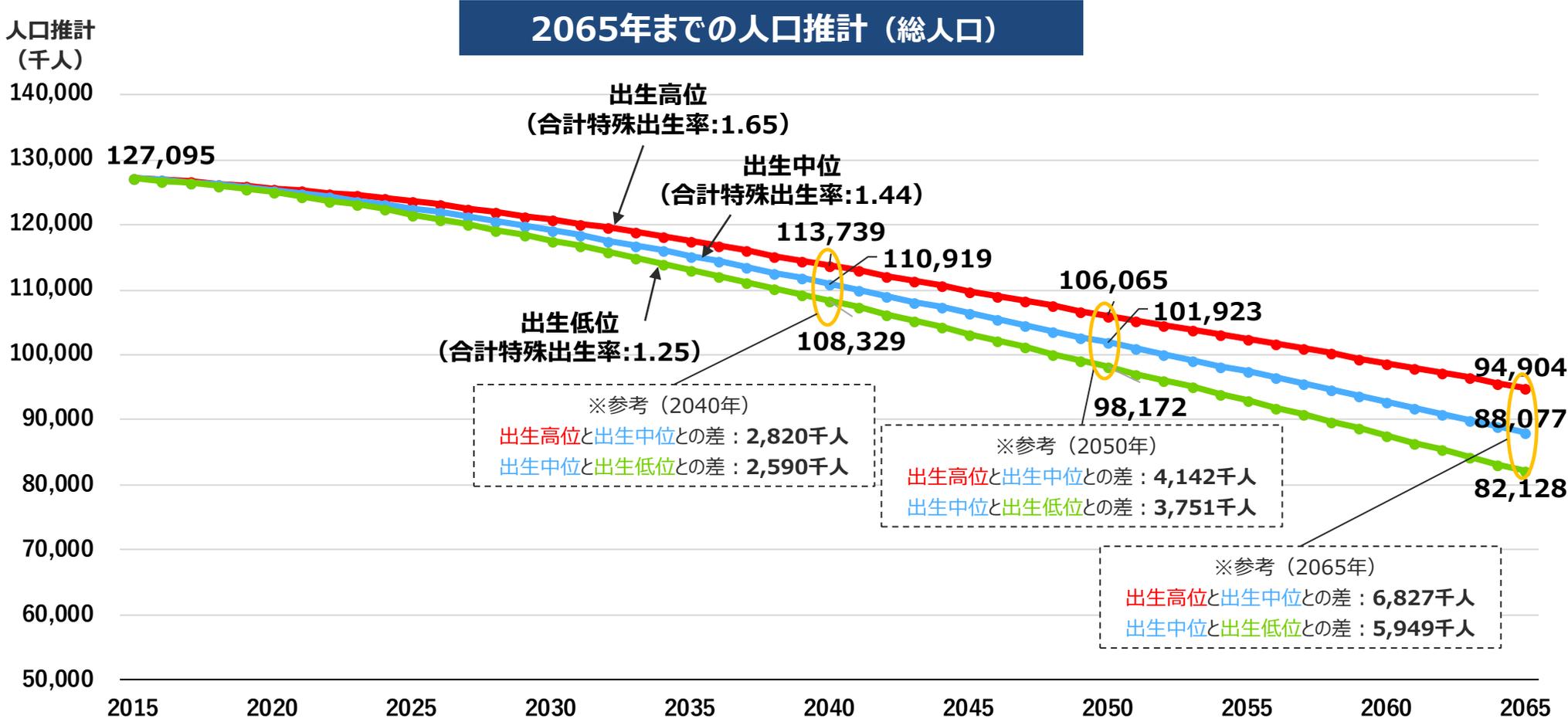
**【第一回研究会事務局資料】  
外部環境の変化について**

---

# 人口の変化：今後の人口推計（総人口）

子ども数の減少

- 国立社会保障・人口問題研究所が推計した、2065年までの総人口の推移は以下の通り。
- 合計特殊出生率の水準が1.65前後（2025年以降）まで回復した前提（出生高位）でさえ、2050年代後半には人口1億人を割り、人口減少には歯止めが効かない。



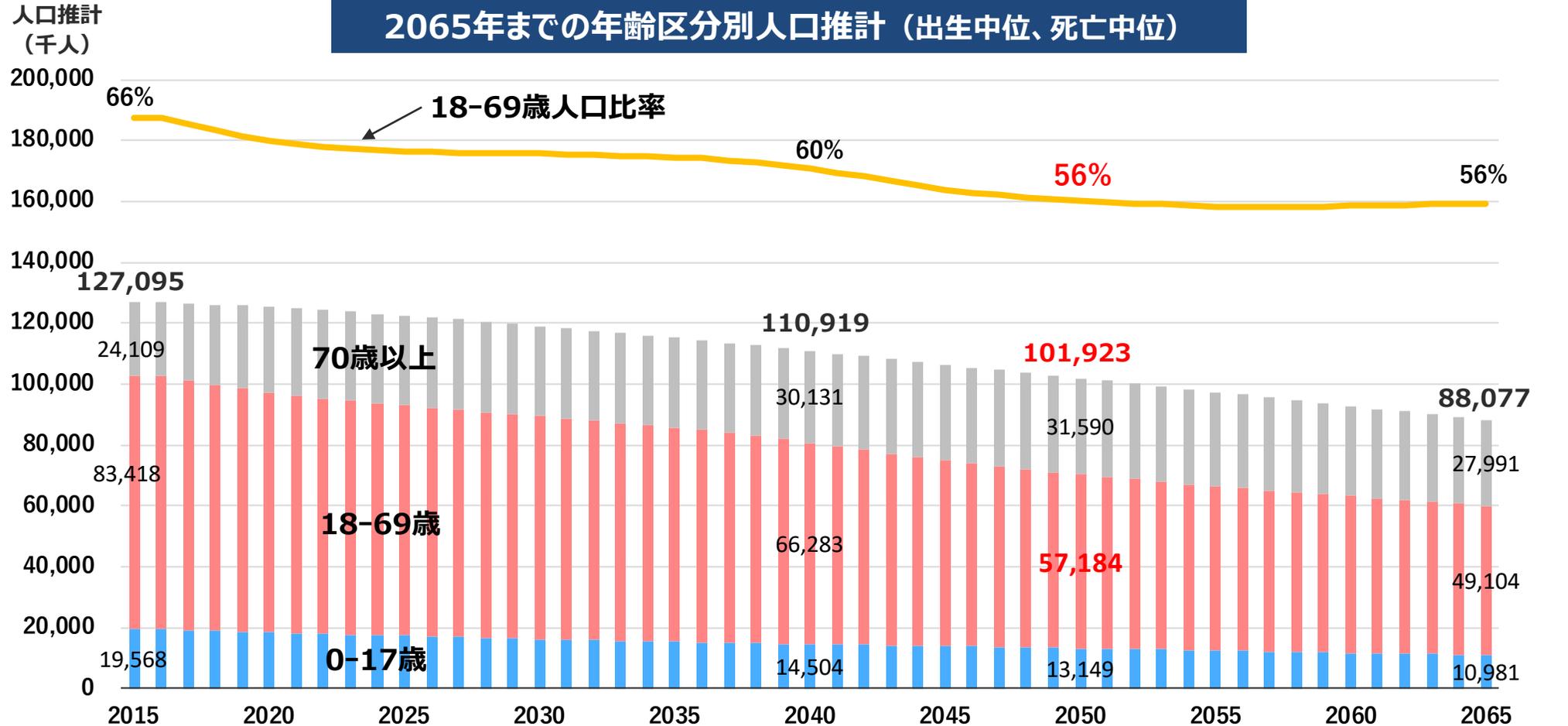
(注1) 死亡中位の推計 (注2) 高位・中位・低位いずれも2065年時点で図中に記載の合計特殊出生率となるよう各年の出生率が変化する前提の推計  
 (出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」を基に日本総研作成

# 人口の変化：今後の人口推計（年代別）

年齢構成の変化

- 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2015年は1億2,700万人だった総人口は、2050年には約1億200万人まで減少する見込み。また、現役世代（18-69歳）人口は、2015年には約8,300万人だったが、2050年には約5,700万人まで大きく減少する見込み。
- 総人口に占める現役世代（18-69歳）人口比率も、2015年の66%から2050年には56%まで低下する。

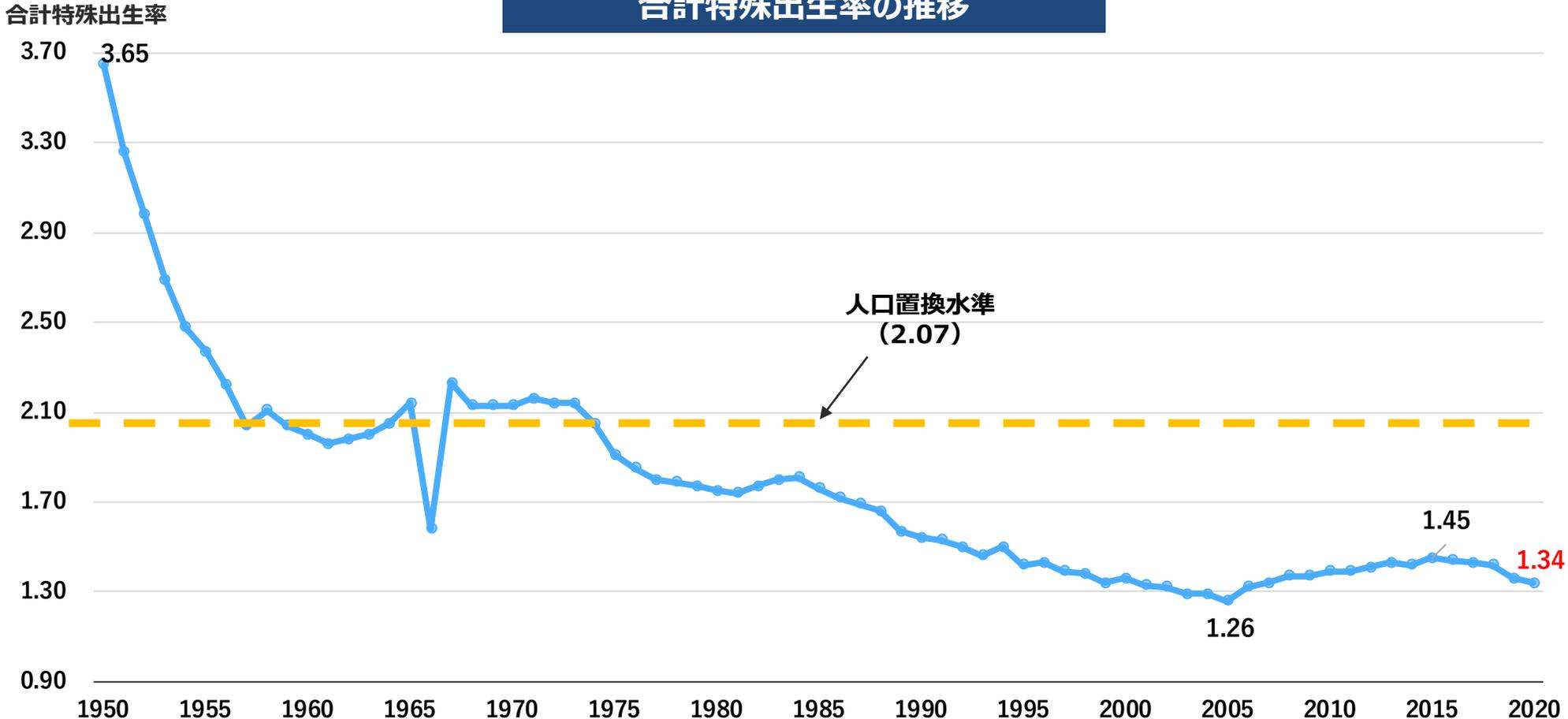
2065年までの年齢区分別人口推計（出生中位、死亡中位）



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」を基に日本総研作成

- 合計特殊出生率は1970年代後半以降、人口置換水準である2.07を下回る水準。
- 2005年に1.26となった後は増加傾向に転じていたが、2015年以降は再び減少傾向に転じ、2020年時点で1.34まで低下。

## 合計特殊出生率の推移

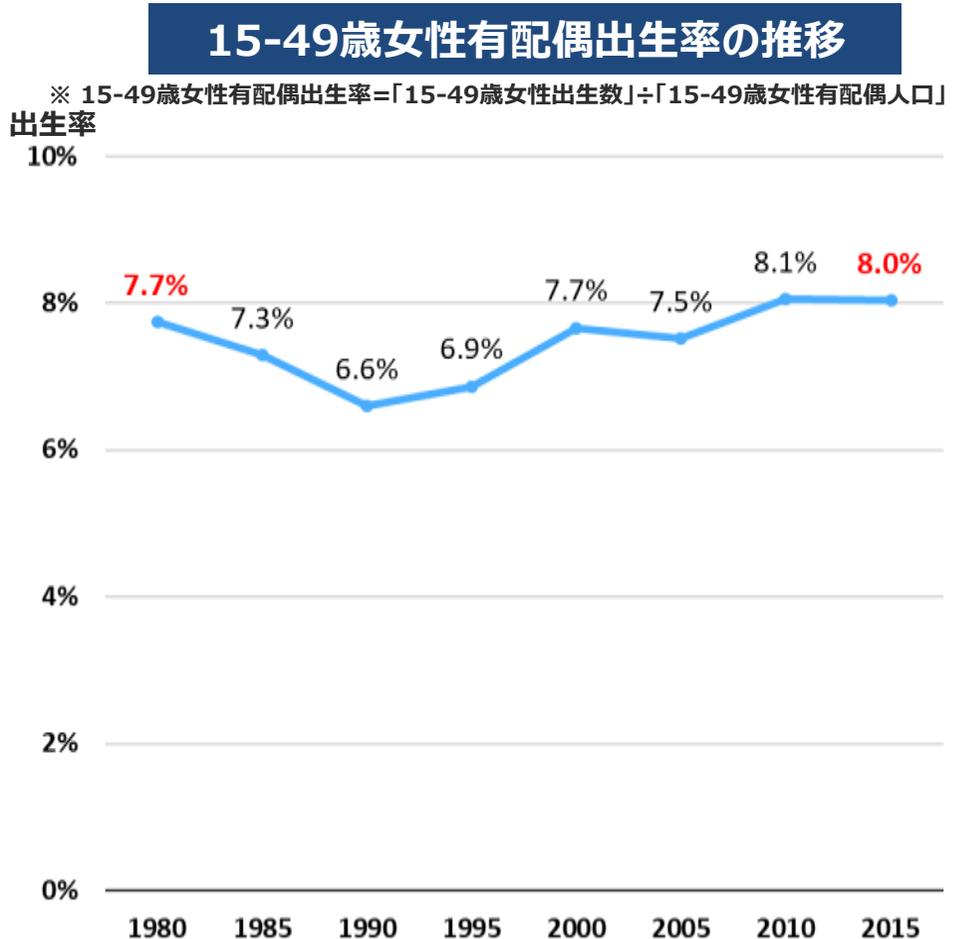
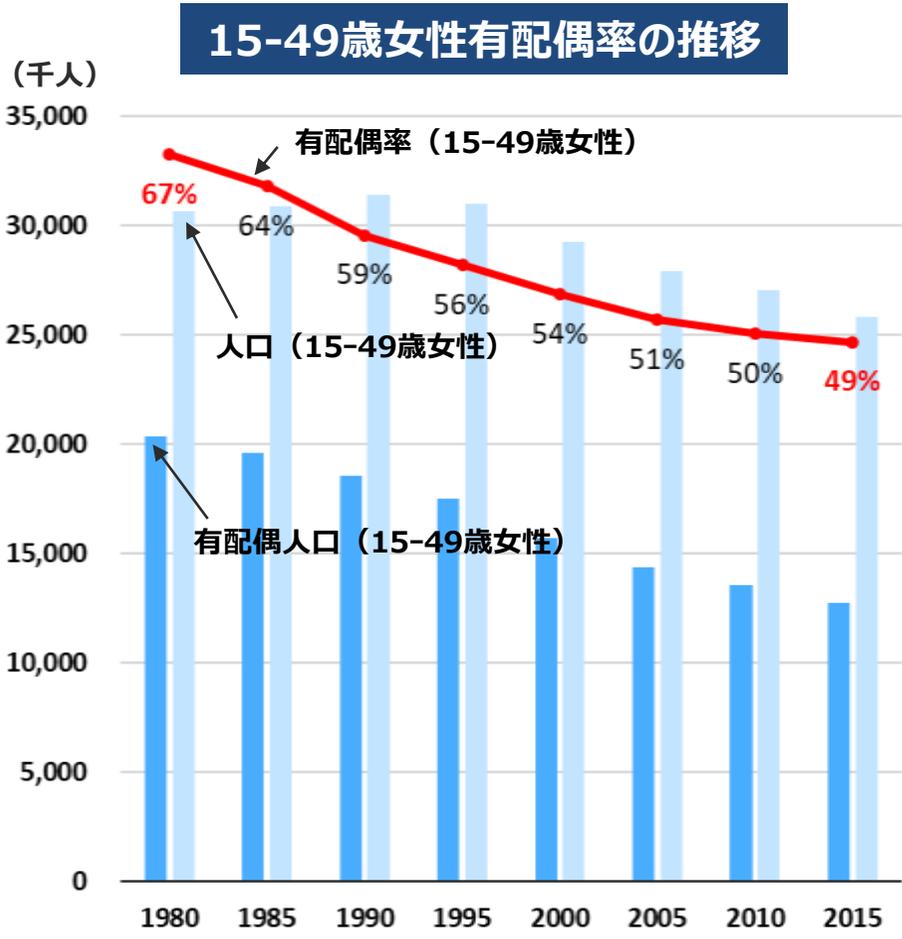


(注) 人口置換水準とは、現状の死亡率水準において、人口が長期的に増加減少もせず一定となる出生率水準のこと  
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」を基に日本総研作成

# 人口の変化：有配偶率・有配偶出生率の推移

子ども数の減少

- ここ35年間で、15～49歳女性の有配偶率は、67%（1980年）から49%（2015年）まで減少。
- 他方、15～49歳女性の有配偶出生率は横ばいの水準となっている。
- つまり、この期間の出生率の低下の要因は、有配偶率の低下によるもの大きいと考えられる。



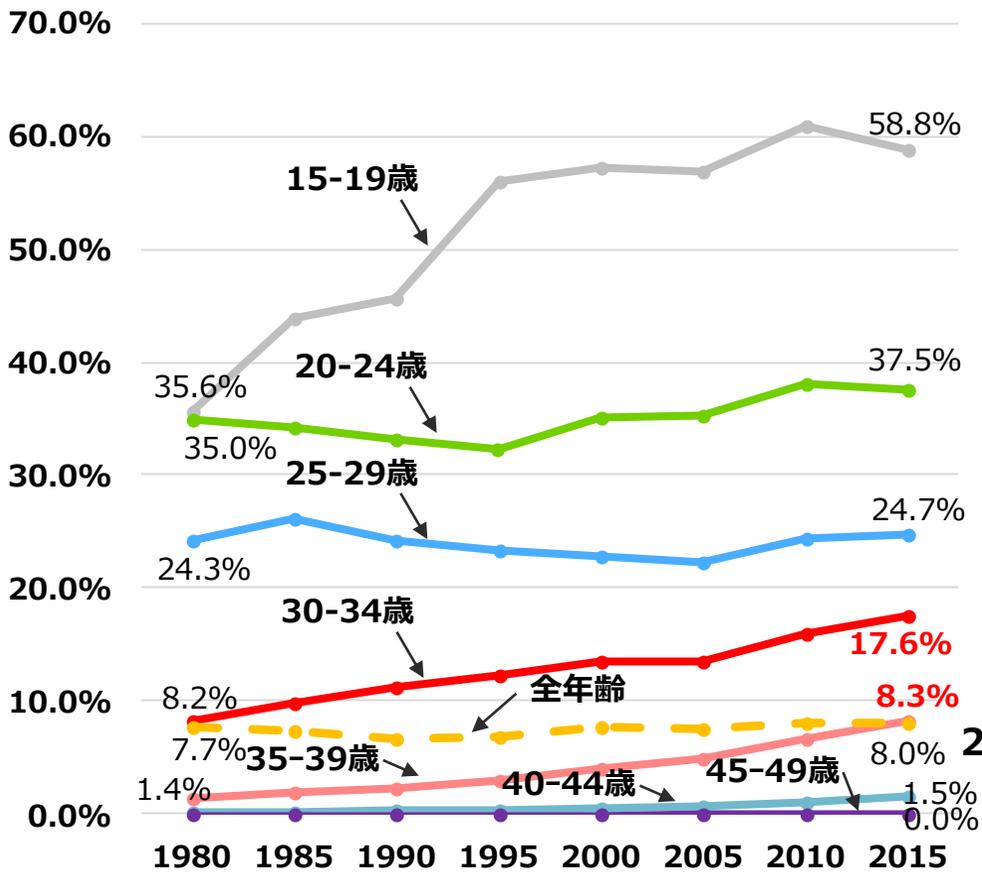
(出所) 総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」を基に日本総研作成

# 人口の変化：年齢階級別の有配偶出生率推移

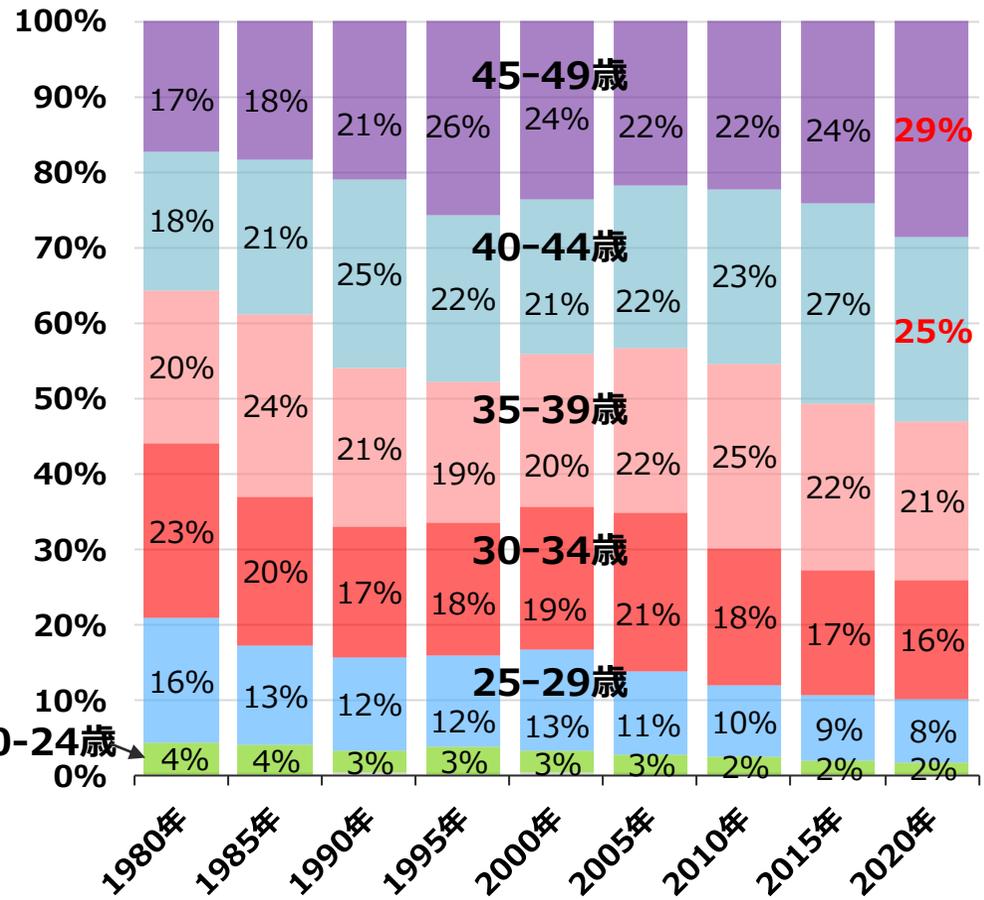
晩産化（高齢出産）

○ 有配偶出生率を年齢5歳階級別に見ると、どの年齢階級においても低下はしておらず、30代を中心に増加傾向となっている。他方で、有配偶者全体に占める高年齢層（有配偶出生率が低い）の割合も上昇しているため、全年齢での有配偶出生率は横ばいとなっている。

### 年齢5歳階級別の女性有配偶出生率の推移



### 有配偶女性の年齢5歳階級別割合の推移



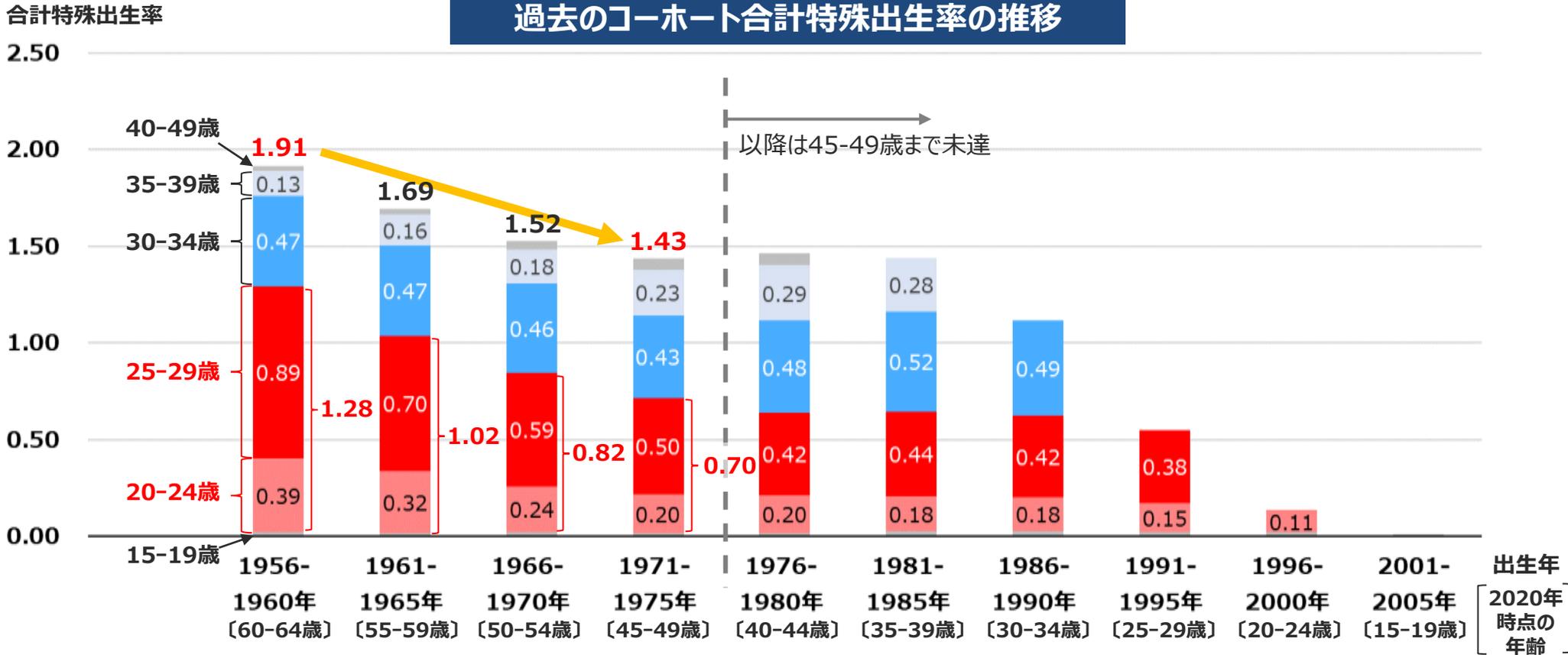
(出所) 厚生労働省「人口動態統計特殊報告」、総務省「国勢調査」を基に日本総研作成

# 人口の変化：コーホート合計特殊出生率推移

子ども数の減少

- 世代ごとの出生率であるコーホート合計特殊出生率を見ると、「1956-1960年」生まれから「1971-1975年」生まれにかけて大きく低下。
- 出産年齢別に見ると、各世代30代における出生率は微増であるものの、20代における出生率が世代を追うごとに大きく低下している。

## 過去のコーホート合計特殊出生率の推移



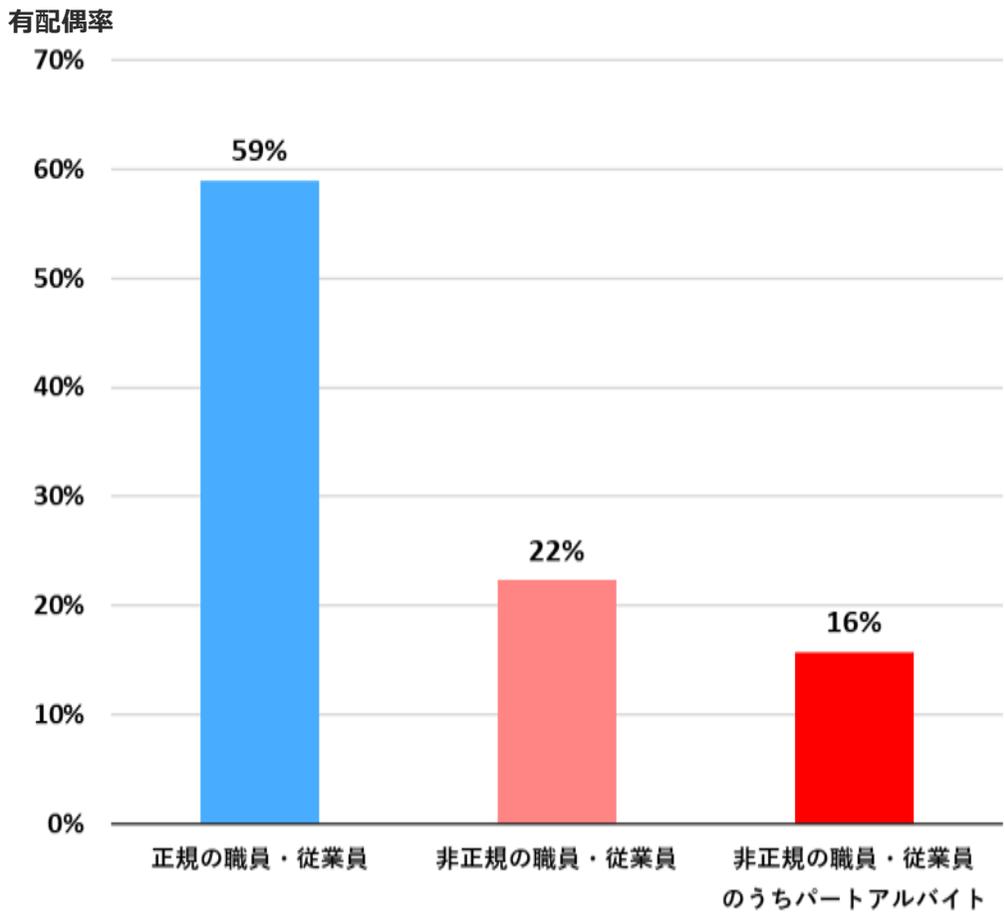
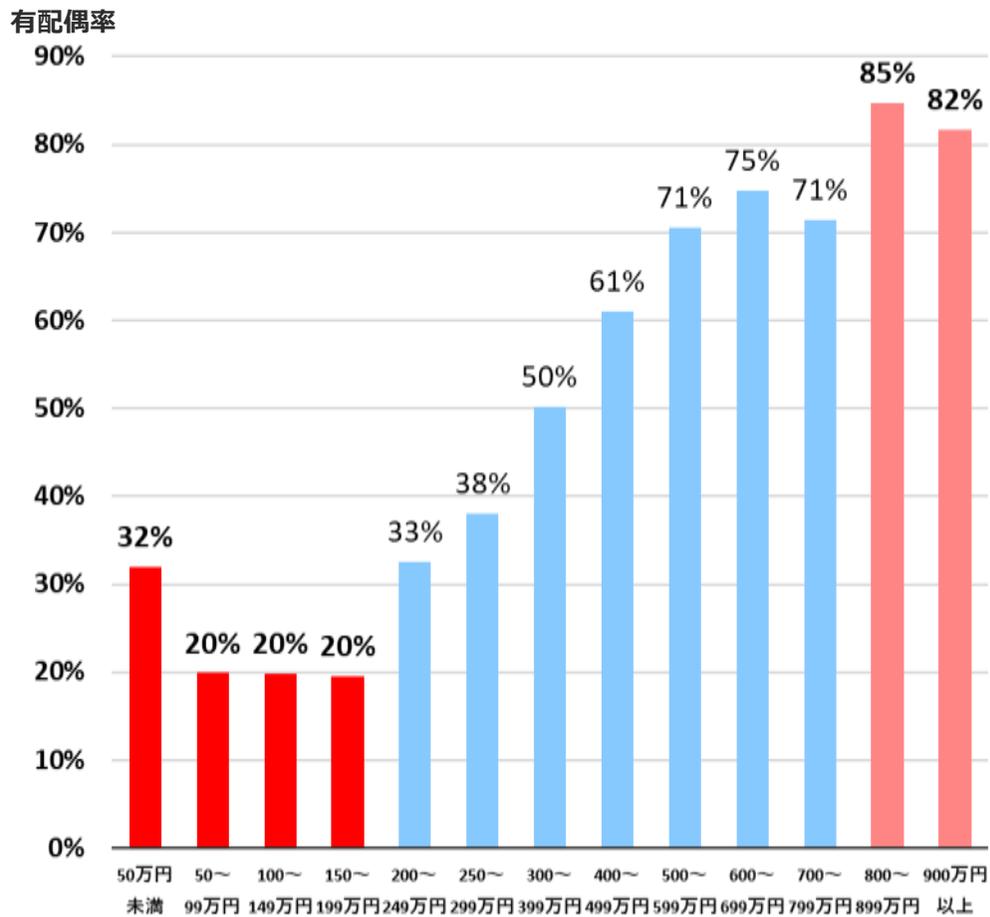
(注) 出生年1971-1975年以降のデータはいずれも、2020年人口動態統計の月報年計（概数）のデータであり確定数ではない。

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」を基に日本総研作成

- 高年収層は有配偶率が高くなっている一方で、年収が低い層ほど有配偶率が低くなっている。
- 非正規雇用の男性は、正規雇用の男性と比較して有配偶率が低くなっている。

男性（30-34歳）の年収別有配偶率（2017年）

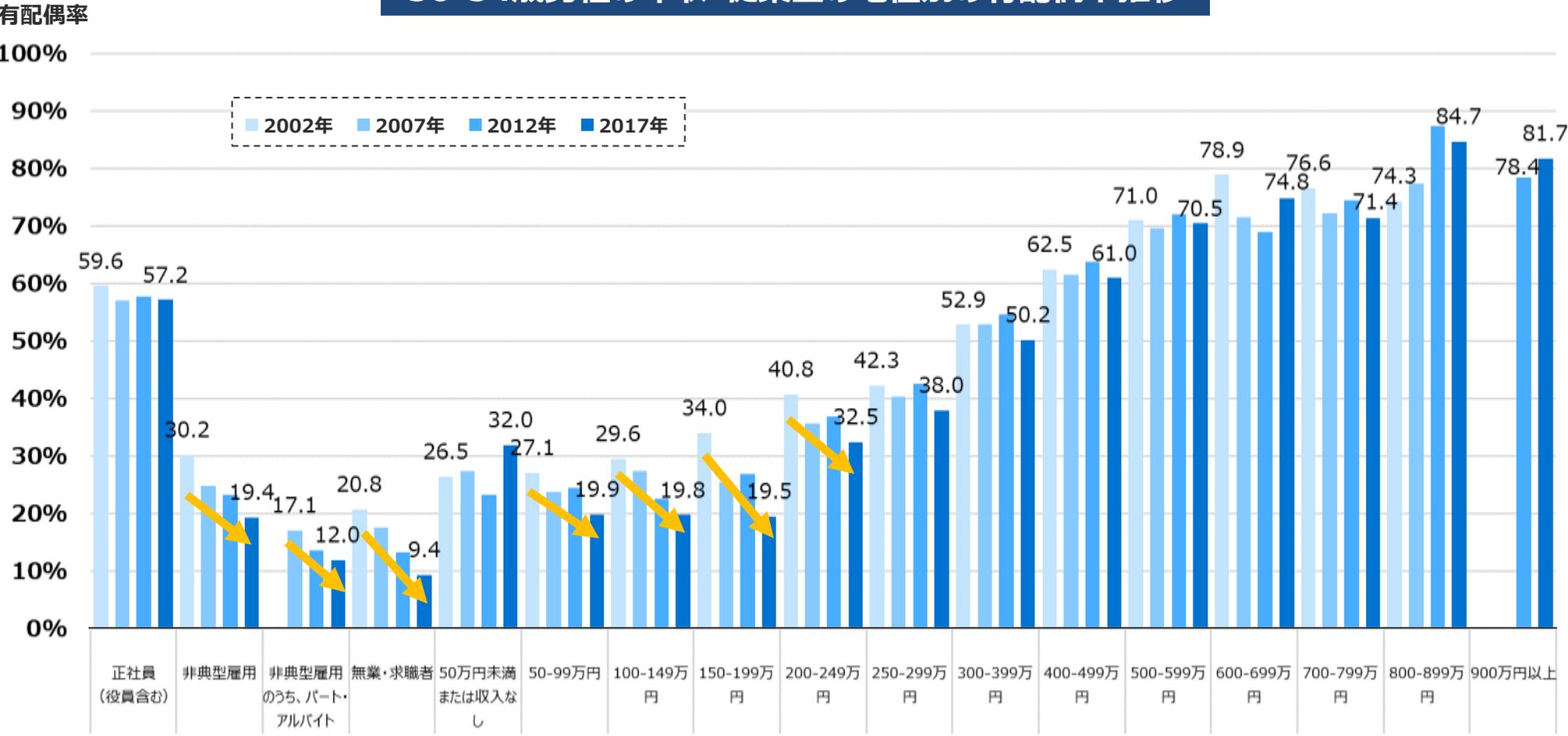
男性（30-34歳）の従業上の地位・雇用形態別有配偶率（2017年）



(出所) 内閣府「少子化社会対策白書」を基に日本総研作成

○ 30-34歳男性における、年収・従業上の地位別の有配偶率を経年で見ると、非典型雇用や無業・求職者、比較的低年収の層における有配偶率が年々低下傾向にあることが見受けられる。

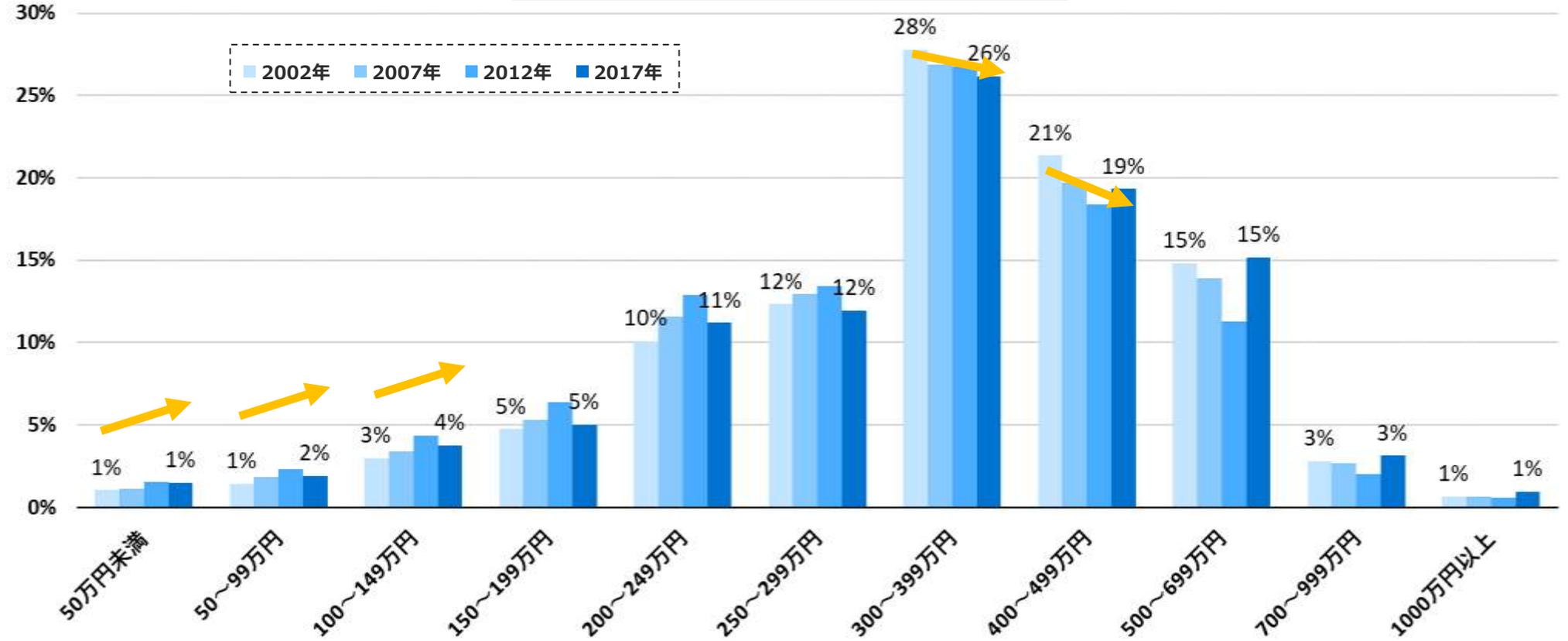
## 30-34歳男性の年収・従業上の地位別の有配偶率推移



(出所) 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状①②③」を基に日本総研作成

- 25-34歳男性の所得分布をみると、300～499万円の層が減少しており、他方で149万円以下の低所得層が増加していることが分かる。
- 所得700万円以上の層は有配偶率が70%を超えているが、全体の分布だとわずかに留まっている。

## 25-34歳男性の所得別分布の推移

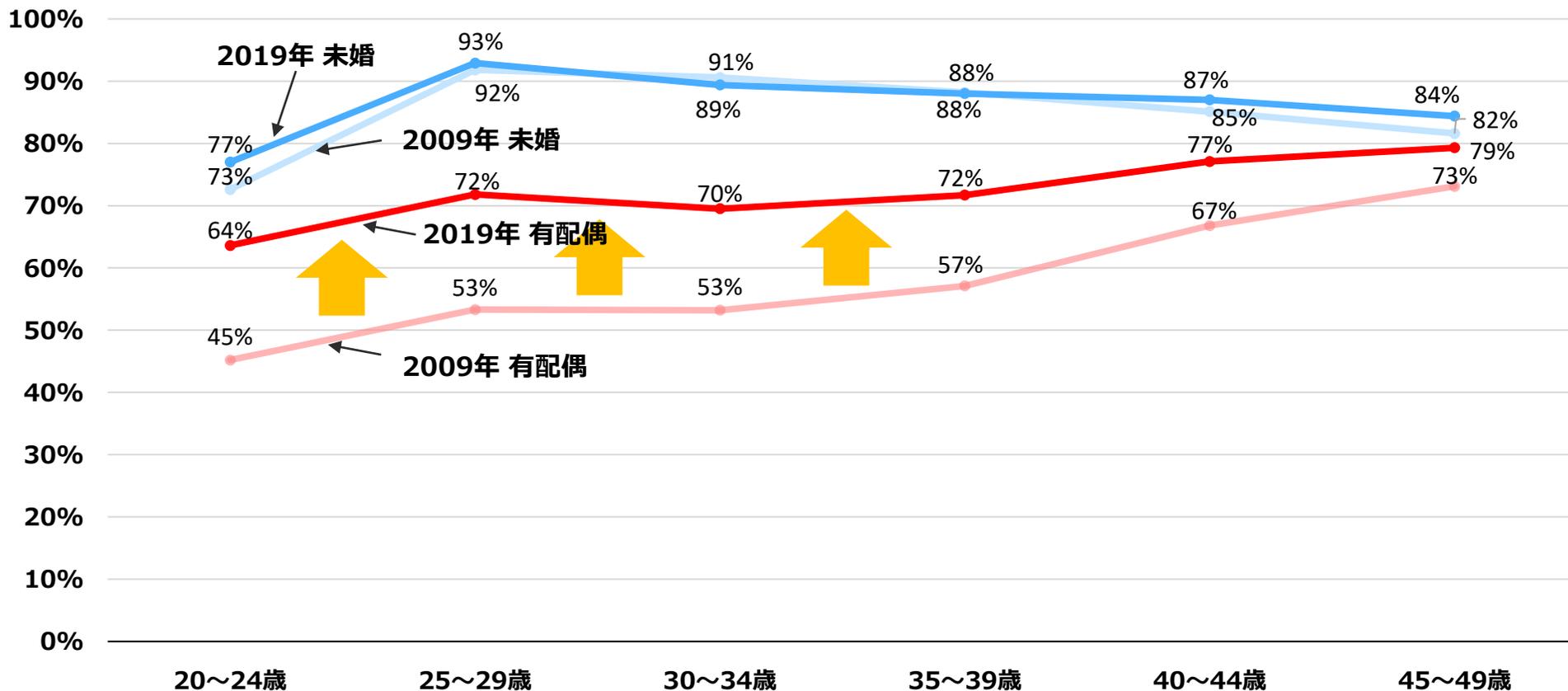


(出所) 総務省「就業構造基本調査」を基に日本総研作成

# 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移

- 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移は以下の通り。
- 有配偶女性の全ての年齢階級において労働力率が顕著に増加していることが分かる。

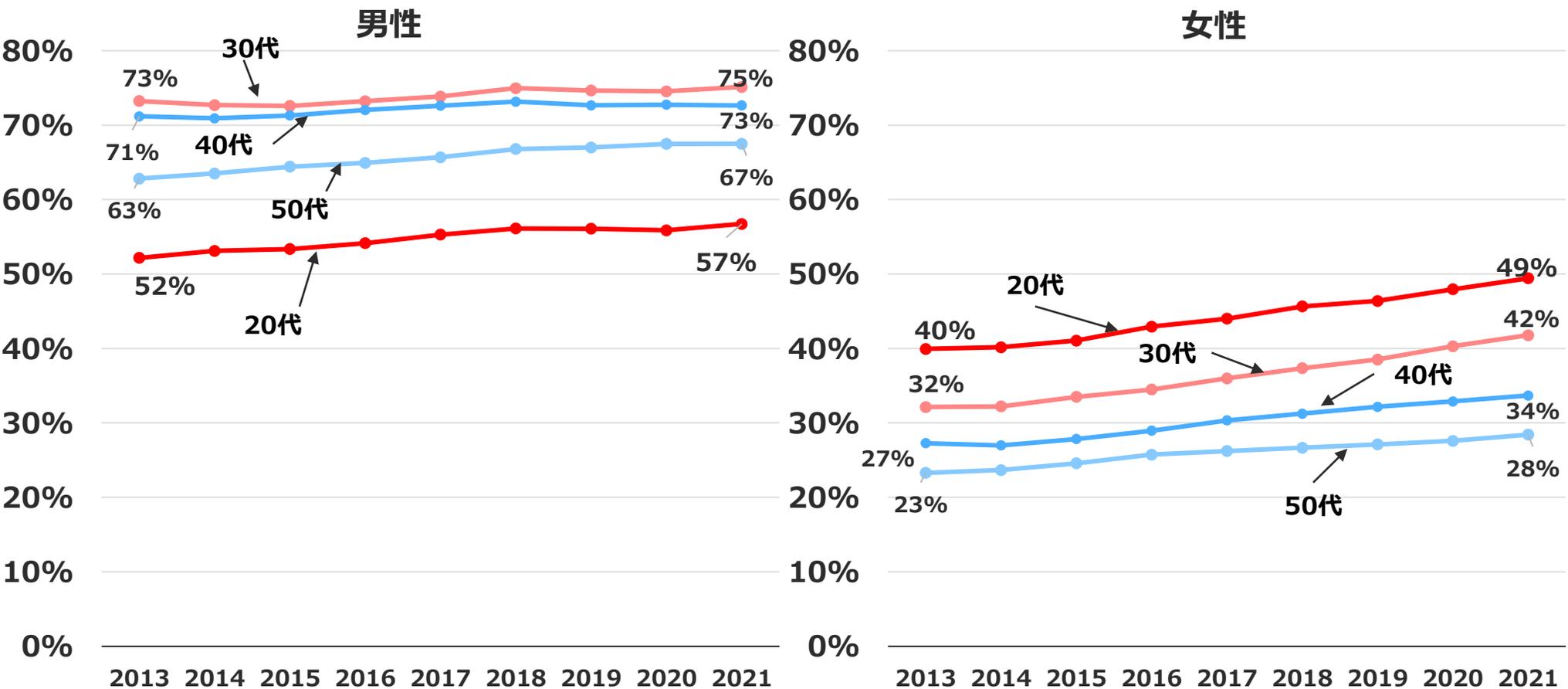
## 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移



(出所) 総務省「労働力調査」を基に日本総研作成

○ 特に女性の20代・30代では、人口に占める正規の職員・従業員の割合が増加している。

年代別の正規の職員・従業員割合（男性・女性）



※ 年代ごとに、正規の職員・従業員数÷年代人口により算出  
 (出所) 総務省「労働力調査」を基に日本総研作成

- 働き方・育児支援をめぐる環境整備については、1990年代より育児休業法の制定など各種制度が整備され、2000年代には次世代育成支援対策推進法等により制度活用の促進が行われている。「男性は仕事、女性は家庭」という考え方から脱却し、共働き世帯の育児支援制度が整備されてきたと解釈することもできる。
- 現在は、「長時間労働の是正」「柔軟な働き方」に代表される「働き方改革」の実施により、夫婦ともに仕事と家庭を両立することができる環境を整備していると考えることができる。

## フェーズ1 制度整備期 (1990年代～)

- 育児休業法（1991年）、改正雇用保険法（育児休業給付、1994年）、改正健康保険法（出産育児一時金、出産手当金、2002年）等の制度整備時期
- 改正男女雇用機会均等法等により、雇用分野における男女の均等な機会・待遇の確保  
⇒ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方ではなく、**仕事をしながら育児を実施するための制度を整備**

## フェーズ2 制度活用促進期 (2000年代～)

- 次世代育成支援対策推進法（2003年）・女性活躍推進法（2015年）の制定
- 働く女性が増えたことも背景に、仕事と子育ての両立が可能となるよう、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とする他、育児休業の取得が容易となるよう制度改正  
⇒ **育児休業等、子育てに関する制度の活用を促進**（実際に活用しているのは女性が中心）

## フェーズ3 働き方改革期 (2018年頃～)

- 働き方改革関連法（2018年）の制定により、長時間労働是正・労働時間の規制
- 新型コロナウイルス流行の影響もあり、テレワーク・フレックスタイム等の柔軟な働き方が広がる
- 人事評価は「労働時間」から「労働時間当たり成果」に変化
- 男性の仕事と子育ての両立を促進するよう支援  
⇒ **夫婦ともに仕事と家庭を両立することができる環境を整備する時期**

(出所) 厚生労働省「改正育児・介護休業法について」「育児・介護休業法の改正経過」等を基に日本総研作成

○ 2017年3月に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実現計画」において、働く人の視点に立った課題を解決するためのテーマ・対応策が以下の通り整理され、2026年度までのロードマップが策定されている。

課題	テーマ	対応策
賃金などの 処遇改善	1. 非正規雇用の処遇改善	① <u>同一労働同一賃金</u> の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備 ② <u>非正規雇用労働者の正社員化</u> などキャリアアップの推進
	2. 賃金引き上げと労働生産性向上	③ 企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など <u>賃上げしやすい環境</u> の整備
時間・場所などの 制約の克服	3. 長時間労働の是正	④ 法改正による <u>時間外労働の上限規制</u> の導入 ⑤ <u>勤務間インターバル制度</u> 導入に向けた環境整備 ⑥ 健康で働きやすい職場環境の整備
	4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備	⑦ 雇用型 <u>テレワークのガイドライン</u> 刷新と導入支援 ⑧ 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援 ⑨ <u>副業・兼業の推進に向けたガイドライン</u> 策定やモデル就業規則改定などの環境整備
	5. 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、 障害者就労の推進	⑩ 治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援などの推進 ⑪ 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進 ⑫ 障害者等能力を活かした就労支援の推進
	6. 外国人材の受入れ	⑬ 外国人材受入れの環境整備
キャリアの構築	7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備	⑭ 女性のリカレント教育など <u>個人の学び直しへの支援</u> や <u>職業訓練</u> などの充実 ⑮ パートタイム女性が就業調整を意識しない環境整備や正社員女性の復職など多様な女性活躍の推進 ⑯ 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進
	8. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職 支援、人材育成、格差を固定化させない教育 の充実	⑰ <u>中途採用の拡大</u> に向けた指針策定・受入れ企業支援と職業能力・職場情報の見える化 ⑱ 給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備
	9. 高齢者の就業促進	⑲ 継続雇用延長・定年延長の支援と高齢者のマッチング支援

(出所)「働き方改革実行計画(平成29年3月28日決定)」を基に日本総研作成

○ 2018年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、順次施行された。

狙い	内容
①働き方改革の総合的かつ継続的な推進	-
②長時間労働の是正及び多様で柔軟な働き方の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>時間外労働の上限規制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 月45時間、年360時間を原則とする</li> <li>➢ 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定</li> </ul> </li> <li>✓ 年5日の年次有給休暇の確実な取得</li> <li>✓ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率における中小企業への猶予措置の廃止</li> <li>✓ 高度プロフェッショナル制度の創設</li> <li>✓ 勤務間インターバル制度の普及促進（努力義務）</li> <li>✓ 産業医・産業保健機能の強化</li> </ul>
③雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>不合理な待遇差の禁止</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 職務内容、職務内容・配置の変更の範囲、その他の事情のうち、正社員との間の不合理な待遇差を禁止（均衡待遇規定）するとともに、職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合に差別的取扱を禁止（均等待遇規定）</li> </ul> </li> <li>✓ 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 非正規雇用労働者は事業主に対し、正社員との待遇差の内容や理由などについて説明を求められることができるように</li> </ul> </li> <li>✓ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の整備</li> </ul>

（出所）「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を基に日本総研作成

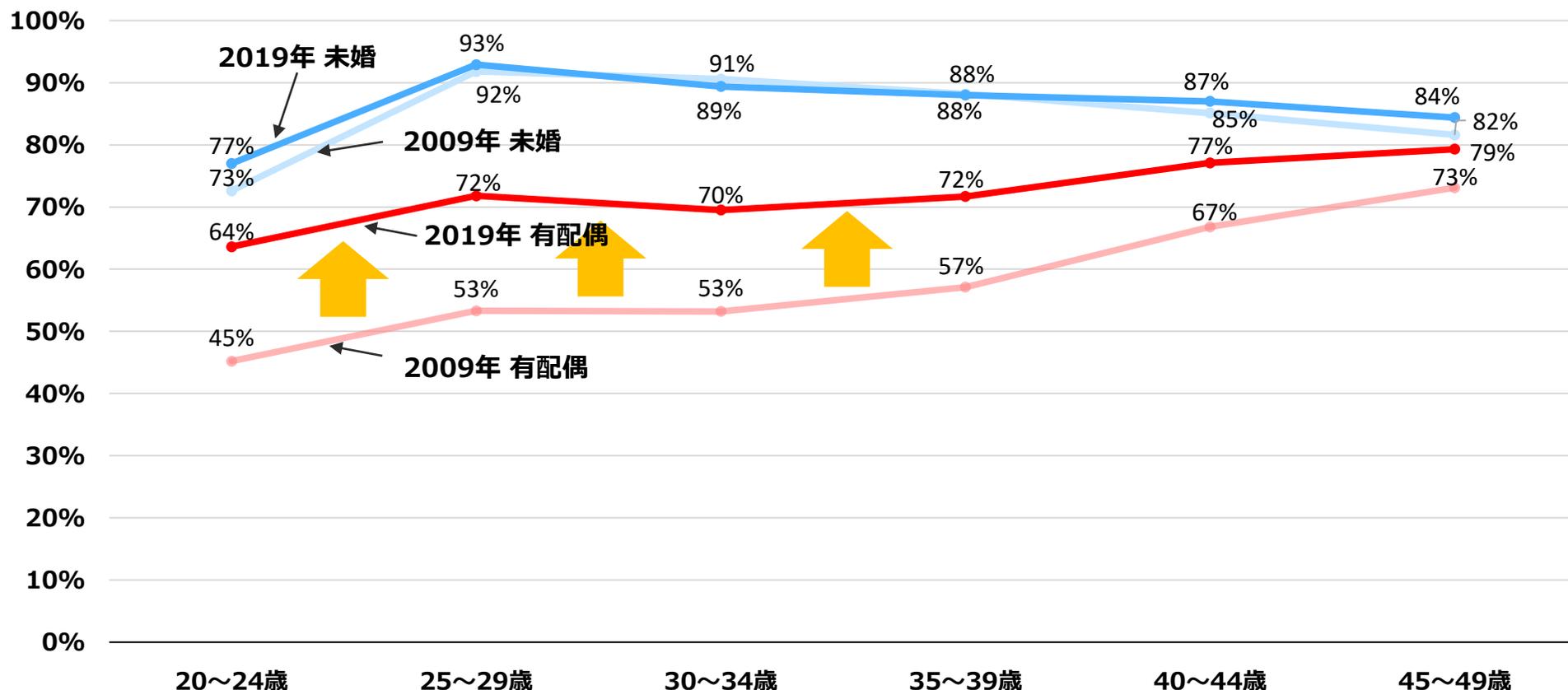
○ 2021年6月に育児・介護休業法が改正され、男女ともに育児休業を取得しやすい環境の整備が進められた。

改正項目		現行	改正後
男性の育児休業取得促進のための 子の出生直後の時期における 柔軟な育児休業の枠組みの創設 （産後パパ育休の創設）		育休制度 ・原則、子が1歳（最長2歳）になるまで ・原則、1か月前まで ・予定した就労不可	左記の育休制度 + 産後パパ育休制度 ・子の出生後8週間以内に、4週間まで取得可能 ・原則、休業の2週間前まで ・事前調整の上、休業中の就業可
育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び 妊娠・出産の申出をした労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置の義務付け	育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務付け	研修等の取得しやすい環境整備に関する規定なし	育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を義務付け
	妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け	個別周知の努力義務のみ	妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を義務付け
育児休業の分割取得、 育児休業の取得の状況の公表の義務付け、 有期雇用労働者の 育児・介護休業取得要件の緩和	分割取得	原則、分割不可	分割して2回取得可能
	育児休業の取得の状況の公表の義務付け	プラチナくるみん企業のみ公表	育児休業の取得の状況の公表を義務付け
	有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和	引き続き雇用された期間が1年以上で、1歳6か月までの間に契約満了することが明らかでない、という要件が存在	「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件について、無期雇用労働者と同等の取り扱いとする

（出所）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要（令和3年法律第58号）」を基に日本総研作成

- 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移は以下の通り。
- 有配偶女性の全ての年齢階級において労働力率が顕著に増加していることが分かる。

## 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移



(出所) 総務省「労働力調査」を基に日本総研作成

- 6歳未満の子供を持つ夫婦における家事・育児においては、男女の間に大きく時間の差がある。
- 近年、男性の家事育児参加が多少みられる程度にとどまる。

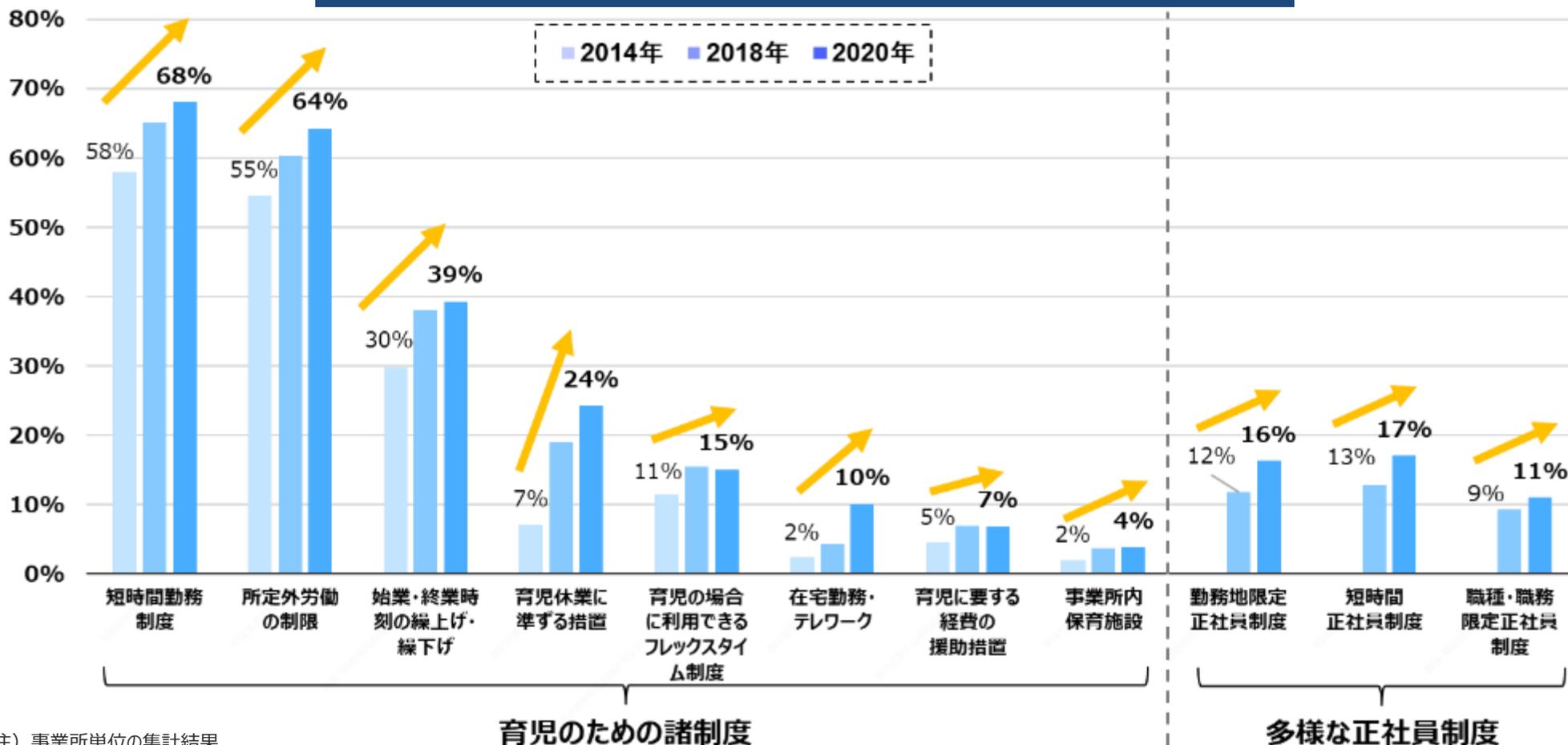
6歳未満の子供を持つ共働きの夫婦における家事・育児の1日あたり平均時間



(出所) 総務省「社会生活基本調査」を基に日本総研作成

- 仕事と育児の両立のための諸制度を導入している企業は増加傾向にある。
- 特に導入率が高い制度は、「短時間勤務」、「所定外労働」、「始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」である。

## 育児のための諸制度・多様な正社員制度の導入状況（2020）



育児のための諸制度

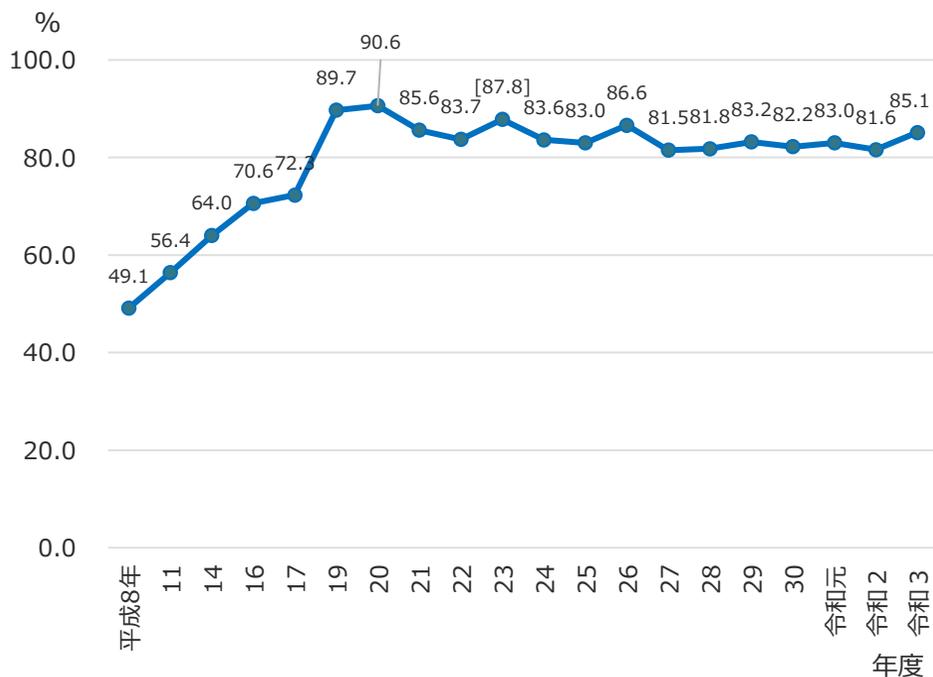
多様な正社員制度

(注) 事業所単位の集計結果  
(出所) 厚生労働省「雇用均等基本調査」を基に日本総研作成

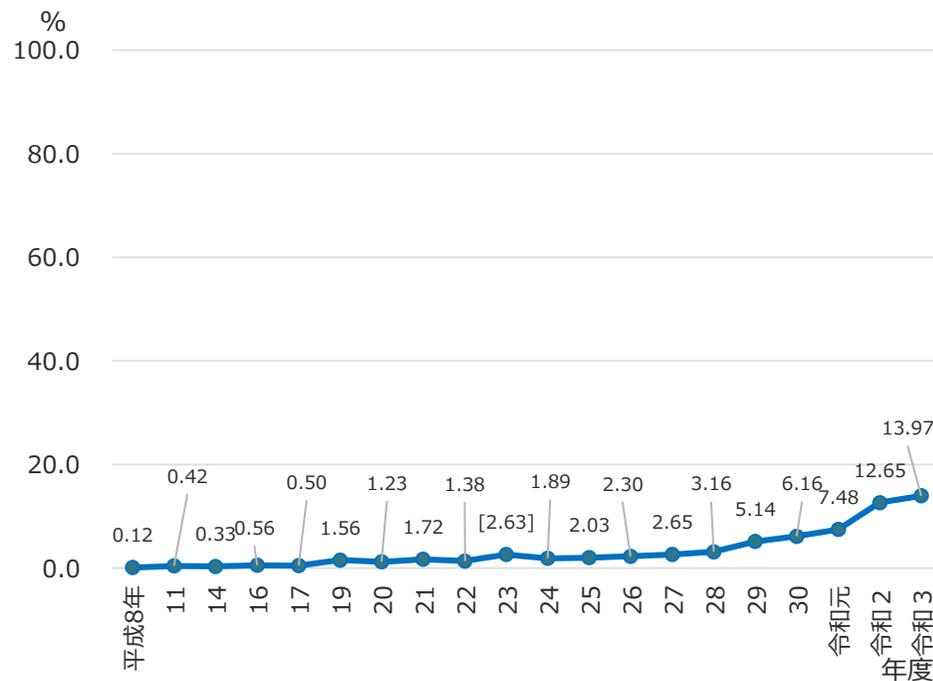
- 女性の育児休業の取得率は平成20年に90%を超えたが、その後は低下、横ばいで推移しており、令和3年時点では81.6%となっている。
- 一方で男性の育休取得率は直近5年程度で急激に上昇した。ただし女性よりは大幅に低い12.65%にとどまっている。

### 育児休業取得率の推移

#### 女性



#### 男性



(注) 平成23年度のカッコ内の数値は、岩手県、宮城県、福島県の数値を除いた数値

(出所) 厚生労働省「令和2年度雇用均等法基本調査」、18頁図2を基に日本総研作成

### 男性の育児休業取得促進事業 (イクメンプロジェクト)

雇用環境・均等局職業生活両立課  
(内線7859)

令和5年度概算要求額 1.3億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

#### 1 事業の目的

- 「イクメンプロジェクト」とは、積極的に育児をする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報・支援するプロジェクト (H22年度から実施)
- 令和5年度においては、改正育児・介護休業法を円滑に試行するため、改正法に沿った企業の取組を促進するセミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、令和5年4月から試行される育児休業取得状況の公表の義務化に伴う企業の取組促進キャンペーンを実施し、男性の育休取得促進を強力に推進する。

#### 数値目標

- ★ 男性の育児休業取得率：現状 13.97%(2021年度) → 目標 30% (2025年)
- ★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 53.1%(2015年) → 目標 55%(2020年)、70% (2025年)



#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

##### ○育児休業に関する情報開示の促進<新規>

- ・令和5年4月から従業員1,000人超の企業に義務化される男性の育児休業取得率の公表に関し、公表結果を分析のうえ取得率上位の企業の好事例、公表の効果等を取り上げるなど、労働市場の機能強化に向けて、企業の情報開示の促進を図る
- ・経営層に訴求するため、経済誌等とのタイアップ記事の掲載等

##### ○経営層・企業向けセミナー・若年層セミナーの実施 (企業版両親学級を含む)

- ・企業の取組を促進する経営層・企業向け、今後育児を担う若年層向けセミナーの充実を図る
- ・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに研修動画や資料等の充実を図る

##### ○好事例の展開及び実践マニュアルの周知

雇用環境整備や労働者への個別周知の効果的な取組事例などを収集し、公式サイト等で展開

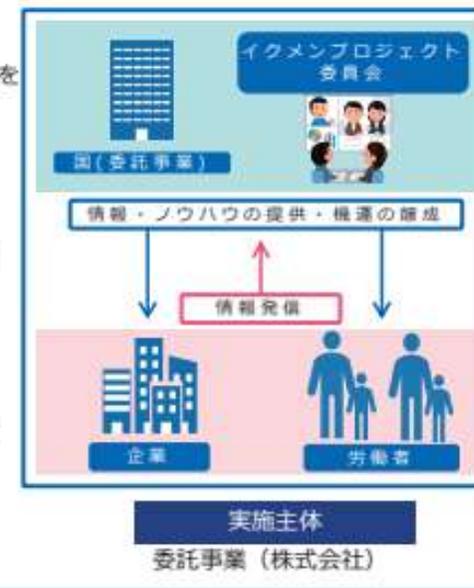
##### ○普及啓発資料の作成

男性の育児休業の取得促進に向け、周知資料の母子健康手帳との同時配付や周知・啓発動画の配信等により子どもが産まれる予定の全プレパパ・プレママに周知を徹底

##### ○公式サイト運用・発信力強化

改正育児法の周知やイクボス宣言・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとしての強化を図る

<R3年度実績>イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 1,167,930件



(出所) 厚生労働省「令和5年度厚生労働省予算概算要求の主要事項」より抜粋

拡充

## 中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

雇用環境・均等局職業生活両立課  
(内線7859)

令和5年度概算要求額 3.0億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

### 1 事業の目的

子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。また、介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線部が拡充部分

#### <事業主・労働者支援>

##### (1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。(支援担当者80人→85人)  
○改正育児・介護休業法に基づく雇用環境整備や個別周知・意向確認等について好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン等の取組を支援する。

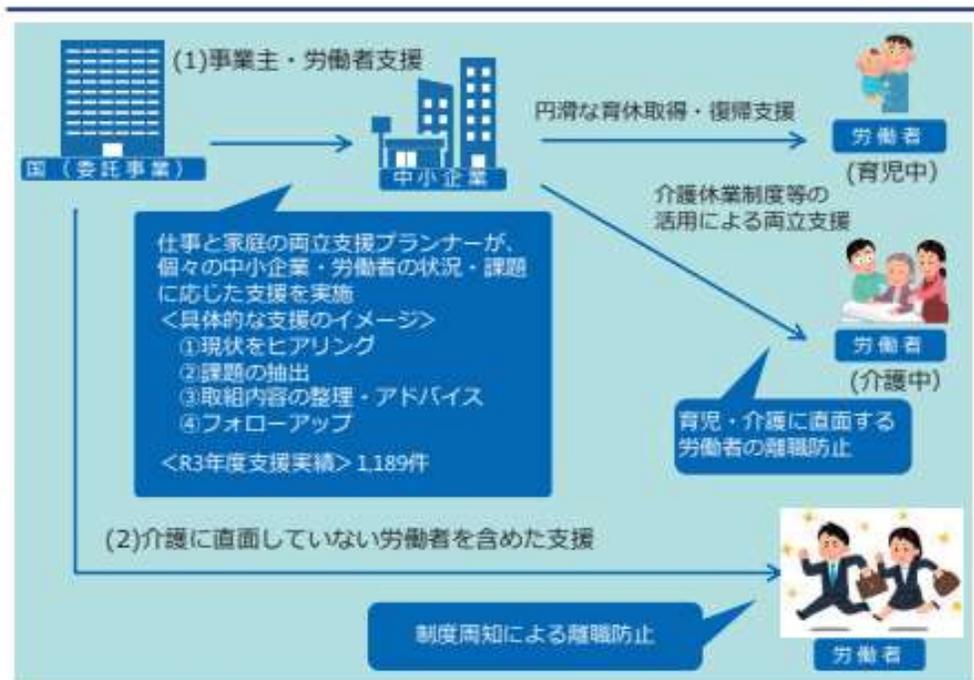
#### <介護等に直面していない労働者を含めた支援>

##### (2)従業員介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

介護休業制度特設サイトを受け皿としてインターネット広告等やリーフレット配付により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児、介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体

委託事業(株式会社)

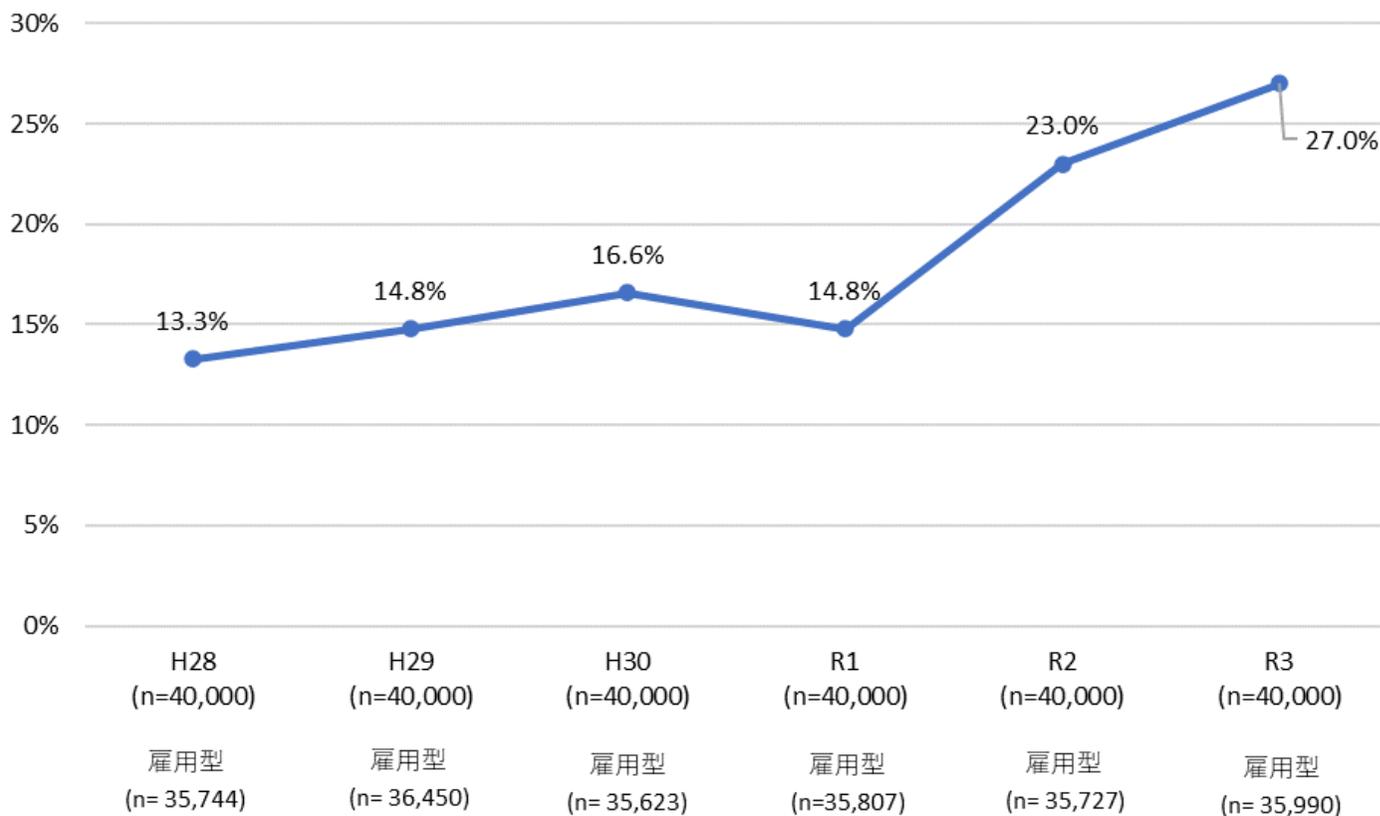


各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得促進・介護離職防止等に取り組む

(出所) 厚生労働省「令和5年度厚生労働省予算概算要求の主要事項」より抜粋

○ 全就業者におけるテレワーカーの割合は高まりつつあり、2021年時点で雇用型就業者の27%がテレワークで就業している。

### 雇用型テレワーカーの割合の推移



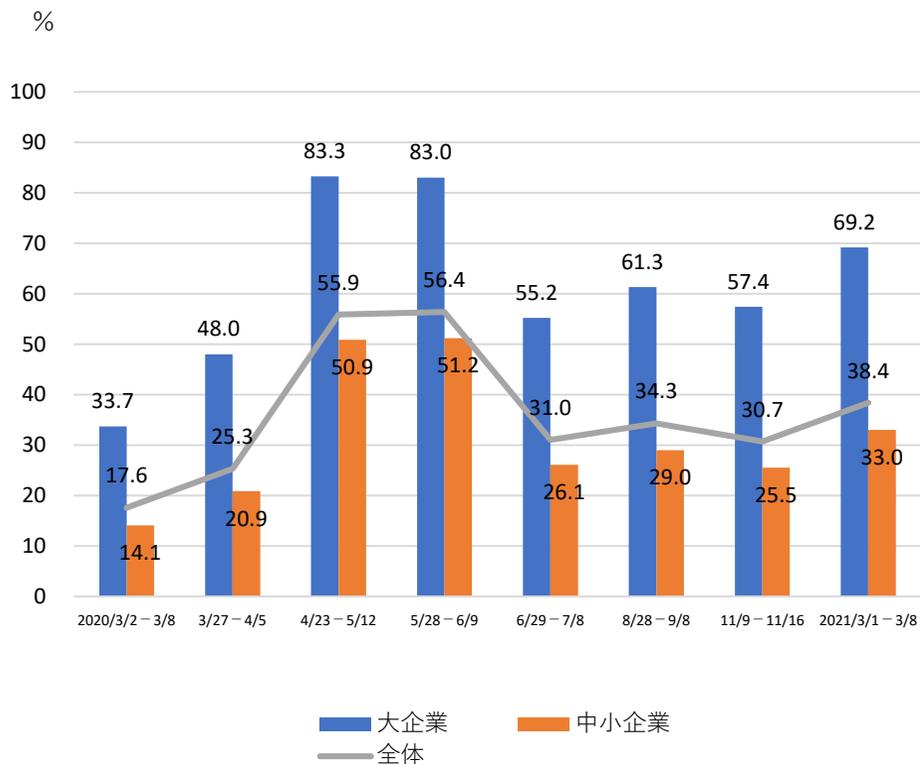
<R3のテレワークの定義>

雇用型：ICT等を活用して、普段出勤して仕事を行う勤務先とは違う場所で仕事をする事、又は勤務先に出勤せず自宅その他の場所で仕事をする事 赤字：R3追加箇所

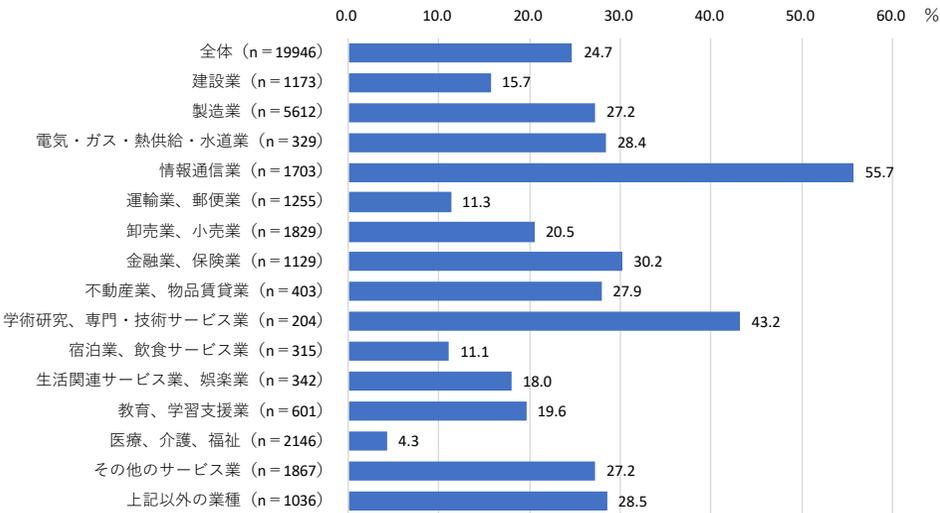
(出所) 国土交通省「令和3年度 テレワーク人口実態調査」より日本総研作成

○ コロナ禍を機にテレワークが進んだとみられるものの、地域や業界ごとに大きな差がある。

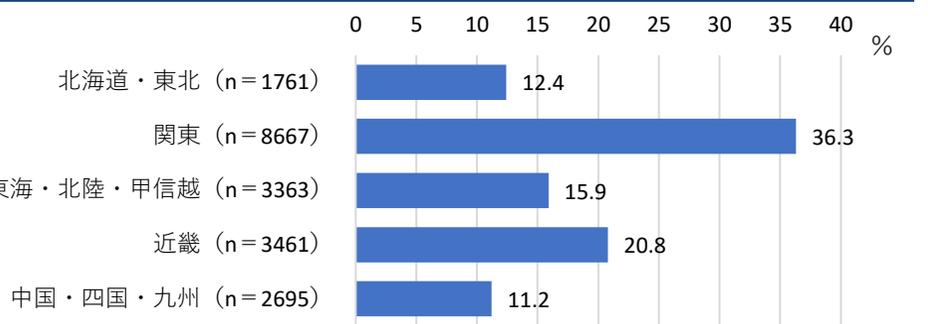
### 企業のテレワーク実施率（規模別）



### 企業のテレワーク実施率（業種別）



### 企業のテレワーク実施率（地域別）



(出所) 総務省「令和3年 情報通信白書」より日本総研作成

- 令和4年6月、政府よりデジタル田園都市国家構想基本方針が公表された。
- 「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」として掲げられた5つのテーマのうち、「②人の流れをつくる」「③結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に2テーマについては、子育ての将来の形にも大きく関わるものと考えられる。

## デジタル田園都市国家構想基本方針

### 「②人の流れをつくる」ための取組



#### 「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流

- ・ 地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）の推進
- ・ 企業版ふるさと納税等を活用したサテライトオフィス整備 等



#### 関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進

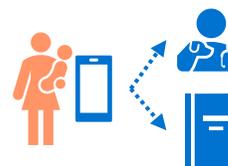
- ・ オンライン関係人口の創出・拡大
- ・ 地方への移住・就業に対する支援
- ・ 二地域居住の推進 等



#### 女性に選ばれる地域づくり

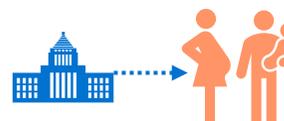
- ・ 女性活躍に向けた意識改革や働きかけ
- ・ 女性の起業支援などの取組の横展開 等

### 「③結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ための取組



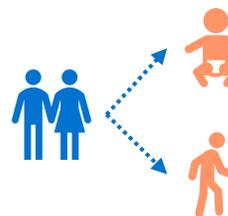
#### デジタル技術を活用した子育て支援等の推進

- ・ オンラインによる母子健康相談
- ・ 母子健康手帳アプリの拡大 等



#### 結婚・出産・子育てへの支援

- ・ 新生活への経済的支援を含む結婚支援
- ・ ライフステージに応じた総合的な少子化対策 等



#### 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備

- ・ 育児・介護休業の取得促進 等

（出所）内閣官房「デジタル田園都市国家構想基本方針について」より日本総研作成

## 2030年に必要とされるスキル

- 「スキルの未来：2030年の雇用」に関する研究では、2030年には「戦略的学習力」、「心理学」、「指導力」、「社会的洞察力」が特に必要になるとされている。一方、必要ではなくなるものは、「操作の正確さ」、「手作業のすばやさ」、「レート制御」、「手作業の器用さ」などとされている。
- 子どもが養うべき能力も時代とともに大きく変化する可能性がある。

### 2030年に必要となるスキル、必要でなくなるスキル

必要	
1位	戦略的学習力
2位	心理学
3位	指導力
4位	社会的洞察力
5位	社会学・人類学
6位	教育学
7位	協調性
8位	独創性
9位	発想の豊かさ
10位	アクティブ・ラーニング

不必要	
1位	操作の正確さ
2位	手作業のすばやさ
3位	レート制御
4位	手作業の器用さ
5位	指先の器用さ
6位	(機材やシステムの) 捜査力
7位	応答のすばやさ
8位	手作業のぶれなさ
9位	機材管理力
10位	反応の正確さ

(出所) 経済産業省「未来人材ビジョン」より日本総研作成

- 米国を対象にした実証分析によると、1993年からの15年間において、産業用ロボットの導入により雇用に対するマイナスの影響があったことが明らかになっている。

## 米国における都市別の自動化と雇用の関係(1993-2007)

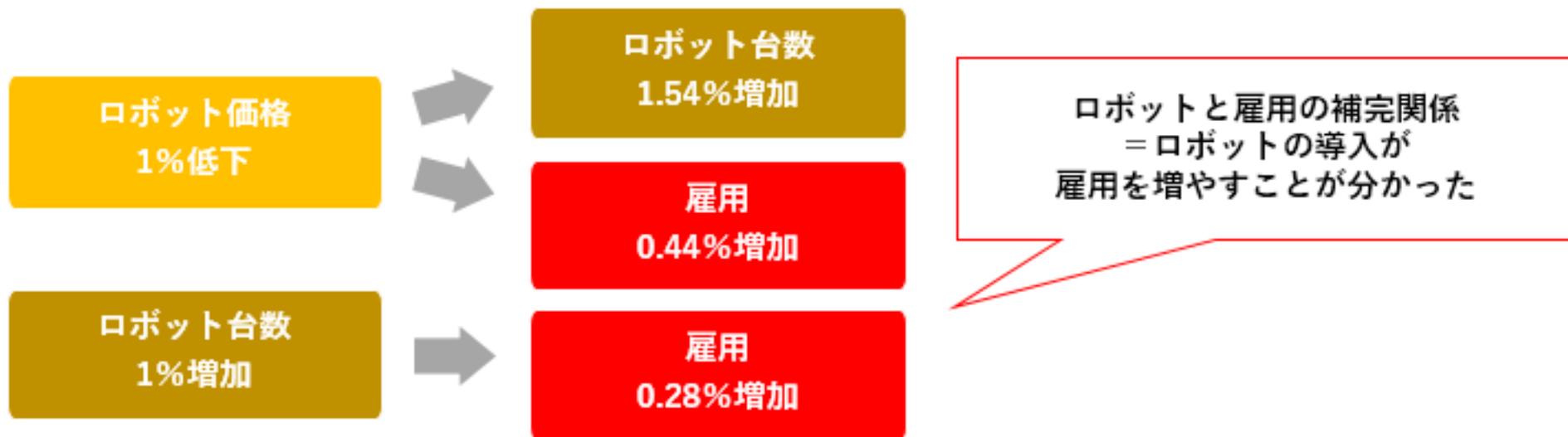


(出所) Daron Acemoglu 「Remaking the Post-COVID World」より日本総研作成

- 他方、日本の産業用ロボットの導入が雇用に与えた影響を調べた実証分析によれば、ロボット価格の低下や導入が進んでも、雇用は増加していた。こういったことからロボットと労働の関係はケースによって異なるとされており、人間とロボット・AIが協調・補完をするために、人間が身につけるべきスキル・能力に関する検討が進められている。

## 日本におけるロボットの導入と雇用の関係

ロボットの増加が雇用の増減に与える因果関係をとらえるために、ロボット価格の変動に着目。製造業を対象にロボット価格の変動を用いて、産業ごとのロボット導入が雇用に与えた影響を研究。



(出所) 川口大司「先進技術が雇用に及ぼす影響とは：産業用ロボットの導入で雇用が増えた日本」より日本総研作成

# 税調における消費税率引き上げの議論

- 10/26の税制調査会において、財務省は消費税の創設・税率の引き上げについて資料上で説明。また、税調に参加した複数の委員から、国の財源確保に向けて中長期的な視点で消費税率を現在の10%から引き上げる議論をすべきとの意見が相次いだとの報道が発表された。
- 前回の消費税率引き上げによる増収分は子ども・子育て施策の財源として活用されており、消費税率の引き上げの議論は今後の子ども・子育て施策の財源に深く関連するものと考えられる。

## 10/26税調資料（一部資料より作成）

### 【消費税率の引き上げ】

- ・平成26年4月1日 **5%⇒8%** （消費税 4%⇒6.3%、地方消費税 1%⇒1.7%）
- ・令和元年10月1日 **8%⇒10%** （消費税 6.3%⇒7.8%、地方消費税 1.7%⇒2.2%）
- [軽減税率] **8%** （消費税 6.24%、地方消費税 1.76%）



### 【消費税収の使途の明確化（消費税法第1条第2項）】

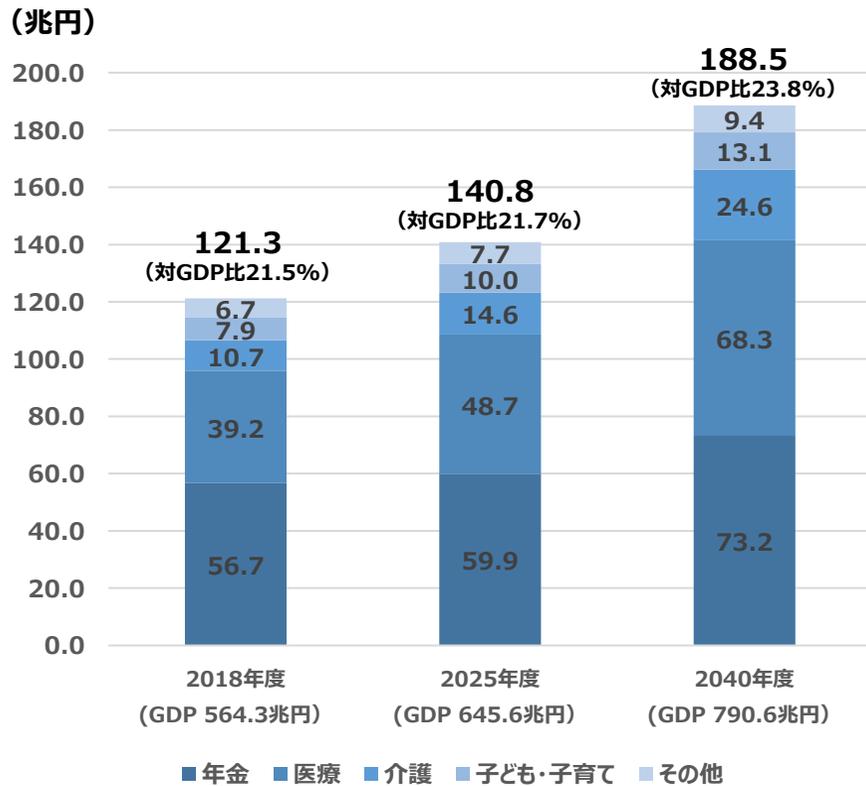
消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに**少子化に対処するための施策に要する経費**に充てるものとする。

（出所）財務省「説明資料〔消費課税①〕」、10/26付産経新聞「消費税引き上げ議論すべき 政府税調」を基に日本総研作成

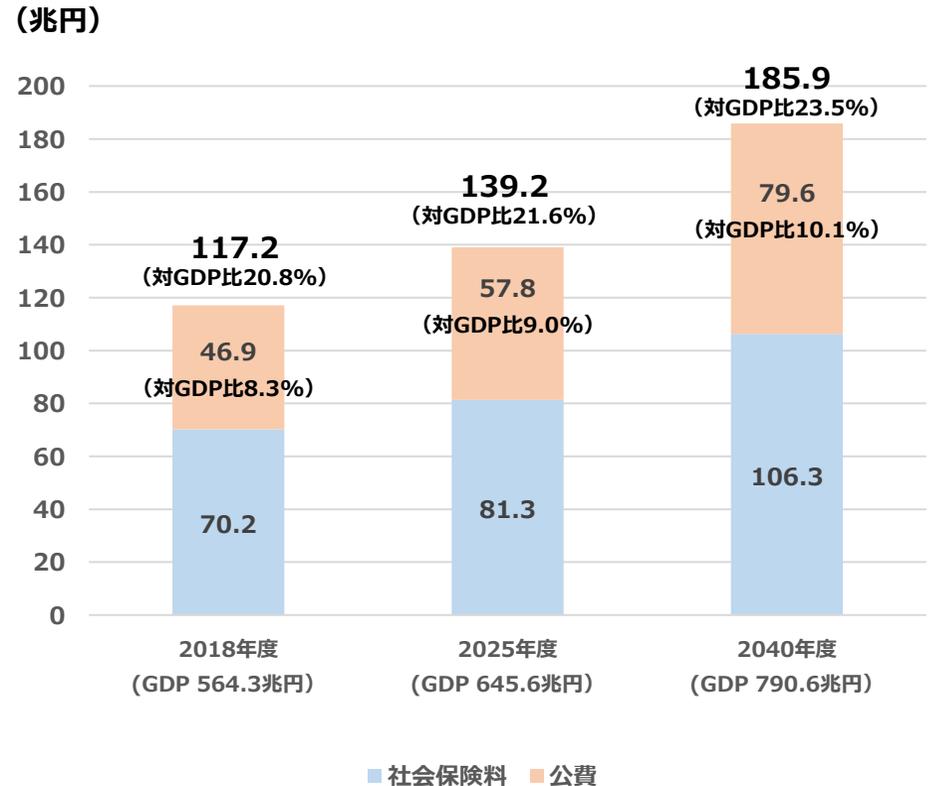
# 2040年度における社会保障の推計

- 政府の財政諮問会議では、2040年度の社会保障給付費及び社会保障について、見通しを推計。
- 2040年度には社会保障給付費は60兆円以上増加する見込みであり、対GDP比は2%以上増加する見込み。

## 2040年度における社会保障給付費の見通し



## 2040年度における社会保障負担の見通し



(注) 経済成長についてはベースラインケース、医療費については単価の伸びが低いケースを採用した推計を記載。

(出所) 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し (議論の素材) - 概要 -」を基に日本総研作成

# 2040年度における医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し

少子化の財源/  
将来の経済的負担

- 2040年度の社会保障給付費及び社会保障の推計を基に、医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通しについても推計。
- いずれも高くなるものと推計されており、特に若年層にとっては大きな負担となるものと考えられる。

## 2040年度における医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し

		2018年度	2025年度	2040年度
医療 保 険	協会けんぽ	10.0%	10.8%	11.8%
	健保組合	9.2%	10.0%	11.1%
	市町村国保 (2018年度賃金換算)	7,400円	8,300円	8,400円
	後期高齢者 (2018年度賃金換算)	5,800円	6,500円	8,200円
介 護 保 険	1号保険料	5,900円	6,900円	8,800円
	2号保険料 協会けんぽ・健保組合	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	1.9%	2.5%
	2号保険料 市町村国保 (2018年度賃金換算)	約2,800円	約3,300円	約4,200円

(注) 経済成長についてはベースラインケース、医療費については単価の伸びが低いケースを採用した推計を記載。

(出所) 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材) - 概要 -」を基に日本総研作成

# 2040年度における消費税率の引き上げ幅の見通し

- 慶応義塾大学の土居教授によれば、前述の社会保障給付の公費負担の対GDP比の増加分や、今後の国債の金利支払分を勘案すると、消費税率は18%とすれば、社会保障制度は安定する計算という見込み。
- 一方、この消費税率の引上げは、主要なマクロ経済指標に対してマイナスに働くものと考えられ、また個人の税負担増加・消費の冷え込みにもつながると考えられる。

## 2040年度における消費税率の引き上げ幅の見通し

### 【社会保障給付の公費負担の対GDP比】

2018年度：8.3%  
⇒2040年度推計：10.1%  
…約2ポイント上昇

GDPの1%（5兆円強）は  
消費税収の約2%分に相当と仮定

### 【消費税率の引き上げ幅】

消費税率：約4%分に相当  
(※その他国債の金利支払分も含めて税率を計算)  
…消費税率は18%と推計

### 消費税率8%相当増税した場合の主要な経済指標への影響の推計（増税後5年経過時点）



(注) 経済成長についてはベースラインケース、医療費については単価の伸びが低いケースを採用した推計を記載。

(出所) 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）－概要－」、NIRA総研の推計、内閣府「経済財政モデル（2018年度版）」を基に日本総研作成

- OECDでは、諸国の所得税・法人税・消費税・資産税（固定資産税・不動産税）と経済成長の相関性について分析しており、経済成長に対して負の影響が最も小さいのは資産税である、という分析結果を公表している。

## OECD諸国の各税目と経済成長の関係に関するパネルデータ研究

文献名	Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries
雑誌名等	—
出版時期	2008年
著者	Jens Matthias Arnold
概要	「税」は政策を実現するための重要な手段である一方、資源配分の歪みや死荷重を生み出す原因でもあり、経済成長に悪影響を及ぼし得るものである。その影響の度合いについては税の種類によって異なるものと考えられることから、これまでの研究について触れるとともに、各税の経済成長に対する影響について回帰分析を実施する。

### 調査研究の概要

- 既存の研究では、税金が資源配分の歪みを生み出し、経済成長に悪影響を与える可能性があるとして指摘されているが、経済成長への悪影響の程度・度合いについては部分的な結果のみが得られている。
- OECD諸国の経済成長のパネルデータ（1971年～2004年）を基に、各税目（所得税・法人税・消費税・資産税）と経済成長との相関性の回帰分析を実施。
- 分析の結果、経済成長に対して負の影響が最も小さいのは資産税であり、消費税がそれに続く。所得税は消費税よりも大幅に負の影響を与えるとされており、最も負の影響を及ぼすのは法人税であるという結論が得られた。
- また、所得税の累進課税制度と経済成長の間には負の相関関係があることも示唆されている。

(出所) Jens Matthias Arnold「Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries」を基に日本総研作成

- 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めている。
- 日本は1994年に批准。

### 児童の権利に関する条約の概要について

#### 条約上の「子どもたちの権利」



##### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



##### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



##### 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



##### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

#### 条約の4つの原則

##### 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

- すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される

##### 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

- 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える

##### 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

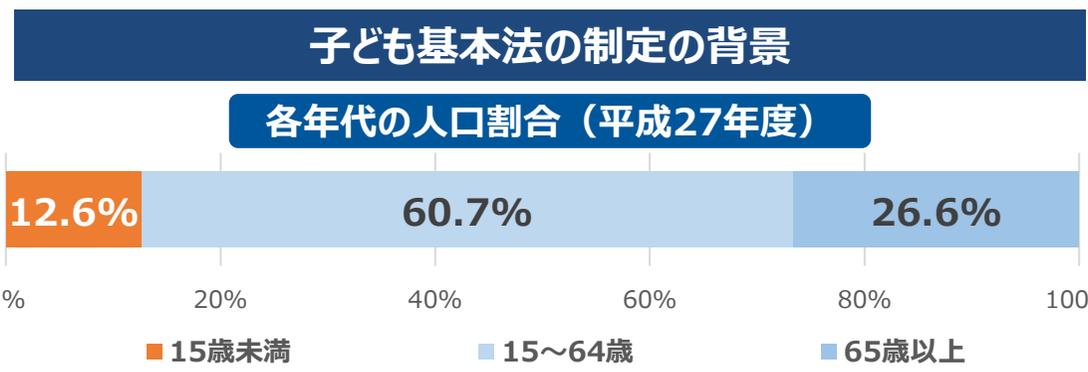
- 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する

##### 差別の禁止（差別のないこと）

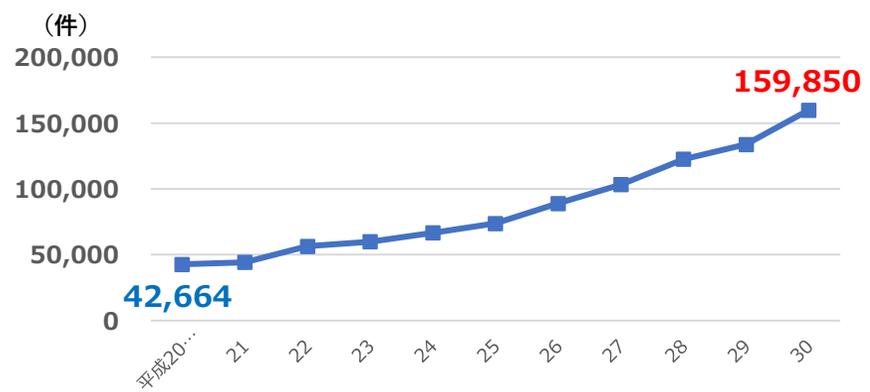
- すべての子どもは子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される

(出所) UNICEFホームページ「子どもの権利条約」を基に日本総研作成

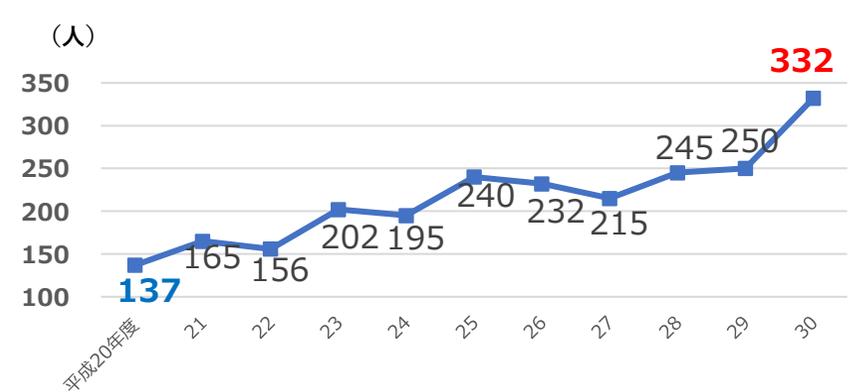
○ 少子高齢化が進み、「子ども」はマイノリティとなる一方、児童虐待や児童生徒の自殺数は上昇傾向。子どもの権利が十分に守られているとはいえない状況。



### 児童虐待相談対応件数の推移



### 児童生徒の自殺の状況



**15歳未満人口は減少の一途を辿り、年代としては「マイノリティ」。一方、児童虐待相談対応件数・児童生徒の自殺数は上昇傾向にあり、子どもの生命、発達の機会さえも危ぶまれる状況にある**

（出所）「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会 提言書」（2020年9月 公益財団法人日本財団作成）を基に日本総研作成

○ 前頁の背景を踏まえ、子ども基本法案が成立・可決。憲法・子どもの権利条約を踏まえつつ、各府省の子どもの権利に関わる所管法についての基本方針・理念及び子どもの権利保障のための原理原則を「基本法」として定める。

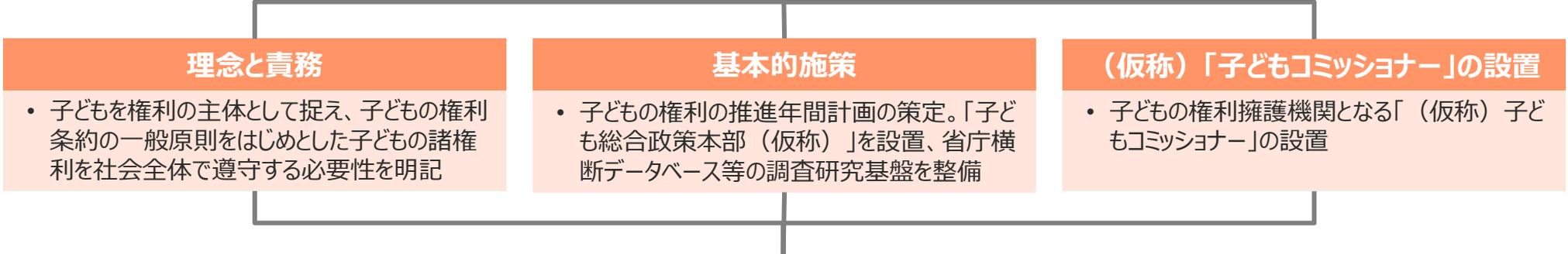
### 子ども基本法の概要

#### 【法的整備の必要性】

国法レベルでは児童福祉法等が子どもの権利・子どもの権利条約に関する規定を置いているが、子どもの権利に関わる事項すべてを包括する法律は存在せず…憲法及び国際法上認められる子どもの権利を、**包括的に保証する「基本法」の法形式**により定められる必要がある

#### 憲法・子どもの権利条約

### 子ども基本法案 (令和4年6月15日可決、令和5年4月1日交付)



#### 理念と責務

- 子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利条約の一般原則をはじめとした子どもの諸権利を社会全体で遵守する必要性を明記

#### 基本的施策

- 子どもの権利の推進年間計画の策定。「子ども総合政策本部（仮称）」を設置、省庁横断データベース等の調査研究基盤を整備

#### (仮称)「子どもコミッショナー」の設置

- 子どもの権利擁護機関となる「(仮称)子どもコミッショナー」の設置

#### 各府省所管法

##### 【内閣府】

- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策推進法

##### 【厚生労働省】

- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 成育基本法

##### 【文部科学省】

- 教育基本法
- 学校教育法 等
- いじめ防止対策推進法
- 教育機会確保法

##### 【法務省】

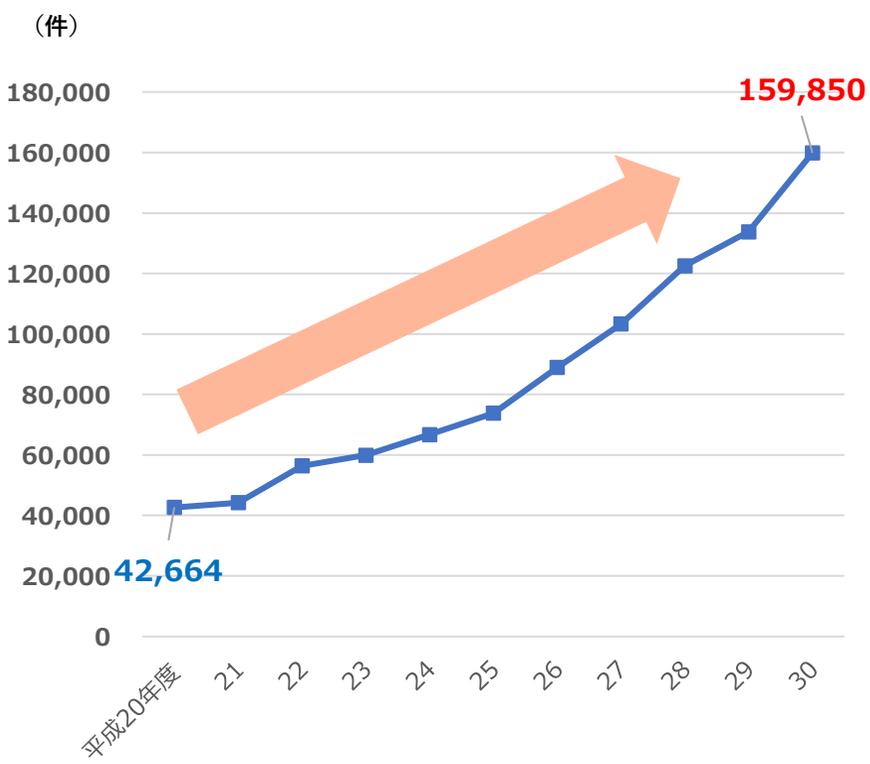
- 民法
- 少年法
- 家事事件手続き法

(出所) 公益財団法人日本財団「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会 提言書」及び子ども基本法WEBサイト「子ども基本法について」を基に日本総研作成

- 昨今の児童虐待の相談対応件数の増加の状況を踏まえ、児童福祉法等の一部を改正。
- 子育てに困難を抱える世帯への支援体制強化のための施策・事業が制定された。

## 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

### 児童虐待相談対応件数の推移（再掲）



子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制強化を実施

### 児童福祉等の改正概要

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**  
こども家庭センターの設置、アウトリーチ事業、障害児支援の充実・一元化 等
- 一時保護所及び自動相談所による支援の質の向上**  
一時保護所の環境改善、困難を抱える妊産婦等への支援事業創設 等
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**  
児童自立生活援助の弾力化、障害児入所施設の調整の責任主体明確化 等
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備**  
児童相談所等における児童の意見聴取等の措置を講ずる 等
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**  
児童相談所の一時保護開始時における一時保護状の請求等の手続の設置 等
- 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**  
実務者への任用要件への虐待を受けた児童への対応に関する知識・技術の追加
- 児童をわいせつ行為から守る環境整備**  
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化 等

(出所) 厚生労働省「児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要」を基に日本総研作成

■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-03	10 年度へ向けた意見（柴田委員提供）

## 10年後の子ども・子育て支援へ向けた意見

柴田 悠（社会学・京都大学）

### ① 0～2歳保育利用の就労要件緩和（いずれ撤廃）

- ・0～2歳保育（主に1～2歳保育）は、「不利家庭での虐待」を予防する効果があるとともに、有利家庭の子どもに対しても「将来の孤立・自殺リスク」を減らす効果がある。また、0歳保育は主に「虐待予防」として重要（虐待死は0歳が最多）。  
→ 参考：2～4頁の参考資料（柴田の未査読論文）
- ・なお、副次的効果として、保育定員率が100%になれば、出生率は1.71まで上がると見込まれる<sup>1</sup>。

### ② 妊娠期からの各児専属の専門人材による定期的な家庭訪問

- ・アメリカでは「看護師による定期的家庭訪問（妊娠中期から生後2年まで平均32回）により、虐待確率が46%（10代未婚貧困妊婦では80%）減少した」という研究結果がある<sup>2</sup>。
- ・「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」は十分に機能していない。予算と人員があれば全国展開可能。デンマークでは、各児専属の保健師による全戸訪問（出生から小学校在学時まで）があり、子ども1人あたり平均12回の無料訪問（生後1か月間は毎週）を実施している<sup>3</sup>。
- ・日本での実践事例として、NPO法人「O'hana」による要支援妊婦への無料の定期的家庭訪問がある。  
NPO法人「O'hana」<https://www.npo-ohana.org/child-care-support>
- ・今後は「オンライン相談」（LINEなど）という選択肢も広げるべき。

### ③ 虐待加害予防教育

- ・就学前教育や義務教育において、将来の「DV」「虐待加害」の予防をめざした「生きる教育」を実施するのが望ましい。
- ・実践事例：「生きる教育」（大阪市立〔旧〕生野南小学校）  
<http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=e671493&frame=frm58ec2db3bd210>  
※参考文献：『「生きる」教育：自己肯定感を育み、自分と相手を大切にする方法を学ぶ』（生野南小学校教育実践シリーズ第1巻）  
→ 参考：5～7頁の参考資料

### ④ 支援の現状を把握する「KPI」（Key Performance Indicator）を設定する

- ・児童虐待による死亡児童数
- ・10代自殺率
- ・養育支援訪問事業の実施率（＝「全国の「養育支援訪問事業で養育支援が必要と認めた全ての家庭に対して訪問した自治体」の数」／「全国自治体数」）

<sup>1</sup> Fukai, Taiyo, 2017, “Childcare availability and fertility: Evidence from municipalities in Japan,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 43:1-18.

<sup>2</sup> Olds, D.L., 2006, “The nurse-family partnership: An evidence-based preventive intervention,” *Infant Mental Health Journal*, 27(1): 5-25.

<sup>3</sup> ケンジ・ステファン・スズキ、2010、『デンマークが超福祉大国になったこれだけの理由』合同出版、57-58頁。

- ・児童相談所の逼迫度（＝「全国の児童相談所の虐待相談件数」／「全国の児童福祉司（≡児童相談所ケースワーカー）の人数」）
- ・スクールソーシャルワーカーの普及率（「全国の小中学校のスクールソーシャルワーカー数」／「全国の小中学校児童数」）
- ・その他、「健やか親子21（第2次）」指標も参考にする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/000533592.pdf>

①の参考資料：

30代男女における0～2歳時保育所通園の因果効果（傾向スコア逆確率重みづけ法による因果推論）

Shibata, Haruka, 2022, “How Does Participation in Nationwide Standardized and Subsidized Early Childhood Education and Care at Age 0-2 Years Affect the Social Life in the Adulthood? A Nationwide Retrospective Study of Japanese Adults Aged 30-39 Using Augmented Inverse Probability Weighting.” Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4217245>

※ 高階層出身者では、処置効果にネガティブ方向のバイアスがかかっている可能性があるため、高階層出身者のみで認められた処置効果については、信頼性が低いので解釈しないこととする。

**推定結果（男性）：先行研究どおり＋情緒的孤立が全階層で減少**

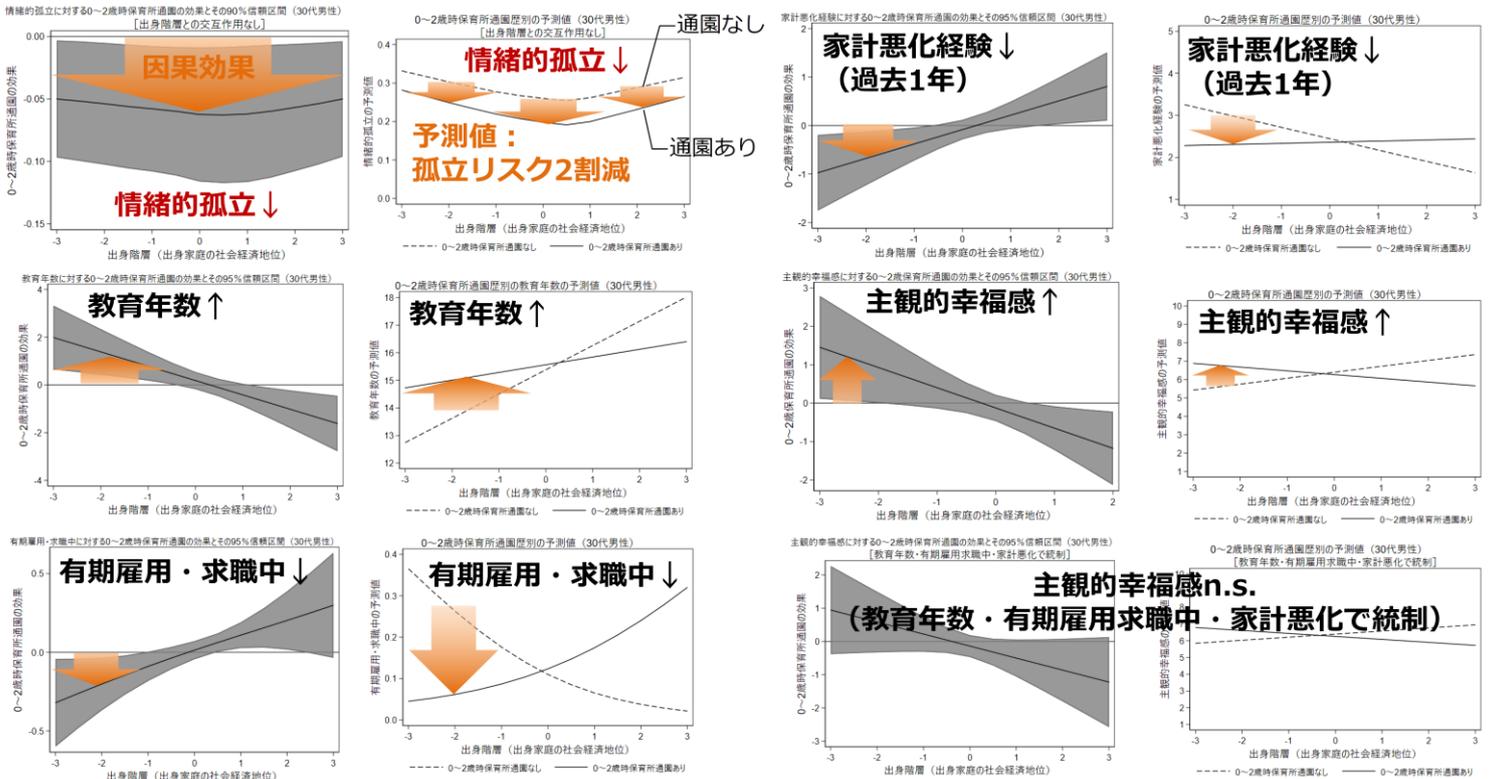


図1 30代男性における因果効果の予測値（各左）と、アウトカムの予測値（各右）

- ・出身階層の高低によらずに全般的に認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、情緒的孤立（過去1年間で悩みがあったが誰にも相談できなかった）の確率を約2割下げて、それによって幸福感を部分的に高めた。
- ・低階層出身者のみで認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、教育年数を増やし、有期雇用・求職中の確率を下げ、家計悪化の確率を下げ、それらを通じて幸福感を高めた。

## 推定結果（女性）：自殺念慮が全階層で減少 + 低階層でケア増加・年収減少

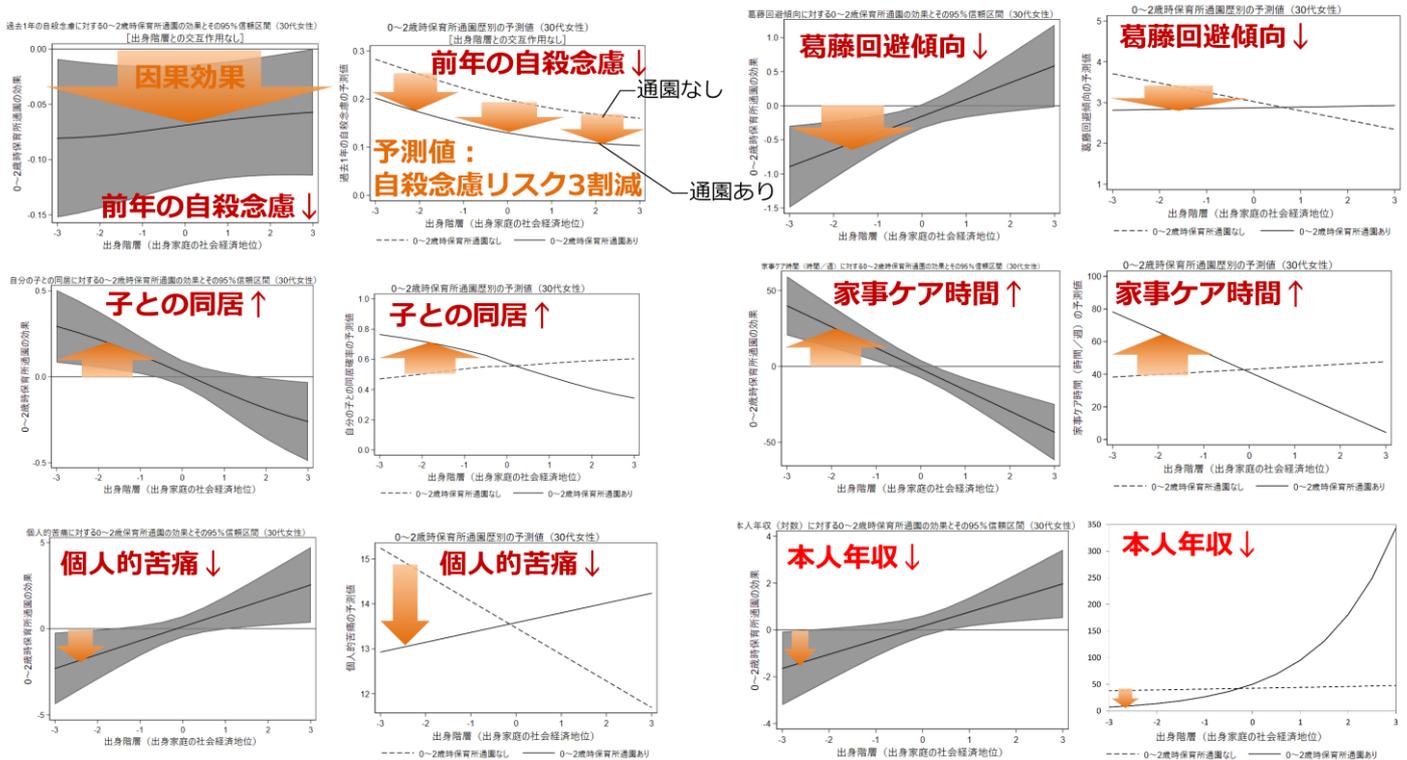


図2 30代女性における因果効果の予測値（各左）と、アウトカムの予測値（各右）

- ・出身階層の高低によらずに全般的に認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、自殺念慮（過去1年間）の確率を約3割下げ、それを通じて幸福感を部分的に高めた。
- ・低階層出身者のみで認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、子どもを持つ確率を上げ、個人的苦痛（他人の不安を見ると自分も不安になる心理特性）を弱め、葛藤回避傾向を弱め、それらを通じて幸福感を部分的に高めた。「子どもとの同居」と「個人的苦痛の低下」は、家事ケア時間の増加をもたらし、それを通じて幸福感を部分的に高めた。「子どもとの同居」と「個人的苦痛の低下」と「家事ケア時間の増加」は、個人年収を減らした（なおそれは幸福感には影響しなかった）。

## (参考) 予算規模と少子化対策効果

### ・「保育士・幼稚園教諭等賃金を全産業平均にし、保育士配置基準をやや改善」(1.3兆円)(十分に改善なら1.7兆円)

・民間の保育士の賃金は2012年度から17%ほど改善されたが(現在の推定の常勤平均年収:393万円<sup>4</sup>)、政府方針に沿って全産業平均(2021年度:489万円)まで上げるには25%上げる必要がある(幼稚園教諭も同様)。

→ 保育士・幼稚園教諭等の年収3%改善には「1171億円」ほどかかるので<sup>5</sup>、25%改善には「1.0兆円」かかる。

・政府方針に沿って、「1歳児への保育士配置の改善(6:1→5:1)」(1317億円)と、「4・5歳児への保育士配置の改善(30:1→25:1)」(1162億円)には、計「0.3兆円」(2479億円)かかる。もし「4・5歳児保育士配置基準」も「先進諸国並み」(15:1)にするなら計「0.7兆円」<sup>6</sup>かかる。

### ・「0~5歳児全員に良質かつ十分な保育・幼児教育を提供」(2.9兆円)

#### → 出生率が1.71まで上昇

・Fukai(2017)<sup>7</sup>の因果推論(全市区町村の時系列データの分析)によれば、未就学児人口に対する保育所等定員率(2022年57%)が100%になると、親の育児負担が減り就労機会が改善することにより、出生率が1.71まで上昇<sup>8</sup>。

・柴田試算:「新子育て安心プラン」に追加して(2025年末就学人口522万人<sup>9</sup>-2024年度末保育所等定員316万人<sup>10</sup>)「206万人」の定員拡大が必要なので「2.9兆円」<sup>11</sup>の追加予算が必要。

※ 0~5歳児全員が保育・幼児教育に通えるようになるには、専業主婦・主夫であっても0~2歳保育を十分に利用できるように、「0~2歳保育利用の就労要件」を緩和する必要がある。

<sup>4</sup> 民間保育士平均年収386.6万円(令和3年賃金構造基本統計調査)+保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善10.8万円=397.4万円。幼稚園教諭386.6万円+10.8万円=397.4万円。

<sup>5</sup> 令和3年度補正予算781億円(内閣府「保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について」2021年)×12/8カ月。

<sup>6</sup> 内閣府「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」2014年。「1歳児への保育士配置の改善(6:1→5:1)」:670億円(2013年度試算)×2014~2021年度賃金改善1.14×追加賃金改善1.25×2025年度定員316万人(2021年4月定員301.7万人+2021~2024年度末新子育て安心プラン14万人)/2013年度定員229万人=1317億円。「4・5歳児への保育士配置の改善(30:1→25:1)」:591億円×同上=1162億円(なお「30:1→20:1」なら2905億円〔1歳児改善との計0.4兆円〕、先進諸国並みの水準にする「30:1→15:1」なら5810億円〔同計0.7兆円〕)。3~5歳児保育士配置基準の先進諸国並みの水準(15:1)については、van Huizen, T., & Plantenga, J., 2018, “Do children benefit from universal early childhood education and care? A meta-analysis of evidence from natural experiments,” *Economics of Education Review*, 66, 206-222 の Table A1 を参照。

<sup>7</sup> Fukai, Taiyo, 2017, “Childcare availability and fertility: Evidence from municipalities in Japan,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 43:1-18.

<sup>8</sup> 保育所定員拡大の効果が「逡減しない」、という楽観的仮定に基づく。

<sup>9</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」

<sup>10</sup> 2021年4月保育所等定員301.7万人(「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」)+2021~2024年度新子育て安心プラン14万人=316万人。

<sup>11</sup> 「子育て安心プラン」(32万人分定員拡大)に「0.3兆円」かかるという政府推計(「新しい経済政策パッケージ」2017年12月8日閣議決定)から概算。0.3兆円×206万人/32万人×賃金改善1.25×1歳児配置改善6/5=2.9兆円。

### ③の参考資料：

#### 義務教育における「虐待予防」「不利連鎖予防」の先進事例——生野南小学校の「生きる教育」

- ・大阪市立生野南小学校（現・田島南小学校）<sup>12</sup>の「生きる教育」（2014年度開始。のちに田島中学校と連携して小中9年間の「国語教育+包括的性教育」）
- ・文部科学省・令和3年度「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」委託先の一つ<sup>13</sup>
- ・生野南小学校・研究部長・小野太恵子先生：「2011年頃は、窃盗・恐喝・暴行事件が同時並行で起こっている傍らで、児童が窓のひさしや屋根に上り、男児が机の下でマスターベーションをし、女児が教師に顎で命令をしていた。聞こえていたのは、おたけびや泣き声、アホ・ボケ・カス・死ね。教師が物を取りに教室から少し離れて戻ってきたら、児童が血を流していた。教室で刃物やコンパスが飛んでいた。校区では、親から虐待されて育った児童が多かった（全児童の3割）」<sup>14</sup>。
- ・生野南小学校・校長・木村幹彦先生：「かつて本校では、荒れる子どもたちの実態がありました。そして、その現実を追われ、子どもたちのために、学校に何ができるのかを暗闇の中で、手探りで探しているという状態でした。……そうして、分かったことが、自分の思いを伝えることができる子どもを育てることが第一だということでした。そのためには、子どもたちが、言葉で思いが伝わり、うなずきや相槌をしてもらいながら受け止められる経験を重ねることが必要だということでした。そこで、平成26年度から国語科指導の工夫、研究を始めました。……自分の意見を持ち、グループで交流して自分の意見が認められる。全体で交流して他者の意見にも耳を傾け、自分の意見が磨かれていきました。そして、平成27年度からはそれらを他教科にも広め、伝え合う場を増やしました。子ども達の規範意識や人権意識を高める指導にも力を注ぎました。……平成28年度、国語科における研究を柱にしつつ、「学力向上」「生活指導」「人権教育」の関連性をさらに重視し、子どもたちが生き活きと楽しんで考えや思いを伝え合うことができる安心・安全な居場所、活躍の場としての学校作りを進めました。平成29年度、国語科で「伝え合う」ことを「対話」に焦点化し、「物語文」だけでなく「説明文」でも著者の思いや願いを読み取る「心を育てる国語教育」を実践しました。そして、自己肯定感の低さの根底にあるアタッチメント理論に着目し、「自分」「赤ちゃん」「子ども」「異性・同性への関心」「親子関係〔児童虐待など〕」等、子どもたちにとって一番身近にありながら、心の傷に直結しやすいテーマで『生きる』教育（いのちの学習）を実践しました。『生きる』教育とは、本校で「自己肯定感や自尊感情を揺さぶるような保健教育」や「性教育」としていた「性に関する指導」を従来の狭義の概念（二次性徴の発現や生殖機能の成熟等の科学的知識）から広義の概念（生命尊重、望ましい人間関係とコミュニケーション能力、自他の個性尊重を付加）であると分かりやすくするためにした呼称です。本校では、平成28年度頃から使い始めました。これは、いわゆる欧米型の「性教育」を意味し、近年、日本では包括的性教育（セクシャリティ教育）と言われているものです<sup>15</sup>。

<sup>12</sup> 2022年に、児童数の減少により統廃合され、近隣の大阪市立田島小学校と統合され、大阪市立田島南小学校（=田島南小中一貫校）となった。

<sup>13</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

<sup>14</sup> <https://www.youtube.com/watch?v=erfST4HgdDU>

<sup>15</sup> <http://swa.city-osaka.ed.jp/weblog/files/e671493/doc/180436/3442298.pdf>

・メイン資料（下記転載図表の出典）

- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 1](#)
- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 2](#)
- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 3](#)
- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 4](#)

・ その他の公開資料一覧：

<http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=e671493&frame=frm58ec2db3bd210>

・ 「生きる教育」担当（研究部長）の小野太恵子先生による講演録画（京都大学学際融合教育研究推進センター／リプロダクティブ・ヘルス&ライツライトユニット主催）

<https://www.youtube.com/watch?v=erfST4HgdDU>

**【中3】社会の中の「親」と「子」**

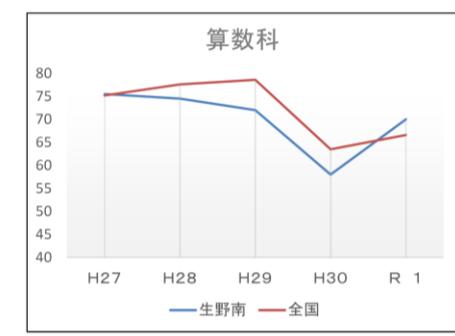
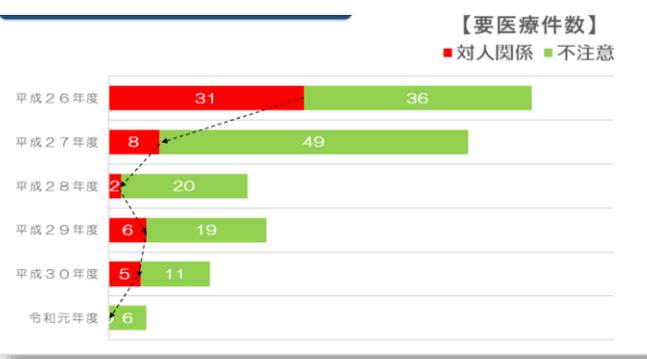
**【中2】リアルデートDV** ~支配と依存~

**【中1】思春期の脳** ~トラウマ・アタッチメント~

**【小2・3・4】治療的教育**  
ライフストーリーワーク

**【小5・6】予防教育**  
デートDV・子ども虐待

**【小1】心身のプライベートエリア**



①大坂市平均比較 (全市平均) ※全市士口

	3年	4年	5年	6年	平均
国語	(68.8) 63.2 ⇒ -5.6 <sup>①</sup>	(72.3) 73.3 ⇒ +1.0 <sup>②</sup>	(68.3) 68 ⇒ -0.3 <sup>③</sup>	(63.8) 74.8 ⇒ +11.0 <sup>④</sup>	+0.83 <sup>⑤</sup>
社会	(66.5) 60.5 ⇒ -6.0 <sup>①</sup>	(68.2) 71.6 ⇒ +3.4 <sup>②</sup>	(55.0) 60.4 ⇒ +5.4 <sup>③</sup>	(62.7) 73.6 ⇒ +10.9 <sup>④</sup>	+2.97 <sup>⑤</sup>
算数	(68.1) 68.3 ⇒ +0.2 <sup>①</sup>	(68.1) 74.2 ⇒ +6.1 <sup>②</sup>	(58.2) 68 ⇒ +9.8 <sup>③</sup>	(73.2) 81.6 ⇒ +8.4 <sup>④</sup>	+6.07 <sup>⑤</sup>
理科	(61.8) 57.1 ⇒ -4.7 <sup>①</sup>	(53.2) 51.7 ⇒ -1.5 <sup>②</sup>	(69.2) 68.5 ⇒ -0.7 <sup>③</sup>	(55.1) 58.6 ⇒ +3.5 <sup>④</sup>	-1.2 <sup>⑤</sup>
平均	-4 <sup>①</sup>	+2.3 <sup>②</sup>	+3.6 <sup>③</sup>	+8.5 <sup>④</sup>	全市平均+1.97 <sup>⑤</sup>

②各学年標準化得点経年比較 (昨年度数値) ※昨年度士口

	3年	4年	5年	6年	平均
国語	97.8 <sup>①</sup>	(102.8) 100.5 ⇒ -2.3 <sup>②</sup>	(98.1) 97.8 ⇒ -0.3 <sup>③</sup>	(102.7) 105.5 ⇒ +2.8 <sup>④</sup>	+0.62 <sup>⑤</sup>
社会	97.1 <sup>①</sup>	(97.0) 101.8 ⇒ +4.8 <sup>②</sup>	(96.6) 102.6 ⇒ +6.0 <sup>③</sup>	(103.1) 105.3 ⇒ +2.2 <sup>④</sup>	+3.68 <sup>⑤</sup>
算数	100.1 <sup>①</sup>	(101.5) 103.0 ⇒ +1.5 <sup>②</sup>	(100.2) 104.8 ⇒ +4.6 <sup>③</sup>	(104.6) 104.3 ⇒ -0.3 <sup>④</sup>	+2.21 <sup>⑤</sup>
理科	97.6 <sup>①</sup>	(100.4) 99.2 ⇒ -1.2 <sup>②</sup>	(97.7) 99.6 ⇒ +1.9 <sup>③</sup>	(100.4) 101.7 ⇒ +1.3 <sup>④</sup>	+0.7 <sup>⑤</sup>
平均	98.1 <sup>①</sup>	(101.1) 101.5 ⇒ +0.4 <sup>②</sup>	(98.1) 103.5 ⇒ +5.4 <sup>③</sup>	(102.7) 104.7 ⇒ +2.0 <sup>④</sup>	昨年度同一集団+2.59 <sup>⑤</sup>

③国語科「書く力」「読む力」 (全市数値) ※全市士口

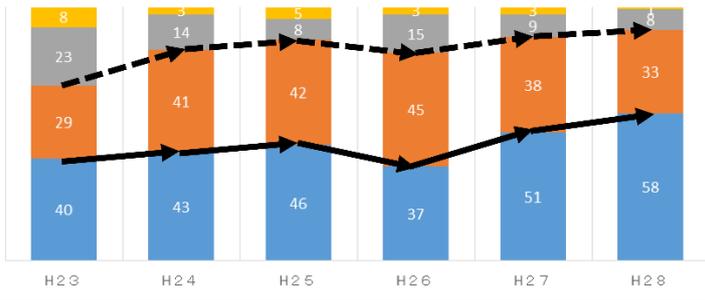
	3年	4年	5年	6年	平均
書く力	(53.6) 46.9 ⇒ -6.7 <sup>①</sup>	(53.3) 51.8 ⇒ -1.5 <sup>②</sup>	(59.4) 58.1 ⇒ -1.3 <sup>③</sup>	(66.7) 82.2 ⇒ +15.5 <sup>④</sup>	全市平均-1.04 <sup>⑤</sup>
読む力	(67.7) 65.1 ⇒ -2.6 <sup>①</sup>	(77.0) 72.1 ⇒ -4.9 <sup>②</sup>	(70.8) 71.2 ⇒ +0.4 <sup>③</sup>	(60.3) 68.3 ⇒ +8.0 <sup>④</sup>	全市平均-0.76 <sup>⑤</sup>
同一分母経年比較					
書く力	(+12.1) -0.4 ⇒ -12.5 <sup>①</sup>	(+11.6) +18.9 ⇒ +7.3 <sup>②</sup>	(+6.5) +13.7 ⇒ +7.2 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+0.6 <sup>④</sup>	
読む力	(+12.5) 17.2 ⇒ +5.3 <sup>①</sup>	(+12.7) +8.3 ⇒ -4.4 <sup>②</sup>	(+4.5) +5.5 ⇒ +1.0 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+3.3 <sup>④</sup>	

④算数科「思考力」「技能」 (全市数値) ※全市士口

	3年	4年	5年	6年	学校平均
思考力	(57.8) 57.1 ⇒ -0.7 <sup>①</sup>	(62.0) 58.0 ⇒ -4.0 <sup>②</sup>	(43.7) 51.6 ⇒ +7.9 <sup>③</sup>	(63.7) 72.6 ⇒ +8.9 <sup>④</sup>	全市平均+5.38 <sup>⑤</sup>
技能	(65.6) 58.6 ⇒ -7.0 <sup>①</sup>	(67.4) 74.3 ⇒ +6.9 <sup>②</sup>	(64.0) 74.9 ⇒ +10.9 <sup>③</sup>	(78.8) 88.1 ⇒ +9.3 <sup>④</sup>	全市平均+7.24 <sup>⑤</sup>
同一分母経年比較					
思考力	(+3.2) +10.3 ⇒ +7.1 <sup>①</sup>	(-18.9) -5.5 ⇒ -13.4 <sup>②</sup>	(+20.3) +23.2 ⇒ +3.9 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+8.4 <sup>④</sup>	
技能	(-1) +0.3 ⇒ +1.3 <sup>①</sup>	(-4.6) +0.7 ⇒ -5.3 <sup>②</sup>	(+11.9) +10 ⇒ -1.9 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+2.3 <sup>④</sup>	

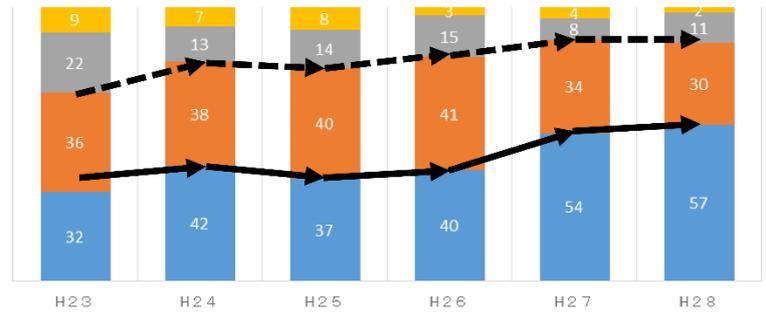
### 学校のきまりを守って生活している

■よく当てはまる ■だいたい当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない



### 友達の嫌がることをしたり、言ったりしていない

■よく当てはまる ■だいたい当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない



■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-04	論議の基本スタンス

## 10年後の子ども・子育て支援の在り方を考える研究会：論議の基本スタンス

### 〔研究会の検討成果の反映〕

- 内閣府（こども家庭庁）の今後の政策に資する課題や論点の整理、及び政策提言
- いわゆる落とし所は重視しなくともよい
- 10年後、20年後の解決策（答え）ではなく、答えの一手手前の方向性の提示  
（10年後のあるべき子ども中心社会の姿や将来ビジョンをどう描くか）

### 〔論議に際しての基本スタンス〕

- 対症療法的な施策ではなく、中長期的な課題解決に向けた政策の方向性
- 特定の結論を導くものではない（自由闊達な議論と一定のコンセンサス）
- ただし、無制限に議論が拡散せず、近未来の在り方に方向性を持たせる
- 小学校以降の教育や生活、家庭も視野に入れつつ主に就学前にフォーカス

### 〔論議の観点〕

- 多様な意見を前提としつつ、いくつかの論点やフェーズに整理  
Ex. 子どもの人権、ポスト待機児童時代の教育・保育と子ども環境
- 10年というスパンの捉え方  
Ex. 社会構造面での10年、保育政策上の10年、保育現場の10年、20～30年先の課題
- 保育の質をめぐる多様な考えにどこまで踏み込むか  
Ex. OECDの言う質の諸側面では国の政策から保育現場・子どもの育ちまで
- 先駆的・先進的な事例をどう抽出し、プレゼンするか

### 〔その他〕

- 外せない観点を押さえておく
  - 少子高齢・人口減少社会がもたらす様々な影響  
Ex. 保育に係る需要と供給（潜在需要、全児童対策、供給の持続可能性）
  - 保育と働き方の問題  
Ex. ワークライフバランス、延長・休日保育や病児保育の問題、子どもの貧困問題
  - 子ども財源の新たな可能性と活用方策  
Ex. 子育て支援連帯基金、全児童家庭対策と教育・保育・子育て支援の在り方
  - 今後の保育人材の在り方  
Ex. 質的向上と量的確保、多様な保育人材と職員配置の在り方
  - 設置主体（法人、施設種別）の違い  
Ex. こども園は子育て支援が必須、社会福祉法人は地域貢献が基本

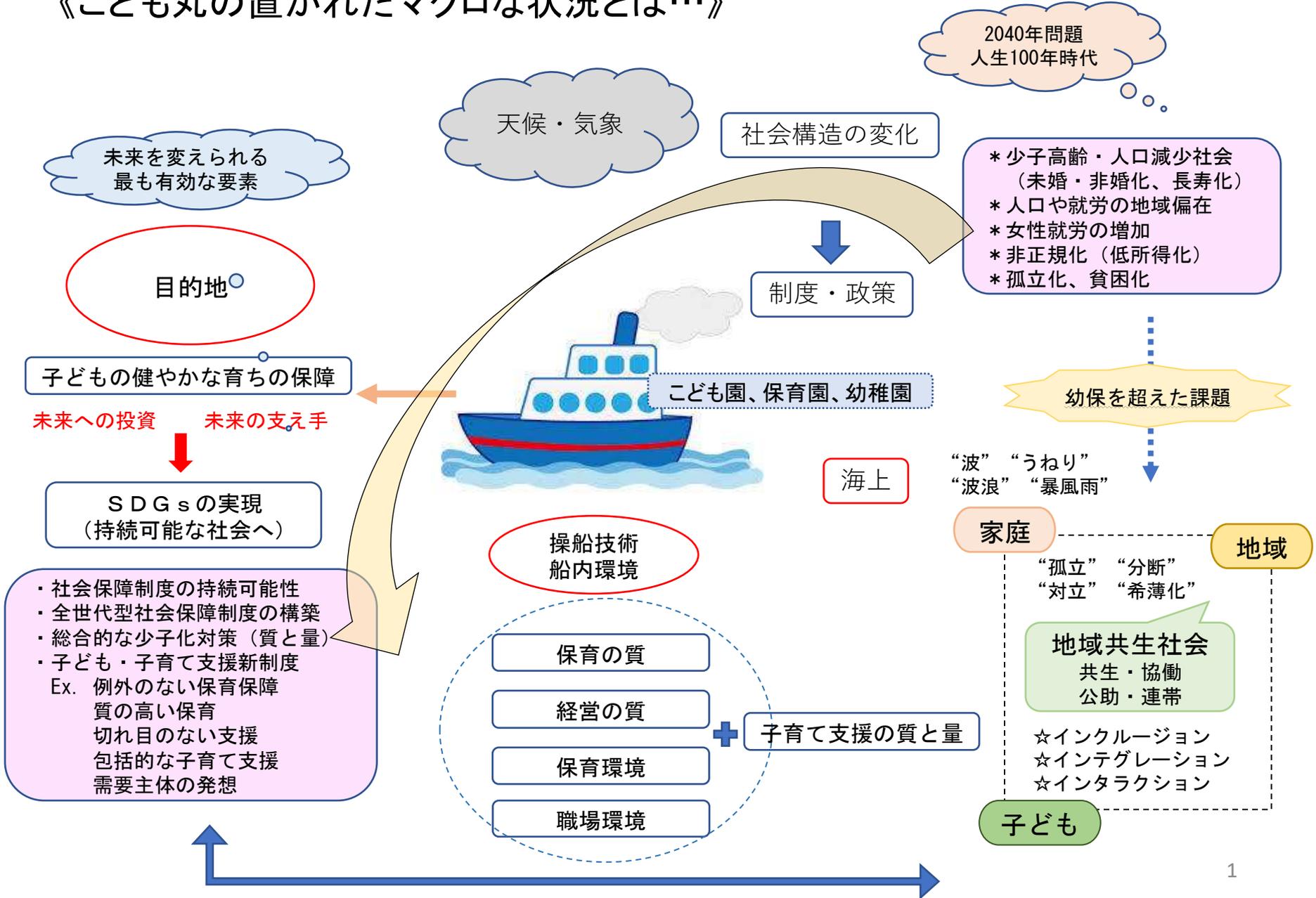
■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-05	吉田委員プレゼン資料

「10年後の子ども・子育て支援  
の在り方を考える研究会」  
検討の前提となる参考資料

保育システム研究所  
吉田 正幸

# 《こども丸の置かれたマクロな状況とは…》



# 【少子化対策における“保育”の役割】

\*ここで言う“保育”は、養護と教育が一体となった保育、幼児教育、子育て支援を包含したものを指す

## \* 少子化に影響を及ぼす要因

- ・ 非正規雇用の増加 ⇒ 未婚化・非婚化に拍車、子どもの貧困問題
- ・ 女性就業率の上昇 ⇒ 保育ニーズの増大 ⇔ 仕事と子育ての両立困難（WLBや保育供給の問題）
- ・ 夫婦出生力の低下 ⇒ 育児の不安や負担、教育費の負担、子育ての孤立化

保育は何に貢献できるのか？  
⇒ 子どもの健やかな育ち  
家庭機能の回復  
コミュニティの再生

## \* 問われる総合的な少子化対策

- ・ 量的対応と質的対応のバランス ⇒ 支え手の数を増やすことと、支え手の力をつけること
- ・ 労働政策や雇用政策の問題 ⇒ 未婚化・非婚化の抑制 Ex. 正規化の促進、同一労働・同一賃金
- ・ “保育”政策の拡充 ⇒ 支え手の育成、仕事と子育ての両立支援、家庭や地域社会の機能の再生や回復

〔少子化対策の失敗〕  
ボトルネックは労働・雇用政策  
保育政策とのミスマッチも

## \* 教育・保育・地域子育て支援の包括的な展開（“保育”の拡充）

- ・ 問われる“保育”の質 ⇒ 子ども、家庭、地域社会に対する総合的なアプローチ
- ・ 在宅子育て家庭への対応 ⇒ 非就業者や育休者などへの充実した支援
- ・ 福祉・教育・医療・雇用・まちづくりとの包括的地域共生社会

保育が貢献するためには？  
⇒ 幼児教育・保育の質  
子育て支援の質と量  
マネジメント力



新たな全児童家庭対策へ



こども家庭庁

# 〔Ⅰ. 少子化の現状と対策のポイント〕

## \* 加速する少子化にどう対応するか

- ・ 加速する少子化の主な原因 ⇒ 未婚化の増加、夫婦出生力の低下
- ・ 少子化の原因に潜む背景 ⇒ 非正規雇用の増加、子育ての負担
- ・ これまでの少子化対策の失敗 ⇒ 雇用政策や労働政策がボトルネックに
- ・ 求められる2つの少子化対策 ⇒ 量的対応（子どもを増やす）  
質的対応（子どもを健やかに育む）

## \* 少子化対策における“保育”の役割（主に質的対応）

- ・ すべての子どもに質の高い保育の提供
- ・ 子育て家庭への支援（両立支援、親育ちの支援）
- ・ 未就園児家庭も視野に入れた包括的な地域子育て支援

全児童家庭対策

子育ての負担軽減、子育てに夢や希望

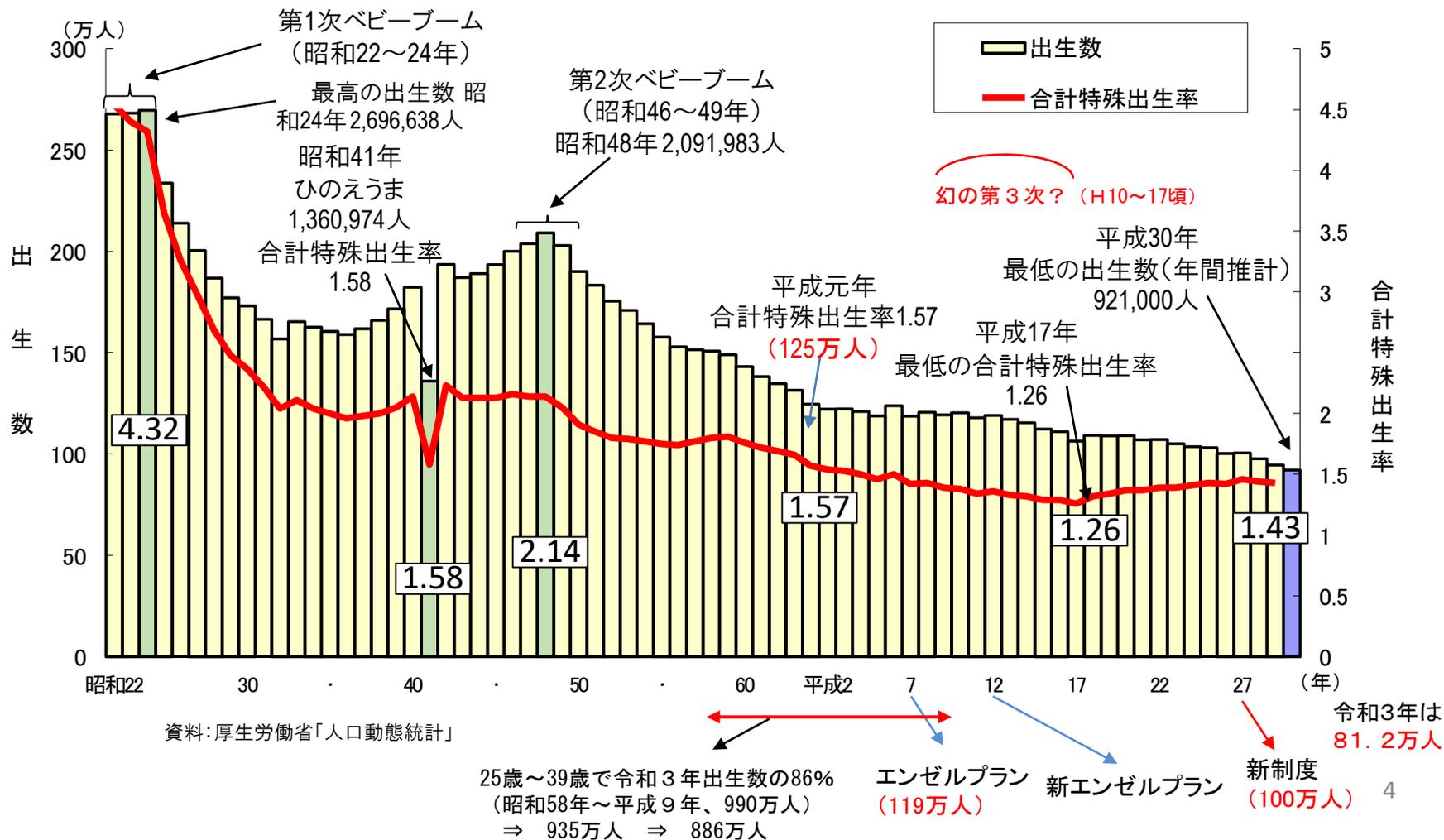
未来の担い手＝健やかな育ちの保障

# 参考資料(少子化の加速とその要因)

## 出生数、合計特殊出生率の推移

- \* 少子化の主な要因は「未婚化・非婚化の増加」「夫婦出生力の低下」など
- \* その背景には「働き方の変化」(女性就業率の上昇、非正規化の増加)なども
- \* 「核家族化」や「都市化」「地域コミュニティの希薄化」なども影響

少子化対策は量質ともに失敗？



# 少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

## 背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

## 主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多  
 【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】欲しいけれどもできないから(74.0%) 高年齢で生むのはいやだから(39.0%)  
 【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%  
 【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】子育てや教育にお金がかかりすぎるから(69.8%)

### 結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援  
 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

### 妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞  
 不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充  
 ＜切れ目のない支援＞  
 産後ケア事業の充実等

### 仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞  
 男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進  
 ＜育児休業給付＞  
 上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討  
 ＜待機児童解消＞  
 保育の受け皿確保

### 地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

### 経済的支援

＜児童手当＞  
 財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討  
 ＜高等教育の修学支援＞  
 多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討  
 ＜幼児教育・保育の無償化＞  
 2019年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

## 新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

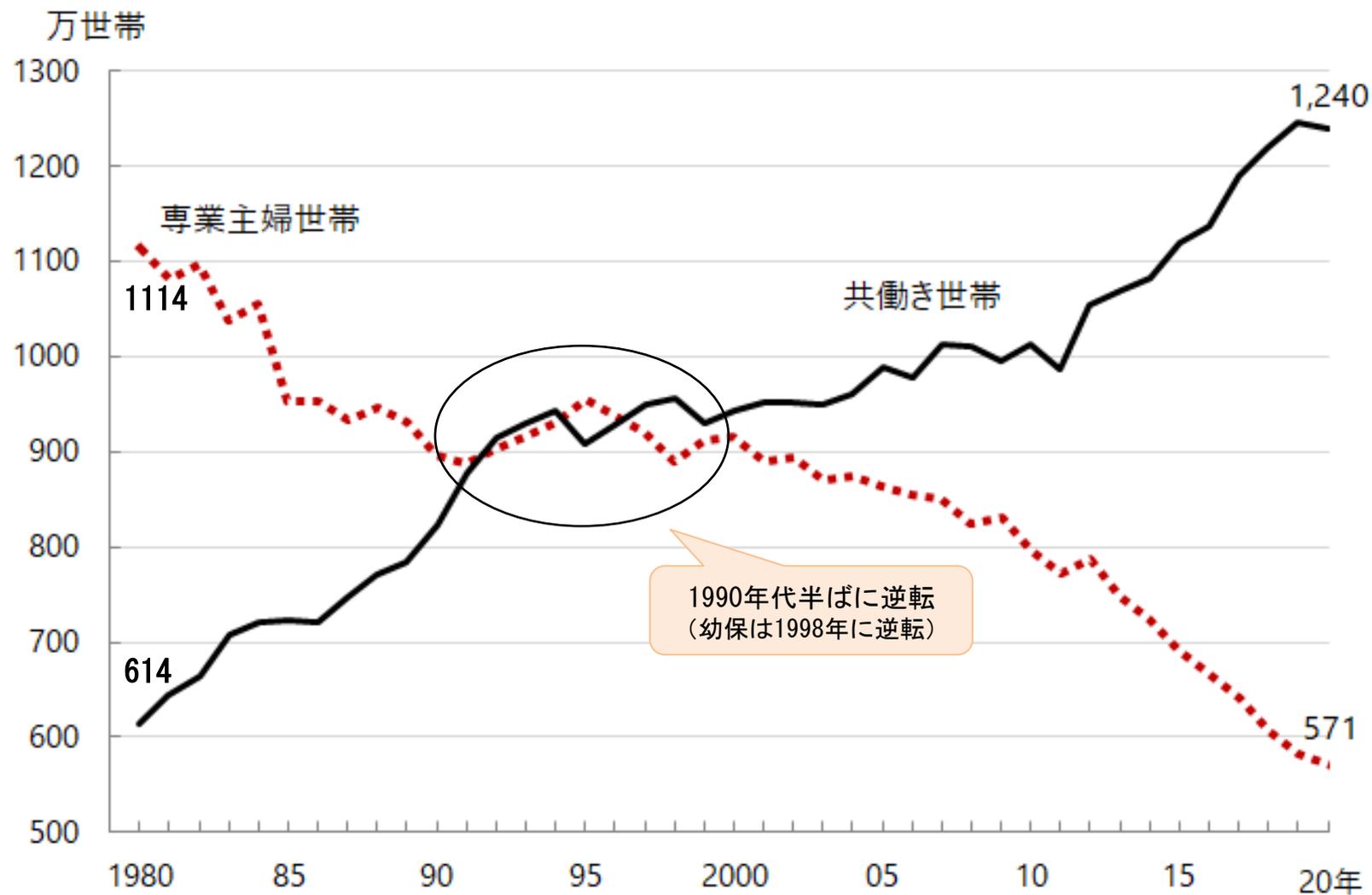
雇用政策や労働政策は？

ビフォーアースドレン  
 ⇄アフタードレン

保育の質による貢献は？

# 専業主婦世帯と共働き世帯の推移

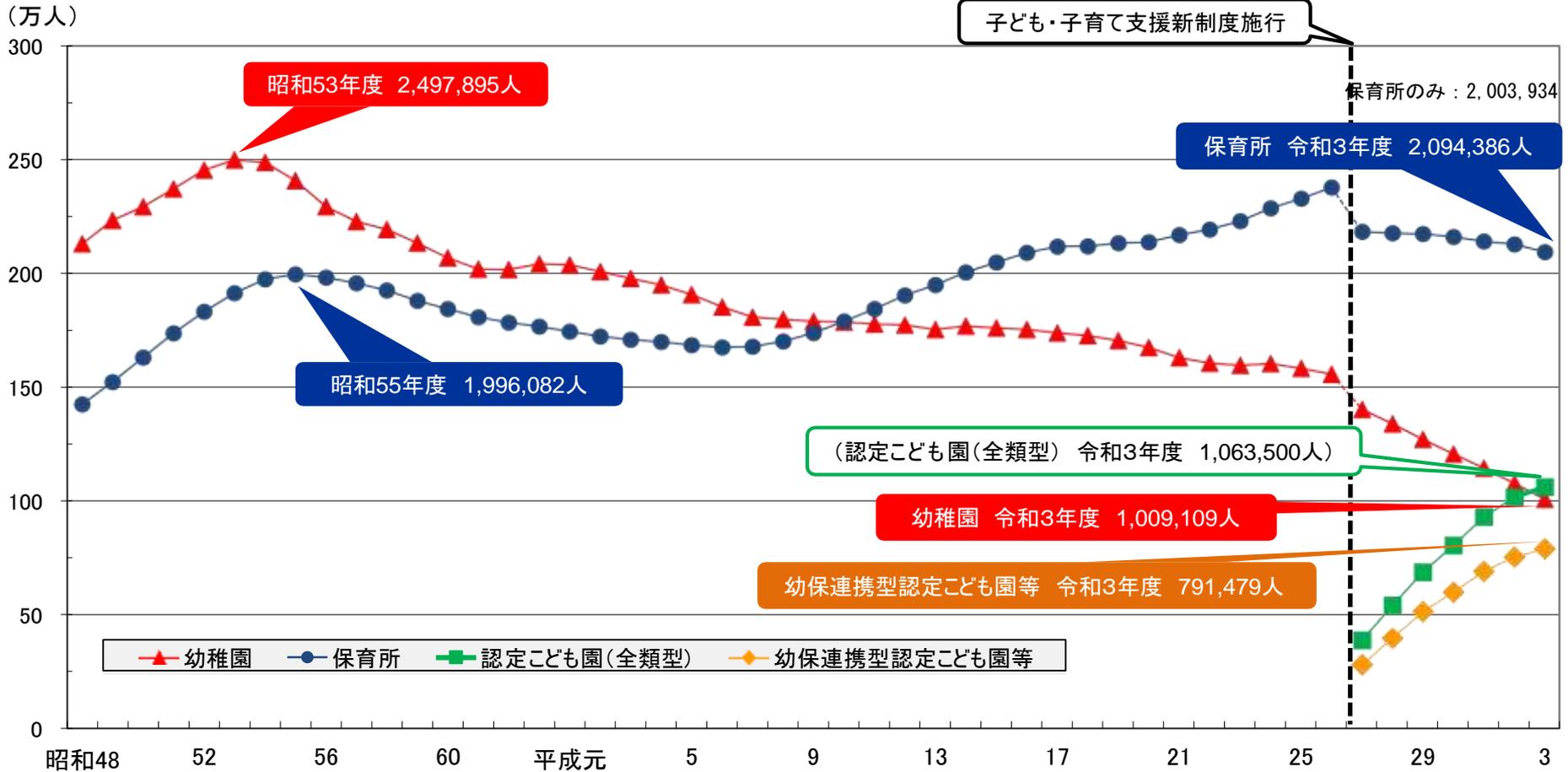
\* 1990年代から共働き世帯と専業主婦世帯の  
収入格差が拡大(共働き世帯のほうが多い)



総務省統計局「労働力調査特別調査」、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

# 幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較

令和4年の園児数  
 ○保育所 196万833人  
 ○幼稚園 92万3089人  
 ○こども園 110万5277人

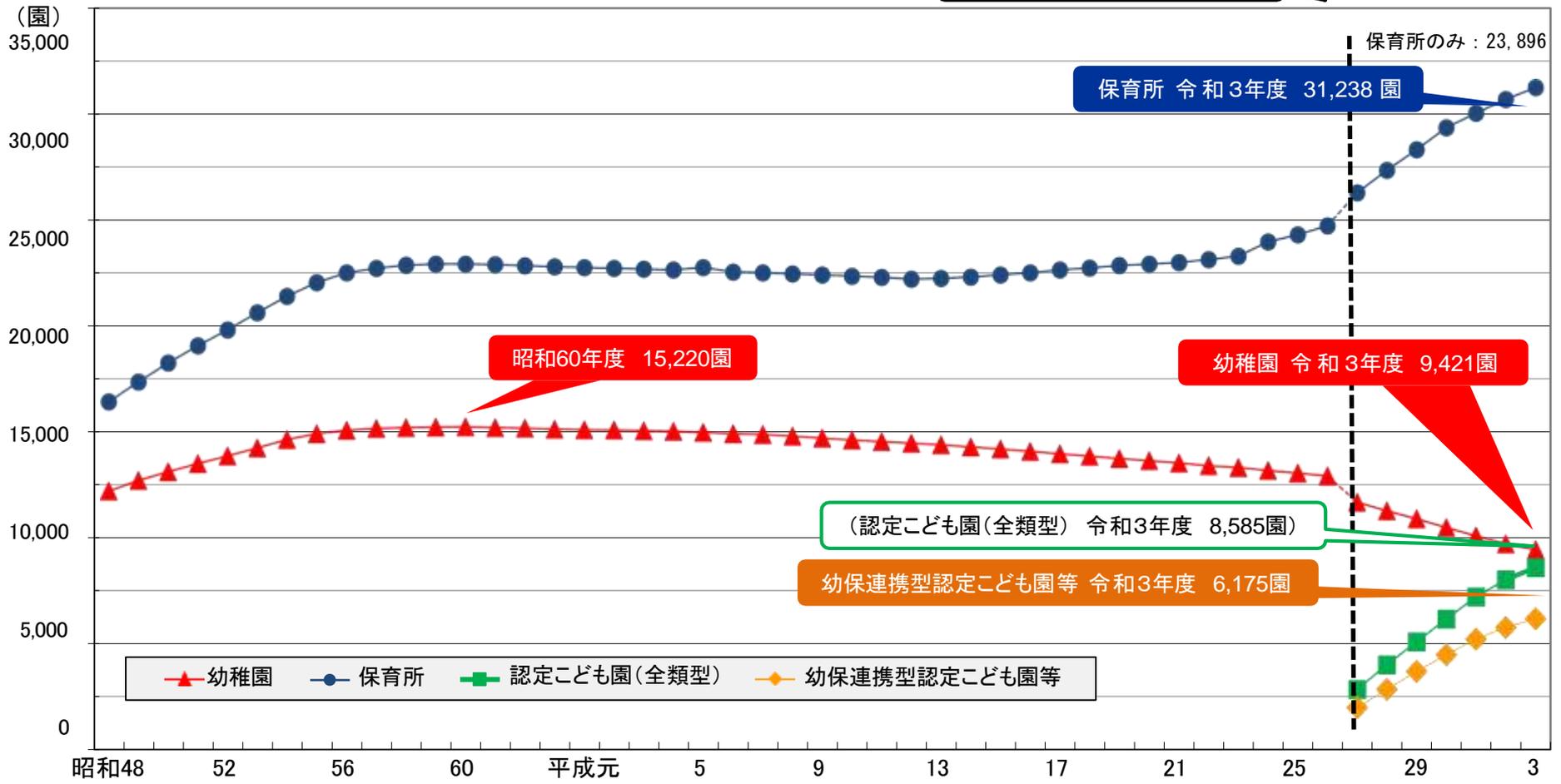


(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。  
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。  
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。  
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在※速報値）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。  
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）。なお、保育所型認定こども園の1号認定子ども（10,443人（令和3年4月1日現在・「認定こども園に関する状況について」より））は含まれていない。

# 幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較

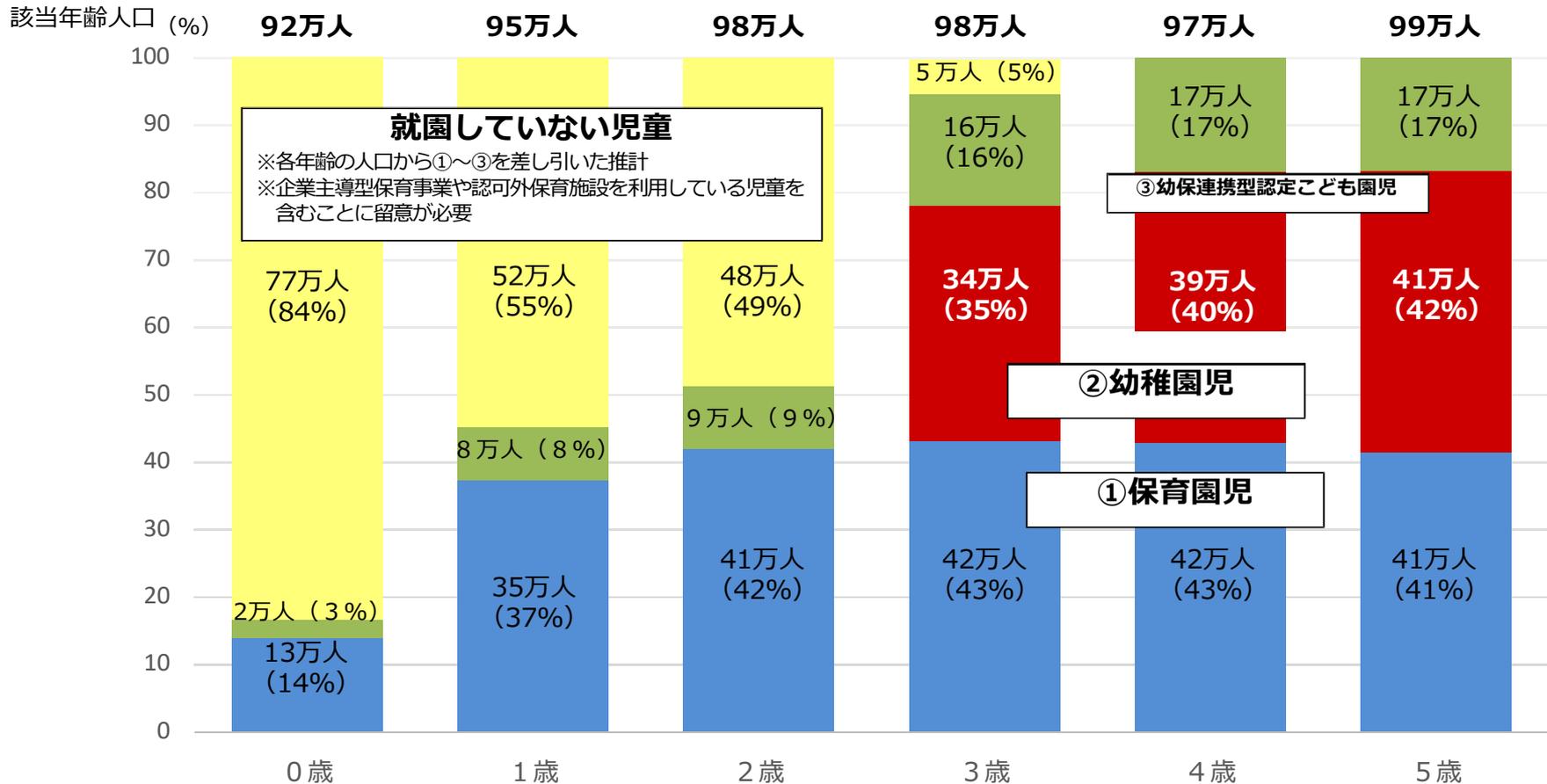
令和4年の園数  
 ○保育所 2万3899か所  
 ○幼稚園 9121園  
 ○こども園 9204か所

子ども・子育て支援新制度施行



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。  
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。  
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。  
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在※速報値）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。  
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）

# 保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。

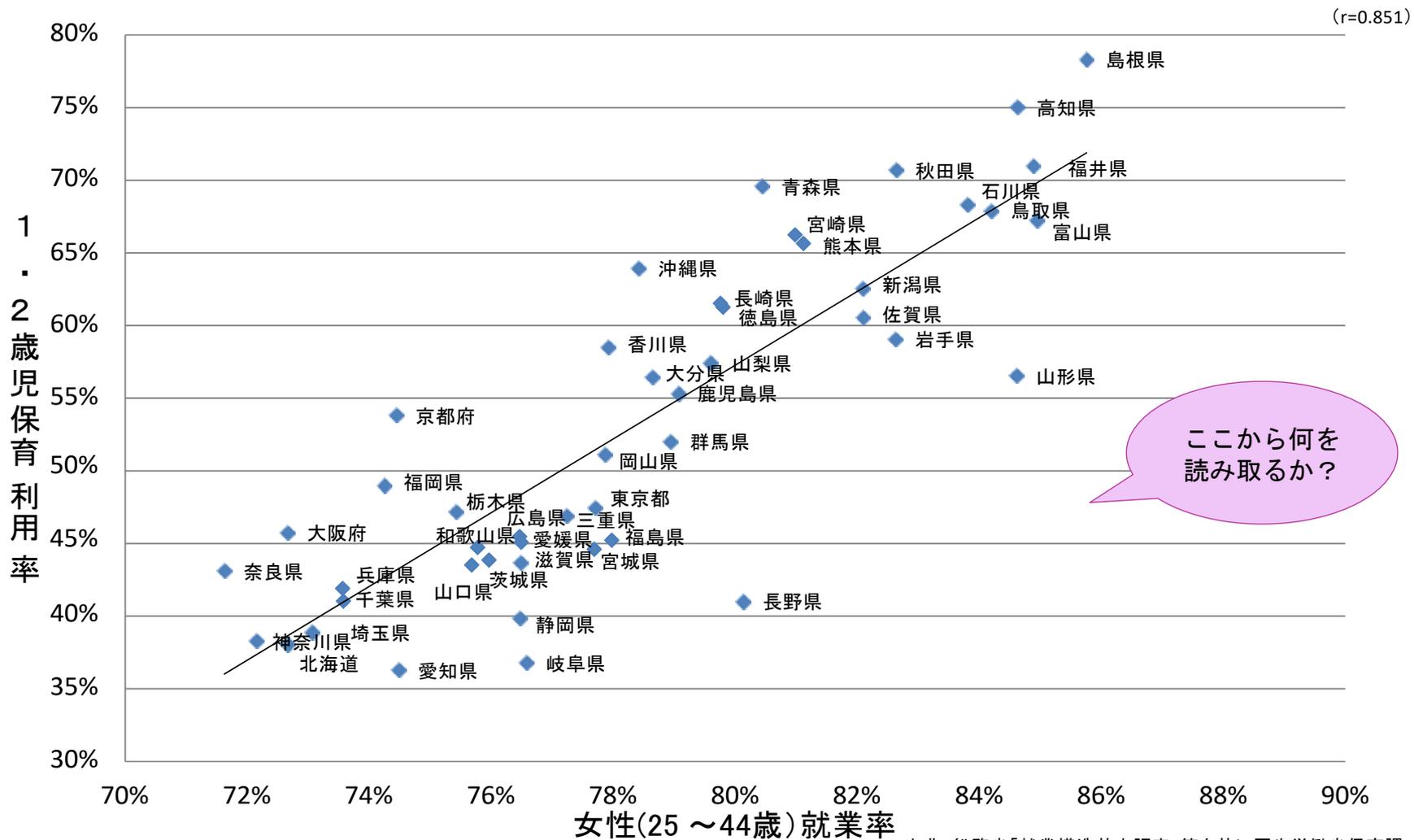
※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 女性就業率(25~44歳)と1・2歳児保育利用率の都道府県別状況

○女性の就業率（25～44歳）と1・2歳児保育利用率には、正の相関がある。



ここから何を  
読み取るか？

出典：総務省「就業構造基本調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

## 〔Ⅱ. 子どもの育ちと子ども環境〕

### \* 子どもの育ちを阻害する様々な要因

- ・ 多様化する子どもの貧困問題
- ・ 家庭の養育力や教育力の低下
- ・ 地域の養育力や関係力の低下

子ども環境の劣化、機能低下

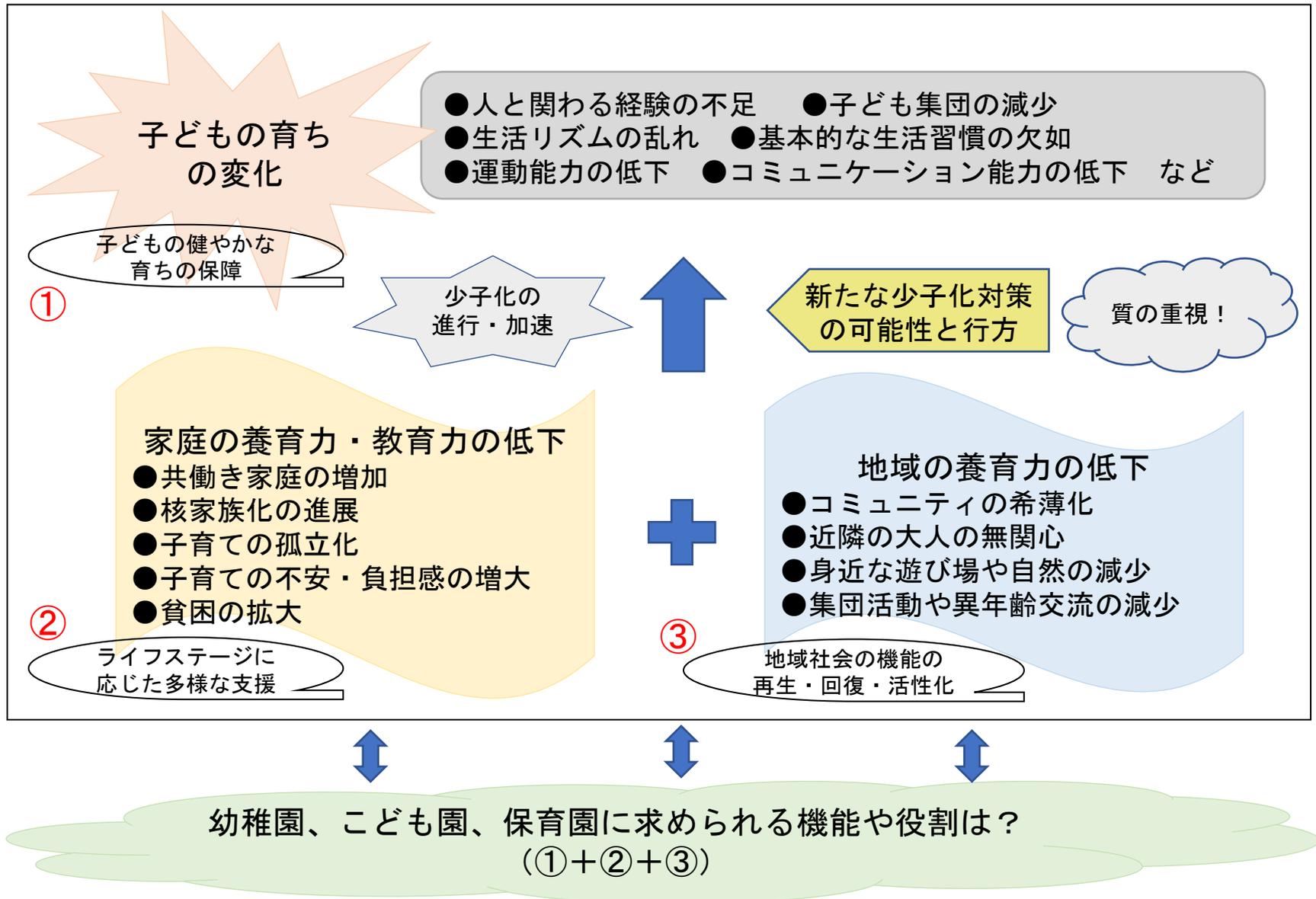
### \* 子どもの健やかな育ちのために

- ・ 家庭という子ども環境の機能の再生
- ・ 地域社会という子ども環境の機能の再生
- ・ すべての子どもに対する保育保障

### \* 教育・保育と子育て支援の包括的な展開

- ・ 質の高い教育及び保育の提供（親の就労の有無に関わりなく）
- ・ 未就園児家庭を含む地域子育て支援の拡充
- ・ 関係機関や地域社会資源との連携、協働

# 子ども環境の変容 〈幼児教育・保育・子育て支援の今日的課題〉



# 【子どもの貧困問題と保育の可能性】

## \* 子どもの貧困を捉える多様な側面

- ・ 3つの側面から捉えた現代の貧困  
「経済的な貧困」「関係性の貧困」「経験の貧困」
- ・ 多面的な要素で捉えた貧困  
「機会の貧困」「知識や情報の貧困」「健康格差」など

## \* 貧困問題に対する保育政策（子ども・子育て支援政策）の方向性

- ・ 経済的な貧困 ⇒ 幼児教育・保育の無償化、各種現金給付、保護者の就労支援など
- ・ 関係性の貧困 ⇒ 就園を通じたつながり、子どもの居場所、多世代交流、保護者の脱孤立化など
- ・ 経験の貧困 ⇒ 学び環境、行事、遊び、自然体験、動植物との関わり、食育、地域活動など

### 参考：子どもの貧困がもたらす社会的損失（15歳（2013年時点）の1学年のみ）

「子どもの貧困の社会的損失推計」の結果の整理表。（日本財団のレポートより）

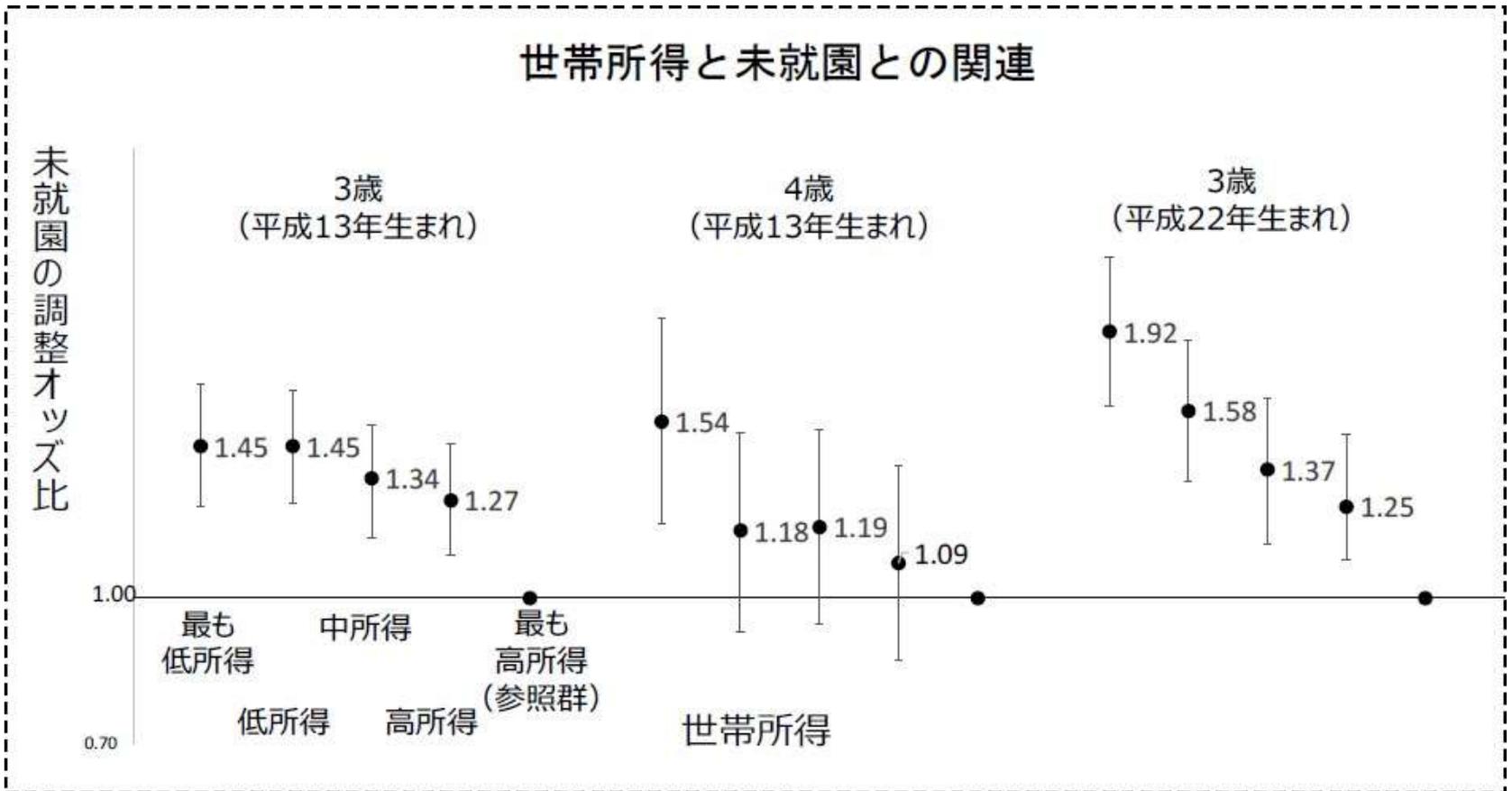
\* 1：上記の15歳は約18万人

\* 2：0～15歳の子ども約1760万人のうち貧困状態にある子ども約260万人では42.9兆円となる

シナリオ	所得	税・社会保障の純負担	正規職
現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円	8.1万人
改善シナリオ	25.5兆円	6.8兆円	9.0万人
差分	2.9兆円	1.1兆円	0.9万人

# 3歳以降の未就園の要因分析

3、4歳時点で保育園・幼稚園・認定子ども園に通っていない(未就園)要因として、3歳以降の未就園は低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭や、発達や健康の問題(早産、先天性疾患)を抱えた子供で多い傾向があるとの調査結果もある。



(出典)社会的不利や健康・発達の問題が3、4歳で保育園・幼稚園等に通っていないことと関連——約4万人を対象とした全国調査の分析から——

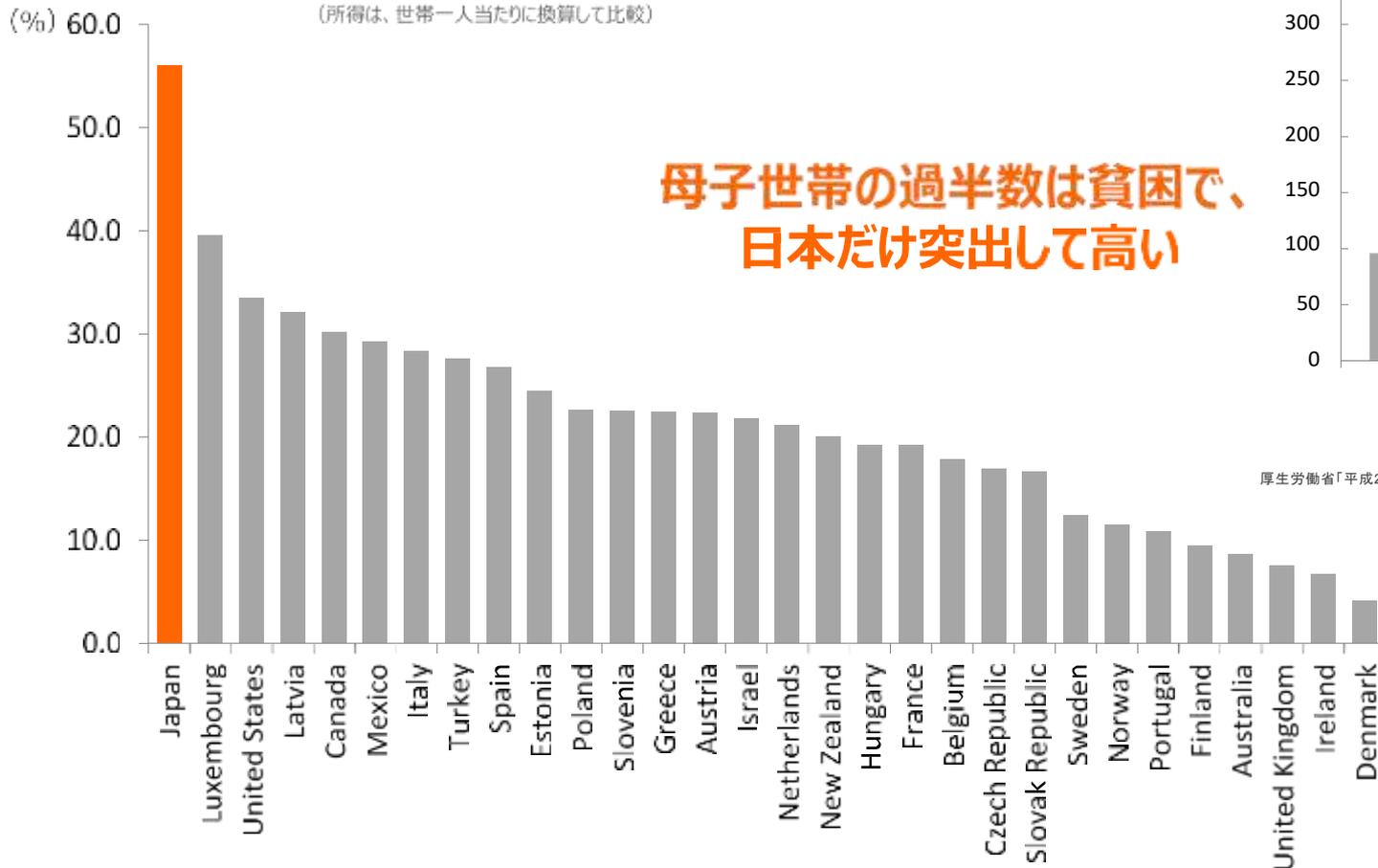
(北里大学 2019年3月27日発表)

出典:中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別部会 参考資料集 令和3年8月10日

# 日本の母子世帯の貧困率は世界でも突出して高い

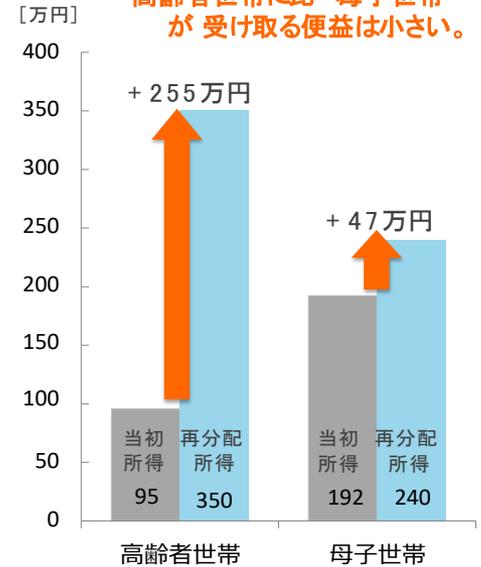
## OECD各国の一人親・子持ち就業者世帯の貧困率※

※一人親・子持ちの就業者世帯の中で、就業者世帯全体の平均所得の50%未満の水準にある世帯数の割合  
(所得は、世帯一人当たりで換算して比較)



母子世帯の過半数は貧困で、  
日本だけ突出して高い

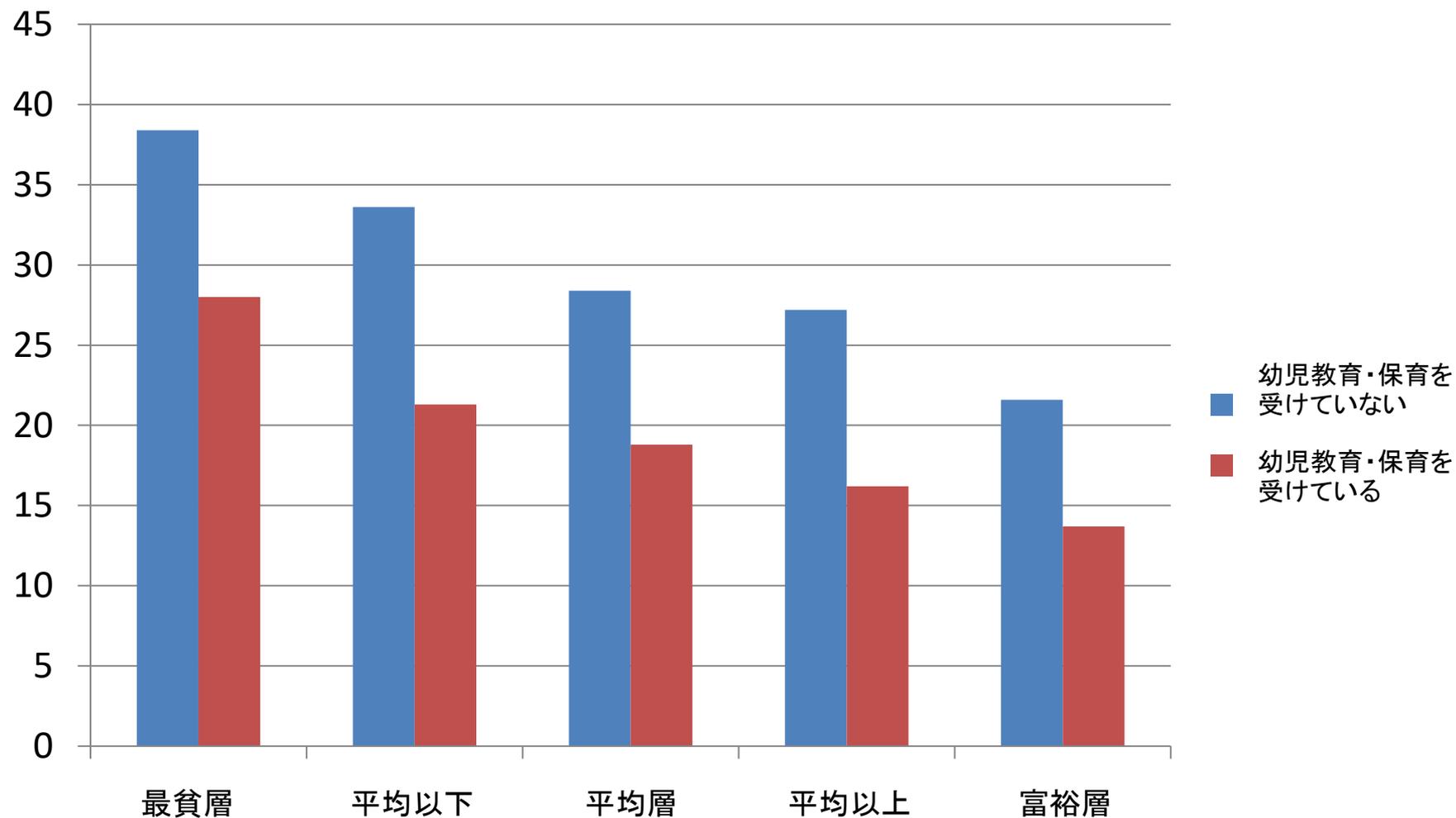
高齢者世帯に比べ母子世帯  
が受け取る便益は小さい。



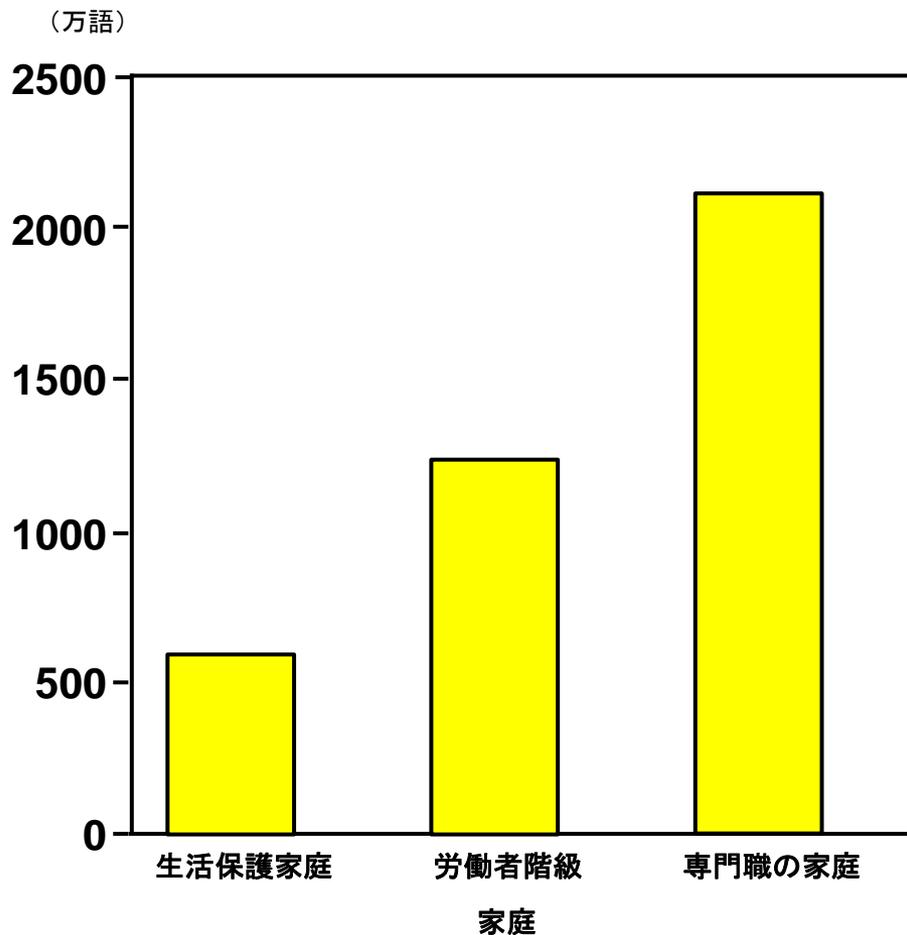
厚生労働省「平成26年度所得再分配調査」より経済産業省作成

[参考] E. メルウィッシュ・オックスフォード大学教授の講演より (2021.1.18)

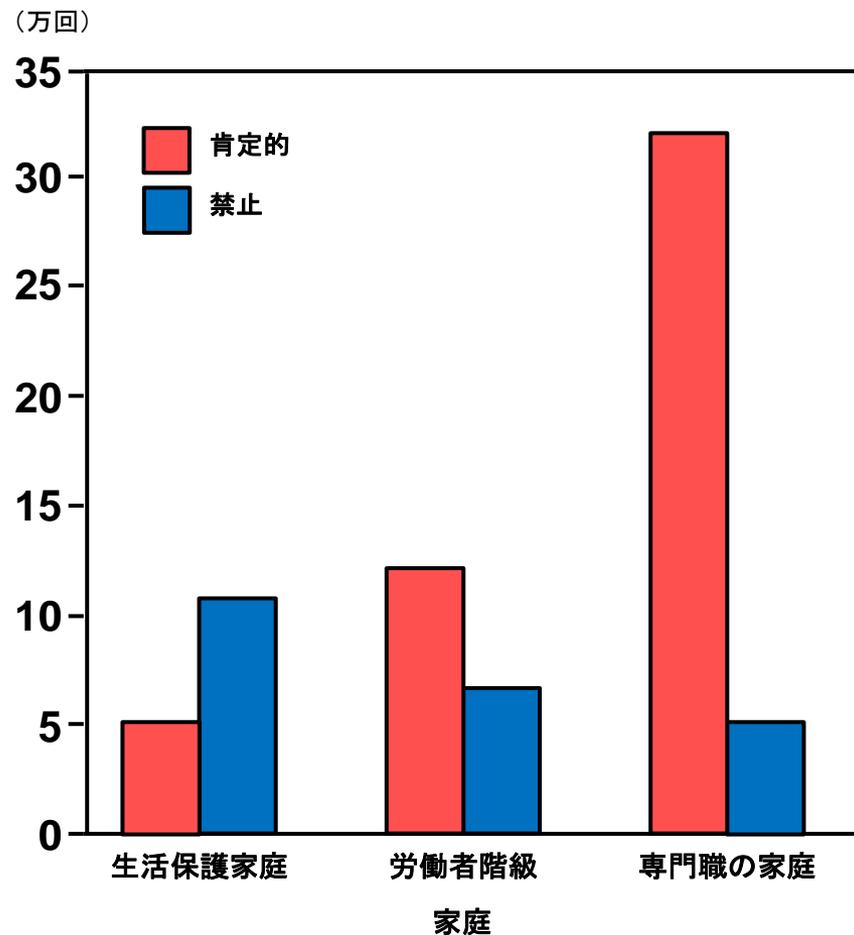
## 所得層別の発達遅延率



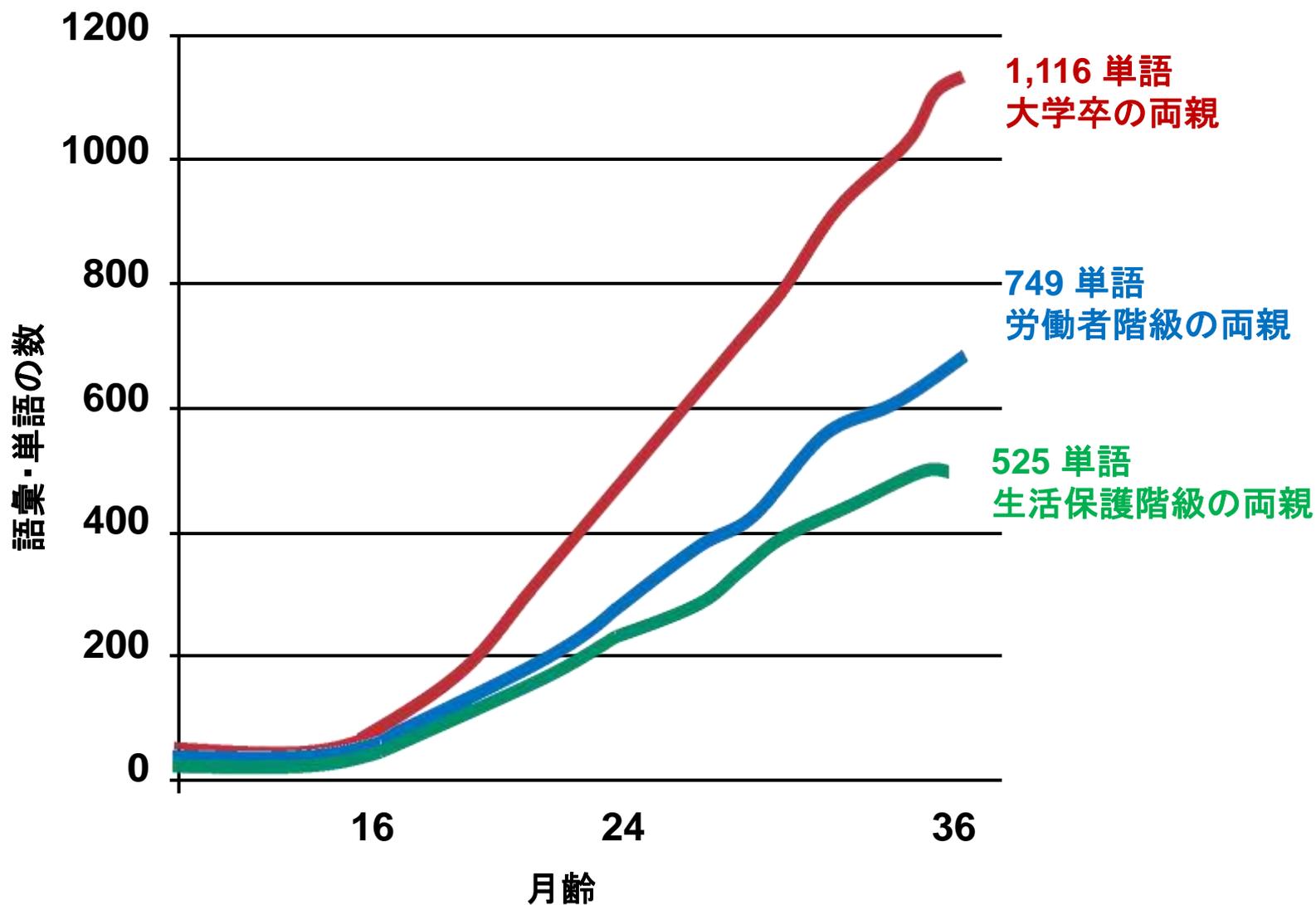
## 一般的な時間に聞く言葉の量



## 一般的な時間に聞く言葉の質

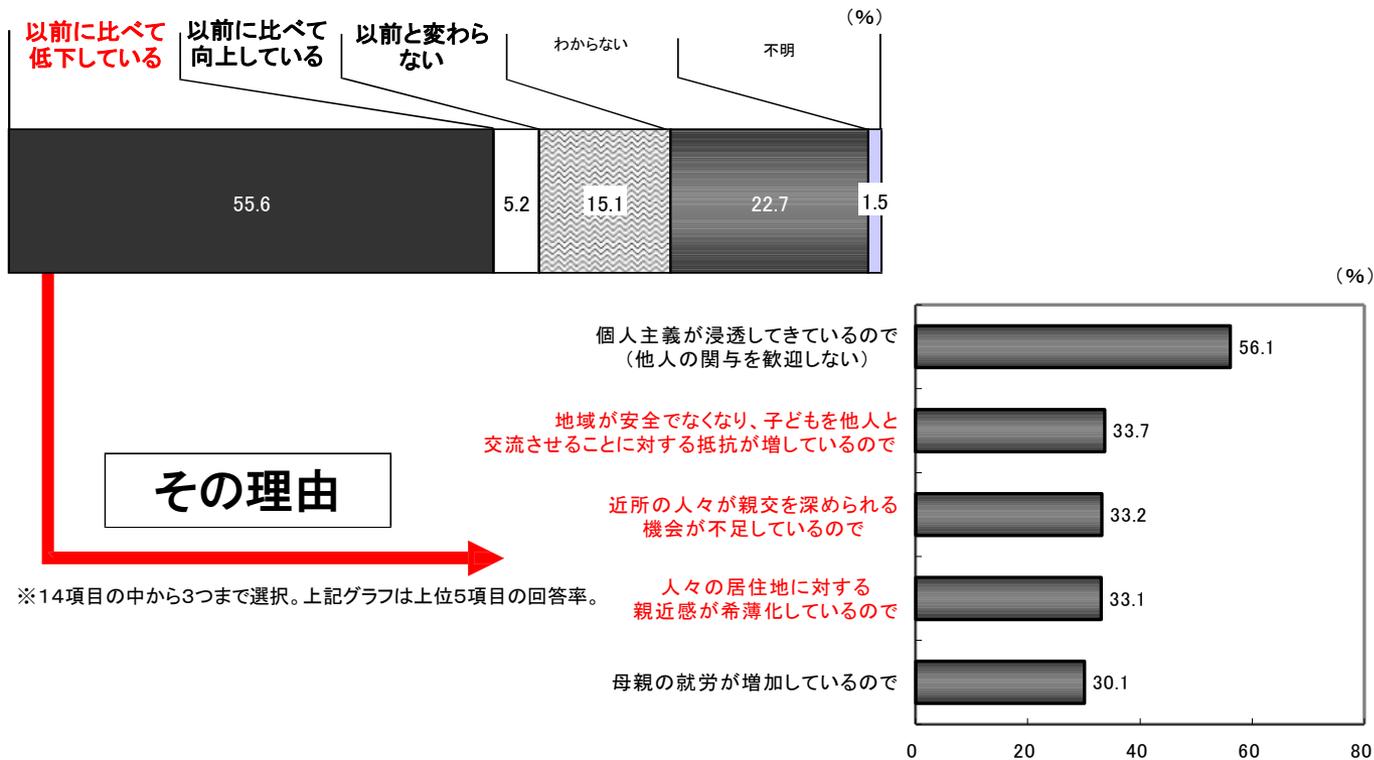


## 成果の違いは幼少期に始まる



## 地域の教育力に関する意識

保護者に「地域の教育力」を自身の子ども時代と比較してもらったところ、過半数が「以前に比べて低下している」(55.6%)と回答。一方、「以前に比べて向上している」(5.2%)、「以前と変わらない」(15.1%)は低い割合。



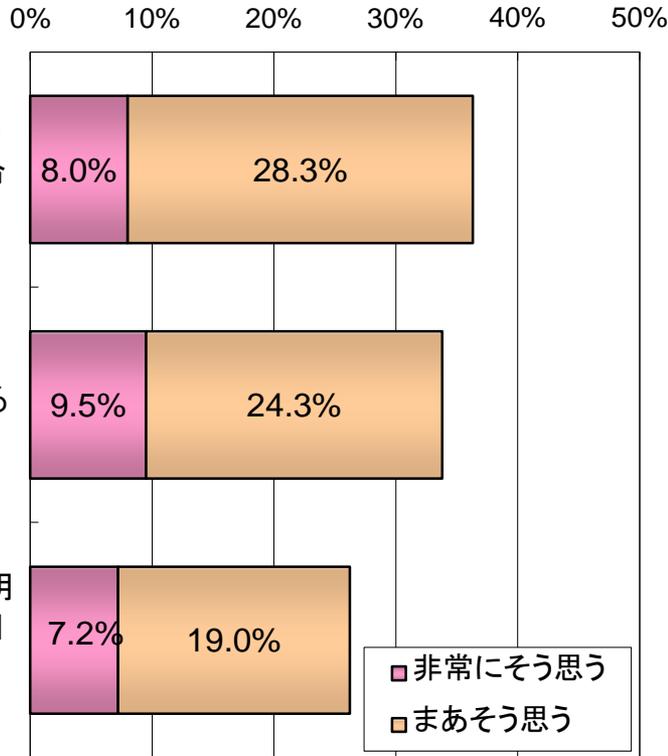
### その理由

※14項目の中から3つまで選択。上記グラフは上位5項目の回答率。

# 結婚や出産をとりまく状況 子育ての孤立化と負担感の増加

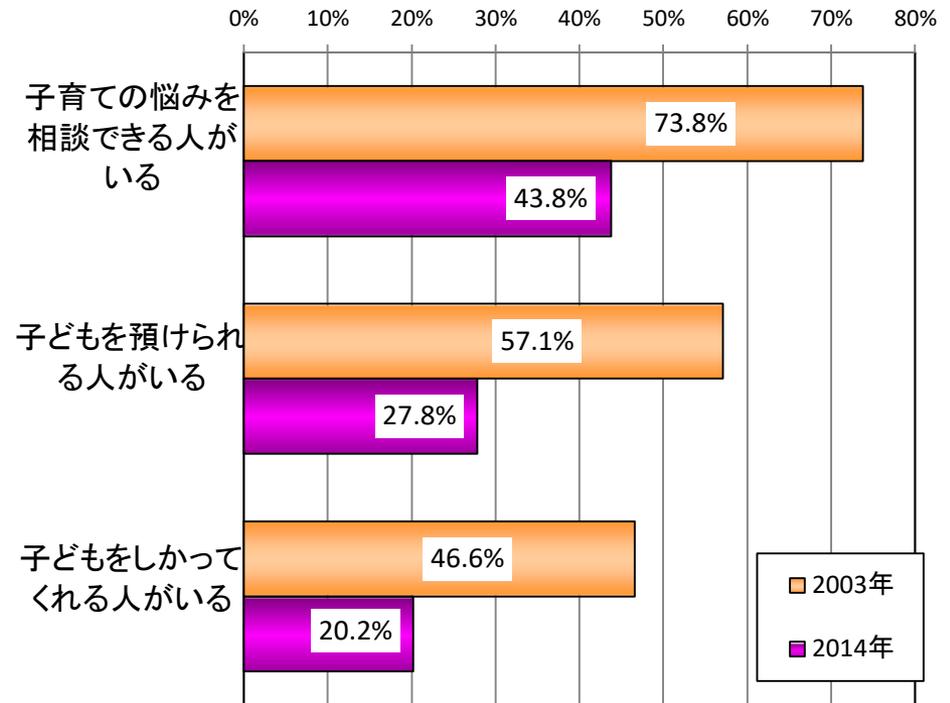
- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、**子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。**
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、**就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。**

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



資料：財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

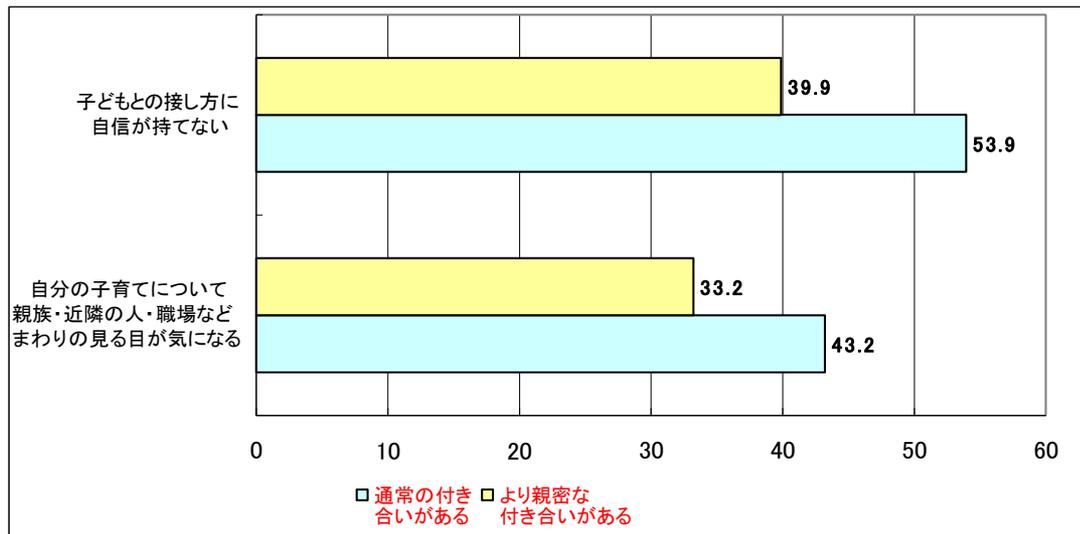
地域の中での子どもを通じたつきあい



資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

## 地域とのつながりと子育ての不安や悩み

地域とより親密なつきあいのある人は子育てへの不安が少ない。



厚生労働省：子育て支援策等に関する調査（平成15年）

○子育てを支えるのは友人や近所の人

☑ 友人や近所の人		不安や負担を感じている親 (n=291)	不安や負担を感じていない親 (n=245)
友人	心配事やぐちを聞いてくれる	2.63人	2.95人
	元気づけてくれる	2.50人	3.07人
	子どもの面倒をみてくれる	0.33人	0.56人
近所の人	心配事やぐちを聞いてくれる	0.60人	0.74人
	元気づけてくれる	0.46人	0.69人
	子どもの面倒をみてくれる	0.22人	0.22人

※周りに子育てを支えてくれる人が何人いるか(数字は平均人数)

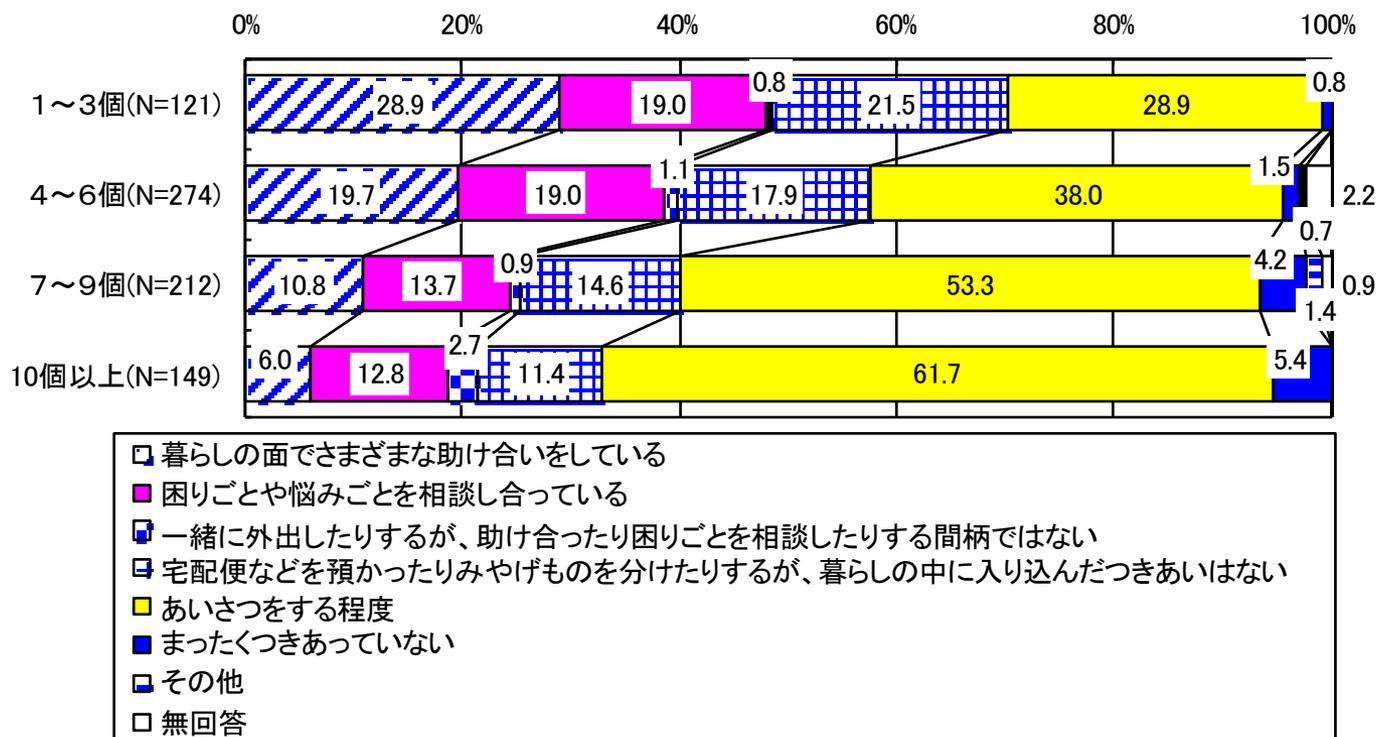
○子どもに向けられる!? 不安や負担感

☑ 子育てに対する不安・負担感		不安や負担を感じている親 (n=291)	不安や負担を感じていない親 (n=245)
必要以上に怒ったりしてしまう	46.4	30.2	
子どもを無視してしまうときがある	27.5	10.2	
子どもがわずらわしいときがある	45.4	20.4	
子どもに冷たく接してしまう	25.1	9.0	
生まなければよかったと思うときがある	5.2	0.8	
子どもがかわいいと思えないときがある	6.5	3.7	
この子がいなければと思うときがある	3.8	0	

※子どもに以上の行動をとることがある親の割合(%) 熊本県大津町次世代育成支援行動計画より抜粋

# 大津市次世代育成支援に関するアンケート調査結果（平成20年度実施）より

図65 就学前児童の子育ての不安や悩みの項目数別 近所づきあいの程度



近所づきあいが豊かなほど  
子育ての悩みや不安は少ない

図66-1 市民の子どもの頃の経験度別／赤ちゃんのおむつをかえたりミルクをあげたこと  
子育ての不安や悩みの項目数

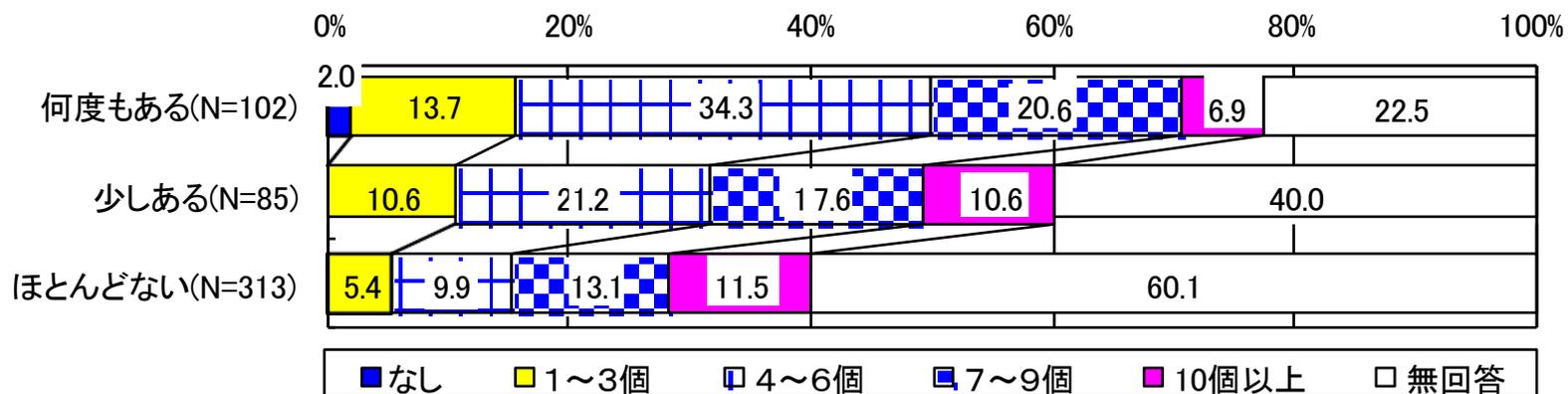
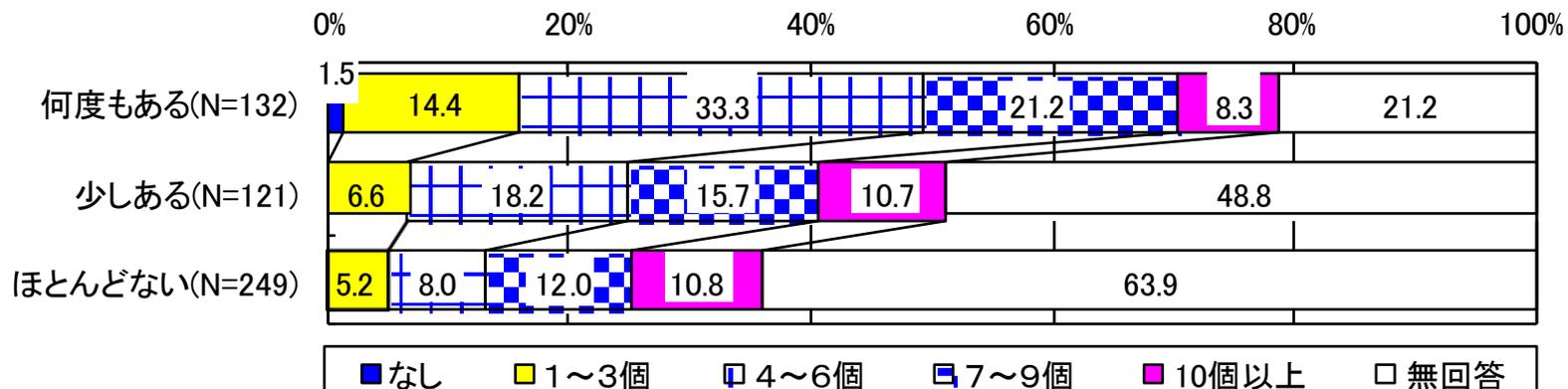
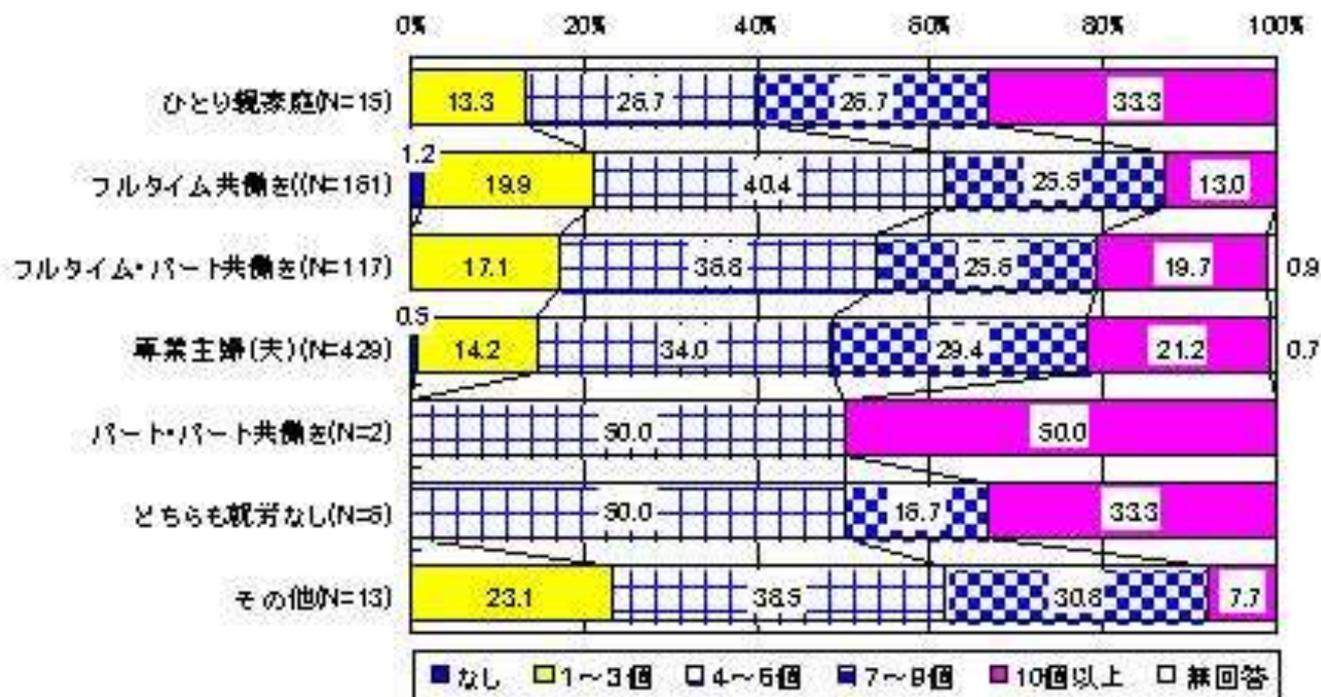


図66-1 市民の子どもの頃の経験度別／小さな子どもの着替えや食事などの世話をしたこと  
子育ての不安や悩みの項目数



大人になる前に子どもと関わった経験が多いほど  
子育ての悩みや不安は少ない

図10-1 就学前児童の家庭類型別 子育てで不安や悩みを感じる項目数



共働き家庭より  
専業主婦家庭のほうが  
子育ての不安や悩みは多い

# 【保育と地域子育て支援の包括化に向けて】

## \* “0号認定” から捉えた幼児教育・保育施設の可能性と課題

- ・すべての出発点は“0号認定”から

Ex. すべての子ども・子育て家庭への支援（供給主体から需要主体への転換）

- ・子どもの発達保障と親育て支援の総合的アプローチ

Ex. 発達や生活の連続性、切れ目のない支援

- ・地域子育て支援と地域社会貢献の包括的アプローチ

Ex. アウトリーチ型・連携型・ネットワーク型・地域共生型の支援

## \* 幼児教育・保育施設に求められる機能

- ・求められる包括性（インクルージョン）

Ex. 子どもや保護者と地域を分断しない役割

- ・求められる総合性（インテグレーション）

Ex. 養護機能と教育機能の一体化、保育と子育て支援の総合化

- ・求められる双方向性（インタラクション）

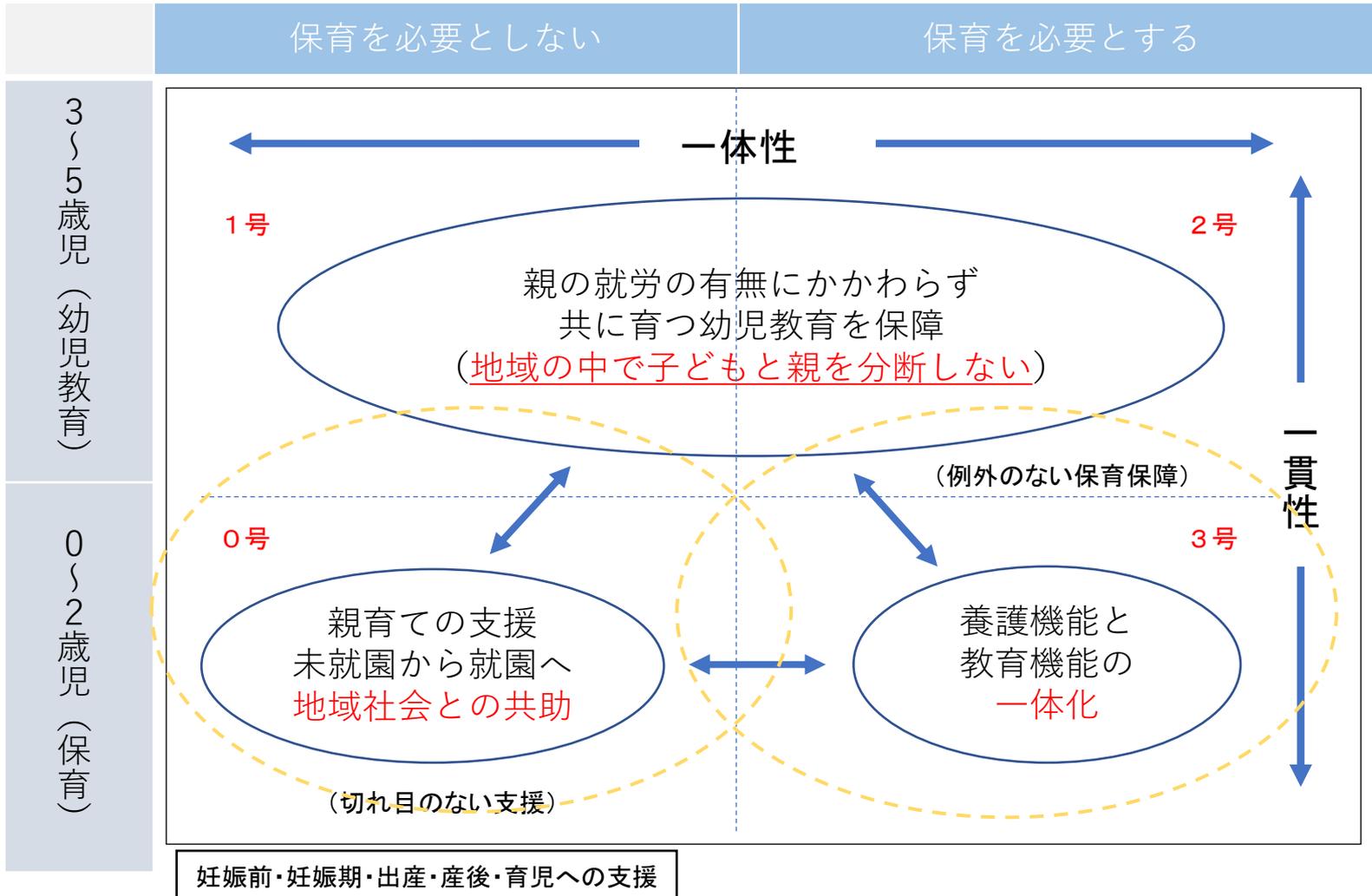
Ex. 園と保護者の協働性、地域社会との共助の構築



地域共生に向けて  
乳幼児＋高齢者  
＋障害者＋etc.

# 《すべての子ども・子育て家庭への支援》

学びや発達の連続性、生活の連続性 ⇒ 小学校教育との接続、放課後児童対策



未就園から就園への連携（生活の連続性）  
一貫性  
就園から卒園への接続（発達の連続性）

共通の幼児教育を保障（発達の連続性）  
一貫性  
園・家庭・地域の連携（生活の連続性）  
一体性

地域社会＝子ども・子育てにやさしいまち、高齢者・障害者にも

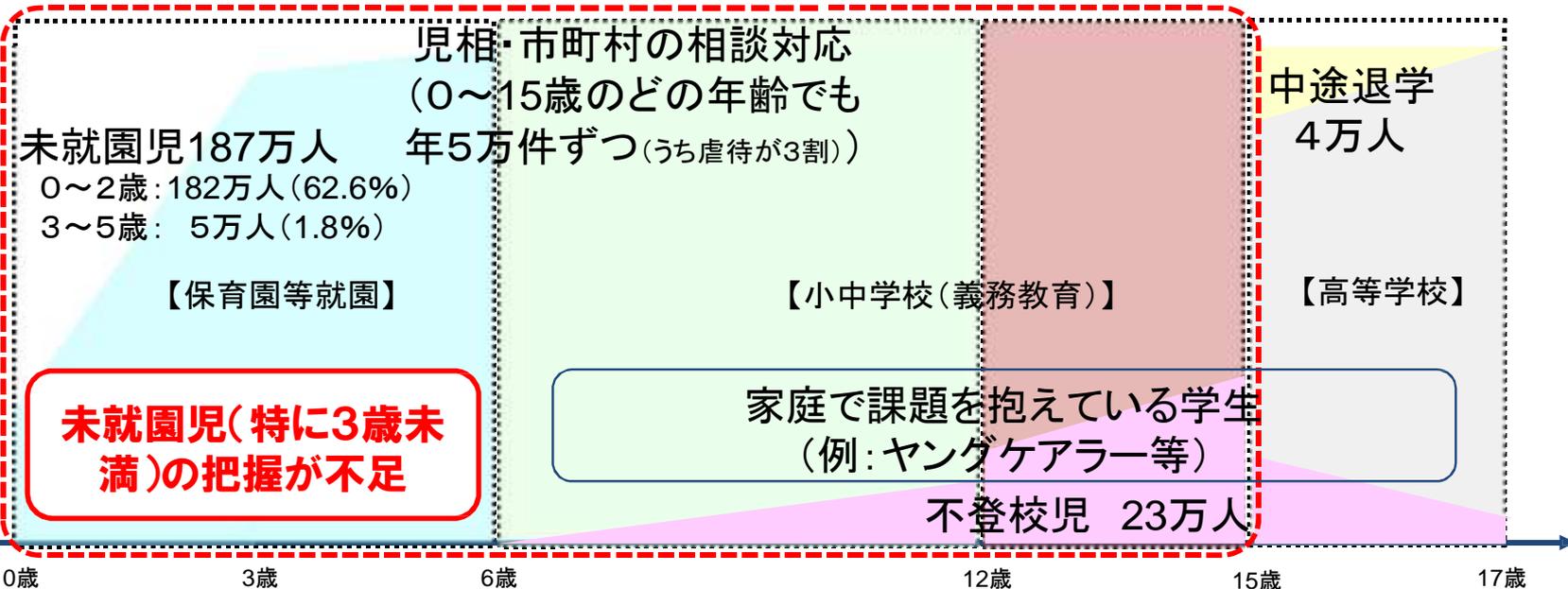
# 考えられる子ども家庭行政の今後の課題

令和3年4月23日  
社会的養育専門委員会資料

課題は、①未就園児（特に虐待死亡事例が多い3歳未満）の把握が不足、②3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、③課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。  
→ 結果として、課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待が連鎖。

保育園等、学校

母子保健児童福祉



若年妊産婦等

▲ 乳児家庭全戸訪問 (生後4ヶ月)  
▲ 1歳6ヶ月児健診  
▲ 3歳児健診

3歳以降、子育て家庭の把握が不足



課題を抱えている子育て家庭・子どもへの支援が不足

※ 例えば、ショートステイは要保護児童等に年0.5人日分の整備に止まる(令和元年度実績)



課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待の連鎖

# 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 **531**億円の内数うち推進枠109億円> **(453億円)** ※0内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

○ 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

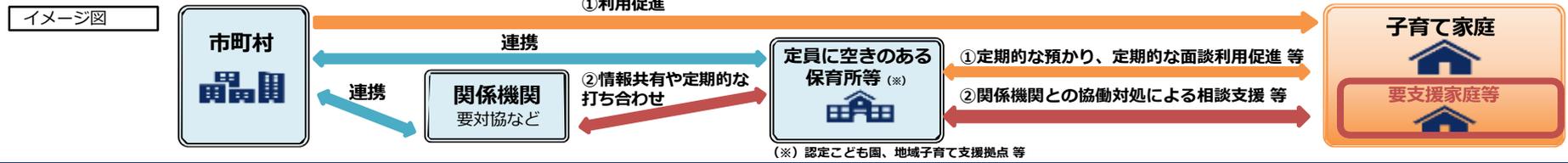
### ①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の**積極的な利用を促進する**。
- ・集団における子どもの育ちに着目した**支援計画を作成**し、適切な保育を行うとともに、**保護者に対しては、定期的な面談**などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

### ②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、**情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成**し、関係機関との協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



## 3 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。） ※実施自治体を公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】

- ①7,078千円（1か所あたり） ※利用料は別途徴収することができる
- ②3,778千円（1か所あたり） ※要支援家庭の児童等のため、利用料は徴収しない

【補助割合】

国：10/10

# 参 考

## 子どもと家庭のための ペン・グリーン・センター コービー/イングランド Core services 2006

乳幼児のための保育サービス、全日  
2歳未満の乳幼児対象  
2歳から4歳の幼児対象（州が運営し、利用は任意）

地域社会教育

国家公認コースでの成人学習  
Eラーニング

グループか教室で  
親が学習中の  
託児室

支援グループ

対象は、ひとり親、若い親、  
英語以外の言語を話す人の  
ための英語教育、for1  
特別な支援を必要とする  
子どもの親

親子グループ

例えばベビーマッサージ、一時保育

放課後児童クラブ

休日のプレイスキーム  
(週1回)

家庭訪問、カウンセリング、  
グループワーク、福祉サービス  
による家族支援

調査研究・専門家養成・普及

例えば、子どもと家族のための総合的サービスという分野の修士号、総合センター指導者の国家資格に関するパイロット事業、指導者の資格に関する全国展開プログラムの支援

Thomas Coram  
Early Excellence Centre, London  
子ども達への提供

<p>幼稚園施設：総合的な教育及び保育の提供；生後6か月から5歳迄の子どもの為に108席、そのうち21席は特別な必要の子どもの為に、また5席は浮浪家族の子どもの為に。開園時間 8:00-17:30</p>	<p>ドロップイン：週5日の毎午前。</p>	<p>本を家庭へ：毎日の貸出しシステム</p>	
	<p>言語治療的なサービス</p>	<p>ベビーマッサージ 週1回</p>	<p>子ども-コンピュータクラブ 週1回</p>
<p>5歳児から11歳児の為の長期休暇期間の保育</p>	<p>週1回</p>	<p>母語としてのベンガル語コース 週1回</p>	
<p>5%は特別な必要性のある子どもの為にリザーブされる。</p>	<p>各種コースやグループを訪れている親及び専門職従事者達の子ども達を世話する設備</p>	<p>就学児童のクラブ、5歳から11歳迄 週に4晩</p>	
<p>発展（発育）の適応 技術利用-プロジェクト （子どもと専門職従事者の為に）</p>		<p>“子どもの聴覚”プロジェクト  （親が子どもを視覚的によりよく理解できる様に。）</p>	
<p>10代の親：パイロット-プロジェクト15席、これを以て、その（若い）親は自分の就学を遂行できる。</p>	<p>遊戯施設</p>		

Thomas Coram  
Early Excellence Centre, London  
親達への提供

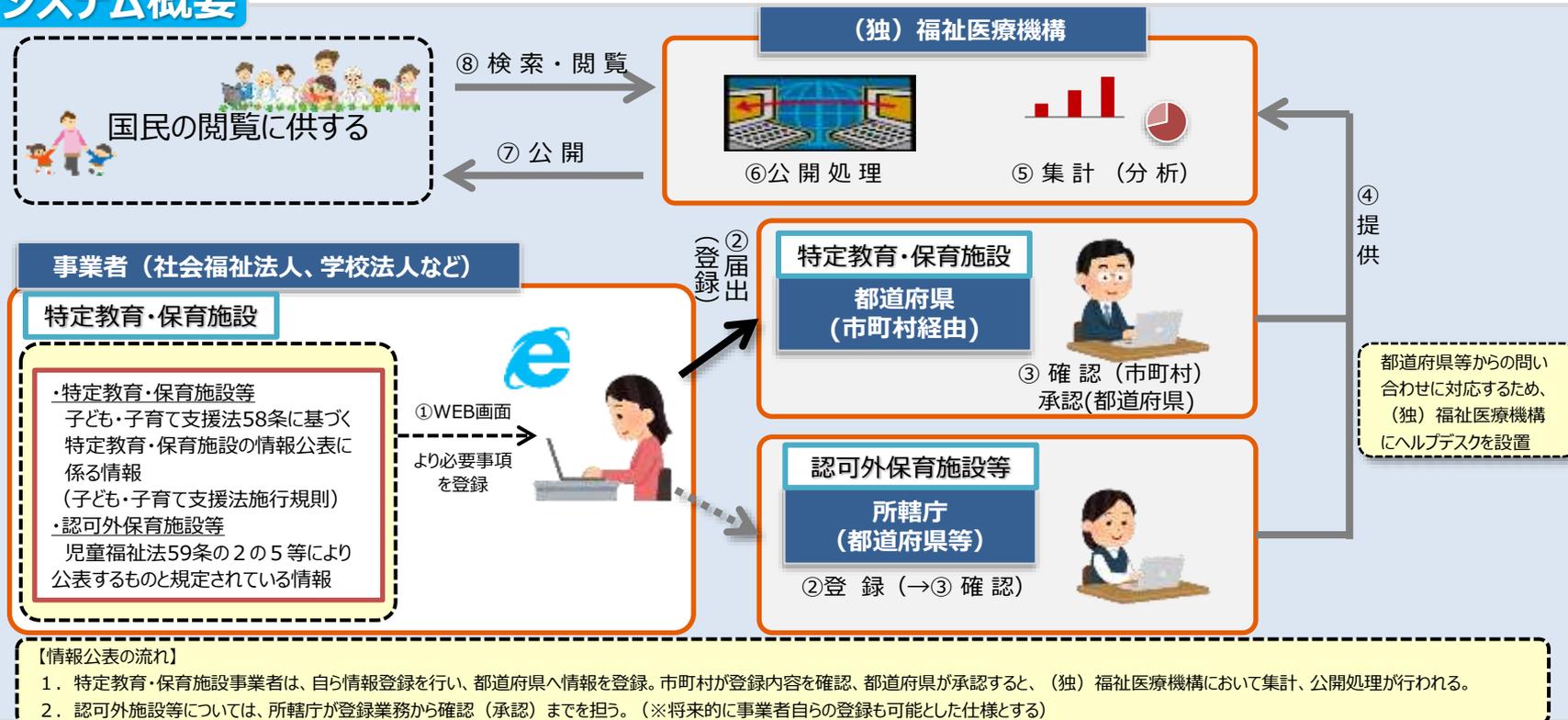
<p>既に多彩な各種コースの提供： 例、手芸、コンピュータ、付加的言語としての英語、国際的な親の役割、父親のグループ、時事問題についてのディスカッション・グループ</p>	<p>ドロップイン： 週5日</p> <p>相談の時間 週1回</p>	<p>グループ室－ミーティング 週1回</p> <p>重要な専門職従事者（key workers）と親達が持ち寄った質問について相談する。</p>
<p>カリキュラム－ワークショップ、週に1回：専門職従事者と親が、子どもの学習と発育（発展）について検討したり、実習的なカリキュラムの活動に積極的に参加するために集う。</p>	<p>親の広場（フォーラム）年 に6回：専門職従事者と親が、センターの一層の発展について話し合うために集う。</p>	<p>その地域の親（の集い） 週2回、 小学校に関わる（親対象）</p>
<p>ウェブスター・ストラットン・プログラム 週1回</p>	<p>ソーシャル・スキル・サービス 週1回</p>	<p>児童心理学に関するサービス 週1回</p>
<p>特別な必要性を有する子どもを持つ親の援助グループ 週1回</p>	<p>栄養と衛生－卒業証書を伴ったコース</p>	<p>教育コース「子どもの教育の入門（コース）」</p> <p>最初の援助－卒業証書を伴ったコース</p>
<p>アウトリーチプログラム：2人の専門職従事者が家庭を訪問する－何よりも、センターを利用していない家族に焦点を合わせる。</p>	<p>家族（の絆）を強め、地域共同体（コミュニティ）を強める－地域プロジェクト</p>	<p>「小学校に初めて（子どもを）通わせる親」－グループ 週1回</p>

### 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）

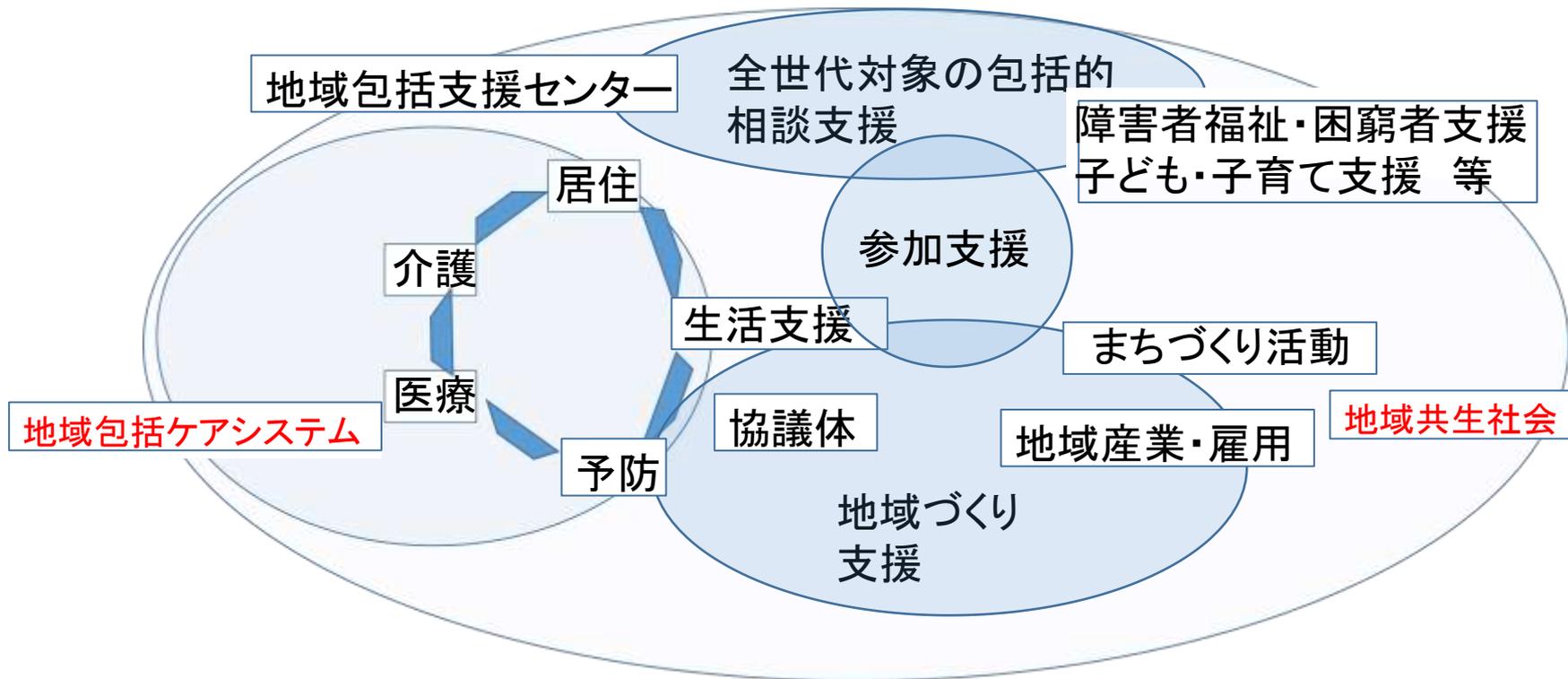
#### 事業の趣旨

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設等の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 特定教育・保育施設については、特定教育・保育施設事業者が当該システムに情報登録を行い、自治体の入力確認及び情報公表の承認操作により、情報公表が実施できるものとする。なお、入力権限については、特定教育・保育施設事業者だけでなく、特定教育・保育施設の所轄庁である自治体にも付与する。認可外保育施設等の情報登録については、特定教育・保育施設の方法に準拠した上で、都道府県等に入力権限を付与する。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、令和2年度から一般利用者向けに公開。

#### システム概要

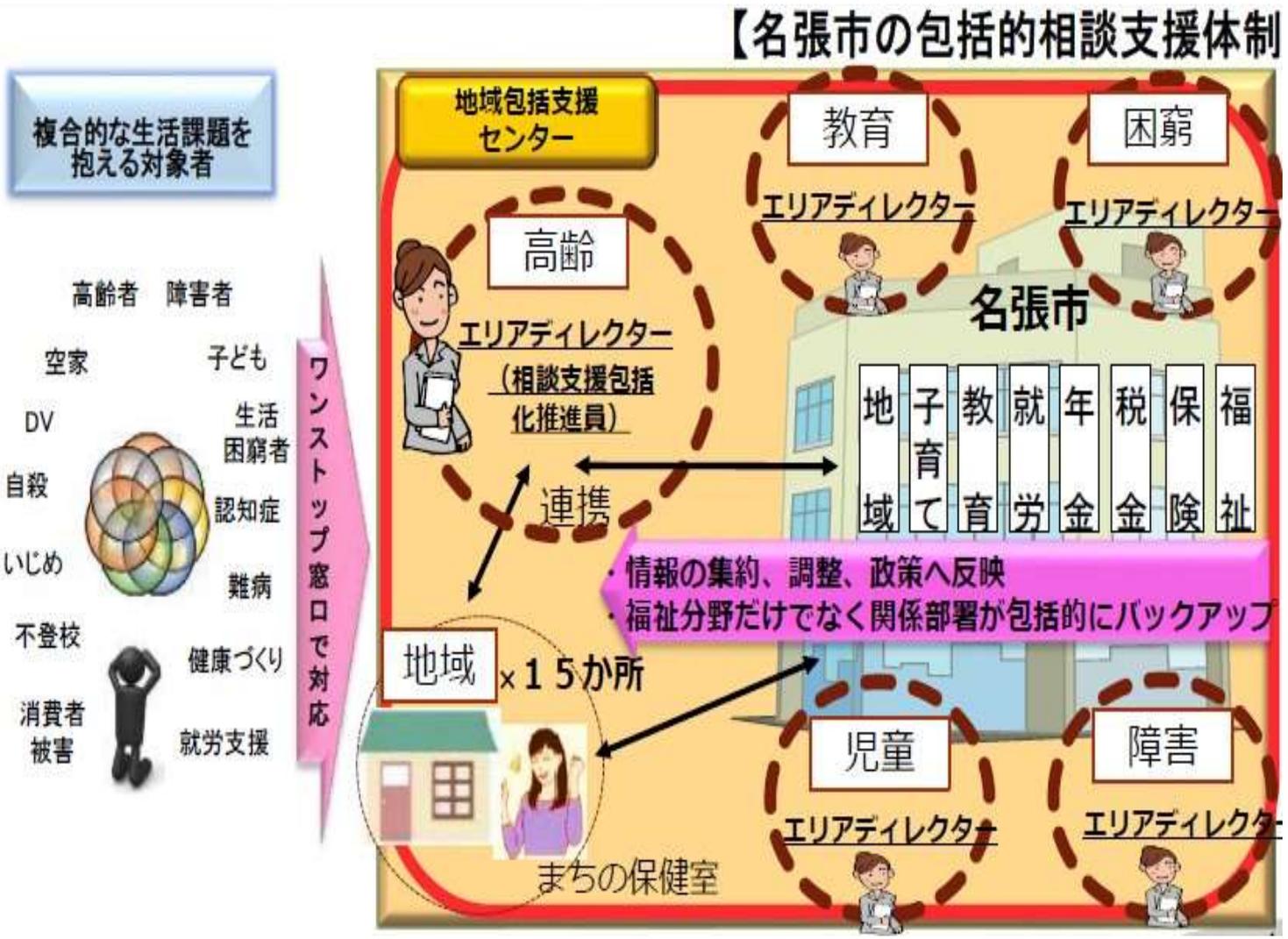


# 地域包括ケアで地域共生社会をつくる 共生社会が地域包括ケアを支える



# 三重県名張市の包括的な相談支援体制と地域づくり

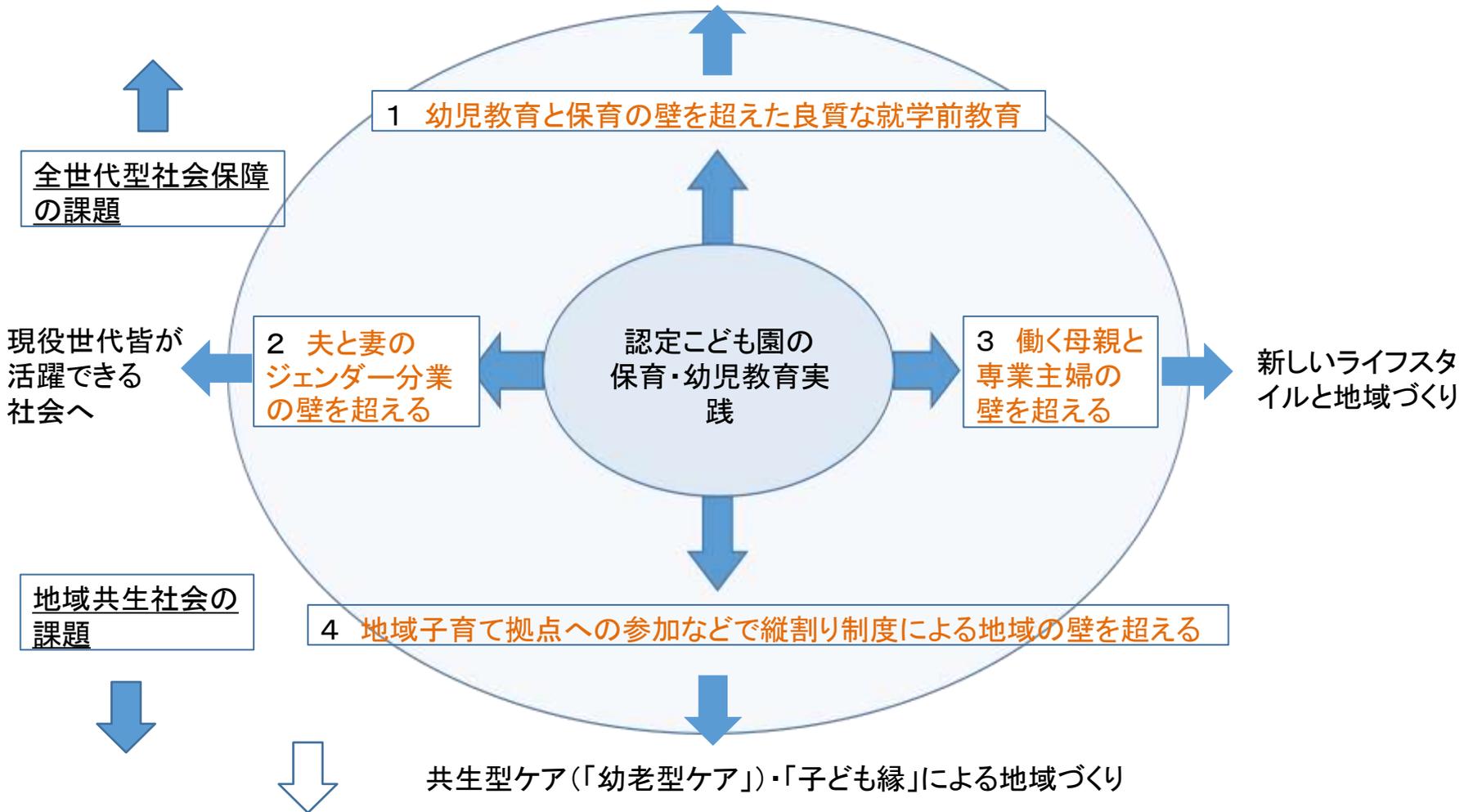
基礎自治体の取り組みをどう支援し促すか？



出所 名張市資料より

# 認定こども園は社会保障改革が掲げる課題の担い手 4つの壁を越える役割

未来への投資 貧困の連鎖防止



格差や貧困拡大への対処も大事なミッション とくに1と4の機能の具体化において

■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-06	柿沼委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）

■第1回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 1-07	【参考資料】事務局整理資料

10年後の子ども・子育て支援  
の在り方を考える研究会  
～第1回研究会 参考資料～

2022年11月30日

株式会社 日本総合研究所

# 子ども・子育てに関する実態・政策について

---

# 「子育て」フェーズの主な事業の分類

○ 前述のとおり、「子育て」フェーズの施策の割合は非常に高く、事業数も非常に多い。当該フェーズにおいても、主に以下の形で分類することが可能。論点の全体像の施策・事業と共通する事業も存在。

## 「子育て」フェーズの主な事業の分類

### 子育てに関する経済的支援・ 教育費負担の軽減

- 幼児教育・保育の無償化
- 児童手当の支給
- 高校生等への修学支援
- 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援等

子育てに関する経済的支援

### 男女共に仕事と子育てを両立できる 働き方改革・環境の整備

- 保育の受け皿整備・人材確保、保育の質の向上
- ワークライフバランスの取組みの促進
- 放課後児童クラブ・事業所内保育施設等の設置促進
- 男性の育児参画の促進 等

保育所等の機能、施設以外の保育・教育機能

### 子育ての担い手の多様化と 世代間での助け合い

- 地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化
- 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流 等

### 様々な家庭・子供への支援

- 子供の貧困対策の推進
- ひとり親の子育て・生活支援
- 児童虐待の未然防止
- 障害のある子供の保育
- 多子世帯等を対象とする保育所等の優先利用 等

困難な状況にある  
子どもへの支援機能

### 子供が健康で安全かつ 安心に育つ環境の整備

- 小児医療の充実
- いじめ防止対策の推進
- 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止
- 犯罪等の被害の防止 等

子どもの安全に関する機能

# 子育てに関する経済的支援（幼児教育・保育の無償化）

- 若い世代が理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大となっていたことから、当該世代への負担軽減措置として、幼児教育・保育の無償化を導入。
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、消費税率引上げによる財源を活用し、2019年10月より開始。

## 幼児教育・保育の無償化

2019年10月～（消費税率8%→10%）

【元々の使途】  
・後代への経済的な負担の付け回し軽減 等

使途

【H29.12 使途変更】  
人づくり革命の実施  
→子ども・子育て政策の充実のため、**幼保無償化**・保育の受け皿前倒し整備（約32万人分）・保育士の処遇改善等を実施



- 3歳～5歳の、保育の必要性の認定事由に該当する子供 等



- 幼稚園、保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育 等
- 障害児通園施設等も含む



- 国の財源により、基本的に無償化
- 場合によっては上限あり

（出所）内閣府「令和4年版 少子化社会対策白書」を基に日本総研作成

# 子育てに関する経済的支援（児童手当・子ども手当制度）

- 社会保険制度の一環である児童手当（子ども手当）制度は、2009年までの旧制度においては小学校卒業までが支給対象であり、支給額も現行の児童手当よりも少額であった。
- 2010年の子ども手当制度では、支給対象となる子どもの年齢の拡大・所得制限の撤廃・額の引き上げにより、総支給額は旧児童手当の2倍以上に増加。
- 2013年以降の現児童手当では、一定以上の収入のある世帯には減額して支給することとなった。2022年からは、一部の高所得世帯は支給対象外となった。

## 児童手当・子ども手当制度

	～2009年	2010年～2012年	2013年～2021年	2022年～
制度名	旧児童手当	子ども手当	現児童手当	
支給対象の子ども	小学校卒業まで	中学校卒業まで		
子ども1人あたり支給額	・3歳未満：月1万円 ・3歳以上～小学校卒業まで：月0.5万円	【当初】 ・一律月1.3万円	【2011.6～】 ・3歳未満：月1.5万円 ・3歳以上～小学校卒業まで：月1万円 ・中学生：月1万円	
所得制限	あり (年収860万円以上不支給)	なし	あり (世帯主年収960万円以上は特例 給付対象、一律0.5万円)	あり (世帯主年収1,200万円以上は給 付対象外)
総支給額	約1兆円	約2.5～2.7兆円	約2兆円	—

### 【現行の児童手当の費用負担】

#### 被用者（厚生年金・共済年金加入者）

#### 非被用者（厚生年金・共済年金非加入者）

#### 公務員

0歳～3歳未満

事業主 7/15

国 16/45

地方 8/45

3歳～中学校修了前

国 2/3

地方 1/3

国 2/3

地方 1/3

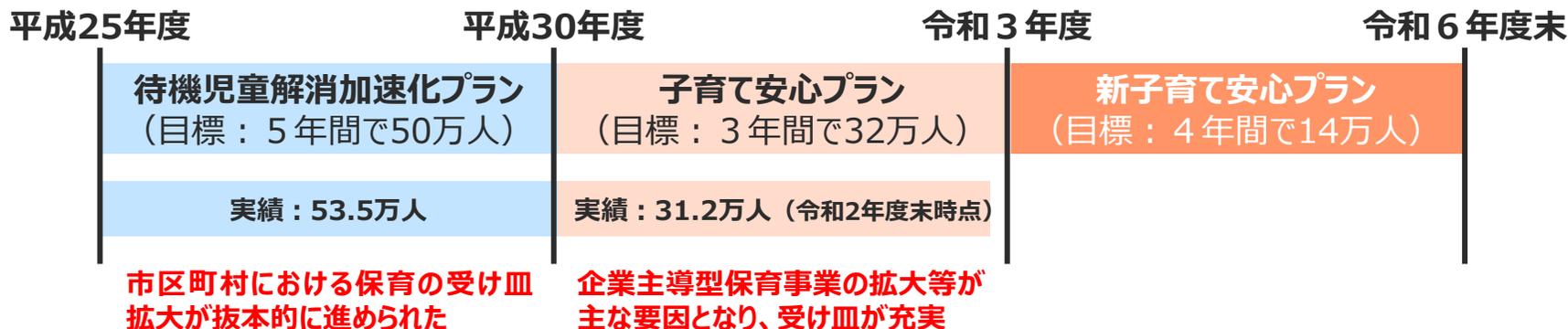
官庁  
10/10

(出所) 官邸資料及び「新旧児童手当と子ども手当の比較分析」(2011年8月22日大和総研作成資料)を基に日本総研作成

# 保育所等の機能：保育の受け皿整備・人材確保

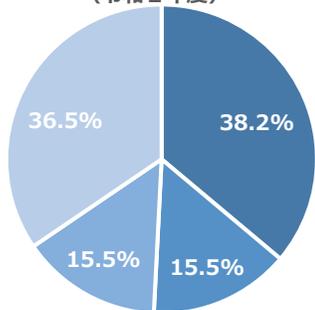
- 保育の受け皿整備・人材確保については、これまでも政府施策による支援が実施されてきたが、令和3年度～令和6年度末にかけ、「新子育て安心プラン」でさらなる施策・事業の推進が掲げられている。

## 保育の受け皿整備・人材確保



## 新子育て安心プランの保育の受け皿・施設整備

待機児童の地域別割合  
(令和2年度)



### 【推進する施策・事業】

- 必要な自治体への整備費・改修費等の補助率の嵩上げ
- 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育や小規模保育
- 人口減少地域の保育の在り方の検討 等

## 新子育て安心プランの保育人材の確保

### 【保育人材の確保に係る課題】

- 施設等は整備されている一方、退職者の増加等により保育人材は不足傾向
- 勤務時間が不規則な場合もあり、保育士にとっては負担が大きい状況

### 【推進する施策・事業】

- 保育人材の情報発信プラットフォームを構築
- 保育補助者・短時間勤務の保育士の活躍の促進
- ベビーシッターの活用の促進 等

■ 東京圏 ■ 大阪圏 ■ 政令・中核市 ■ その他

(出所) 厚生労働省「新子育て安心プランの概要」を基に日本総研作成

# 保育所等の機能：保育の質向上/幼保連携

- 保育の質の向上については、2018年～2020年にかけて検討会が開催され、向上のための展望が挙げられている。
- また、幼保連携の取組みについては、平成26年以降政府において取組が積極的に進められている。

## 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会の議論概要



### 【展望】

- 保育所保育促進のための周知・啓発
- 「保育所における自己評価ガイドライン」による評価の充実
- 地域におけるネットワーク構築推進
- 保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実
- 関係者間の情報共有・意見交換の場づくり

## 幼保連携の取組み概要

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ② 地域における子育て支援を行う機能

### 【幼稚園】

- 幼児教育
- 3歳～就学前の子ども

就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する枠組み

⇒ 幼保連携型認定こども園として認可・認定する仕組み

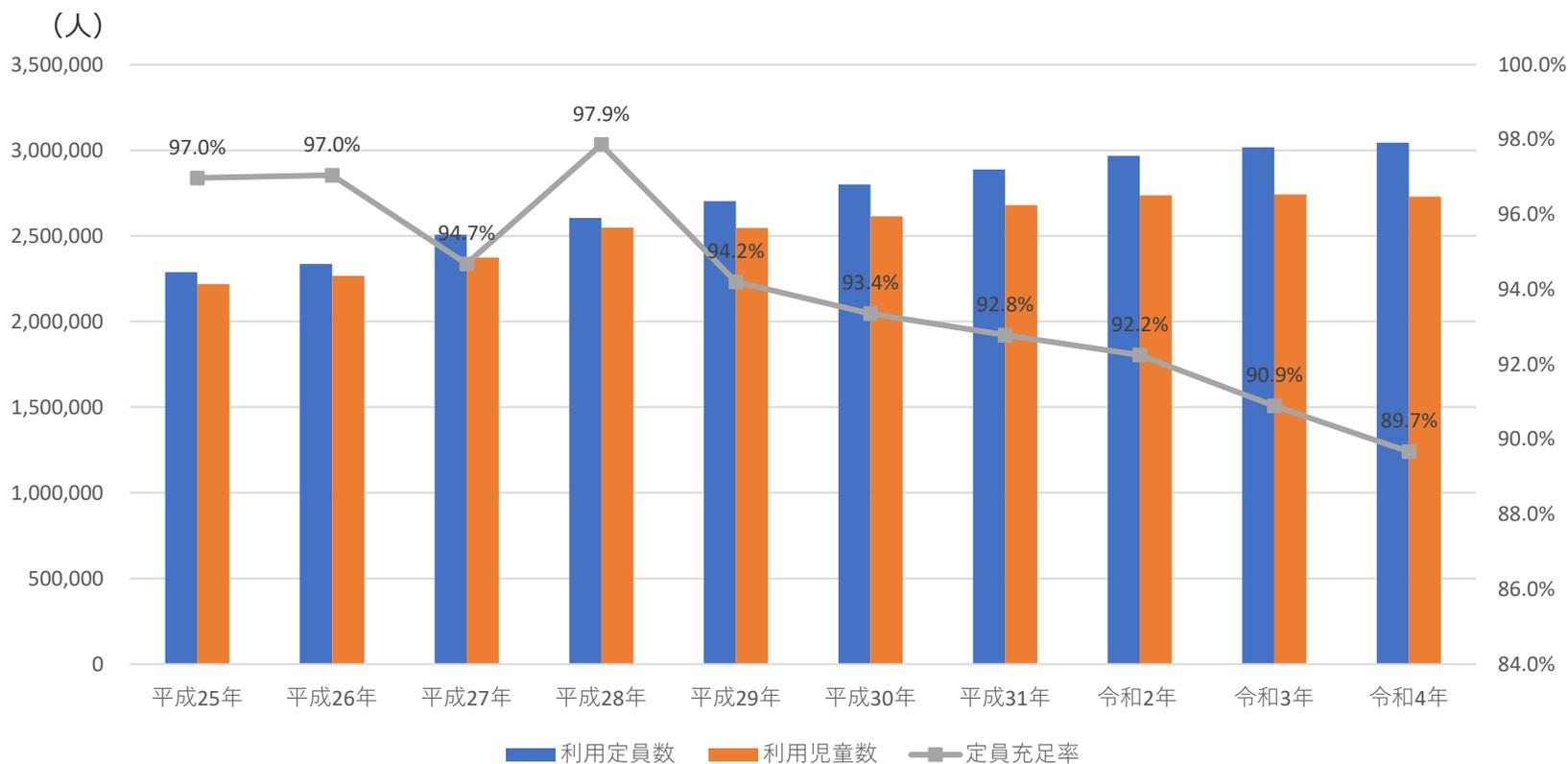
### 【保育所】

- 保育
- 0歳～就学前の子ども

(出所) 厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会議論のとりまとめ【概要】」を基に日本総研作成

- 保育所は、定員、利用者共に増加の傾向にある。
- 保育所等の定員充足率は低下傾向にあり、令和4年に90%を下回った。

## 保育所等の利用定員・利用児童数・定員充足率の推移

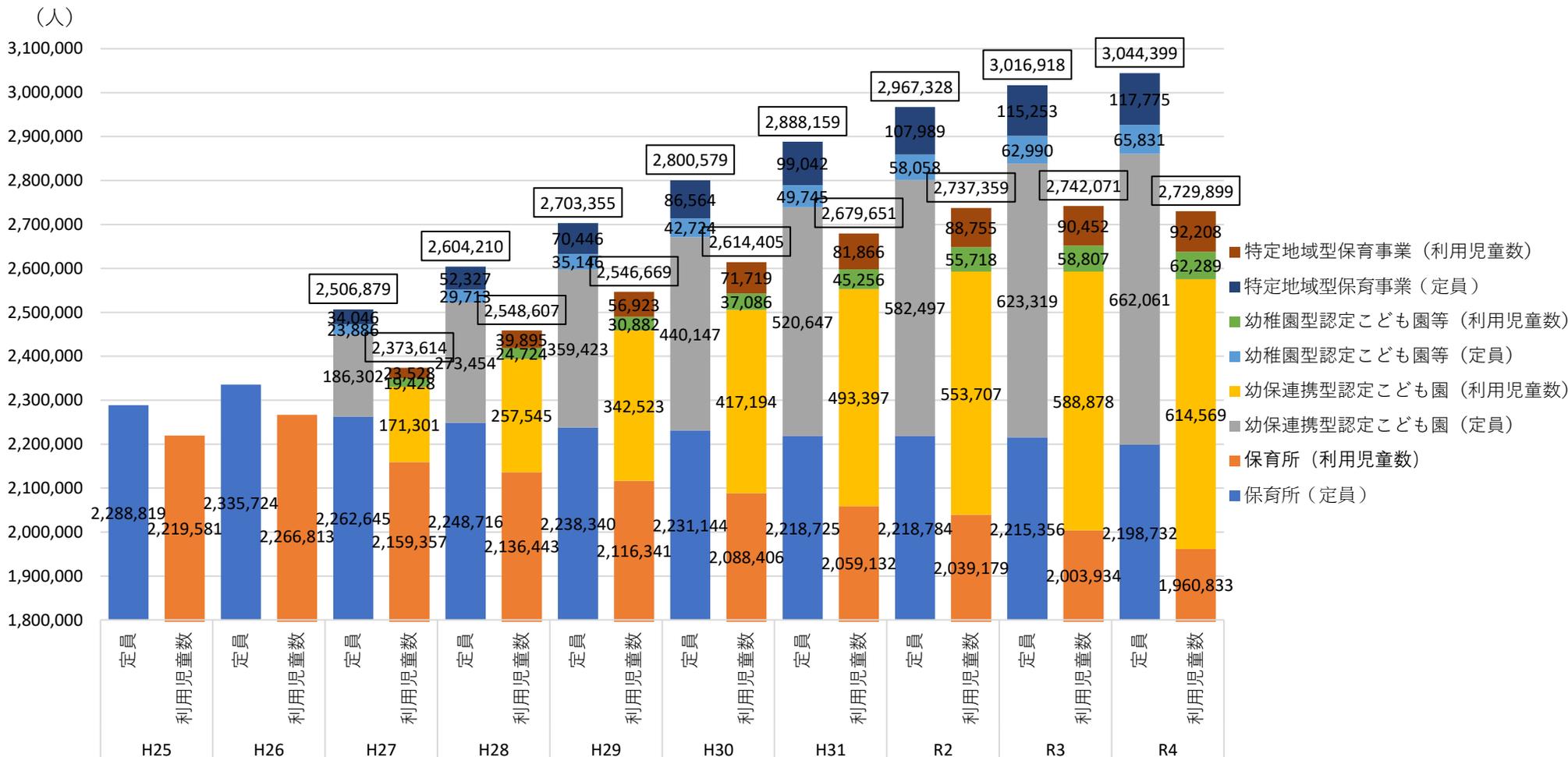


(出所) 厚労省「保育所関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」より株式会社日本総合研究所作成

# 保育所等の機能：施設種類別の定員数と利用児童数

受け皿の確保/幼保連携促進

- 保育所は定員数・利用児童数共に減少傾向にある。
- 幼保連携型認定こども園を中心としたその他については増加傾向にある。



(出所) 厚労省「保育所関連状況取りまとめ (令和3年4月1日)」より株式会社日本総合研究所作成

○ 待機児童数と保育利用率（全体、1・2歳児）の過去推移は以下の通り。子育ての分野で力強く進めてきた待機児童ゼロに向けた取り組みの成果もあり、ここ5年ほど待機児童数は続けて減少傾向。

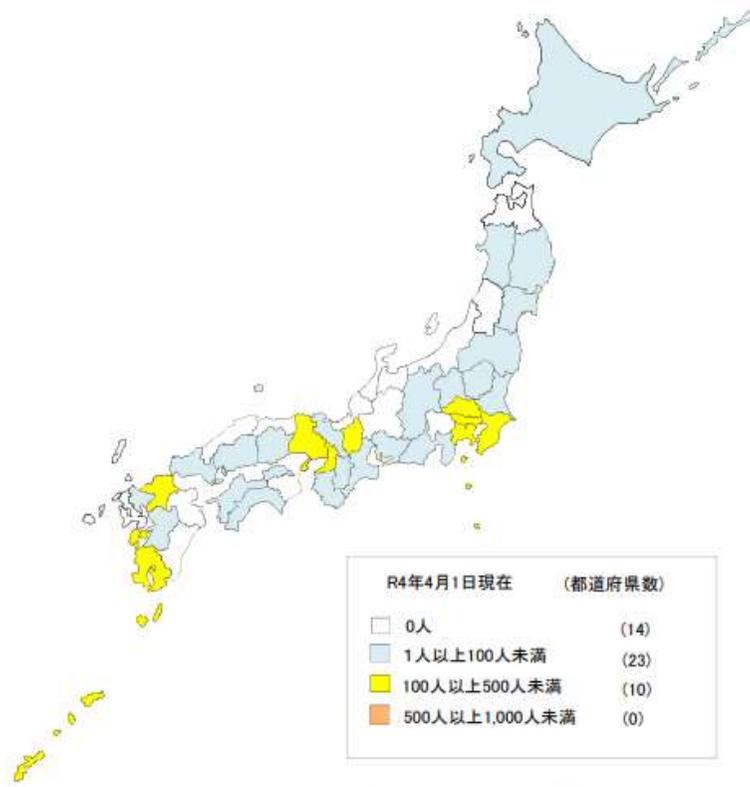
## 保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移



(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」を基に日本総研作成

○ 待機児童の人数は全国で約3,000人。約半数の都道府県ではすでに解消済。

(資料4) 令和4年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



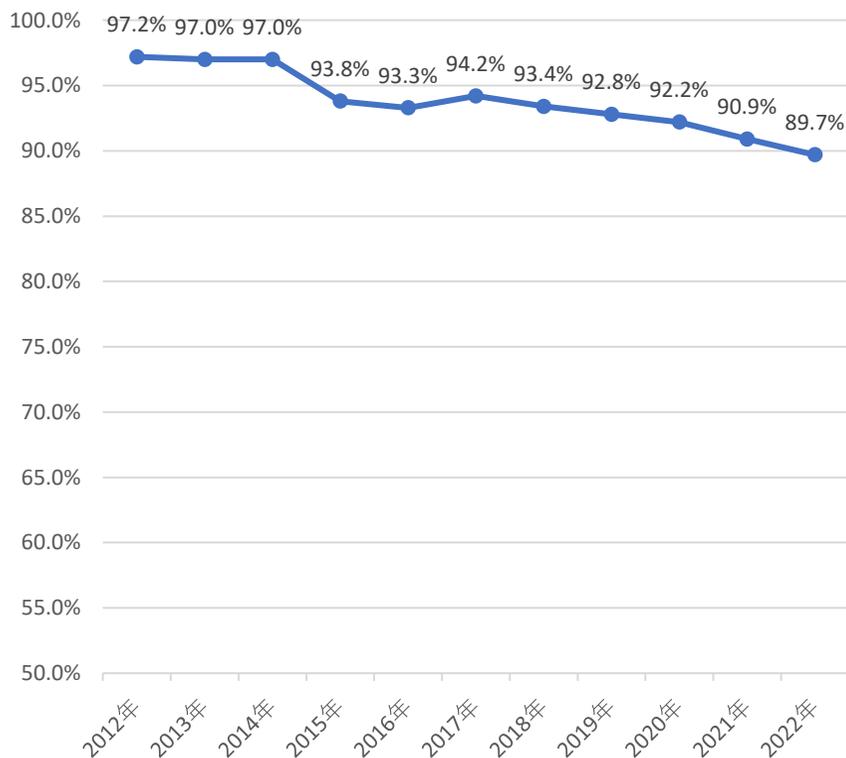
注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数 人	待機児童率 %	参考	
			(R3) 待機児童数 人	増減 人
北海道	22	0.03	68	▲46
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	35	0.12	12	▲23
宮城県	75	0.17	222	▲147
秋田県	7	0.03	10	▲3
山形県	0	0.00	0	0
福島県	23	0.07	62	▲39
茨城県	8	0.01	13	▲5
栃木県	14	0.03	0	▲14
群馬県	1	0.00	4	▲3
埼玉県	296	0.21	388	▲92
千葉県	250	0.20	428	▲178
東京都	300	0.09	969	▲669
神奈川県	220	0.12	306	▲86
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	9	0.02	21	▲12
岐阜県	0	0.00	0	0
静岡県	23	0.03	61	▲38
愛知県	53	0.03	174	▲121
三重県	64	0.16	50	▲14
滋賀県	118	0.32	184	▲66
京都府	17	0.03	6	▲11
大阪府	134	0.07	158	▲24
兵庫県	311	0.26	769	▲458
奈良県	81	0.31	132	▲51
和歌山県	30	0.15	30	0
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	1	▲1
岡山県	79	0.16	104	▲25
広島県	8	0.01	14	▲6
山口県	14	0.05	15	▲1
徳島県	0	0.00	23	▲23
香川県	19	0.08	29	▲10
愛媛県	25	0.10	33	▲8
高知県	4	0.02	12	▲8
福岡県	100	0.08	625	▲525
佐賀県	8	0.03	24	▲16
長崎県	0	0.00	0	0
熊本県	9	0.02	8	▲1
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	1	▲1
鹿児島県	148	0.37	114	▲34
沖縄県	439	0.71	564	▲125
計	2,944	0.10	5,634	▲2,690

(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和4年4月1日)」を基に日本総研作成

- 定員充足率は年々低下している。
- 令和4年度の全国平均値は89.7%だが、80%前後の自治体も存在。

## 保育所の定員充足率



## 地域別の定員充足率

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%

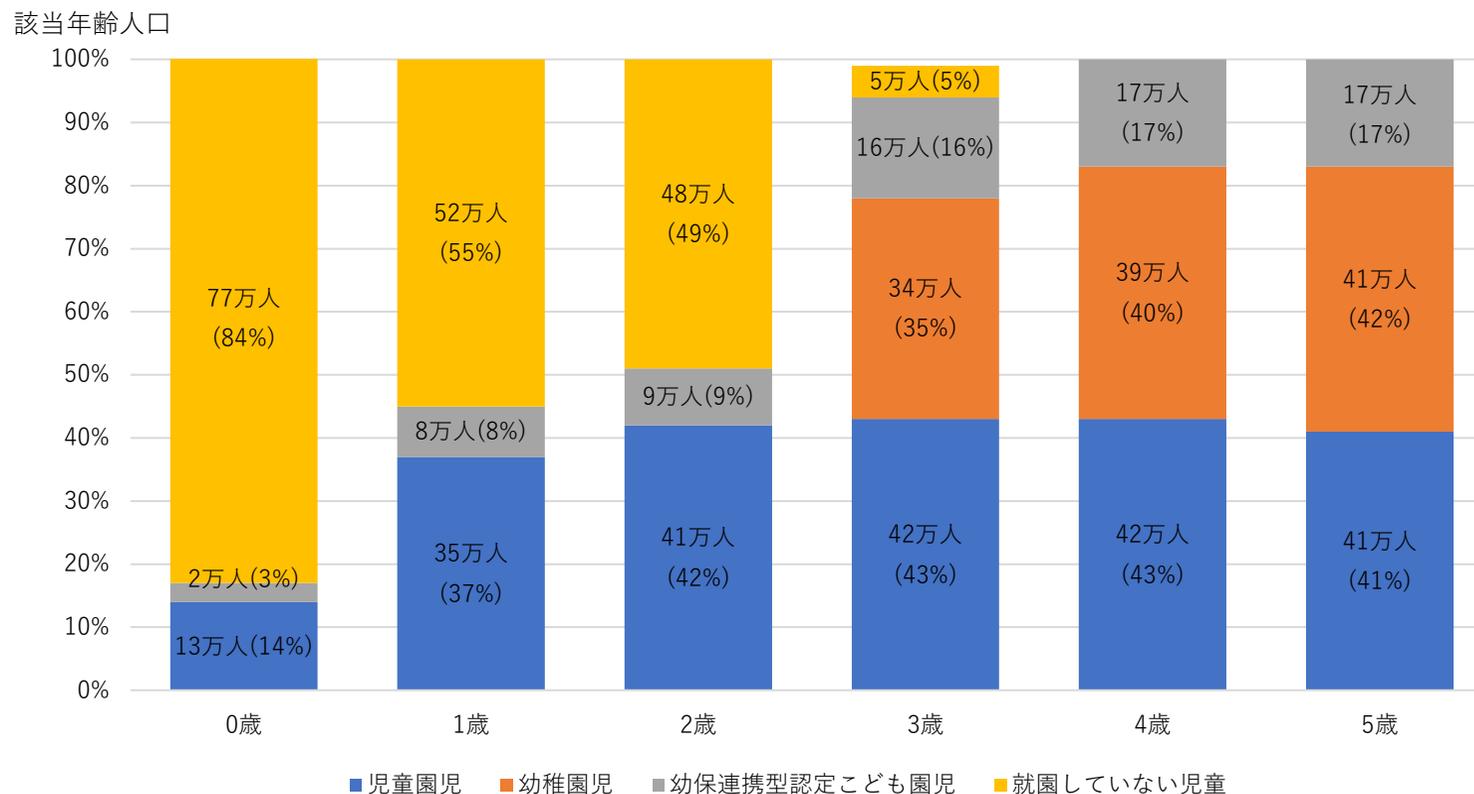
都道府県	令和4年4月	令和3年4月	令和2年4月
兵庫県	96.5%	97.6%	99.4%
神奈川県	96.0%	96.5%	97.3%
大阪府	95.5%	96.0%	97.1%
鹿児島県	94.4%	96.8%	97.7%
熊本県	93.7%	95.4%	97.2%
宮城県	93.1%	94.3%	95.7%
宮崎県	92.9%	94.3%	95.4%
福岡県	92.7%	93.8%	94.9%
沖縄県	92.7%	94.6%	95.8%
岡山県	92.4%	92.8%	94.0%
京都府	92.2%	93.4%	96.0%
滋賀県	92.1%	93.3%	95.7%
埼玉県	92.0%	93.0%	95.2%
長崎県	92.0%	93.8%	96.4%
島根県	91.4%	92.6%	95.0%
福島県	91.3%	92.3%	92.9%
北海道	90.6%	92.3%	93.4%
群馬県	90.5%	91.3%	93.5%
東京都	90.5%	91.8%	93.3%
佐賀県	90.4%	91.8%	92.8%
大分県	90.3%	91.6%	92.1%
山口県	90.1%	91.3%	92.4%
茨城県	89.1%	90.0%	91.2%
千葉県	89.1%	90.1%	91.9%

都道府県	令和4年4月	令和3年4月	令和2年4月
栃木県	88.6%	90.4%	92.8%
奈良県	88.1%	89.4%	89.8%
和歌山県	88.1%	88.8%	86.6%
青森県	87.9%	89.3%	90.5%
山形県	87.4%	89.6%	91.8%
愛媛県	87.4%	88.6%	90.3%
静岡県	87.3%	88.8%	89.9%
岩手県	86.7%	88.6%	91.0%
広島県	85.9%	87.0%	88.2%
徳島県	85.9%	87.6%	90.5%
香川県	85.8%	87.4%	88.6%
三重県	85.3%	86.9%	87.1%
石川県	84.7%	85.6%	87.4%
福井県	84.3%	86.9%	88.0%
秋田県	84.1%	85.9%	87.1%
新潟県	83.9%	85.5%	87.6%
鳥取県	83.5%	85.8%	87.3%
富山県	82.6%	83.9%	86.0%
高知県	82.4%	84.1%	83.9%
愛知県	82.0%	83.1%	83.9%
岐阜県	80.6%	82.5%	83.7%
山梨県	78.5%	82.8%	83.8%
長野県	77.7%	78.8%	80.6%

(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」各年版を基に日本総研作成

○ 年齢別の利用者割合をみると4-5歳に関しては未就園児童がほぼいない。

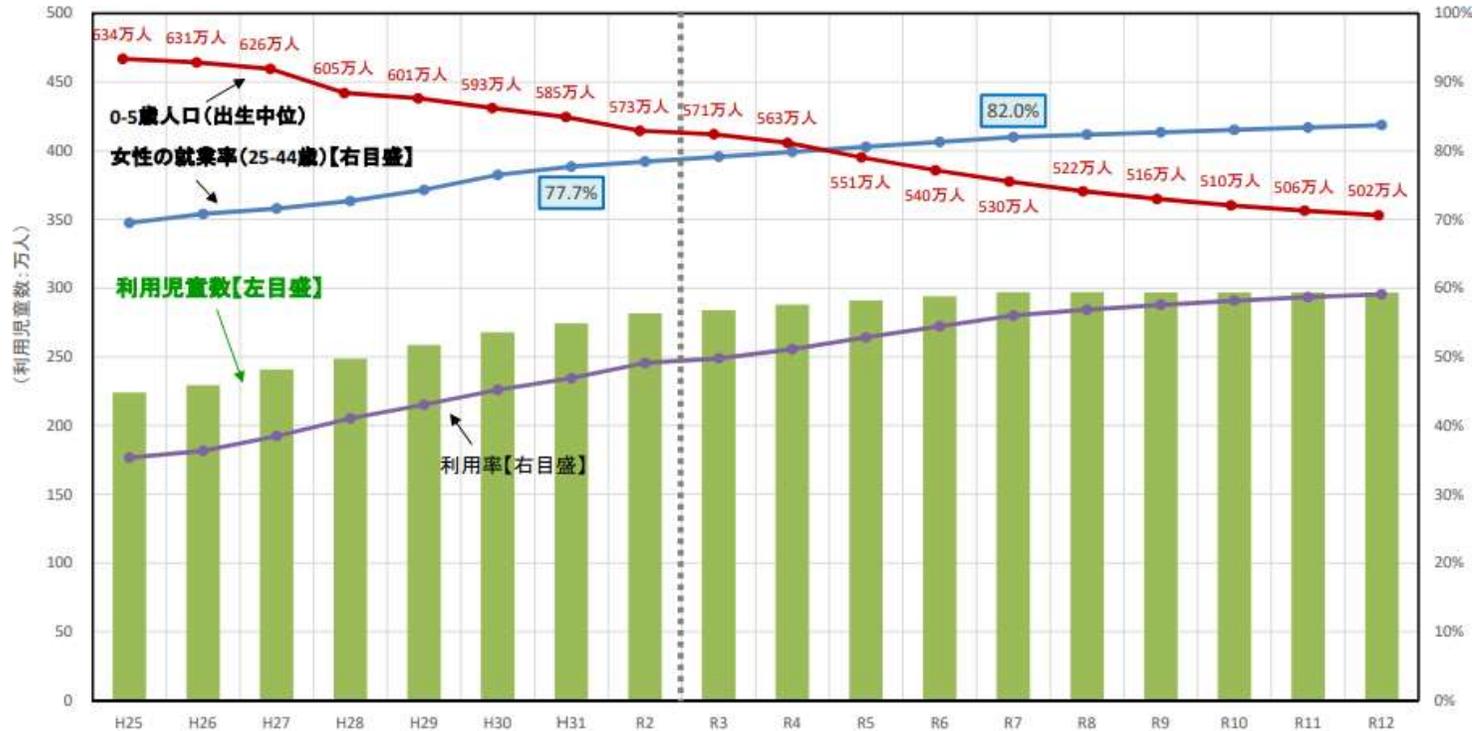
## 保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）



(出所) 厚労省「保育所関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」3頁より転載

- 保育所の利用児童数は増加傾向にあったが、出生数の低下と就業率の伸びの鈍化により、今後は横ばいになることが予想されている。

## 保育所の利用児童数の今後の見込み



上図の利用児童数は、0～5歳人口を基に、女性の就業率（令和7年：82%、2040年：87.2%）及びそれに伴う保育所等の利用率の上昇を踏まえて機械的に算定したものである。

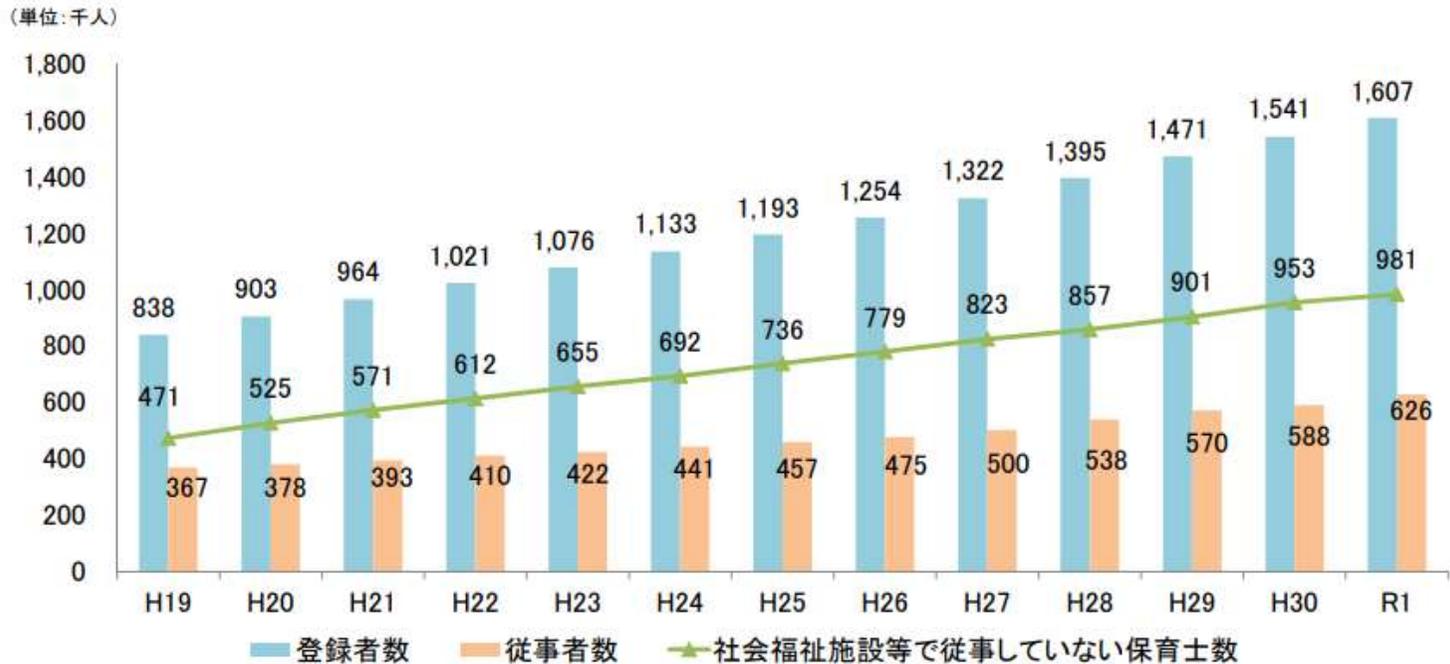
※1 0～5歳人口については、子どもの推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）による。

※2 女性の就業率については、令和7年に82%との目標（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に対応するとともに、労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」（平成31年3月29日、経済成長と労働参加が進むケース）において、2040年で87.2%まで伸びると推計されていることを踏まえて設定。

※3 保育所等の利用率については、女性の就業率の上昇に対応するものとして算定。

○ 保育士は登録者数、従事者数共に増加している。ただし、資格を持ちつつ保育士として働いていない人の数も増加しており、現在約10万人存在している。

### 保育士の登録者数と従事者の推移



出典：登録者数：厚生労働省子ども家庭局保育課調べ(各年10月1日)  
 従事者数：厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例：保育所等の場合、平成28年の回収率：93.9%、平成29年の回収率：94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。  
 ※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。  
 ※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。  
 ※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

(出所) 厚生労働省「保育を取り巻く状況について」50頁より転載

○ 保育士の職員配置は、公立の方がやや非常勤の配置が多い傾向にある。

### 保育士等職員配置の状況（2017年、2019年）

職種	私立				私立				公立						
	公定価格基準				公定価格基準 のみの配置状況		実際の配置		実際の配置						
	常勤		非常勤		常勤換算 (常勤+非常勤)		常勤		非常勤		常勤		非常勤		
	2017	2019	2017	2019	2017	2019	2017	2019	2017	2019	2017	2019	2017	2019	
	人		人		人		人		人		人		人		
1 施設長		1.0		0.0	0.9	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	
2 主任保育士					1.0	1.0	1.1	0.9	0.0	0.0	1.4	1.5	0.0	0.0	
3 保育士		11.8		0.6	12.3	11.4	13.9	13.4	2.2	2.3	12.1	12.0	2.8	3.5	
4 保育補助者（資格を有していない者）					-	-	0.3	0.5	0.6	1.3	0.4	0.7	1.2	2.0	
5 調理員		1.9		0.1	2.0	1.9	1.5	1.3	0.6	0.6	1.9	2.1	0.7	1.1	
6 栄養士（5に含まれる者を除く）					-	-	0.6	0.9	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1	
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師					-	-	0.3	0.4	0.1	0.1	0.2	0.4	0.0	0.1	
8 うち、保育業務従事者					-	-	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	
9 事務職員		1.0		0.0	1.0	1.0	0.6	0.6	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	
10 その他					-	-	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	0.4	
合計							-	19.3	19.1	3.9	4.6		18.8		7.3
集計施設数					2017年 1,754施設		2019年 1,741施設				2017年 1,552施設		2019年 2,155施設		
平均利用定員数					2017年 92人		2019年 86人				2017年 98人		2019年 100人		

(出所)厚生労働省「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」、「平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」」より転記

- 保育所の収支を見ると、大半は人件費で構成されている。
- 収支差に余裕もなく、直近の子ども数の減少により悪化していることが懸念される。

### 保育所の収支状況（2017年、2019年）

#### 【私立保育所】

科目			2017年		2019年	
			金額	構成割合	金額	構成割合
収益	I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 114,496	%	千円 137,347	%
		2 児童福祉事業収益	19		33	
		3 その他収益	827		1,336	
	II サービス活動外増減による収益	1 借入金利息補助金収入	99		57	
		2 受取利息配当金収入	-		22	
	III 特別増減による収益		4,619		4,821	
	費用	IV サービス活動増減による費用	1 人件費	83,298	76.7%	103,170
2 事業費			13,045	12.0%	14,988	10.9%
3 事務費			8,572	7.9%	11,192	8.1%
4 その他の費用			362	0.3%	3,997	2.9%
V サービス活動外増減による費用		1 支払利息	184	-	196	0.1%
VI 特別増減による費用		1 法人本部帰属費	-	-	698	0.5%
①収益計：I（3その他収益を除く）+II			114,515	100.0%	137,459	100.0%
②費用計：IV+V+VI			108,651	94.9%	134,241	97.7%
③収支差：①-②			5,864	5.1%	3,219	2.3%

※構成割合は、収益計（①）に対する割合。

④施設数	1,762施設	2,164	施設
⑤平均利用定員数	92人	102	人
⑥平均児童数	95人	105	人

#### 【公立保育所】

科目		2017年		2019年	
		金額	構成割合	金額	構成割合
費用	1 人件費	千円 77,934	78.5%	千円 82,832	82.2%
	2 事業費	12,657	12.7%	9,761	9.7%
	3 管理費	-	-	8,233	8.2%
①費用計		99,316	100.0%	100,825	100.0%

※構成割合は、費用計に対する割合。

②施設数	163	施設	1,503	施設
③平均利用定員数	99	人	101	人
④平均児童数	98	人	91	人

（注）費用の集計方法が2017年と2019年で異なるため、項目ごとの単純比較は困難。（2019年の方が細かい）

（出所）厚生労働省「令和元年度幼稚園・保育所・認定子ども園等の経営実態調査」、「平成29年度幼稚園・保育所・認定子ども園等の経営実態調査」より転記

○ 一般保育士の給与は私立保育所で18.8万円（2019年）。

### 私立保育所 保育士の給与の状況（2017年、2019年）

職種	2017年						2019年					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	集計対象 人数	平均勤続 年数	1人当たり 給与月額 (賞与込 み)									
1 施設長	-	23.1	528,826	-	4.8	203,618	1,037	25.8	565,895	7	20.7	536,146
2 主任保育士	-	19.6	397,212	-	7.8	171,373	2,581	21.7	422,966	6	26.1	344,103
3 保育士	-	8.8	262,158	-	6.7	169,091	28,719	11.2	301,823	1,106	10.1	187,816
4 保育補助者 (資格を有していない者)	-	3.5	161,553	-	4.7	153,805	116	4.9	223,584	275	6.1	168,561
5 調理員	-	8.1	238,439	-	5.3	154,483	2,524	24.4	269,534	210	7.1	173,290
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	6.5	270,369	-	3.4	166,667	1,591	8.2	298,362	26	5.7	231,118
7 看護師 (保健師・助産師)、准看護師	-	10.0	279,066	-	4.6	196,955	634	12.3	340,142	59	9.8	248,833
8 事務職員	-	9.3	305,728	-	5.2	175,343	1,258	10.4	340,919	88	11.2	246,038
9 その他	-	7.5	297,848	-	5.0	159,457	378	15.7	375,172	133	9.0	190,009
合計	-	10.0	283,332	-	6.0	165,461	38,838	13.0	317,060	1,910	9.2	190,498
集計施設数	1,519施設						2,447施設					

(出所)厚生労働省「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」、「平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」」より転記

○ 一般保育士の給与は公立保育士で16.2万円（2019年）。

### 公立保育所 保育士の給与の状況（2017年、2019年）

職種	2017年						2019年					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	集計対象 人数	平均勤続 年数	1人当たり 給与月額 (賞与込 み)									
	人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円
1 施設長		29.8	594,465		13.9	303,699	2,005	31.8	632,982	20	8.9	587,963
2 主任保育士		22.4	518,548		4.3	389,316	3,138	25.1	561,725	17	20.9	257,531
3 保育士		8.7	279,797		6.4	172,980	24,417	11.0	303,113	6,229	7.8	162,859
4 保育補助者 (資格を有していない者)		4.0	147,955		5.6	158,611	892	4.9	148,720	2,802	5.9	149,238
5 調理員		10.9	272,254		4.4	154,053	3,690	14.9	329,211	1,597	5.4	144,384
6 栄養士（5に含まれる者を除く）		6.2	274,837		5.0	247,558	336	12.6	372,539	54	5.6	235,944
7 看護師 (保健師・助産師)、准看護師		10.0	352,985		7.1	224,488	504	12.4	396,931	72	5.1	208,389
8 事務職員		5.9	285,799		4.6	145,904	189	6.4	258,926	114	4.0	139,346
9 その他		11.3	285,565		5.5	168,358	456	13.2	318,406	482	4.9	138,941
合計		11.3	315,744		6.0	168,358	35,626	12.7	330,279	11,387	7.1	235,629
集計施設数	748施設						1,948施設					

(出所)厚生労働省「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」、「平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」」より転記

見直し

## 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度概算要求 531億円の内数<うち推進枠109億円> (453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内の保育士）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後5年以内の保育士）、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 【事業内容】

- ①若手保育士への巡回支援 : 若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育所等に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談を実施
- ②保育事業者への巡回支援 : 保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による巡回相談を実施
- ③放課後児童クラブへの巡回支援 : 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方改革への巡回支援 : 保育士の働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため、保育士働き方改革支援コンサルタントによる巡回相談を実施
- ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施 : 保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 : 保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、保育実践充実コーディネーターによる巡回支援を実施
- ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催 : 公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒ 地域子育て支援や保護者支援など、保育所の地域支援力の向上のための園長経験者等による巡回支援や、関係機関及び専門家が地域子育て支援に係る情報共有や学び合いをするための協議会等の開催についても、事業対象として明示する。

※「①若手保育士への巡回支援」「⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催」

### 3 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助割合】国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

【補助基準額】①～④、⑥：1自治体当たりそれぞれ4,064千円

⑤、⑦：1自治体当たりそれぞれ1,629千円

29

(出所) 厚生労働省「令和5年度 保育関係予算概算要求の概要」より抜粋

拡  
充

## 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 531億円の内数うち推進枠109億円> (453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

- 指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

<取組例>

- ・ 保育士への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ・ 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- ・ 卒業予定者を対象とした就職説明会 等

### 3 実施主体等

【実施主体】

都道府県

【補助基準額】

指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額265千円を補助

⇒<拡充内容>

従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「地元（※）の保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該養成施設から地元の保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とし、前年度の就職割合と比較し、2%増加するごとに265千円を加算

※養成施設が所在する都道府県内を想定

【補助割合】

国：1/2、都道府県：1/2

27

(出所) 厚生労働省「令和5年度 保育関係予算概算要求の概要」より抜粋

拡  
充

推  
進  
枠

## 保育所等におけるICT化推進等事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 **531**億円の内数<うち推進枠10.9億円> **(453)**億円 ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

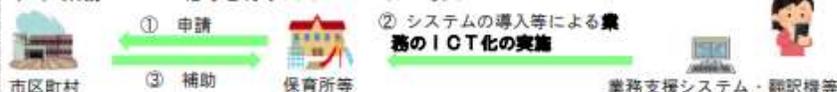
- 保育所等や認可外保育施設における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。また、病児保育事業及び一時預かり事業（以下「病児保育事業等」という。）を行う事業所における空き状況の確認や予約手続に係る手続等のICT化の推進を図るとともに、研修や保育士資格取得・登録に係る手続のオンライン化を推進することにより、利用者等の利便性の向上を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

#### (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



#### (2) 認可外保育施設における機器の導入



<拡充内容> システム導入費用の補助を受けてから一定期間が経過した施設を対象に、システム更新に係る費用の一部を補助する（1施設当たり20万円）

### 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- |  |   |         |              |
|--|---|---------|--------------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入                   | 1施設当たり 1,000千円                              | 翻訳機等の購入 | 1施設当たり 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入                       | 1施設当たり 200千円                                |         |              |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | ①1自治体当たり 8,000千円 ②1施設当たり 1,000千円            |         |              |
| (4) 研修のオンライン化事業                            | 1自治体当たり 4,000千円                             |         |              |
| (5) 保育士資格取得に係るシステム改修                       | 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 |         |              |

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2  
\* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2

32

# その他の保育・教育機能

○ 働き方の多様化や、様々な事情を抱える子育て世帯を支えるため、保育・教育機能も多様化が進んでいる。

## 保育・教育機能の多様化

子育て世帯



### 働き方の多様化に対応する保育の実施

- ・ 夜間勤務の子育て世帯への支援のため、自治体において夜間保育所を設置
- ・ 子育て世帯の時間外勤務等への対応のため、自治体において延長保育事業を実施 等

保育所



困難な状況に置かれた乳幼児

### 困難な状況に置かれた乳幼児の保育の実施

- ・ 子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育
- ・ 障害時に対し、保育の優先利用、訪問支援・通所支援・入所支援を行うとともに、施設への財政支援も実施

様々な状況にある子育て世帯



### 子育てを実施する親の負担軽減のための保育

- ・ 急な用事・パートタイム就労のほか、リフレッシュしたい場合に地域の施設で子どもの一時預かりを実施
- ・ ベビーシッター券の発行、子育て援助活動支援事業（援助の申入れ・打診のマッチング）等も実施



様々な形で保育支援を実施

負担軽減目的の保育を実施

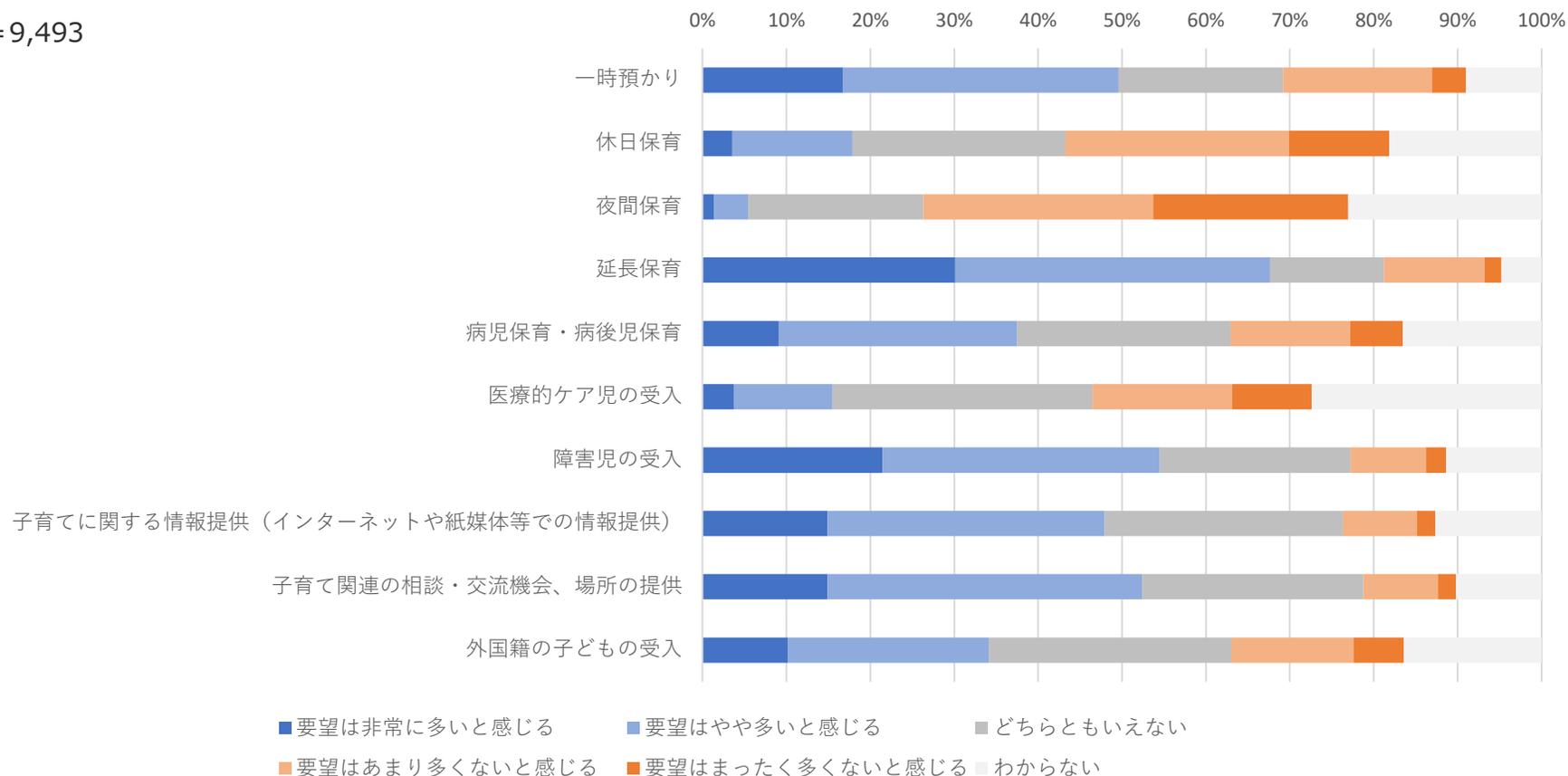


(出所) 「企業主導型保育事業の立ち上げガイド」「令和4年度少子化対策白書」を基に日本総研作成

○ 保育施設からは、延長保育、障害児の受入、一時預かりにはニーズがあると認識されている。

## 保育施設が、地域にニーズがあると考える事業

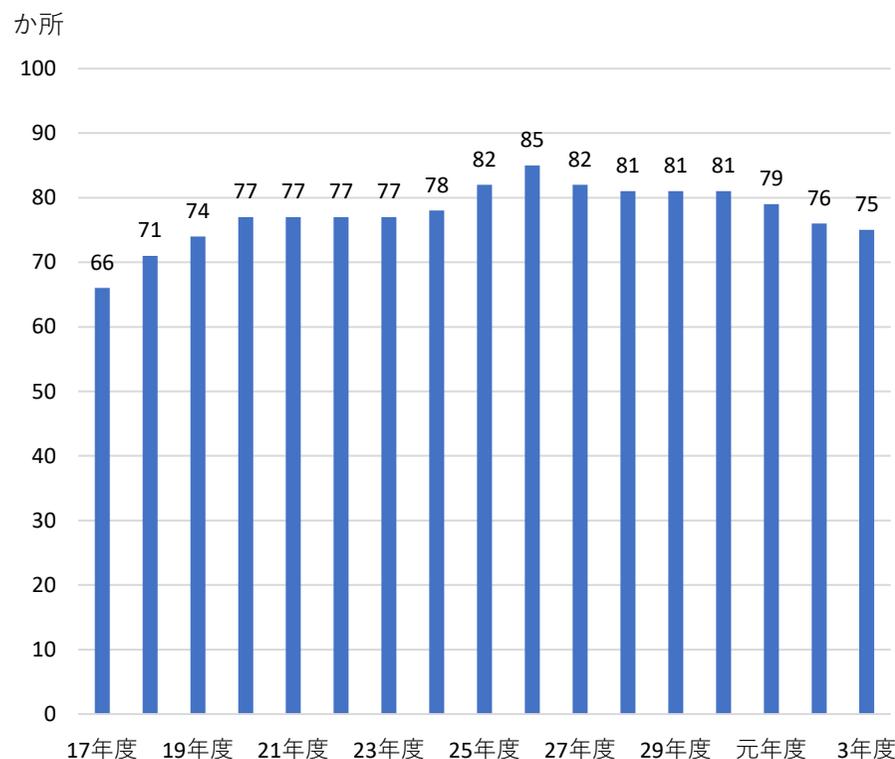
N = 9,493



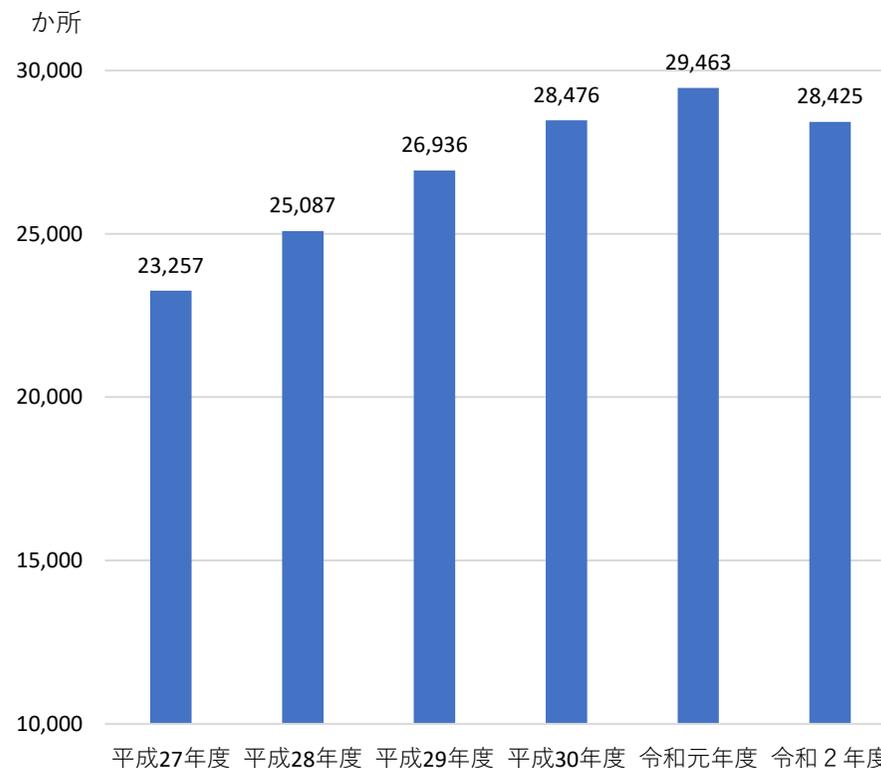
(出所)株式会社日本総合研究所「人口減少地域における保育の提供に関する調査」(厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

- 夜間保育所の設置数は、平成26年度をピークに減少傾向にある。
- 延長保育事業の実施か所は増加傾向にあったが、令和2年に減少に転じた。

## 夜間保育所の設置状況の推移



## 延長保育事業の実施状況の推移

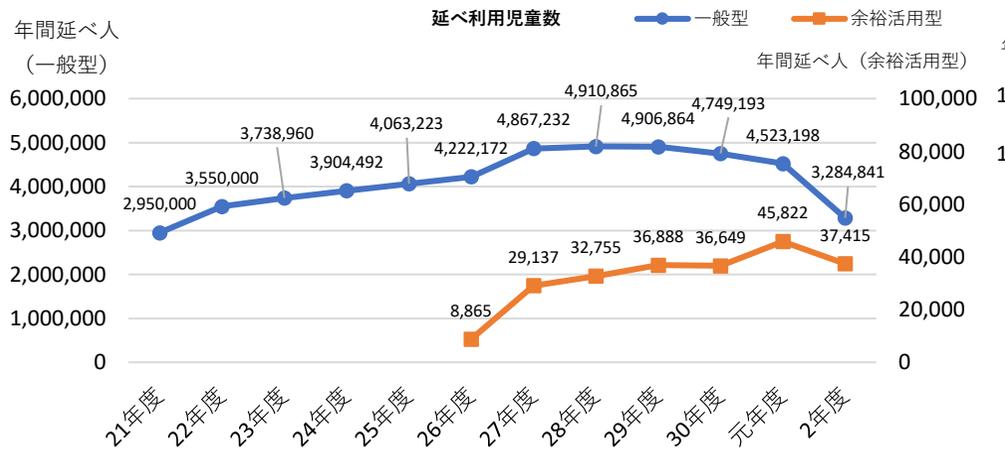
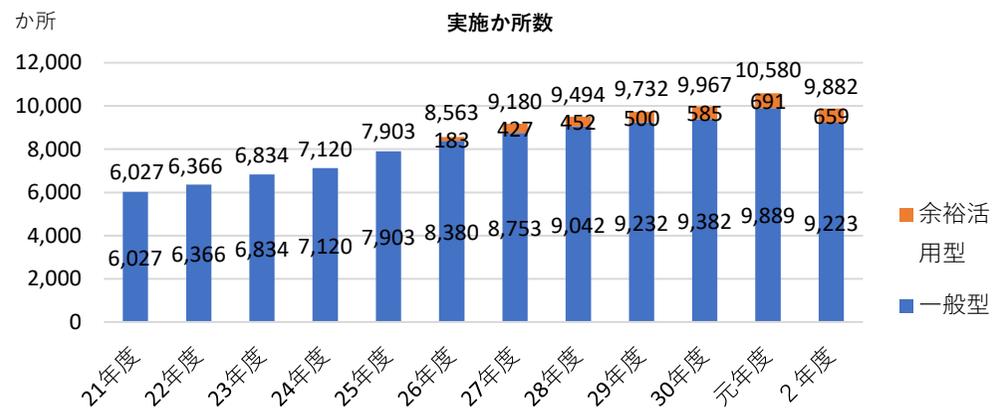


(出所) 厚生労働省「夜間保育所の設置状況の推移」「延長保育事業の実施状況の推移」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/R2gaiyo.pdf>) を基に日本総研作成

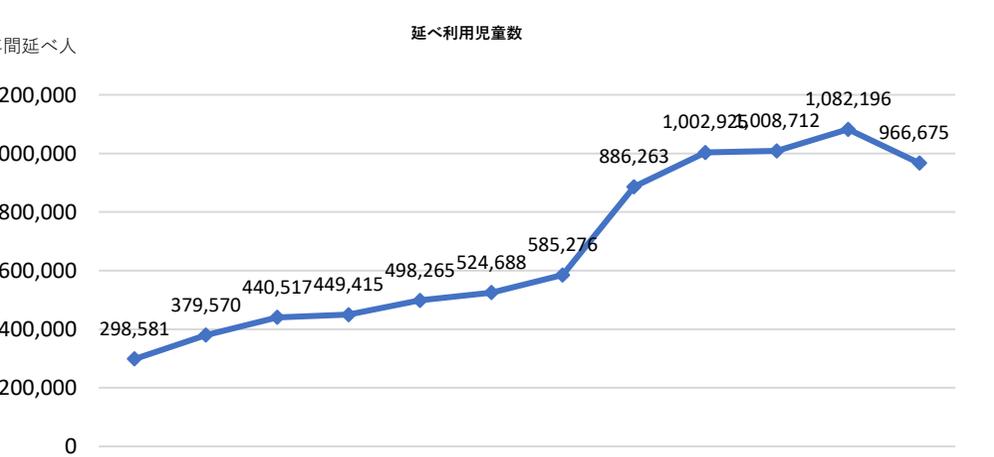
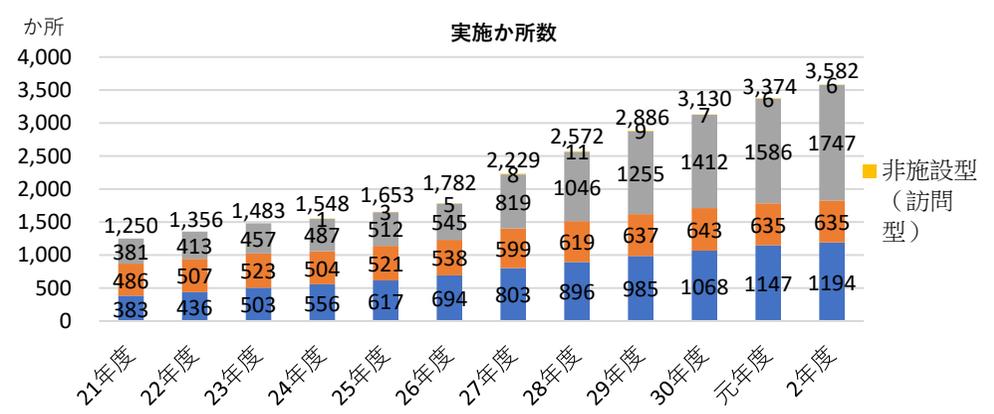
○ 一時預かりの延べ利用児童数は、令和2年度に大幅に減少した。（新型コロナの影響の可能性有）

○ 病児保育事業は利用者の増加が続いていたが、令和2年度は減少に転じた。

## 一時預かり事業の実施状況の推移



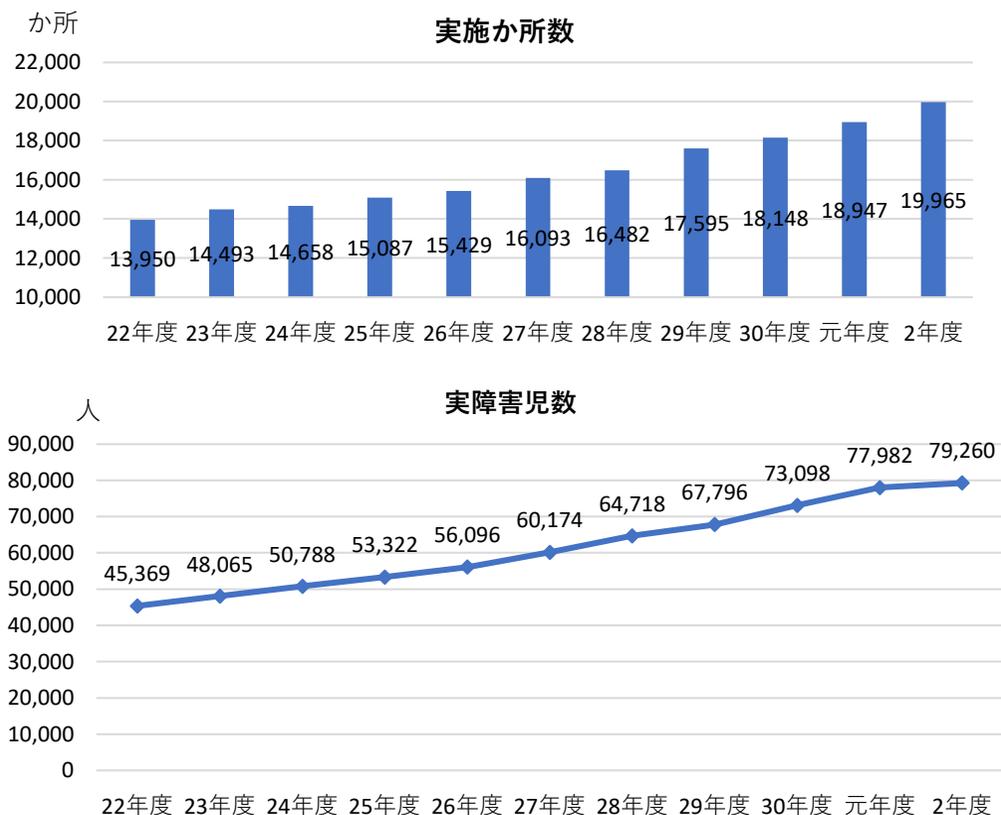
## 病児保育事業の実施状況の推移



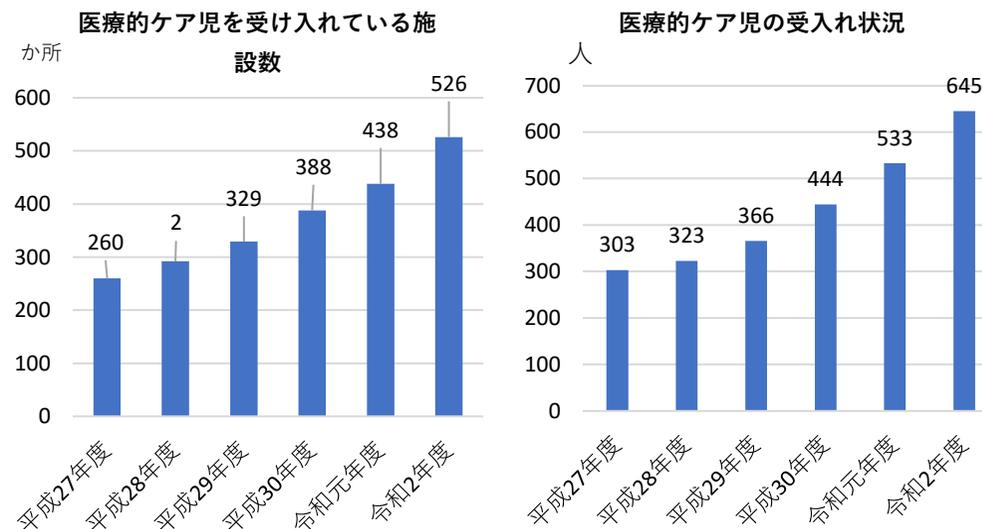
(出所) 厚生労働省「一時預かり事業の実施状況の推移」「病児保育事業の実施状況の推移」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/R2gaiyo.pdf>) を基に日本総研作成

○ 障害児保育の実施施設、医療的ケア児の受入施設数は共に増加が続いている。

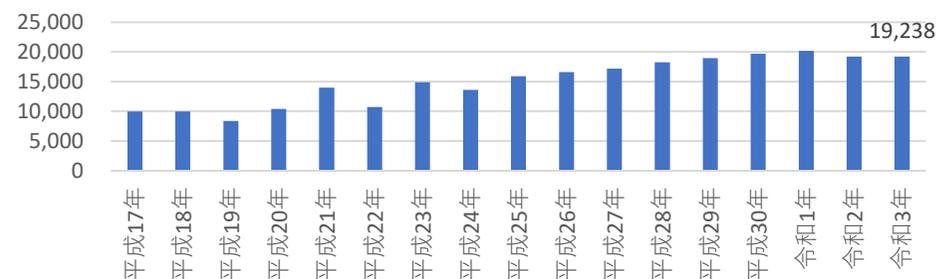
## 障害児保育の実施状況の推移



## 医療的ケア児の受入れ状況の推移



## 在宅の医療的ケア児の推定数



(出所) 厚生労働省「障害児保育の実施状況の推移」「医療的ケア児の受入れ状況の推移」「在宅の医療的ケア児の推定数」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/R2gaiyo.pdf>) を基に日本総研作成

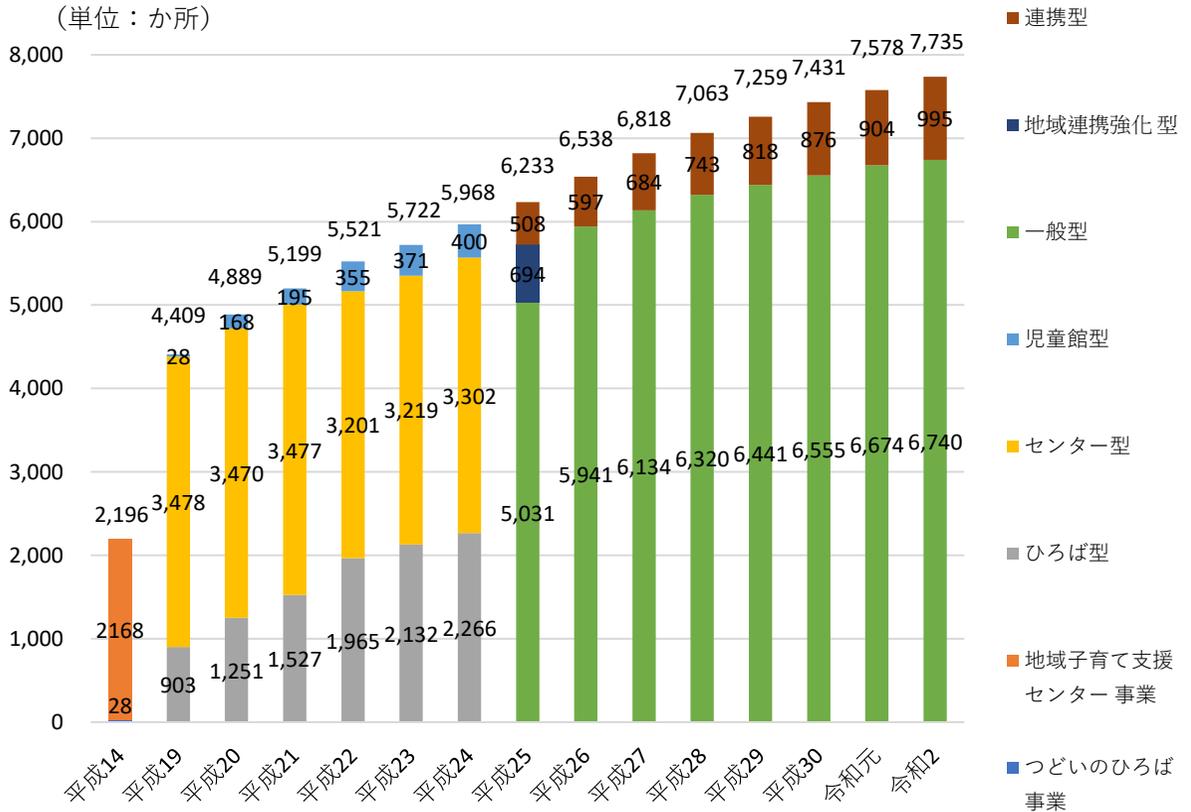
# 保育所等の機能：地域の子育て支援サービス等

- 子ども食堂拠点数は年々増加し、2021年には全国で約6,000件となった。
- 地域子育て支援拠点数も同じく増加しており、7,735件。

## 子ども食堂拠点数の推移



## 地域子育て支援拠点事業の実施か所数の推移



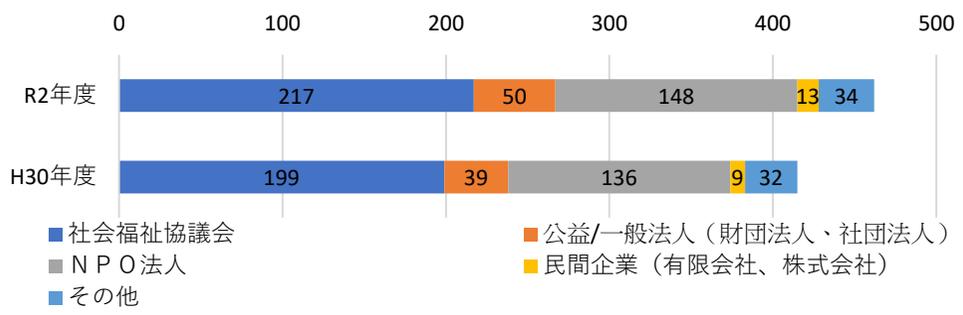
(出所) NPO法人 全国子ども食堂支援センターむすびえ「第一回全国こども食堂実態調査」より転載

(出所) 厚生労働省「地域子育て支援拠点事業の実施か所数の推移」を基に日本総研作成

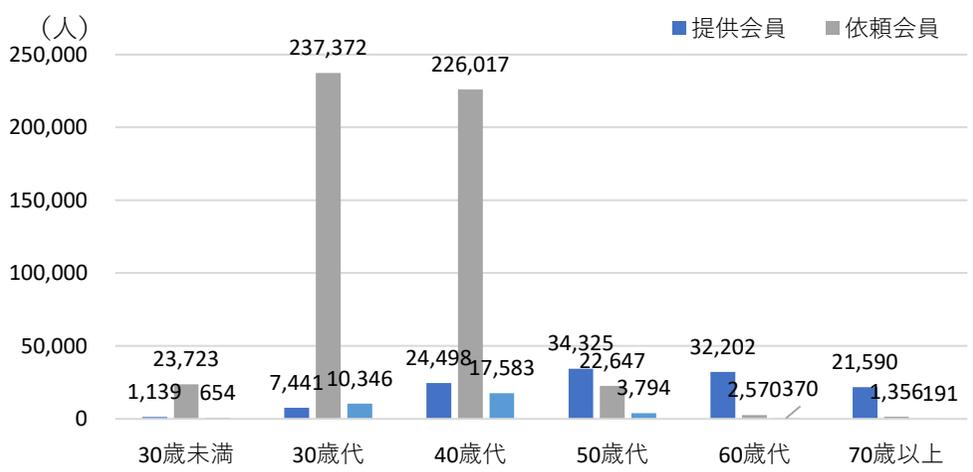
# 保育所等の機能：ファミリーサポート

- ファミリーサポート事業の提供か所数は2018年時点で400程度。
- 提供会員の高齢化が課題になっている。

## 運営主体別ファミリーサポート件数

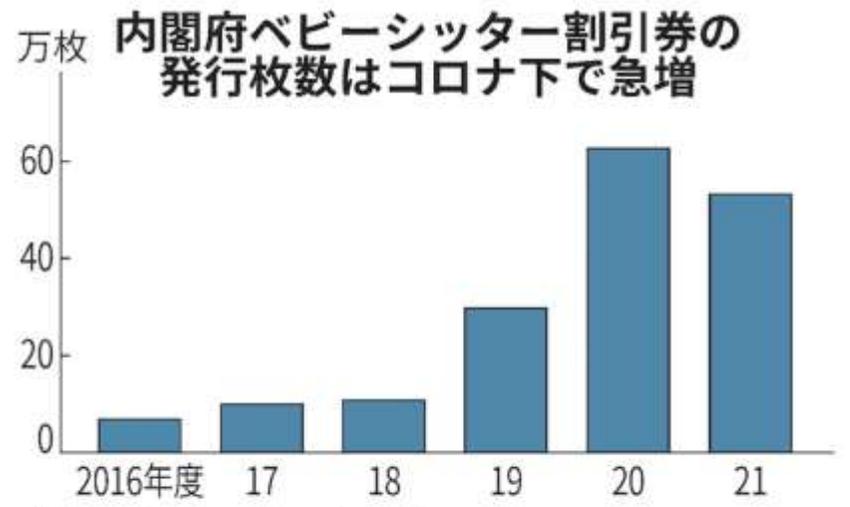


## 会員種別・年代別会員数



(出所) 「平成30年度 全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果」より日本総研作成

## ベビーシッター需要 (割引券の発行枚数)



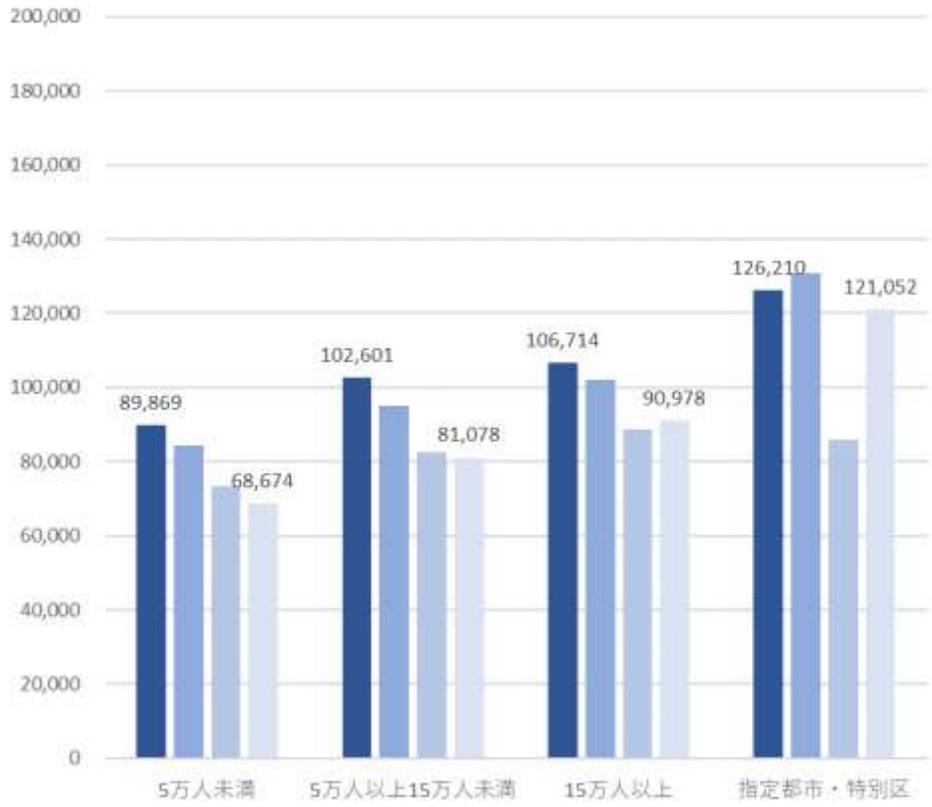
(注) 21年度は11月末時点  
(出所) 全国保育サービス協会

(出所) 日本経済新聞2022年1月28日「シッター不足、都市部深刻 支援拡充・コロナで利用増」より転載。

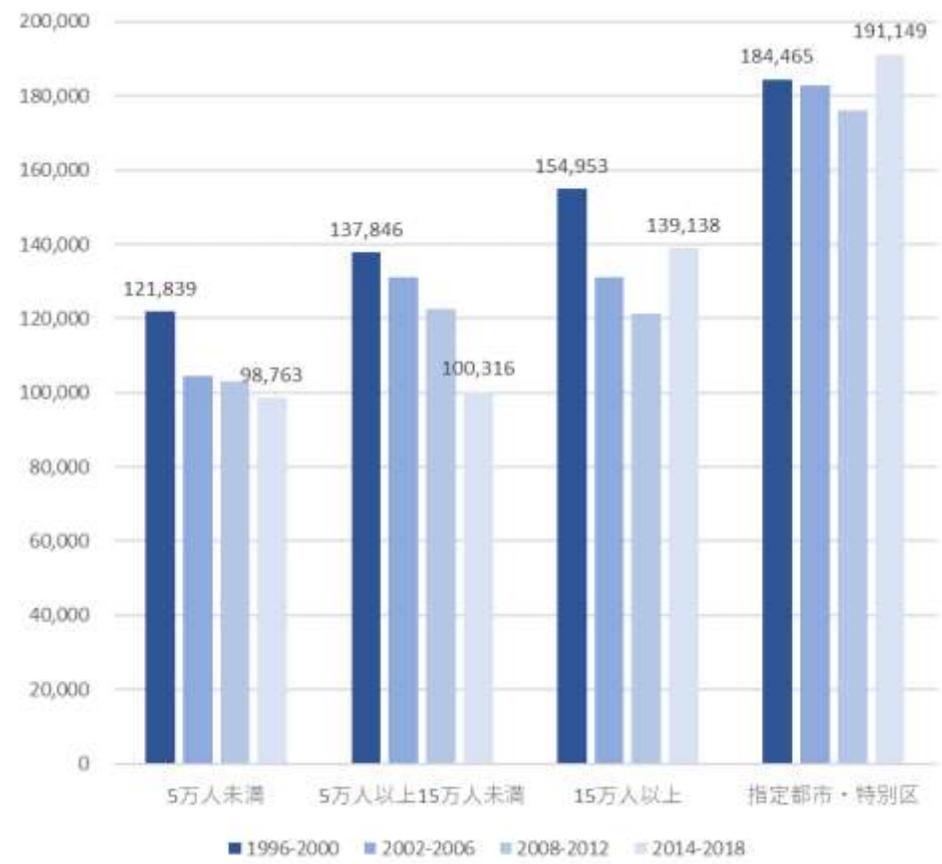
# 保育所等の機能：学校外活動費

- 15万人未満の自治体では学習費の学校外活動費は減少傾向にある。
- 一方で、指定都市・特別区ではその傾向はみられず特に私立幼稚園では上昇に近い傾向がみられる。（地域格差が生じている。）

公立幼稚園に通う子どもの家庭



私立幼稚園に通う子どもの家庭



※いずれも2年毎の3調査期間分平均値を記載  
 ※学校外活動費には「家庭内学習費、学習塾費、体験活動・地域活動、スポーツレクリエーション活動の月謝等 等」が含まれる。  
 (出所) 文部科学省「子どもの学習費調査」より日本総研が作成

# (参考) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かり

新規  
推進枠

## 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 531億円の内数(うち推進枠10.9億円) (453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 【事業内容】

#### ①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の**積極的な利用を促進**する。
- ・集団における子どもの育ちに着目した**支援計画を作成**し、適切な保育を行うとともに、**保護者に対しては、定期的な面談**などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

#### ②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関(市町村や要対協など)との連携の下、**情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画(※)を作成**し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

(※) 改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



### 3 実施主体等

【実施主体】市町村(※)(市町村が認めた者への委託可。) ※実施自治体を公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児(長期スパンでの利用が前提)

【補助単価】

①7,078千円(1か所あたり) ※利用料は別途徴収することができる

②3,778千円(1か所あたり) ※要支援家庭の児童等のため、利用料は徴収しない

【補助割合】

国:10/10

36

(出所)「令和5年度 保育関係予算概算要求の概要」(厚生労働省)より抜粋

# (参考) ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業

## 新規 推進枠 ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業

<こども家庭推進事業費補助金>

令和5年度概算要求 0.3億円の内数うち推進枠0.3億円>

### 1 事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
  - ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
  - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

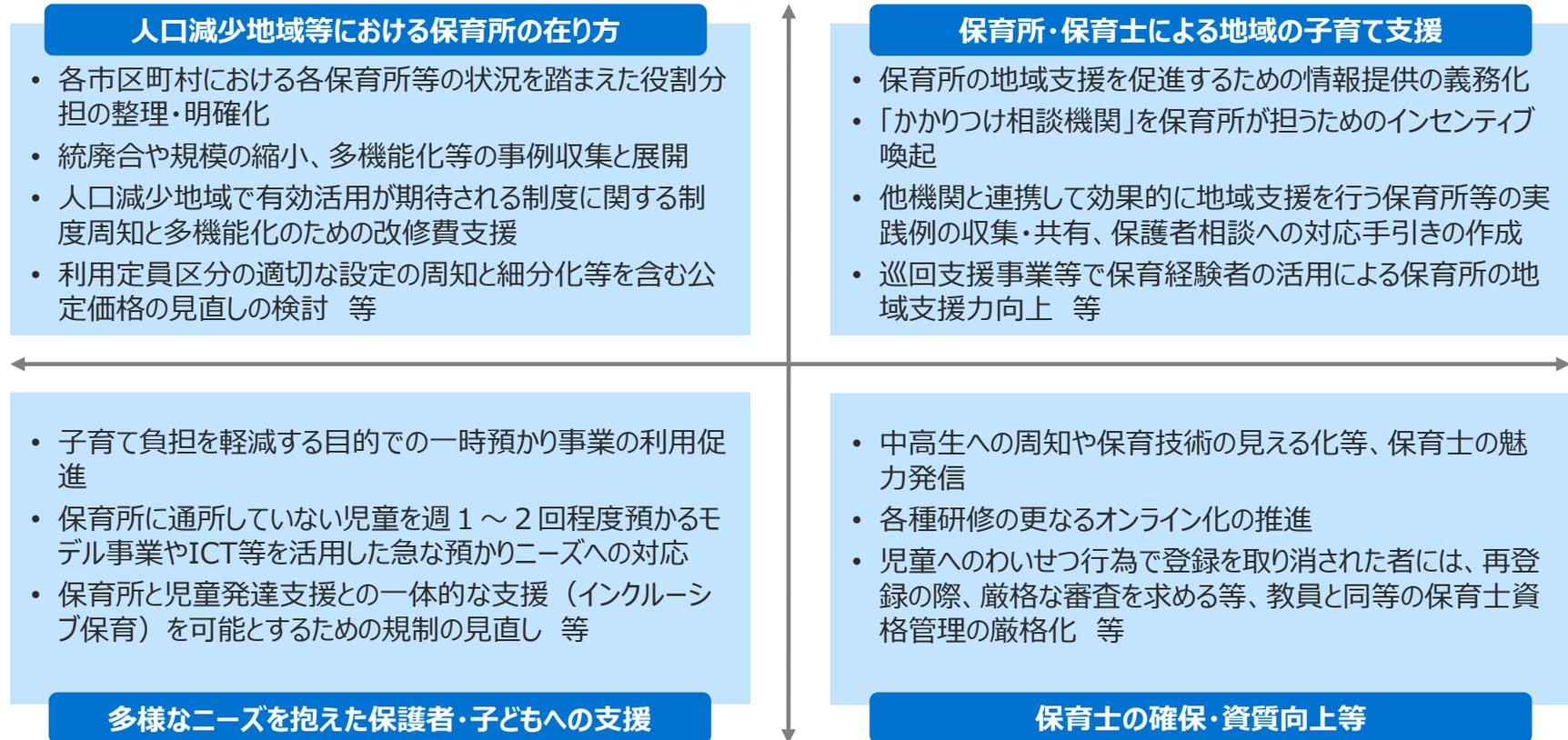
### 3 実施主体等

【実施主体】民間事業者（公募により決定）  
【補助率】定額

## (参考) 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

- 厚生労働省では、今後の人口減少社会において良質な保育を提供し続けるため、令和3年度に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催。
- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行うため、具体的な取組内容について提言を実施している。

### 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ概要



(出所) 厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ概要」を基に日本総研作成

# 困難な状況にあるこどもへの支援機能

- 困難な状況にあるこどもに対しては、児童福祉法等の改正により児童虐待に対する対策支援の充実が掲げられている他、貧困対策支援や、発達障害児者及び家族等支援事業等も実施されている。

## 困難な状況にあるこどもへの支援機能

### 児童虐待に対する対策支援

#### 児童福祉法等の一部を改正する法律

(令和4年法律第66号)

##### 【改正の趣旨】

児童虐待等の子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援のための体制強化

##### 市区町村における子育て家庭への支援充実

- ・ こども家庭センター設置・サポートプラン作成
- ・ 子育て家庭訪問支援事業、一時預かり事業実施

##### 都道府県等による支援強化

- ・ 里親支援センターの設置
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施

##### 未就学の障害児の発達支援強化

- ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化

### 貧困対策支援

#### 子供の貧困対策に関する大綱

(令和元年11月閣議決定)

低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金

困難を抱えた妊産婦支援・生活困窮家庭の親の自立支援

ひとり親への就労支援・経済的支援等

### 発達障害児者及び家族等支援事業

⇒発達障害者支援法改正等を踏まえ、支援事業を実施

ペアレントメンター養成等事業

家族のスキル向上支援事業

ピアサポート推進事業

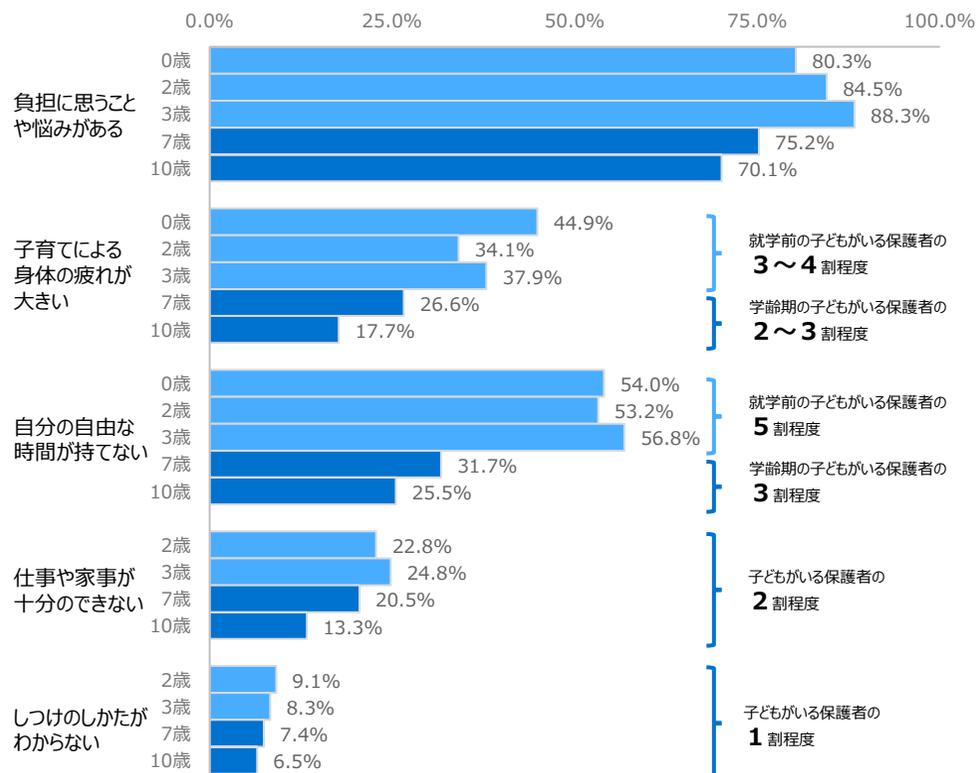
その他の本人・家族支援事業

発達障害者等青年期支援事業

(出所) 厚生労働省「児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要」を基に日本総研作成

- 就学前だけではなく、就学後も含めて子育てをしている保護者のうち、7割以上の保護者が子育てに対して何らかの負担や悩みを抱えている状況にあり、就学前後問わず、支援が必要な全ての子育て世帯に対して、レスパイト支援の確実な提供や、訪問による生活支援・子どもとの関わり方等を学ぶための支援等が必要な状況。
- 市町村における虐待相談対応の状況をみると、ネグレクトを理由とした相談対応件数が心理的虐待に次いで多く、全体の約3割を占めている状況。学齢期以降であっても、不適切な養育環境にある子どもに対して、安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等の支援が必要な状況。

### 子育て家庭の負担感の現状



※出典：21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）

### 市町村における虐待相談対応件数

#### 市町村における虐待相談対応内容別件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成28年度	28,299 (28.3%)	33,418 (33.4%)	1,009 (1.0%)	37,421 (37.4%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	28,655 (26.9%)	34,715 (32.6%)	978 (0.9%)	42,267 (39.6%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	35,001 (27.7%)	38,644 (30.6%)	1,196 (0.9%)	51,405 (40.7%)	126,246 (100.0%)
令和元年度	41,593 (28.0%)	43,062 (29.0%)	1,307 (0.9%)	62,444 (42.1%)	148,406 (100.0%)
令和2年度	41,693 (26.8%)	42,366 (27.2%)	1,289 (0.8%)	70,250 (45.1%)	155,598 (100.0%)

※出典：福祉行政報告例

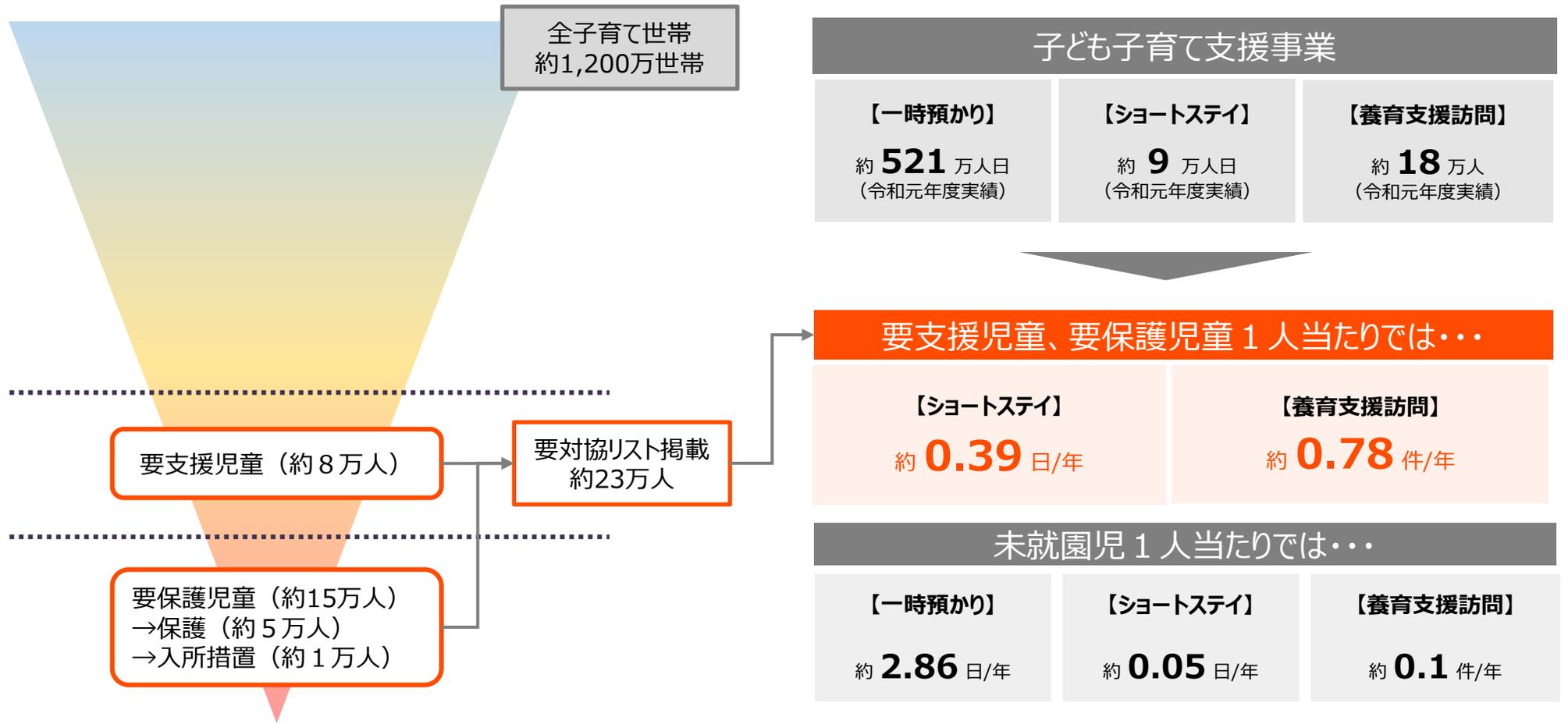
#### 市町村における虐待相談対応年齢構成別件数

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成28年度	23,159 (23.1%)	28,663 (28.6%)	32,823 (32.8%)	11,524 (11.5%)	3,978 (4.0%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	25,357 (23.8%)	29,920 (28.1%)	34,527 (32.4%)	12,162 (11.4%)	4,649 (4.4%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	29,670 (23.5%)	36,778 (29.1%)	40,810 (32.3%)	13,666 (10.8%)	5,322 (4.2%)	126,246 (100.0%)
令和元年度	33,814 (22.8%)	42,820 (28.9%)	48,812 (32.9%)	16,450 (11.1%)	6,510 (4.4%)	148,406 (100.0%)
令和2年度	35,628 (22.9%)	45,346 (29.1%)	50,907 (32.7%)	17,233 (11.1%)	6,484 (4.2%)	155,598 (100.0%)

※出典：福祉行政報告例

出所：厚生労働省作成資料を基に株式会社日本総合研究所作成

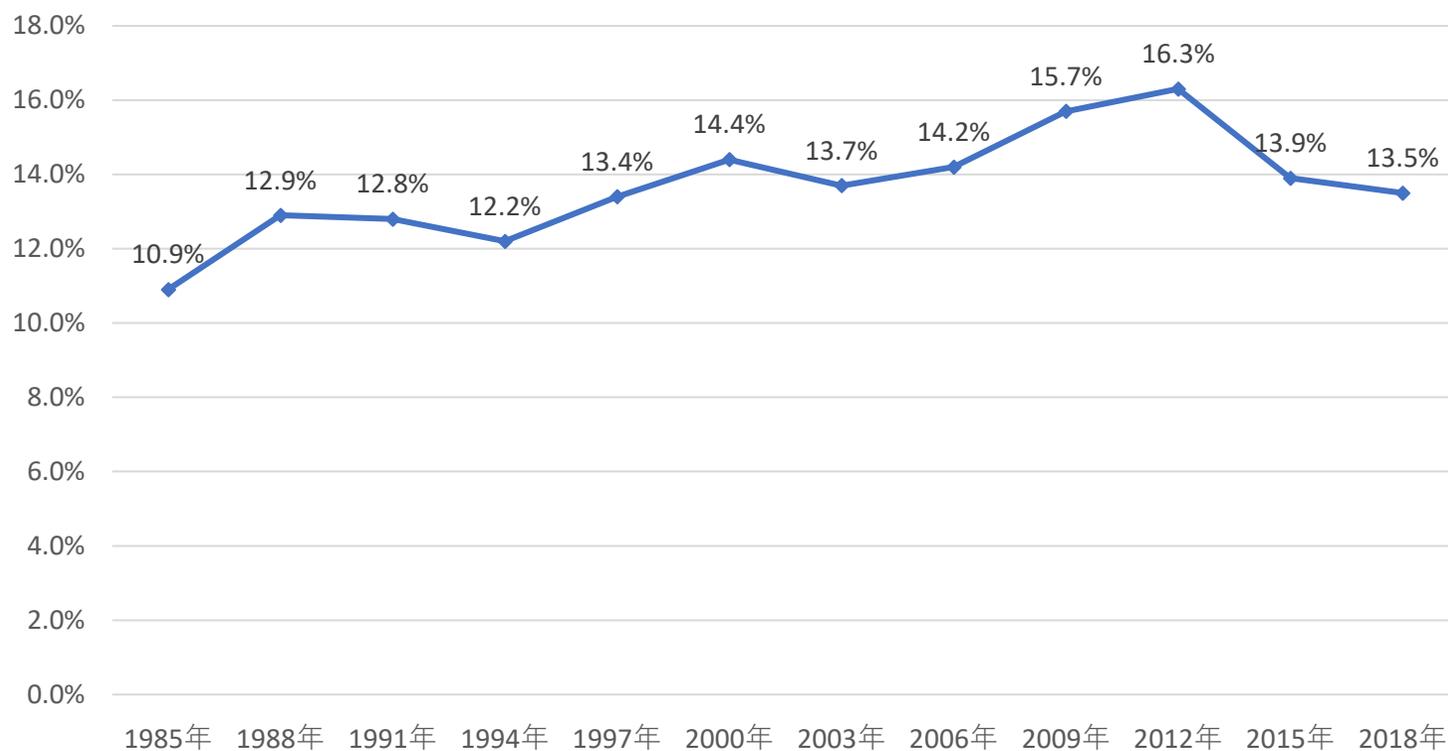
○ 現在の供給量は、必要とされている水準かかけ離れており、サービスの量的増加が不可欠である。



(資料) 子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究

○ 子どもの貧困率は直近20年間14%前後で推移している。

## 子どもの貧困率※等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の子ども



(出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」より株式会社日本総合研究所作成

- ひとり親世帯は2000年以降、おおむね横ばいで推移している。
- ひとり親世帯、特に母子世帯は平均的な児童のいる家庭より収入が少ない傾向にある。

## ひとり親世帯の数の推移



(備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。  
 2. 各年11月1日現在。  
 3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。  
 4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

## ひとり親世帯の収入

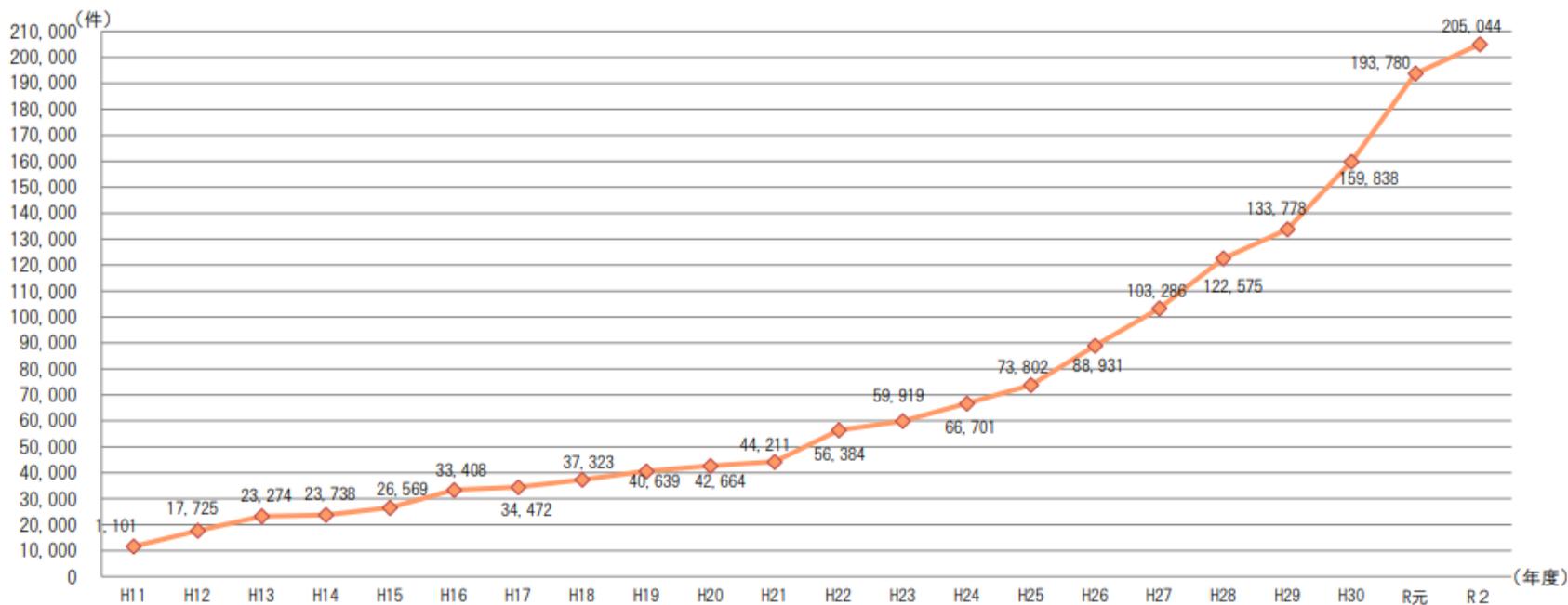
	児童のいる世帯	母子世帯	父子世帯
平成22年	658.1万円	291万円	455万円
児童がいる世帯を100とした場合の平均収入		44.2	69.1
平成27年	707.8万円	348万円	573万円
児童がいる世帯を100とした場合の平均収入		49.2	81.0

(出所) 左図は内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和元年度版」I-5-9より転載

右図は厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」を基に株式会社日本総合研究所作成

○ 児童虐待相談対応件数は増加を続けており、令和2年度20万件を超えた。

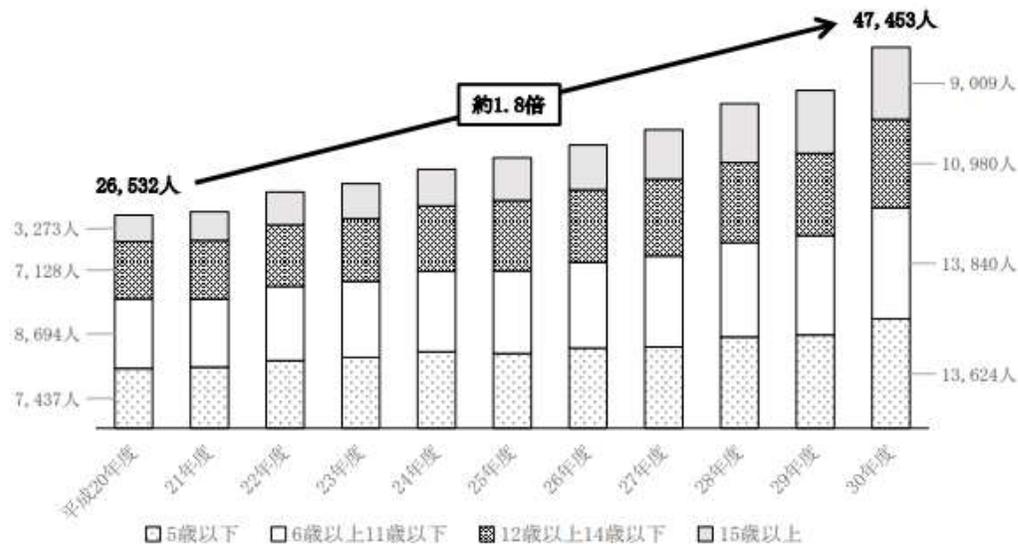
## 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



(出所) 厚生労働省「令和4年度における児童福祉司等の配置目標等について」より転載

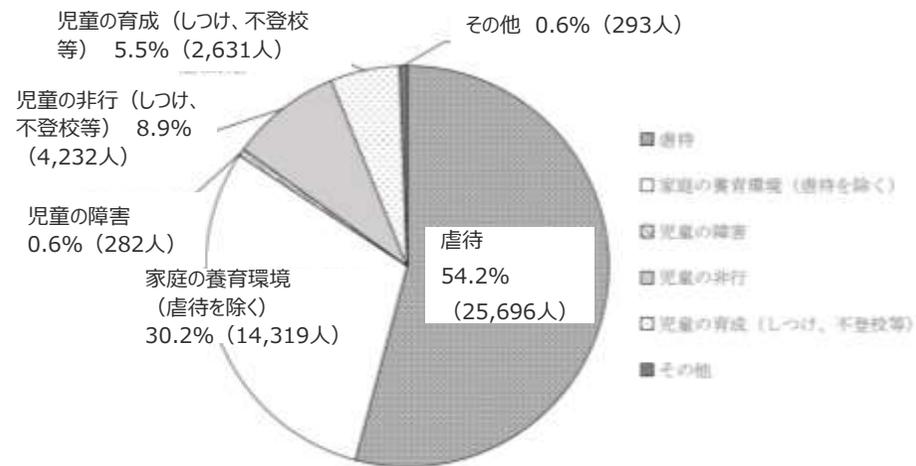
- 一時保護措置となる児童数は増加している。
- 一時保護の背景の半数は虐待が占め、続いて養育環境が3割程度となっている。

## 児童相談所における一時保護児童数の推移



(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき、当省が作成した。

## 一時保護の要因



(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき、当省が作成した。

(出所) 総務省「要保護児童の社会的養護に関する実態調査」5頁図1-⑤、5頁図1-⑥より転載

- 児童福祉司は2021年に約5,260人。
- 児童相談所業務の増加に伴い、増員の目標が掲げられている。

## 児童福祉司の数の推移（目標値含む）



(出所) 厚生労働省「令和4年度における児童福祉司等の配置目標等について」より転載

拡充

## 家庭支援推進保育事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 531億円の内数(うち推進枠109億円) (453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 【事業概要】

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

#### <拡充内容>

- 現行の要件に加え、「外国人割合20%以上」のみの要件を満たす保育所にも、保育士を1名加配する。
- 本事業の加配職員について、「保育士」以外の職員として、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員配置(非常勤可)を可能とする。(配置にあたっては、「全体割合40%以上」及び「外国人割合20%以上」のいずれの要件も必要とせず、単独で配置可。)

### 3 実施主体等

【実施主体】市区町村

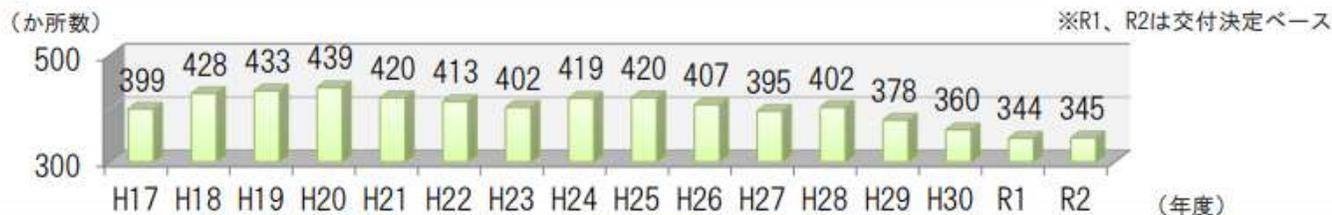
【補助基準額】1か所当たり 3,859千円

(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)

1か所当たり 7,718千円

【補助割合】国：1/2、市区町村：1/2

### 4 事業実績



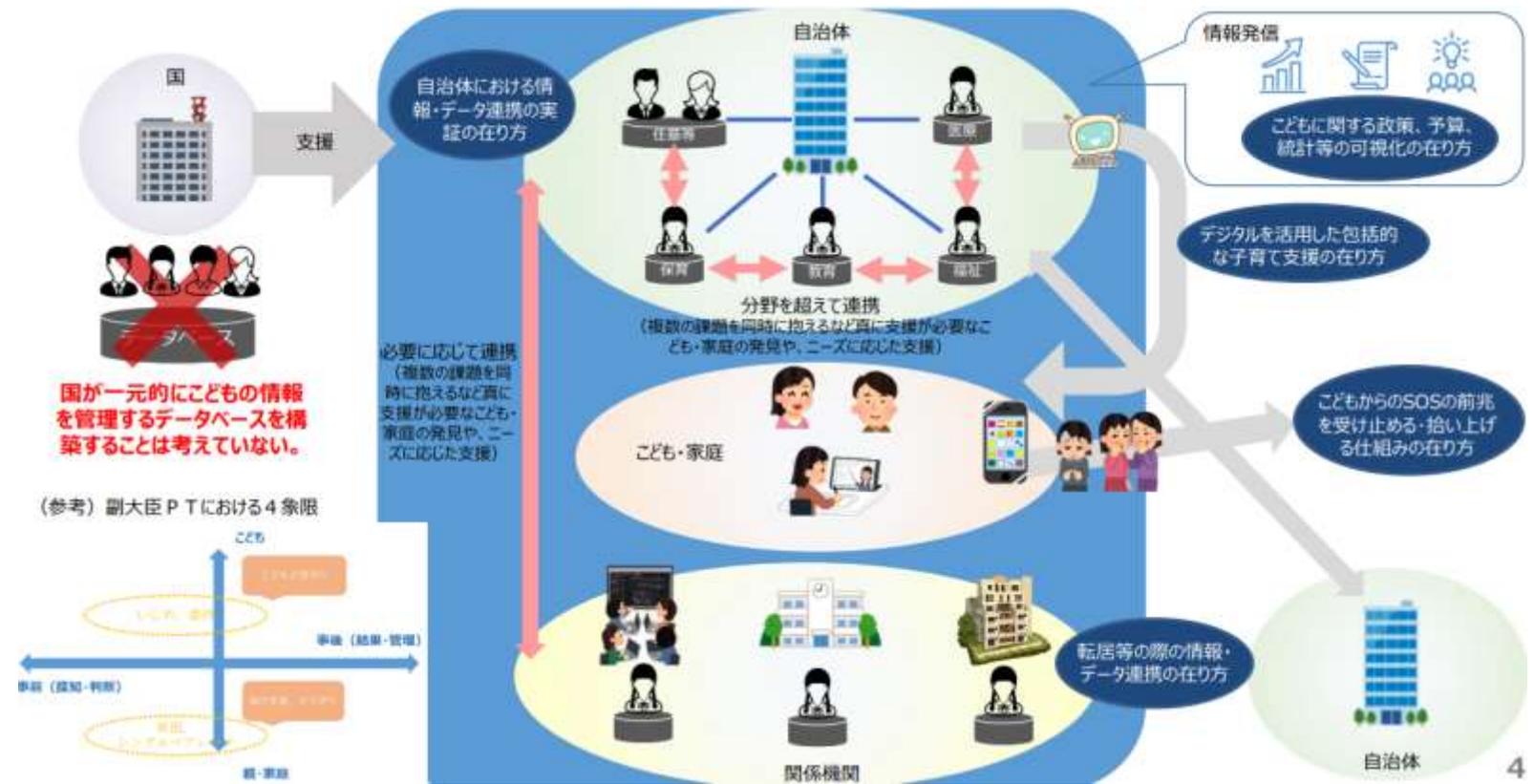
33

(出所) 厚生労働省「令和5年度 保育関係予算概算要求の概要」より抜粋

# (参考) こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

- 政府ではデジタル庁を中心に、真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携のあるべき姿について検討を実施。
- デジタル庁は今年度、ユースケースや必要となるデータ項目、制度面・運用面での課題等の検証のため、複数の地方公共団体を公募し、データ連携による支援実施事業を実施。

## こどもに関する各種データの連携の全体像のイメージ



(出所) デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」(令和4年2月)より抜粋

## 児童相談所等におけるICT化推進事業【新規】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金(仮称)>  
令和4年度予算:202億円の内数 → 令和5年度概算要求:276億円の内数

### 1. 事業内容

- i 児童相談所等におけるICT化推進事業  
児童相談所等(※)における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。  
(※) 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等
- ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業  
児童養護施設等(※)の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。  
(※) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム
- iii 電話対応における文字起こしシステムの導入に係る補助  
電話対応の文字起こしにより、リアルタイムで上司等が会話を確認できるシステムを導入する際の補助を行い、電話対応の記録の省力化を図る。

### 2. 実施主体

- i・ii 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村
- iii 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

### 3. 補助基準額・補助率

- (補助基準額) i・ii 1か所当たり:100万円、iii 児童相談所1か所あたり 67,186千円  
(補助率) i 国:1/2(都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村:1/2)  
ii 国:1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市:1/4、事業者:1/4)  
国:1/2(都道府県:1/8、市及び福祉事務所設置町村:1/8、事業者:1/4)  
iii 国:1/2(都道府県・指定都市・児童相談所設置市:1/2)

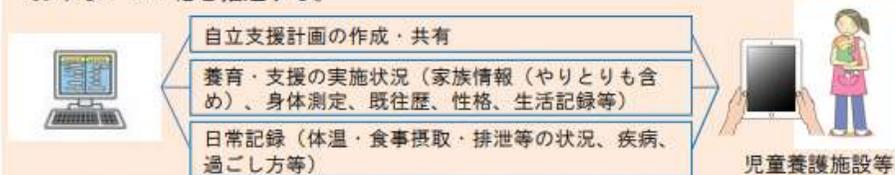
#### 【児童相談所等におけるICT化推進事業】

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



#### 【児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業】

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減 10

**新規 推進枠** **児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業 (仮称)**

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 (仮称) >  
 令和4年度予算: 202億円の内数 → 令和5年度概算要求: 276億円の内数

## 1 事業の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

あわせて、児童福祉法改正にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されること、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。

(※) 令和3年度社会的養育専門委員会報告書 (抄)

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
    - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
    - ・ 社会的養育を推進する事業 (親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等)
 を施設が請け負う事が可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
  - 児童福祉施設 (※) と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする
- ※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

## 2 事業の概要・スキーム

### ○事業の概要

- ・ 改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけでなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

### ○対象施設

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム

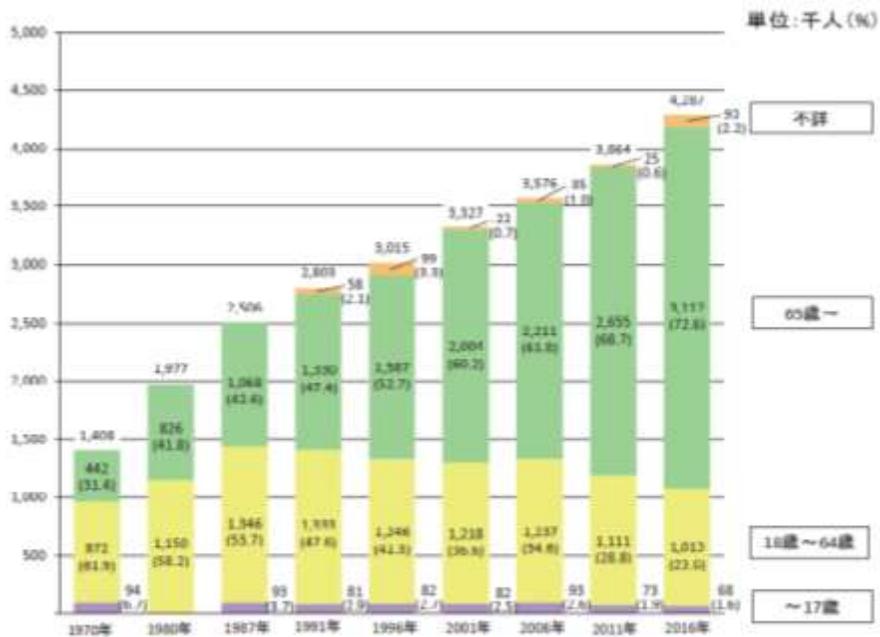


## 3 実施主体等

- 【実施主体】** 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 (特別区を含む)  
 (※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市 (特別区を含む。) 及び福祉事務所を設置する町村とする。
- 【補助基準額】** 1自治体あたり: 20,000千円
- 【補助率】** 国: 10/10

○ 身体障害児の数は減少傾向、知的障害児の数は増加傾向にある。

## 身体障害児・者(在宅)の数の推移

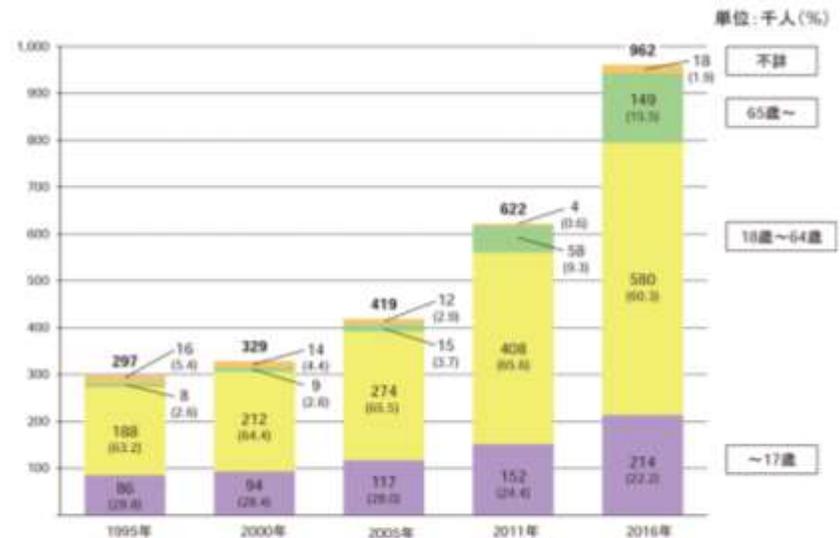


注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「身体障害者・養老費調査」（～2006年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011～2016年）

## 知的障害児・者(在宅)の数の推移



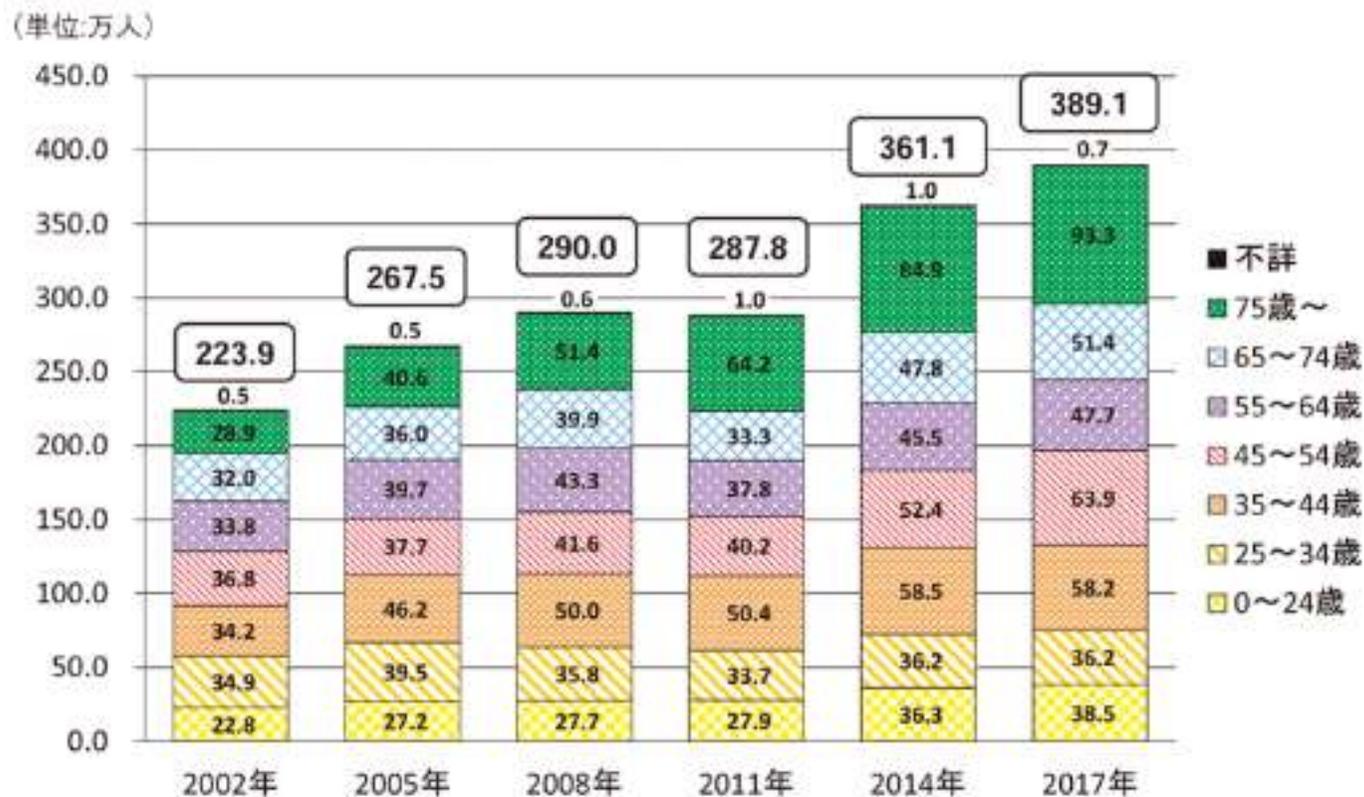
注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「知的障害者（数）基礎調査」（～2005年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011～2016年）

(出所) 内閣府「令和元年版 障害者白書」図表2、3、4より転載

○ 精神障害児数は増加傾向にある。

## 精神障害児・者(外来)の数の推移



注1：2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

(出所) 内閣府「令和元年版 障害者白書」図表2、3、4より転載

# 子供の安全に関する機能

- 子供の事故・事件防止に向けても、様々な施策・事業を実施。

## 子供の事故防止・事件防止に向けた取組

### 「子どもの事故防止週間」実施

⇒子供及び保護者、教育保育関係者を対象に、集中的な広報活動を実施

### 子どもの事故防止のための啓発資料の配布

⇒消費者庁における「子どもの事故防止ハンドブック」、都道府県における「乳幼児の事故防止教育ハンドブック」等の作成・配付

### 性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入検討

⇒保育士に対し、刑に処された場合やわいせつ行為を行った場合の欠格期間や登録取消等の仕組みを検討

### 子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催

⇒消費者基本計画に基づき、連絡会議を開催

### 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

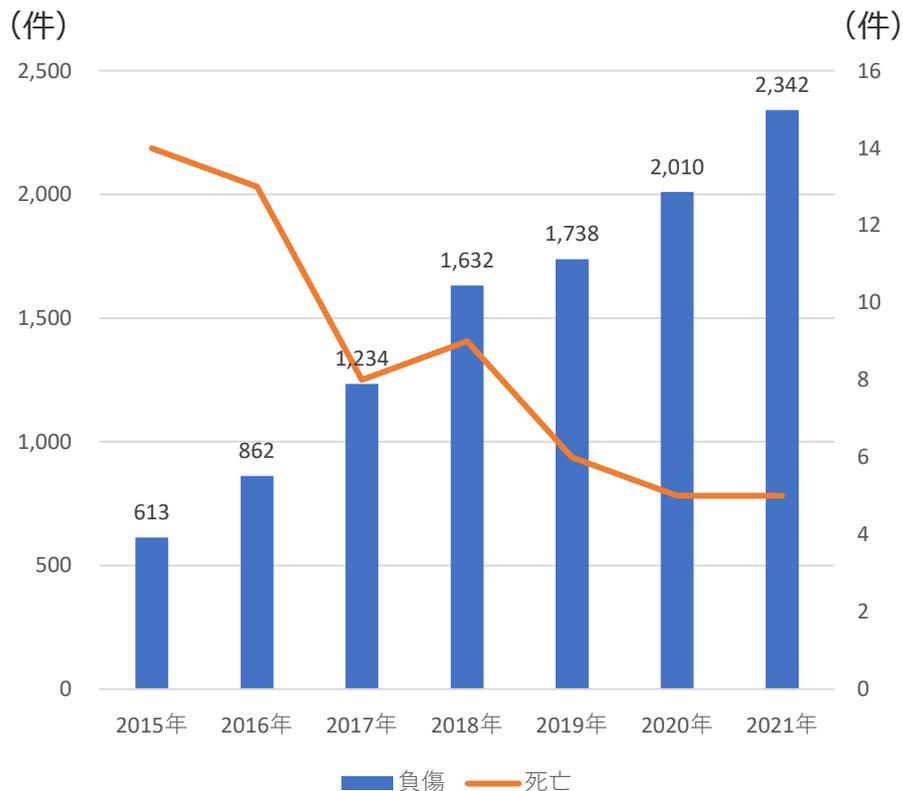
⇒有識者会議の開催、ガイドラインの周知

### 広報面における、関係府省庁間での連携推進

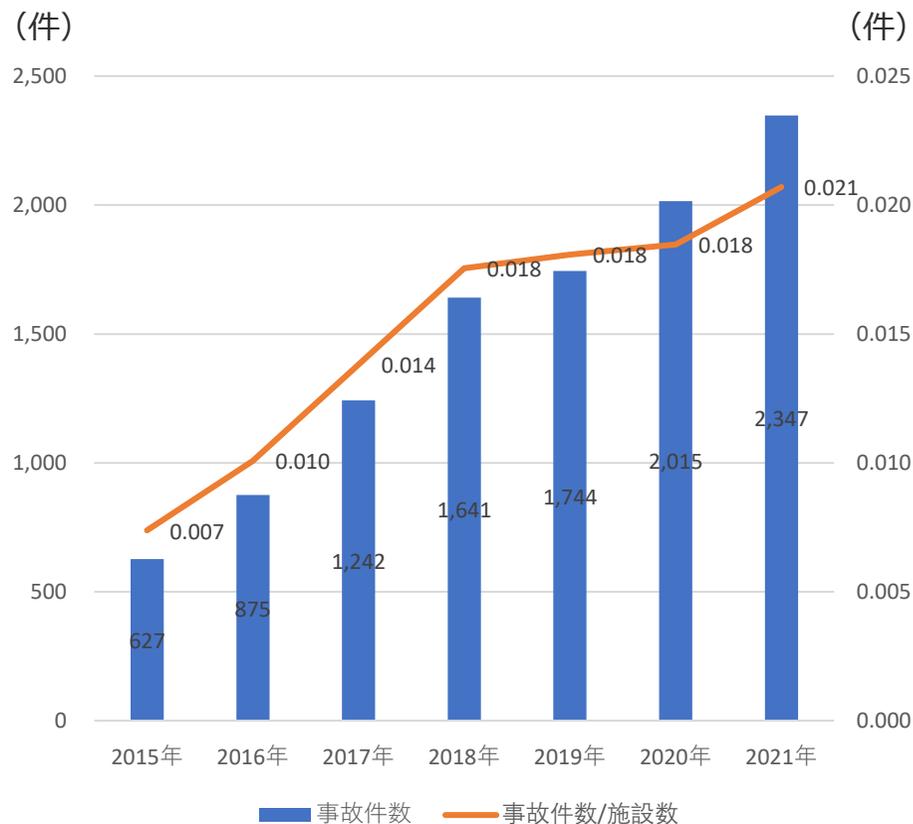
⇒広報の取組等の情報共有、SNS・ホームページ上での情報発信

○ 事故件数は増加、志望件数は減少傾向にある。

## 保育所等における事故件数の推移



## 保育所等における事故件数/施設数



※対象施設は、認定こども園、幼稚園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（認可）、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

(出所) 内閣府「教育・保育に関する報告・データベース」を基に日本総研作成

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-01	議事次第

10年後の子ども・子育て支援の在り方を考える研究会  
第2回研究会

議事次第

令和5年1月17日  
10:00～12:00

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1回研究会での議論の振り返り
- (2) 政府の政策動向の共有
- (3) 委員プレゼン
- (4) ディスカッション
- (5) その他

3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 研究会における論点整理
- 資料2-1 話題提供資料① こども政策の動向
- 資料2-2 話題提供資料② 参考資料 全世代型社会保障構築会議報告書
- 資料2-3 話題提供資料③ 第1回研究会における柿沼委員プレゼンの受止め
- 資料2-4 話題提供資料④ 第1回研究会の議論の受止め
- 資料3 奥山委員提供資料
- 資料4 松本委員提供資料
- 資料5 研究会での論議に当たって
- 資料6 柴田委員提供資料

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-02	研究会における論点整理

# 研究会における論点整理 ～議論のとりまとめ～

## 1 取り巻く社会環境

### (1)働き方と子育て・保育との関係

(着眼点の例)

- ・多様な働き方を支えるためにこれまで延長保育や病児保育などのサービスを充実したことへの振り返り
- ・現状におけるリモートワークの進展、さらに今後における ICT や AI の活用が進んだ社会の考慮 ※地方移住含む
- ・子どもと触れ合う豊かさ、土日の過ごし方も含め、家庭・地域での過ごし方の提案
- ・非正規雇用など経済的な安定性の低い家庭でも安心して子ども子育てができる環境の検討

### (2)子ども・子育て支援が貢献できる課題

- ・少子化対策、困難を抱える家庭への支援(子どもの権利擁護、子どもの貧困対策) 未来を創る担い手の育成(質・量) etc

### (3)その他

## 2 10年後における子ども・子育て支援の在り方の理念・ビジョン

どのような理念・ビジョンを思い描くか。

(着眼点の例)

- ・親と子の関係性の再考、親の育ちの観点の導入
- ・孤立化の予防 ※子ども・子育ての社会化 世代間の交流・連帯
- ・家庭、地域、園・事業者・専門職の関係の最適化 ※非専門職と専門職との関係、園・施設とそれ以外の地域での支援事業との関係なども
- ・ライフステージを通じた子ども・子育てとの関わりの変革 ※教育・学校との連携も視野に

## 3 10年後を見据えた子ども・子育て支援に求められるもの

### (1)いわゆる「園」に求められるもの

(着眼点の例)

- ・未就園児への支援
- ・子どもだけでなく親をも育む場の提供
- ・地域連携の活性化
- ・質の高い教育・保育の提供(保育保障、見える化)

### (2)地域子育て支援拠点等の地域における子育て支援事業に求められるもの

(着眼点の例)

- ・事業間の連携・協働
- ・地域差を生まないための広域調整のような都道府県や国の機能の検討

### (3)(1)と(2)に共通して求められるもの

(着眼点の例)

- ・「つなぐ」、コーディネートする機能 コーディネート&マネジメント人材の育成・確保
- ・空間の作り方 アウトリーチ機能の拡充

### (4)人材

(着眼点の例)

- ・保育人材の多機能化、多様な人材の複合化 ※教育・学校との連携による人材育成や含む
- ・保育士資格の再検討、養成課程の見直し、子育て支援員との整理

### (5)資源の適切な配置・活用

(着眼点の例)

- ・人口規模、人口集積度、年齢分布、地域社会資源の量・質などを踏まえたユニット化

### (6)子育て支援の質・成果

(着眼点の例)

- ・保育の効果、保育の質の評価
- ・子どもの立場からの視点のほか、財源確保も含め社会の理解・同意を得るための観点からのまなざし

### (7)その他

研究会における論点整理  
※議事録より関連のご発言抜粋

1 取り巻く社会環境

(1) 働き方と子育て・保育との関係

- 働き方のことが大きいというのは、本当にそのとおりだなと感じているところです。今、過渡期かもしれませんが、やはりこれだけ女性活躍と言われてフルタイム勤務の方もふえている中で、家庭責任の部分の家事・育児がどうしても女性側に偏っているというところの働き方、企業への働きかけ。ここの部分についてはしっかり議論しなければいけませんし、それは今の日本の長時間保育のところにも非常に関連する内容だと思います。10年後のと言ったときに、その部分についてはこの委員会で何か打ち出しができたらいいなという思いであります。(奥山委員)
- あとは、やはり土日の過ごし方みたいなのところも。平日は平日でももちろん仕事が大変なんですけど、この土日の過ごし方の部分が、子どもとの過ごし方といったところの豊かさというのを何か打ち出せたらいいなという思いが一つございます。やっぱり今、忙しくて子どもとなかなか一緒に過ごせないというところを何か保障していけるような打ち出しみたいなことも、ぜひお願いできればと思います。(奥山委員)
- 働き方の話が出て、私もここはすごく重要で、ここが切り崩せたら随分変わってくるんだろうなと思っています。経済先進国はどれも働き方ということが大きな課題としてあって、特にヨーロッパの幾つかの国は終業時間を16時とか16時半にしたんですよ。(鈴木委員)
- 日本は、残念ながら多様な働き方を支えるということのサービスが足りない。ということで、さっきお話に出たような延長保育が当たり前になったり、土曜・日曜の休日保育が始まったり、病後児保育も始まったり一時保育も始まったりということになって、結局、家族、家庭に向き合う時間をつくり出すっていう方向にはベクトルが向かなかったんですよ。(鈴木委員)
- 私は何とか社会の仕組みの中で、ICT化とかAIとか、いろいろ人にかわって機械やロボットがどういうふうに入ってくるのかわかりませんが、ああいうヨーロッパの人たちが日本に比べてはるかに短い労働時間の中でちゃんと経済を回しているという実例がやっぱりあるわけだから。そこのところで、コロナでテレワークみたいな働き方も広がりはしたんだけど、もっと何か企業を挙げてというかな、やっぱり働き方(変えるという)、もっとうまく働いて、家庭や家族に向き合える時間をつくり出すというプロジェクトを何かしないと。これまでやってきたことを振り返っても何か場当たりの、あれをやったからすごくよくなったよというところが一向に見えてこないというのは、そういうところに原因がある、背景があるなと思っています。(鈴木委員)
- 働き方の見直しで、働き方の優しい企業のほうが生産性が上がるという話を何か所かで耳にした記憶があって。多分そういう調査も今後もっと必要だと思いますし、発想の逆転で、そのほうが結局、企業も得だし、従業員もさらにお得だし、何よりも子どもがそれは一番メリットがあるねという世界を何とか構築できないか。(吉田委員)
- やっぱり仕事だけではない人生の楽しみというのをみんなたくさん持っていて、6時も夏なんかは明るい、そこからお友達と会って遊ぶというか。あとは習い事みたいな、地域が準備しているさま

ざまなスポーツの教室に行ってお父さんもたくさんそこにお送り迎えしてみたいな、そういうふうなのが普通だったんですね。だからといって普通に仕事をしないというわけではなく、両立をしているところが本当に自然にありまして。そういうところを日本で体験的に知ることがないと、当たり前長時間働いていることがあると思うので、そこは少しそういう動きを、ムーブメントを起こしていかない限り、変わらないんじゃないかな。(野澤委員)

- そして、やっぱり夕方の居場所ということも大事なのかなと。家族がいる人は夕方の居場所がありますけれども、あらゆる人にやっぱり居場所がないと、どうしても会社にいることが心地よいみたいな方もいらっしゃると思うので。いろんなところにそれぞれの人の居場所があるような仕組みとかかわりとか場所。さっき池本先生がおっしゃったような空間というのも大事なのかなと一つ思いました。(野澤委員)
- 私のフランスに住んでいる友人が、子どもが生まれたら結構地域に、逆に田舎のほうに引っ越しをするみたいなのが一つのライフスタイルになっていると聞いたことがあります。ネオルーラーとか言うらしいんですけども、そういった一つの動きがあって、ある意味、今、リモート環境が進んできていて移住者が結構ふえてきているということも聞いています。日本でも保育園留学みたいなことがどうもはやっているみたいで、地域の結構自然の豊かなところで保育園留学を募集すると、応募が殺到して予約がとれないみたいな状況もあるようで。そういう意味でいうと、デジタル田園都市国家構想の流れの中で地域への施策が結構ふえてきている中で、地域で子育てしていくという。自然豊かで、また違う文化のところで子どもを育てていくというライフスタイルを描いていくみたいなのができるということも、一つあるのかなと思いました。(松本委員)
- リモート環境にある人たちは、近くにいらっしゃるの、比較のお迎えがちょっと早くなってきているんですね。そういう意味では、リモートが許されて、そういうライフスタイルで地方に移られる方なんかふえてくると、もしかしたら預かり時間も少しゆとりを持っていらっしゃる方がふえるんじゃないかとか。そういったことも含めて、あるいは子どもたちの育ちの環境、それから地域の活性化も踏まえて、そういった方向性が出てくるのは、一ついい流れではないかなと感じているところがあります。(松本委員)
- その少子化のブレーキがかからない最大要因の一つは、やはり結婚しない、未婚化の増大だろうと。また、結婚した夫婦から2人以上生まれていた子どもが、最近は2人生まれないという夫婦出生力の低下の問題があるだろうと。さらに、その背景としては、未婚化が増加する背景に恐らく非正規雇用、つまり安定的な収入、生活が見込めない。正規雇用に比べればかなり収入が少ない。つまり子どもを健やかに生み育てる家庭が営めない、そもそも結婚に踏み切れないという問題がかなり大きいだろうし、夫婦出生力についてはいろんな形で子育ての不安、負担というものが増大しているということではないかと思っています。(吉田委員)

## (2) 子育て支援が貢献できる課題

- そこに対する手だてをしっかりと講じた上で、保育や子育て支援はじゃあ何ができるのかということ、保育や子育て支援をたくさんやったから結婚する人がふえるわけではありませぬので、むしろそうじゃないところで貢献できるものがある。その意味で、少子化対策はやっぱり子どもが減らな

いように、できればふやしたいという量的な側面と、ふえる・減るはともかくして、とりあえず生まれ育ってくる子どもたち一人一人をより健やかに育もうよという質的な側面の二つがある。保育や子育て支援は、両方大事ですが、強いて言えば質的対応により貢献できるのではないかというふうに私は考えています。(吉田委員)

- 子どもの貧困問題。これも経済的貧困だけでなく、やっぱり家庭、地区社会の変容に伴って子どもに対する関係性が極めて乏しくなっているという関係性の貧困であったり、その年代までに経験しておきたい豊かな経験、体験が今なかなかできないという経験の貧困であったり、貧困自体が非常に多様化してきている。経済的な尺度だけでなく、子どもの貧困問題に我々はどう幅広くアプローチできるのかという視点が必要だろうと思っています。(吉田委員)

## 2 理念・ビジョン

### <総論>

- これからの未来を創造していくという上で子ども観とか保育・教育観も改めて考えていけるといいなと思ひまして、皆様のそういった視点、単に制度を整えていくというだけではない視点もせつかくの機会なので伺えるといいなと思ったところです。(野澤委員)
- そして今日、子育ての社会化とか共同養育というような言葉があったんですけども。これがやはり社会的に多分認知されてなくて、核家族で何とか頑張って子育てしなきゃいけないということにすごく縛られているので、これを社会に向けてどう訴えていくかというのが、何かキャッチフレーズみたいなのが本当に必要なんじゃないかと思っています。多分すごく、コロナのこともあって子育てをする家庭が非常にマイナスな捉えをしているというところ。社会に向けても何か幸せでないというか、親も子も非常に幸せ、ウェルビーイングを実現するためにどうしていったらいいかというのをこの会でもぜひ打ち出して、前向きに発信していけたらいいのではないかと考えております。(奥山委員)
- 10年後の子ども・子育て支援の在り方を考えるということは、まさに課題の積み上げでなく、未来、我々がどうありたいかというところから研究して施策を考えていくというのは非常に画期的な研究会なのではないかと思ひながら、学ばせていただきながら参加させていただきたいと思っています。(松本委員)
- 地域が子どもを育てる地域というところを、いかに解像度を高め、議論ができるかというところが結構重要なポイントだと思っています。地域で子ども・子育てのコミュニティを豊かにしていくか。ある意味、地域のウェルビーイングの拠点になっていけるような園の在り方であるとか、子ども・子育て支援の在り方ということをどのように考えていけるか。(松本委員)
- システムと人材づくりにおいても大事なのは支援社会をいかに創造するかみたいところで。せつかく10年後を私たちが考えるのであれば、先ほど鈴木眞廣先生もおっしゃっていたように支援社会、我々はどんな社会を10年後に向けて子どもたちのためにつくっていきたいか、そういった議論もしていければいいと思っています。(松本委員)
- 私が大切にしてきた保育に対する価値観の部分、子ども観であるとか子ども・子育てというのはどうありたいかみたいところの、そういったある種の理想的な姿から私たちがありたい姿に落とし

込む。それを制度にするにはどういうふうにしたらいいかという議論が、短い、3回の研究会なのでどこまでできるかというのはあるんですけども、やっていければと思いました。(松本委員)

- 例えば北欧が北欧モデルをつくったり、それこそニュージーランドがテ・ファリキのモデルをつくったり、ありがたい姿から逆算して、そのときの制度設計であるとか子育て支援を考えていったというモデルがあったと思います。そういったところも参考にしながら、ぜひ皆さんと研究を深めていければと思っています。(松本委員)
- 働き方のことが大きいというのは、本当にそのとおりだなと感じているところです。今、過渡期かもしれませんが、やはりこれだけ女性活躍と言われてフルタイム勤務の方もふえている中で、家庭責任の部分の家事・育児がどうしても女性側に偏っているというところの働き方、企業への働きかけ。この部分についてはしっかり議論しなければいけませんし、それは今の日本の長時間保育のところにも非常に関連する内容だと思います。10年後のと言ったときに、その部分についてはこの委員会で何か打ち出しができたらいいなという思いであります。(奥山委員) (再掲)
- あとは、やはり土日の過ごし方みたいなところも。平日は平日でももちろん仕事が大変なんですけど、この土日の過ごし方の部分が、子どもとの過ごし方といったところの豊かさというのを何か打ち出せたらいいなという思いが一つございます。やっぱり今、忙しくて子どもとなかなか一緒に過ごせないというところを何か保障していけるような打ち出しみたいなことも、ぜひお願いできればと思います。(奥山委員) (再掲)
- 先ほどワンオペはマイナスイメージだという話をしましたが、その意味では逆に10年後を見据えながら「魅力」というキーワードでいろんな施策の方向が考えられると、人間って明るいほうに向かっていく生き物だということで、そういう方向での議論がまたできればと思っています。(吉田委員)

#### [着眼点]

##### 【親と子の関係性の再考、親の育ちの観点の導入】

- それからもう一つは、子育て家庭そのものへの支援をしなければいけない。いい意味での両立支援、それから親が親として成長して子育ての喜びも味わえるような親育ちの支援もしなければいけない。(吉田委員)
- 子どもの権利もかかわってなんですけれども、やはり子どもを保護し、そして保護者を支援するというだけでなく、むしろ大人も子どもも、ともに学び、そして育つという視点というのがとても重要なんじゃないかなと私もちょっと思っているところがあります。どうしても親がきちんと育ててあげなくちゃいけないというプレッシャーとか、保育者の先生たちもきちんとしないといけない、親にもきちんと説明しないといけない。もちろんそれは責任としてあるんですけども、ただ、みんな成長途上の存在であると。これは生涯、そうである。発達し、成長するプロセスの中に常に存在として人間を見ていくということができないんじゃないかなと。そして、そういう場として園や学校とか子育て支援の場もあるということになると、みんな少し気持ちがほっとするといいますか、きちんとやり遂げなくちゃいけないというだけではない学びの可能性、変化の可能性というのが見えてくるんじゃないかなと思っています。(野澤委員)
- もちろん子育て支援はとても大事ですけども、単に子育て支援だけでは際限のない対症療法になってしまうかという危惧もありまして、常に学び育っていくプロセスの中にある存在として一緒

に育っていこうと、一緒に学んでいこうと、そういう発想の転換というのにも必要じゃないかなと私自身思っているところです。(野澤委員)

- 私たち自身も当事者である親でしたので、まさにともに学び、ともに育つということで、親子で来る人たち、自分たちも子育て中の親であるというところで、ともにそこを一緒にやっっていこうという、そういう視点だったと思っております。(奥山委員)
- 子どもから学ぶということがすごく重要じゃないかなと思っています。子どもの学びに価値があるというふうになると、日本人は真面目なので、遊ぶというだけだと、何か仕事から離れるのも罪悪感が出てくるかもしれませんが、子どもの新しい発想に出会う場というふうなところかというと、それは社会にもすごく還元する価値ってあるなと私自身思っているところです。さっきの SDGs とかの意味でも命から学ぶというところはすごく大きいので、何か教えるというよりも、子どもと一緒に子どもから学ぶということも大事なんじゃないかなと思っています。(野澤委員)

### 【孤立化の予防】

- 今は個人の権利というものが非常に大事にされてきたことと裏腹に、個の責任ということがものすごく求められていて、子育てもやはり個で頑張らなければいけない。そういうことが社会の中に蔓延していて、何かうまくいかない、あんたのやり方が悪いんだとか、あんたの責任だというふうに言われちゃうという。そういうことを直していくということを考えていかなきゃいけないんだ。(鈴木委員)
- 先ほど孤立化という問題、そして親が個人で子育てをしていかななくてはいけないという状況になってしまっているということをやほり危惧しているところです。子どもたちが多様な関係の中で学び育つということは、本当に進化的にいても歴史的にいてもお母さんだけが子育てを担うというのはむしろ不自然な状況であって。人間というのは、お父さん、きょうだい、祖父母、親戚、血のつながらない人まで含めて支え合って、子育ての大変な赤ちゃんを育てることがむしろ自然なこれまでの姿であったということは、本当に実証的にも示されているところです。(野澤委員)
- そういう関係性というものを、もう一度作り直していかなきゃいけない時期になっているんじゃないかな。(野澤委員)
- 私は海外との比較で、長期的な支援で二つあるなと思っています。一つは、海外はもう人——ちょっと孤立してしまうので、どうやって人をつなげるかというのをいろいろ制度的に考えているんだなというのが見えてきてまして。日本は恐らく今までは祖父母の育児とか地域社会というところで、そういうことは考えなくてもつながれていたと思うんですけども、核家族化とかつながりにくいですし、今回のコロナのこともあって本当につながれない。(池本委員)
- この30年考えると、親はとにかく働きやすいようにということで、自分がちょっと何かサポートしたいと思うようなことも、そんなことしなくていいですから、園がやりますみたいな感じで、つながりにくいような感じがどんどんふえてきているかなと思います。あとは、ICT化で、昔だったら困ったら保育園のお母さんに聞くとかあったんですけど、みんなそういうことしないで自分でネットで調べてとか、買うものがなければネットで注文したらすぐ届くみたいなことなので、本当につながるきっかけがなくなってしまって孤独になっているところがあると思いますので、それをどうやって構築していくかというところを、一つ長期的には考えなければいけないかなと思っています。(池本委員)

- 孤立が大変な状況の方々を、最初から完璧な人は誰もいないんだよと言って支える。支えられた人が成長して、今度は支え手に回るとい、バトンを渡すというかりレーというか、相互支援という世界が多分一番理想なんだろう。そこに向けてコミュニティをどう持っていけるかということだと思います。(吉田委員)
- 地域に引っ越してきたけれども、何かウェルカムと言われるわけでもなく、幼稚園に行くまで地域とのつながりも持てないという。子育てしている私たちはどうしたらいいだろうと、そういう悩みから、保育所の支援センターというのはあったんですけども、その支援センターは数も少ないですし、だったら自分たちそういう場所をつくろうというのが子育て広場のスタートだったんですよ。(奥山委員)

#### 【家庭、地域、園・事業者・専門職の関係の最適化】

##### <総論>

- 子どもの育ちの変化に対して、じゃあ保育だけで子どもを健やかに育てるかという決してそうじゃなくて、子ども環境のある家庭や地域社会に子育て支援を含めていい意味で介入しなければ、この環境をよくしないと、保育で子どもが育つとは保障できないだろうと。これから全てを総合的に包括的に考える時代に来たのではないか。しかし、残念ながら今までの保育政策はあまりそういう視点で組み立てられていなかった。その総合化をどう考えるかというのが今後の課題ではないかと感じています。(吉田委員)
- かつてでいえば幼稚園的な利用が1号子ども、そして右側の3歳児の2号、3歳未満の3号が保育所の利用です。左下、私は0号と呼んでいます、ここが今まで一番薄かったのではないかと。しかし、よく考えれば、ここにいる期間は家庭、親の就業状況その他によってわずか数カ月から3～4年まで幅はありますが、全ての子どもは0号から始まって、親の就労の有無とか家庭の状況によって1、2、3号に分かれるだけです。ここから全体を見通すような包括的な観点で、いい意味で幼児教育や保育や子育て支援を総合的に捉えていく必要があるだろうと考えています。(吉田委員)
- 吉田委員がおっしゃったようなゼロからつなげる子育て、ママを支える機関とのつながりというか、基本的にはそこがすごく大事ななと思っています。(鈴木委員)
- 今日、吉田さんが0号とおっしゃったんですが、その0号のところは子育て支援センターや子育てひろばです。この20年間、30年近く地道にやってきたというノウハウがあると思うんですね。ここにもう一度再定義というか光を当てるといことがすごく大事じゃないかなと、まずは思いました。(奥山委員)
- 一つの課題として子育ては親が第一義的な責任があると言いつつも、親だけでやっている時代ってむしろいびつだと思ってしまうので、やっぱり社会という環境の中でどう捉えるかと。その意味で、政策でどうプラスに介入できるかというのも今後の一つのテーマ、課題だろうと思っています。(吉田委員)
- もっと保護者の参加とか地域の人参加、そういう人たちの参加の場、出番というものをつくり出していく必要があって、その辺を考えていかなきゃいけないなと思います。(鈴木委員)
- サードプレイス。大変重要な考えなんです、しかし一つ間違ると、じゃあファーストとセカンドのプレイスはそのまま放置していいのかという決してそうではないので。(吉田委員)

### <非専門職と専門職との関係>

- 近代化という、戦後の経済成長の中での目標としてそういう言葉があつて、そういう中で何か役割を分業することによって効率化を図るといふ、そういう価値観がものすごく広がったんですね。そういう中で、保育とか子育てというのも専門家に委ねるといふことがより質の高い子育てになるんじゃないかといふ、そういうある意味での誤解を含めたものが広がって。委ねた以上、素人は口を出しちゃいけないんじゃないか、自分の出番といふのはそういうところにはないんだといふ、そういう常識が何かまかり通つていて、連携協働といふことを伝えても、なかなか入ってきづらいといふか、遠慮するといふか。そういうことが一般的にあるので、そこの壁を乗り越えていくためには、先ほどの吉田委員のお話に社会化と出ましたけど、保育を見える化していくといふことがものすごく大事なキーになっているなといふことを自分の実践では感じています。(鈴木委員)
- やはり親の学びといふことでいふと、妊娠したときにご夫婦でといふところがスタートとしてとてもいいのかなと思つています。私たちも両親教室をオンラインでやって、オンラインでやるとリラックスした形でリビングから参加して下さるので。そこから今度はお一人お一人、もし沐浴とかしたいといふのであれば拠点に来てもらつて具体的にやるみたいなの、集団と個別性みたいなのところの使い分けがこれから非常に大事になってくるかなと思つたんですね。このときはまだイメージがつかないので、妊娠7カ月8カ月ぐらいがちょうど時期がいいんですけども、そういうときに先輩パパ・ママの連携、これがやはり非常に大きいんですね。パパがしっかりパートナーのママの体のことを心配しなきゃいけないんだよとか。1カ月は養生させなきゃいけないので、用意は誰がやるか決めなきゃいけないんだよとか。そういう申し送りが非常に大事で。先ほど専門職、専門家のお話があつたんですが、保健師さんは保健師さんで伝えなきゃいけないことがあるんですけども、生活面の部分といふのはやはり当事者同士の話といふのは非常に有効であるといふことで、両方を兼ね備えたような学びの場がすごく大事といふことで。(奥山委員)
- 今回、国のほうが伴走型相談支援という形で入れてきてくださつていて、それをうまく有効に活用することでここを本当に切れ目なくやって、赤ちゃんが生まれたところで地域の人たちもかかわつて、ウェルカムといふところを提供できたらいいなと思つています。この妊娠期からのといふところが、やはり保育にも直接やはりかかわってくることだと思つるので、そこをしっかりと入れていただけるといいかなと感じております。(奥山委員)

### <園・施設とそれ以外の地域での支援事業との関係>

- 認定こども園、保育所、幼稚園といった施設だけではない、施設だけに依存しない多様な機能提供、あるいは多様な機能の強化といふことが今後の課題になるだろうと思つていますので、そういう観点でもご議論いただければありがたいと思つています。(吉田委員)

### 【ライフステージを通じたこども・子育てとの関わりの変革】

#### <総論>

- 子育ての始まりとしては、マタニティの前には、お話にもありましたが、やはりこれから父になる母になる中学生、高校生あたりも視野に入れながら考えていかなければいけないといふことですが(鈴木委員)

- やはり親の学びということでいうと、妊娠したときにご夫婦でというところがスタートとしてとてもいいのかなと思っています。・・(後略) (奥山委員) (再掲)

<教育・学校との連携>

- 今、部活動を学校で担い切れなくて、地域に返そうなんてありますよね。ああいう部活動の中に福祉部という部活動ができて、そういうことに関心のある子どもたちを保育現場で預かるというか、子育ての中にまざってもらおうというか、そういうのが何かやれたらおもしろいだろうなんて思っています。(鈴木委員)
- 今、ともに育つということで、自分たちは学びの機会が親としてなかったなというのが非常にありまして、今日、中学生と赤ちゃんとの触れ合い体験授業のこともありましたが、それを私たちも地元の中学校に働きかけて、9校のうち4校ぐらいやったださっています。それは幼児との触れ合いというのを家庭科の授業の中でやろうということで入ってきたんですが、実は地元の高校にまさに家庭科とか子どもと触れ合うというところの部活ではないですが単元があったんですが、それが来年からなくなってしまいう、寂しい。その子たちが本当に教育養成課程の大学とか行っていたものですから、その意味で少子化の影響というのがまたここにもあるなと思っています。ぜひそういった中学生、高校生、これから大人になる子たちが小さい子と触れ合うことで感じ取れること(を大事にしてほしいなど)。それはすごく、調査しても、子どもがかわいいとか、そういう気持ちになっていくので、学校と連携してしっかりやっっていかなければいけないと改めて思ったところです。(奥山委員)
- こども園のすぐ裏側に県立高校があって、ここはなかなか厳しい県立高校で、学力も、いま就学支援金が9割という。6割7割ぐらいが普通だと思うんですけども、9割というのは結構大変な学校で、経済的に苦しいので、力があっても養成課程の学校に行けなかったりとか、希望があってもその大学に行けなかったりという方がいらっしゃる、そういう学校なんですけど。その子たちともう20年以上つき合いがあって、全員保育実習をしたり。また、県立高校でも家庭科の中に保育養成みたいな感じをちょっと。保育を10時間ぐらいやって、その子たちが実習に来たり。コロナ禍で少し減ってはいるんですけども、今年からまた再開をするような形になっている。  
また、そこから養成校に行けなくて、実習を経て保育の道に行きたいと思っても、今ちょっとどうなってるかあれですけども、推薦だと11月ぐらいに入学料を払わなくちゃいけなくて、この入学料が払えないということで諦めたという子がいたので。学校から相談があったので、うちのほうで独自の奨学金制度をつくって入学金を払ってあげて養成課程に。3年の夜間に行ったので、午前中はうちで働いて、午後は学校に行くと繰り返し3年やった後に、ちょうど今5年目の子がいるんですけども。ただ、この子は今度は障害だとかインクルーシブなんかを考えて、そっちを学びたいと、また学校に行くという話をして、今年で退職することになるんですけど。何かそういった取り組みがあったり。(柿沼委員)
- 防災関係で、水害のハザードが出ているエリアなので、年間に何回か避難訓練で高校さんの屋上に行くみたいになって、運動会も高校の運動場を借りて、交流が結構あるので。何となくそこから保育の道に、養成に行っとうちに来る子がもう3~4人いるので、そういう意味でも何かすごく一緒にやっていけるなということがある感じです。(柿沼委員)

### 3 子ども・子育て支援に求められるもの

#### (1) いわゆる「園」に求められるもの

##### <未就園児>

- 未就園児家庭によりやく視点が当てられるようになりましたので、施設を利用していない未就園の子どもや保護者も視野に入れた包括的な地域子育て支援が必要になる。いわば、ある種の全児童家庭対策ということが少子化時代の今後の大きな一つのベクトルだろうというふうに考えているわけでございます。(吉田委員)

##### <関係を育む機能>

- これまでももちろん園というのは養護と教育を担う場であったんですけども、単に子どもを預かって世話をする場ではなく、子どもが他者との関係とか環境との豊かなかわりを通して学びつケアと教育の場であるということの意義を改めてもう一度定義し直す必要があるかなと。(野澤委員)
- 子どもの権利もかかわってなんですけれども、やはり子どもを保護し、そして保護者を支援するというだけではなくて、むしろ大人も子どもも、ともに学び、そして育つという視点というのがとても重要なんじゃないかなと私もはちょっと思っているところがあります。どうしても親がきちんと育てあげなくちゃいけないというプレッシャーとか、保育者の先生たちもきちんとしないといけない、親にもきちんと説明しないといけない。もちろんそれは責任としてあるんですけども、ただ、みんな成長途上の存在である。これは生涯、そうである。発達し、成長するプロセスの中に常にある存在として人間を見ていくということができないんじゃないかなと。そして、そういう場として園や学校とか子育て支援の場もあるということになると、みんな少し気持ちがほっとするといいますか、きちんとやり遂げなくちゃいけないというだけではない学びの可能性、変化の可能性というのが見えてくるんじゃないかなと思っています。(野澤委員)

##### <園の人員と地域連携>

- やっぱり人の手というのは非常に重要だなと思う。だから今、ようやく保育士定数の見直しなんてことが出てきていますけども、もちろんそれを見直すとなると財政的な裏づけも必要になってきますが、そのところをやはり定数を確保しながら、さらにそれを高めていきながら、そういう保護者とか地域の人を保育に参画して一緒につくり出していく。そういうような方法というのが何か見つけられるといいなとか、どういう手だてをしたらそういうことなのかということ議論していただけたらいいなと思っています。(鈴木委員)

#### (2) 地域子育て支援拠点等の地域の子育て支援事業に求められるもの

- 子育てひろばについても、いかにほかの地域社会資源とつながっていくかというのが次のステージだろうと思います。(吉田委員)

#### (3) (1) と (2) に共通して求められるもの

##### <「つなぐ」、コーディネートする機能>

- 結果的にはつなぐシステムと人材を生み出すかというところの議論になってくるのかもしれない

せん。教育と福祉の連携みたいなところもちろんそうですし、学校とか園の連携とか、あるいは社会教育施設を含めた連携ということもそうかもしれませんし、家庭同士をまさにどうやってつなぎ合わせるか。あるいは防犯とか、高齢者福祉や地域の福祉全体のために地域がどのようにつながり合うかというところでの、つなぐシステムと人材をどのように育てていくかというところが議論になってくるかと思うんですけども。(松本委員)

- つなぐというキーワードが非常にたくさん出てきたんですが、地域子育て支援拠点も、今の来ている人たちの支援だけではなくて、やはり外の関係機関と連携する、それから外の人たちの人材育成もする、そういう機能を実は横浜は入れてくださったんですね。それは大きかったです。だから人がちゃんと地域に出ていって関係機関とつながることができましたので、やはりそういった人材というのをプラスして入れていかないと、保育の現場も中にいる人たちだけではなかなか難しい。ですので、外とつながる人材をしっかりと入れていくということが大事ではないかと思いました。(奥山委員)

#### <空間の作り方>

- 海外と日本の違いで感じる事として、空間の在り方についての関心が、日本は子育て・保育全般でちょっと少ないかなと感じるんですね。さっき、人をつなぐときにどうするかというのも、すごい居心地のよい庭のようなところにベンチを置いたりとか。それによって人が滞在しておしゃべりしてつながれるとか、街中に、ドイツなんか広場みたいなところに本があってベンチがあって、そこで本を読みながらゆっくり過ごせるとか、園の中にペアレントルームがあるとか。(池本委員)
- 子どもの分野だけじゃなくて街全体がそういう設計になってないということなんでしょけれど、あと10年20年というところで見ると、そういう空間のこと。SDGsとかで自然の環境を子どもたちにどう伝えていくとか、その辺の空間のことも議論したいなと思っています。(池本委員)

#### (4) 人材

- 保育士の資格免許も、決して乳幼児だけでなくて養護施設やいろんなところで活躍できる資格になっているので、今、待機児童がいなくなって、もし仮に保育士が余ったら、それこそ保育士の専門性というのが社会で生きてくる時代になるのかなと思っています。(柿沼委員)

#### (5) 資源の適切な配置・活用

- 今、最後にエリア性の事業規模とかありましたけども、拠点事業って長らく中学校区に一つぐらいはあったほうがいいよねみたいな。あと、連合町内会とか、そういう既にあるところとの関係はどんな感じなんですか。(奥山委員)
- 拠点がいいとなると行政は人数を考えずに、事業者さんがやりたいと言うと、政治的な要素もあったりして、この距離でこないっばいつくっちゃうんですね。(柿沼委員)
- ここは、子どもの数や社会構造が変わって家庭環境が変わったら、新しいものを組みかえていく必要があるんで、例えば5年間ぐらいで指定管理みたいなものでちゃんと精査をして数を減らせるルールをつくっておくというのをやったほうがいいのになと。事業者なので僕らが自分で首を絞めるみたいなことはあるんですけど。一応連携会議みたいなのもあって、今、利用者支援で関係機関なので、支援センターと話し合いみたいなのも定期的に行ったり、そういう業者さんもやって

はいるんですけど、何かちょっと何となく。(柿沼委員)

- ユニットの発想は大変おもしろいと思います。また、ここに書かれているように、過疎の程度によってもユニットの捉え方が変わるし、重層的なユニットがあってもおもしろいだろうと思います。またそういう整理もやっていただければありがたいかなと思いますし、(後略)。(吉田委員)

#### (6) 子育て支援の質・成果

- 基本的に全ての子どもに質の高い保育を提供することだと。これは今回は議論しませんが、次回、柴田先生からお話があるかもしれませんが、保育を必要とする・しないにかかわらず、基本的に全ての子どもにどう保育を保障するかということにもかかわるかもしれません。(吉田委員)
- 海外との違いで、海外は保育とかにいろいろお金をかけていますけど、そういうときにはこのお金はとても効果があるんだということを同時に示しながらお金をかけていくということをやっている。だから保育の質がちゃんと子どもにふさわしいものになっているかを全部評価して、その結果を公表していくということをやったりとか、あと犯罪歴チェックを全部かけて、先生たちはみんな質のいい人たちですということを見せながらお金を集めていくんですけども。(池本委員)
- 財源を集めるという意味からも、保育の質をきちんと確保するという、そういう制度設計が必要になってくるかなと思っています。(池本委員)

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-03	子ども政策の動向

【話題提供資料①】  
こども政策の最近の動向について

①令和4年12月16日

「全世代型社会保障構築会議報告書 ～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」

→全世代型社会保障構築本部（本部長：内閣総理大臣）において、報告書に基づき政府として着実に取組を進めていく旨決定

全世代型社会保障の構築に向けた取組について

〔 令和4年12月16日  
全世代型社会保障構築本部決定 〕

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた取組については、別紙に掲げる「全世代型社会保障構築会議 報告書 ～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」(令和4年12月16日)に基づき、今後、政府として着実に進めていくものとする。

----(報告書における子ども・子育て支援の充実関連の項目)-----

○取り組むべき課題

- ① 全ての妊産婦・子育て世帯支援
  - ◆ 妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実（0～2歳児の支援拡充）
  - ◆ 全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備
  - ◆ 出産育児一時金の大幅な増額
  - ◆ 不妊治療等に関する支援
- ② 仕事と子育ての両立支援（「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の是正）
  - ◆ 保育の枠を確保できる入所予約システムの構築
  - ◆ 子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進
  - ◆ 育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の支援
  - ◆ 非正規雇用労働者の処遇改善と短時間労働者への更なる支援
  - ◆ 育児休業給付の対象外である方々への支援

○今後の改革の工程

- ① 足元の課題
  - 出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化等
  - 令和4年度第二次補正予算で措置された、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対する経済的支援をあわせたパッケージを、恒久的な財源を確保しつつ継続的に実施
- ② 来年、早急に具体化を進めるべき項目
  - 1.（2）において記載された項目のうち、上記①以外の項目
  - 「骨太の方針2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
  - 0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討

## ②令和5年1月4日 岸田内閣総理大臣年頭記者会見（抜粋）

そして、今年のもう一つの大きな挑戦は少子化対策です。昨年の出生数は80万人を割り込みました。少子化の問題はこれ以上放置できない、待ったなしの課題です。経済の面から見ても、少子化で縮小する日本には投資できない、そうした声を払拭しなければなりません。こどもファーストの経済社会をつくり上げ、出生率を反転させなければなりません。本年4月に発足するこども家庭庁の下で、今の社会において必要とされるこども政策を体系的に取りまとめた上で、6月の骨太方針までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していきます。

しかし、こども家庭庁の発足まで議論の開始を待つことはできません。この後、小倉こども政策担当大臣に対し、こども政策の強化について取りまとめるよう指示いたします。対策の基本的な方向性は3つです。第1に、児童手当を中心に経済的支援を強化することです。第2に、学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めます。そして第3に、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実です。女性の就労は確実に増加しました。しかし、女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠です。その際、育児休業制度の強化も検討しなければなりません。小倉大臣の下、異次元の少子化対策に挑戦し、若い世代からようやく政府が本気になったと認めていただける構造を実現するべく、大胆に検討を進めてもらいます。

以上、今年は、賃上げ、投資促進、子育て支援強化に全力で取り組みます。賃金が増え、日本企業が強くなり、子供が増える、そんな社会を次の世代に引き継いでいきます。

## ③令和3年1月6日 岸田総理指示のポイント

- 一昨日の会見で示した3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途に具体的なたたき台をとりまとめていただきたい。
- 検討に当たっては、小倉大臣の下に関係省庁と連携した体制を組み、学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者から広く意見を聞き、大胆に検討を進めてもらいたい。節目節目で自分（総理）も直接話を聞く。
- 小倉大臣によるたたき台の内容を踏まえ、4月以降、自分（総理）の下でさらに検討を深め、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示する。

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-04	参考資料 全世代型社会保障構築会議報告書

# 全世代型社会保障構築会議 報告書

～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～

令和4年12月16日

全世代型社会保障構築会議

# 全世代型社会保障構築会議 報告書

## 目次

I.	はじめに .....	2
II.	全世代型社会保障の基本的考え方 .....	3
1.	目指すべき社会の将来方向 .....	3
2.	全世代型社会保障の基本理念 .....	5
3.	全世代型社会保障の構築に向けての取組 .....	7
III.	各分野における改革の方向性 .....	9
1.	こども・子育て支援の充実 .....	9
(1)	基本的方向 .....	9
(2)	取り組むべき課題 .....	9
(3)	今後の改革の工程 .....	11
2.	働き方に中立的な社会保障制度等の構築 .....	13
(1)	基本的方向 .....	13
(2)	取り組むべき課題 .....	13
(3)	今後の改革の工程 .....	16
3.	医療・介護制度の改革 .....	17
(1)	基本的方向 .....	17
(2)	取り組むべき課題 .....	17
(3)	今後の改革の工程 .....	22
4.	「地域共生社会」の実現 .....	23
(1)	基本的方向 .....	23
(2)	取り組むべき課題 .....	23
(3)	今後の改革の工程 .....	25

## I. はじめに

- 全世代型社会保障構築会議(以下「会議」という。)は、2021年11月、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障改革担当大臣の下に開催された。あわせて、会議の下に、医療・介護・保育・障害福祉等における公的価格の在り方を検討するため、公的価格評価検討委員会(以下「委員会」という。)が設置された。その後、同年12月、閣議決定によって、内閣総理大臣を本部長とする全世代型社会保障構築本部(以下「本部」という。)が設置され、本年1月、改めて本部の決定によって会議及び委員会の設置が行われた。その後の検討状況は以下のとおりである。
  - ・ 全世代型社会保障改革等についての議論を行い、5月17日の第5回会議において「議論の中間整理」をとりまとめ、同日に開催された第2回本部に報告を行った。
  - ・ 9月7日の第3回本部において、内閣総理大臣から、「こども・子育て支援の充実」「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」「医療・介護制度の改革」を主なテーマとして特に検討を深めるよう指示があり、第6回会議以降はそれを受けた議論を行い、さらに11月11日の第8回会議では関係団体からのヒアリングを実施した。
  - ・ 11月24日の第4回本部に「全世代型社会保障構築会議の論点整理(各分野の改革の方向性)」を報告し、内閣総理大臣からは、これに沿って年末に向けて検討を進め、早急に実施すべき課題と中長期的な課題を整理した上で、今後の改革の方向性を示す報告書を取りまとめるよう指示があった。
- 本報告書は、上記の経緯を踏まえ、これまで12回にわたって開催してきた会議での議論をとりまとめ、本部に対して報告するものである。政府においては、本報告書の内容に基づき、今後、全世代型社会保障の構築に向けて、着実に取組を進めることを期待する。

## Ⅱ. 全世代型社会保障の基本的考え方

### 1. 目指すべき社会の将来方向

- 日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしており、今はまさにそれに対処するために舵を切っていくべき重要な時期にあたる。この歴史的転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要である。そこで、まず、「全世代型社会保障」の構築を通じて目指すべき社会の将来方向として、次の3点をあげる。

#### ◆ 「少子化・人口減少」の流れを変える

2013年の社会保障制度改革国民会議報告書は、少子化対策は、社会保障の持続可能性・経済成長を確かなものとする、「社会保障制度改革の基本」であると指摘した。政府は、これまで、この考え方に沿って、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化など様々な対策を講じてきたが、いまだに少子化の流れを変えるには至っていない。この流れを変えられなければ、日本の人口は急速かつ長期にわたって減少し続けることとなる。

こうした少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、さらには、多くの地域社会を消滅の危機に導くなど、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させることになるだろう。少子化は、まさに、国の存続そのものに関わる問題であると言っても過言ではない。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、子どもを生み育てたいと考える個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求を支援するという意味において重要である。他方、このことは同時に、少子化・人口減少の流れを大きく変え、危機的な状況から脱却することによって、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で、社会全体にも大きな福音となるものでもある。つまり、少子化対策は、個人の幸福追求と社会の福利向上をあわせて実現するという、極めて価値の大きい社会保障政策なのである。

こうした観点から、今日、最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備することである。少子化の背景には、経済社会の発展によって子育てに関わる直接的な費用や就業機会損失などの機会費用が増加する一方で、就業構造や就労環境の変化によって子育て・若者世代の雇用・所得が不安定なものとなっていることなどから、結婚、妊娠・出産、子育てを選択することに不安を感じ、それをためらう国民が増えていることがある。子育て費用を社会全体で分かち合い、子どもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境を整備することこそ何よりも求められている。

わたしたちの目指すべき社会の将来方向の第一は、ここにある。

## ◆ これからも続く「超高齢社会」に備える

大胆な少子化対策によって人口減少の流れを変えると同時に、これからも続く超高齢社会に備えて、社会の持続可能性を高める対応を強化していかなければならない。

### ・ 働き方に中立的な社会保障制度を構築し、労働力を確保する

具体的には、第一に、超高齢社会にあって、経済社会の支え手となる労働力を確保する必要がある。この点で、女性や高齢者の就労を最大限に促進し、その能力発揮を実現することが必要であり、誰もが安心して希望どおり働けるようにしていくことが目標となる。このためには、雇用や働き方に対して歪みをもたらすことのない「中立的」な社会保障制度の構築を進め、制度の包摂性を高めることで、女性や高齢者をはじめ誰もが安心して希望どおり働き、活躍できる社会を実現していく必要がある。また、子育て支援や健康寿命延伸、介護サービスに係る社会保障の充実は、女性や高齢者の就労を促進し、介護離職を減らすなど、支え手を増やす上でも重要となる。

### ・ 社会保障を皆で支える仕組みを構築し、ニーズの変化に的確に対応する

第二に、社会保障給付を皆で支え合う仕組みを整備するとともに、国民一人ひとりがそれぞれの多様なニーズに対応するサービスを利用できる環境を創出する必要がある。高齢者人口(65歳～)は、いわゆる団塊の世代が2025年までに全て75歳以上となった後、2042年にピークを迎え減少し始めるが、その後も、より若い世代の人口減少も進む中で高齢人口比率は高止まりし、中でも75歳以上人口の比率は増え続けると見込まれる。

こうした見通しを踏まえ、増加する社会保障給付について、負担能力に応じて、全ての世代で、公平に支え合う仕組みを早急に強化するとともに、給付と負担のバランスを確保していく必要がある。さらに、医療や介護ニーズの増大や多様化する福祉ニーズに応える人材の確保・育成、働き方改革に力を注ぐとともに、こうしたニーズの変化に的確に対応した医療・介護サービス提供体制の確立やデジタル技術の積極的な活用により、住民にとって使いやすく、かつ効率的にサービスが利用できる環境を整備することが重要である。

## ◆ 「地域の支え合い」を強める

さらに、高齢期はもとより、全ての世代において独居者が増加し、2035年頃には、不安定な雇用・生活環境に直面してきた就職氷河期世代が高齢期を迎え始める中で、孤独・孤立の問題も深刻化するおそれがある。また、特に人口減少が急速に進む地域では、地域における支え合い機能が低下し、日常生活の維持も困難になると想定される。

こうした中で、人々が地域社会とつながりながら安心して生活を送ることのできる社会の構築を目指さなければならない。そのためには、多様なニーズを有する人々を支える観点から、それぞれの地域において、医療・介護・福祉をはじめとする包括的なケアを提供する体制の整備が求められる。また、今後、地域住民の生活を守るためには、住民同士が助け合う「互助」の機能の強化も必要となってくる。さらに、高齢期をはじめ全ての世代の人々に

とって、その生活維持の重要な支えとなる「住まい」の確保を社会保障の重要な課題として位置づけ、本格的に取り組まなければならない。

## 2. 全世代型社会保障の基本理念

- 日本の社会保障は、戦後 70 年以上の歴史の中で、国民生活の安定や経済社会の発展に大きく貢献してきた。一方で、これまで、時々の情勢に応じて制度改革を重ねてきた結果として、各制度は複雑化・専門特化し、制度ごとの縦割りや制度間の不整合といった問題も指摘されている状況にある。
- こうした中で、社会保障の全体像をいま一度俯瞰し、その再構築を図ることが、「全世代型社会保障」に求められていることである。その基本理念は、「1. 目指すべき社会の将来方向」を踏まえ、以下の5点に集約することができる。これらの基本理念に基づいた社会保障の構築は、国民一人ひとりが、互いにリスクに備え合い、社会に参加する個人として、それぞれの生き方を自ら選択することができ、その生き方が尊重される社会を創る上での不可欠な条件と言える。

### ◆ 「将来世代」の安心を保障する

「全世代型社会保障」とは、全ての世代にとって安心できる社会保障である。この「全世代」は、若年期、壮中年期及び高齢期はもとより、これから生まれる「将来世代」も含むものとして考える必要がある。

将来にわたって社会保障制度を持続させ、将来世代が安心して暮らしていけるようにするためには、負担を将来世代へ先送りせず、同時に、社会保障給付の不断の見直しを図る必要がある。そして、社会保障を含む経済社会の「支え手」を増やししながら、今の世代で制度を支えていくことを基本理念に置かなければならない。このことは、現在の現役世代の安心を確保することにもつながるものである。

### ◆ 能力に応じて、全世代が支え合う

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。

超高齢社会にあっては、社会保障は世代を超えた全ての人々が連帯し、困難を分かち合い、未来の社会に向けて協力し合うためにあるという認識を、世代間対立に陥ることなく、全ての世代にわたって広く共有していかなければならない。すなわち、「全世代型社会保障」の要諦は、「社会保障を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という固定観念を払しょくし、「全世代で社会保障を支え、また社会保障は全世代を支える」ということにある。

## ◆ 個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

社会保障は、元来、個人の力だけでは備えることに限界がある課題や、リスク、不確実性に対して、社会全体での支え合いによって、個人の幸福増進を図るために存在するものである。例えば、少子化対策は子どもを生み育てたい個人の希望を実現するためのものであり、医療保険は健康な生活を送るため、年金は個人の老後の生活を守るためのものである。しかし、それらは同時に、少子化・人口減少の流れを変え、健康寿命を伸ばし、高齢者による消費、ひいては高齢者の多く住む地方の消費を下支えするという意味では、社会全体も幸福にする。

さらに、個人と社会を共に豊かにするという観点からは、消費の中心的な担い手である「中間層」を厚くし、「成長と分配の好循環」の実現にも寄与するという社会保障の意義を再認識すべきである。すなわち、市場による働きによって生じた所得分配の歪みに対して、社会保障は、より必要な人たちにより多くの所得を再分配する機能を発揮することによって、格差の是正や貧困の解消を図り、消費や「人への投資」を活発にすることができる。加えて、格差の固定化を防ぎ、貧困の連鎖を断ち切る役割を果たすことで、全ての人々が未来に向けて果敢に挑戦することのできる活力あふれる社会を創り出す鍵ともなる。こうした意味でも、社会保障は、単なる社会的な支出にとどまらず、社会的に大きな効果をもたらすものであり、財源調達とあわせて、その機能が発揮されるようにすることが重要である。

また、こうした社会保障の機能が十全に発揮されるためには、人々を働き方や勤務先の企業の属性などによって制度的に排除することなく、社会保障制度の内に包摂していくことが重要となる。それによって、社会の分断を防ぎ、統合を強めていくことは、若者世代における格差拡大が懸念される今日において、特に強調されるべきことである。

## ◆ 制度を支える人材やサービス提供体制を重視する

社会保障は、法令や制度、財源のみによって成り立ち得るものではない。医療・介護・福祉など多くの社会保障サービスを支えているのは現場の人材であって、これまで、社会保障は、この分野で働く方々の増加によって支えられ、その発展を遂げてきた。しかし、今や事態は変わり、介護、保育をはじめ各分野において、人材不足の傾向が顕著となっている。今後、労働力がさらに減少していく中で、人材の確保・育成や働き方改革、経営の見える化とあわせた処遇改善、医療・介護現場の生産性の向上、業務の効率化がますます重要になってくる。同時に、人が人を受け止め、寄り添いながら支援することが、互いに心を通わせ、生きる力を高めていくことの重要性も忘れてはならない。

そのうえで、医療・介護などのサービス提供体制については、今後の医療・介護ニーズや人口動態の変化、コロナ禍で顕在化した課題も踏まえ、質の高い医療・介護を効率的・効果的に提供できる体制を構築するため、機能分化と連携をより一層進め、国民目線での改革に取り組むことが重要となる。

## ◆ 社会保障のDX(デジタルトランスフォーメーション)に積極的に取り組む

社会保障制度全般について、マイナンバー制度の下で保有されるデータを含め、幅広い主体によって保有される関係データを連携し、そのデータの活用を推進するとともに、こうした豊富なデータに基づき、個別の社会保障政策におけるEBPM<sup>1</sup>の実現を目指す必要がある。あわせて、社会保障におけるデジタル技術の導入を積極的に図ることによって、社会保障給付に要する事務コストを大幅に効率化するとともに、プッシュ型による現金給付や個別サービスの提供を行うことができる環境を整備していくことが重要である。

このように、日々著しい進展を遂げるデジタル技術を積極的に活用し、社会保障分野に革新的なイノベーションをもたらすことは、人々の生活をさらに豊かなものとする。最新のデジタル技術は、規格の共通化・標準化や業務の効率化にとどまらず、医療技術・医薬品の開発、健康・医療・生活情報に関わる新たなサービスや付加価値の創造にも寄与する。そして、何よりも、「困っている人に対し、公平、迅速、かつ効率的に支援を届ける」という、社会支援のベースとなる社会インフラの整備において制度的な革新をもたらすものである。

こうした視点に立ち、関係省庁が連携をしながら、政府一体となって、社会保障制度全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図っていくことが重要である。また、その際、デジタルではどうしても代替できない部分について、リアルな人と人とのかかわりによる支援を適切に組み合わせるといった視点も重要である。

## 3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

- 「2. 全世代型社会保障の基本理念」に基づき、「全世代型社会保障」を構築していくにあたっては、それぞれの地域ごとに高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる時期が大きく異なることを前提として、2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、しっかりと「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要である。さらに、社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮した「地域軸」も踏まえた取組も必要である。

### ◆ 「時間軸」の視点

「時間軸」を考える上では、課題の緊急性や重大性、さらには一定の効果をあげるまでのリードタイム(所要時間)の長さ、対象となる利用者や関係者の広がりなどを念頭に置いて、計画的に取り組むべき課題の順序を適切に設定する必要がある。

これにより、着実な改革の実施を担保することは、社会保障制度の持続可能性に関する国民の不安を解消することにもつながるものである。

<sup>1</sup> EBPM(Evidence-based policy making: 証拠に基づく政策立案)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。

そこで、本会議として、以下「Ⅲ. 各分野における改革の方向性」のとりまとめに際して、それぞれの分野ごとに具体的な「今後の改革の工程」をあわせて提示した。重要なのは、国民や関係者に対して、できる限り早い段階で、今後、取り組むべき課題とその時期を示し、国民的な合意の形成に努めることである。

#### ◆ 「地域軸」の視点

少子高齢化・人口減少が進む中で、地域によって、社会保障をめぐるニーズや、人材など活用が可能な資源の状況は大きく異なってくる。例えば、既に人口減少の急速に進んでいる地域においては、少子化対策をはじめ各分野の課題は、目の前の課題として直ちにに取り組むべきものとなる。したがって、「全世代型社会保障」を構築するにあたっては、全国一律の対応ではなく、それぞれの地域が、その特性に応じて取り組むべき課題を摘出し、解決の手法や仕組みを考案していくことが重要である。

このため、国においても、今後明らかになる新たな「地域別将来推計人口」も踏まえ、各地方自治体において各分野（保健・医療・介護・福祉・地方創生など）の計画・戦略を策定する際にポイントとなる課題や考え方、事例などを提供し、地域における検討の一助としていくことが望まれる。

### Ⅲ. 各分野における改革の方向性

#### 1. こども・子育て支援の充実

##### (1) 基本的方向

- こども・子育て支援については、消費税率引上げなどの財源を活用して、大幅に予算を拡充しながら、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化などの取組を積極的に進めてきており、その結果、例えば、待機児童数が大幅に減少するなど大きな成果も見られる<sup>2</sup>。しかしながら、少子化の流れを変えるには至っておらず、更に足元ではコロナ禍で出生数が低下しており、この危機的な状況から脱却するための更なる対策が求められる。
- 今後、こども家庭庁の下で、こども政策を総合的に推進するための「こども大綱」を策定する中で、特に、現行制度で手薄な0～2歳児へのきめ細やかな支援が重要との認識の下、「未来への投資」として、社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築すべきである。また、あわせて、恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（「骨太の方針 2022」）の方針に沿って、全ての世代で、こどもや子育て・若者世代を支えるという視点から、支援策の更なる具体化とあわせて検討すべきである。
- まずは、下記(2)に掲げる支援策の具体化に取り組み、これも含め、こどもの視点に立って、必要なこども政策が何か、体系的にとりまとめることが重要であり、来年度の「骨太の方針」において、将来的にこども予算の倍増を目指していく上での当面の道筋を示していくことが必要である。
- その際、0～2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要がある。また、今後、こども・子育て支援の現場においても、DX の推進によるサービス提供の変革・効率化を図ることが重要であることを十分に意識し、必要な対応を検討するべきである<sup>3</sup>。

##### (2) 取り組むべき課題

###### ① 全ての妊産婦・子育て世帯支援

- 全ての妊産婦・子育て世帯において、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢や発達段階に応じて、必要な支援サービスを適切に選択し、利用することのできる環境を整備する観点から、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、妊娠・出産・子育てを通じて、切れ目なく、必要な社会的支援が包括的に提供される制度を構築していくことが重要である。

<sup>2</sup> 少子化対策関係の予算額は 2013 年度の約 3.3 兆円から 2022 年度の約 6.1 兆円となり、その間、保育の受け皿を約 241 万人から約 323 万人まで拡大させ、その結果、待機児童数は、2013 年度以降最も多かった 2017 年度の約 2.6 万人から 2022 年度は約 0.3 万人まで減少している。

<sup>3</sup> 今後のこども政策のとりまとめにあたっては、デジタル技術の積極的な導入を図ることが重要である。

#### ◆ 妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実(0~2歳児の支援拡充)

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、妊婦を含めて、低年齢児を育てる子育て世帯への経済的な支援(必要な物品購入やサービス利用の負担軽減)の充実を図る必要がある。

#### ◆ 全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備

産前・産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産前・産後ケアを利用することができるよう、産前・産後ケアの体制の充実を図るとともに、利用者負担の軽減を図る必要がある。

また、育児の負担や孤立感を解消するとともに、低年齢のこどもの良質な成育環境を確保することが重要であることも踏まえ、未就園児の親についても、一時預かりなどの必要なサービスの利用を保障するなどの支援の充実を図る必要がある。

#### ◆ 出産育児一時金の大幅な増額

増加する出産費用の負担を軽減する観点から、出産育児一時金について、来年4月から50万円に引き上げるとともに、出産費用の見える化及びその効果検証を実施すべきである。

その際、後期高齢者医療制度創設前は、出産育児一時金について、高齢者世代も負担していた経緯や、負担能力のある後期高齢者も含めて医療保険制度全体で支え合うという観点も踏まえ、現役世代・後期高齢者の保険料負担額に基づいて、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入すべきである。

#### ◆ 不妊治療等に関する支援

不妊治療に対する経済的な支援(本年4月から保険適用)や仕事との両立支援、プレコンセプションケア(性や妊娠に関する相談支援)の推進を図る必要がある。

#### ② 仕事と子育ての両立支援 (「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の是正)

- 今なお、子どもを持つことにより所得が低下するか、それを避けるために子どもを持つことを断念するか、といった「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られる状況が見られることから、保育の利用保障の強化や両立支援に係る給付の拡充など、子どもを生み育てたいと希望する全ての人が、働き方にかかわらず安心して子育てができる環境の整備を進める必要がある。

#### ◆ 保育の枠を確保できる入所予約システムの構築

育児休業後において、切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、保育の利用開始希望時期について、予め相談して、保育の枠を確保することのできる入所予約システムの構築を図る必要がある。

#### ◆ 子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進

正規雇用労働者を中心として、労働時間の長さが育児時間の長さにつながり、男女双方の子育てや働き方にも影響を与えていることから、子育て期において、長時間労働の是正（残業免除等）や、労働者のニーズや個々の職場の状況等に応じて、時短勤務、テレワークなどを組み合わせた柔軟な働き方を可能とする仕組みについて検討すべきである。

#### ◆ 育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の支援

男女ともに子育て期における柔軟な働き方の選択肢を広げられるよう、育児休業の取得を促進するとともに、希望する方が時短勤務を選択しやすくする給付の創設を検討すべきである。

#### ◆ 非正規雇用労働者の処遇改善と短時間労働者への更なる支援

非正規雇用労働者の待遇差や雇用の不安定さが少子化の背景になっていることを踏まえ、「同一労働同一賃金」<sup>4</sup>の徹底を図ることとあわせて、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への支援を検討すべきである。

#### ◆ 育児休業給付の対象外である方々への支援

自営業者やフリーランス・ギグワーカー<sup>5</sup>等に対する育児期間中の給付の創設についても、子育て期の就労に関する機会損失への対応という観点から、検討を進めるべきである。

### (3) 今後の改革の工程

#### ① 足元の課題

- 出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化等
- 令和4年度第二次補正予算で措置された、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対する経済的支援を合わせたパッケージを、恒久的な財源を確保しつつ継続的に実施

<sup>4</sup> 「働き方改革」の一環として導入された、パート・有期雇用労働法等に基づく不合理な待遇差の禁止。

<sup>5</sup> フリーランスとは、実店舗がなく、雇人もいない自営業や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の定義）のこと。ギグワーカーは、一般的に、インターネットを通じて短期・単発の仕事を受け負い、個人で働く就業形態で働く者のことを指す。

## ② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

- 1. (2)において記載された項目のうち、上記①以外の項目
- 「骨太の方針 2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
- 0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討

## 2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

### (1) 基本的方向

- 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる。こうした中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等を構築することが求められている。
- 同時に、少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持つことができ、生涯未婚率の低下にもつなげられるよう、労働市場、雇用の在り方について不断に見直しを図ることが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備を図ることが必要である。このことは、「構造的な賃上げ」につながるとともに、国民所得の持続的な向上によって社会保障制度の持続可能性を支えることにもなる。

### (2) 取り組むべき課題

#### ① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

#### ◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃

週20時間以上勤務する短時間労働者にとって、勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を図るべきであり、企業規模要件の撤廃について早急に実現を図るべきである。

#### ◆ 個人事業所の非適用業種の解消

常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種については、労働者がいずれの事業所で勤務するかによって被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急を図るべきである。

また、勤労者皆保険を実現する観点から、「5人未満を使用する個人事業所」についても、そこで働く方々への被用者保険の適用を図る道筋を検討すべきである。

#### ◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大

週労働時間20時間未満の短時間労働者についても、被用者にとってふさわしく、雇用の在り方に中立的な被用者保険を提供する観点からは、被用者保険の適用除外となっている規定を見直し、適用拡大を図ることが適切と考えられることから、そのための具体的な方

策について、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべきである。

複数の雇用関係に基づき、複数の事業所で勤務する者(マルチワーカー)で、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないものの、労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合については、実務的な課題の解決を図ったうえで、被用者保険の適用に向けた具体的な検討を進めるべきである。

#### ◆ フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきである。

具体的には、まずは、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」<sup>6</sup>に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべきである。

そのうえで、上記以外の、「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきである。

#### ◆ デジタル技術の活用

被用者保険の適用拡大を更に進めていくにあたっては、マイナンバー制度を含め、デジタル技術の積極的な活用<sup>7</sup>を図ることによって、働く人一人ひとりの就労状況や所得を公平かつ正確に把握できる環境整備が重要である。

#### ◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について

女性就労や高齢者就労の制約となっていると指摘される社会保障制度や税制等について、働き方に中立的なものにしていくことが重要である。この点に関し、被用者保険が適用されることのメリットを分かりやすく説明しながら、適用拡大を一層強力に進めていくことが重要である。

#### ◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

今後、被用者保険の更なる適用拡大を実現するためには、新たに対象となる事業主や労働者に対して、被用者保険の適用に関する正確な情報や、そのメリットについて、分かりやすく説明し、理解を得ながら進めることが極めて重要である。厚生労働省のみならず、業

<sup>6</sup> 2021年3月26日内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省策定。

<sup>7</sup> 例えば社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスなど。

所管省庁もメンバーとする政府横断的な検討体制を構築し、事業主の理解を得て円滑に進めるための具体的な方策を検討すべきである。

また、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を、業所管省庁の協力を得て積極的に集約するとともに、これらの好事例や具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報コンテンツやその活用法について、広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などの参加も得た上で検討・作成し、業所管省庁の協力も得て広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開するべきである。

## ② 労働市場や雇用の在り方の見直し

- 子育て・若者世代の非正規雇用労働者<sup>8</sup>は、基本給や各種手当の支給、能力開発機会等における待遇差や雇用の不安定さなどの課題に直面している。こうした実態が、少子化の背景の一つとなっているとも考えられることから、雇用形態に関わらない公正な待遇確保に向けた方策について、引き続き促進する必要がある。
- また、子育て・若者世代にとって、結婚、妊娠・出産、子育てを含めた個人のライフスタイル・ライフサイクルに応じた多様な働き方やキャリア選択が可能となり、将来への展望を持ちながら安心して働き、子育てすることができる機能的な労働市場を整備することが重要である。

### ◆ 非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決

「同一労働同一賃金」については、その履行確保に向けた取組を一層強力に推進するとともに、非正規雇用労働者の処遇改善に与えた効果を丁寧に検証した上で、「同一労働同一賃金ガイドライン」<sup>9</sup>等の必要な見直しを検討すべきである。

非正規雇用労働者の処遇改善に資する政策のうち、有期雇用労働者の雇用の安定を図るために導入された「無期転換ルール」<sup>10</sup>については、その実効性を更に高めるための方策を講ずるべきである。

より安定した働き方やスキルアップを望む非正規雇用労働者に対しては、引き続き、キャリアアップ助成金<sup>11</sup>を通じた支援や、学び直し、職業訓練の支援などの施策について積極的に推進していくべきである。

勤務地等を限定した「多様な正社員」の拡充については、子育てとの両立を実現するための働き方の推進の観点から重要であるだけでなく、非正規雇用と正規雇用の垣根を喪

<sup>8</sup> 総務省「労働力調査(詳細集計)」(2021年平均)によると、25～34歳の男性の14.0%、女性の32.4%が非正規雇用労働者となっている。

<sup>9</sup> 2018年12月28日厚生労働省告示第430号。

<sup>10</sup> 同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超える時に、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

<sup>11</sup> 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対して支給される助成金。

失させることによって、より包摂性の高い雇用や良質な職場環境の実現にも寄与するものであることから、労使双方にとって望ましい形で、これを普及・促進するための方策を検討すべきである。

さらに、非正規雇用労働者の待遇改善に関する取組状況について、非財務情報の開示対象に加えることも含め、企業の取組の促進策を検討すべきである。

#### ◆ 労働移動の円滑化

個人のリスキリングなど人材の育成・活性化や、継続的なキャリアサポート、職業・職場情報の見える化など、労働移動の円滑化・「人への投資」への支援を継続的に推進するとともに、今後、「労働移動円滑化に向けた指針」を官民で策定し、「構造的な賃上げ」につなげていくことが必要である。また、経験者採用(中途採用)に関する企業の取組状況について、非財務情報の開示対象に加えることも含め、企業の取組の促進策を検討すべきである。

### (3) 今後の改革の工程

#### (勤労者皆保険の実現に向けた取組)

##### ① 次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目

- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃など)
- 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消
- 週所定労働時間 20 時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大
- フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

#### (労働市場や雇用の在り方の見直し)

##### ① 速やかに検討・実施すべき事項

- 「同一労働同一賃金ガイドライン」等の効果検証・必要な見直し
- 「無期転換ルール」の実効性を更に高めるための見直し
- 「多様な正社員」の拡充に向けた普及・促進策
- 非正規雇用労働者の待遇改善や経験者採用(中途採用)に関する取組状況について、企業による非財務情報の開示対象とすることを含めた、企業の取組の促進策
- その他、「労働移動円滑化に向けた指針」の策定をはじめ、「構造的な賃上げ」につながる労働移動円滑化・「人への投資」への支援の着実な実行

### 3. 医療・介護制度の改革

#### (1) 基本的方向

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、医療・介護制度の改革を前に進めることが喫緊の課題である。特に、2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。
- 同時に、コロナ禍での経験は、今後の高齢者人口の増加と生産年齢人口の急減を前にして、限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応することの必要性を強く意識させるものとなった。全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革に力を注ぐとともに、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した医療・介護サービス提供体制の改革を進めていく必要がある。その際、少子高齢化・人口減少などの状況は地域によって大きく異なり、求められる対応も地域によって異なることに十分留意する必要がある。

#### (2) 取り組むべき課題

##### ① 医療保険制度

- まずは、増加する高齢者医療費について、負担能力に応じて、全ての世代で公平に支え合う仕組みを構築する観点から、以下の施策を早急に実施すべきである。

医療保険制度については、今後とも、「全ての世代での支え合い」「世代間・世代内における公平性の確保」「保険者間の格差是正」といった基本的な考え方に沿って、引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直しを図るべきである。

また、医療保険制度において保険者機能を発揮する主体であり、医療提供体制の整備における役割・責務を有する都道府県の役割について検討を深めていく必要がある。

##### ◆ 後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し

後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、負担能力のある高齢者に応分の負担を求めつつ、介護保険制度も参考に、一人当たりの伸び率が均衡するよう、必要な見直しを図るべきである。

その際、高齢者の保険料負担については、高齢者世代内で能力に応じた負担を強化する観点から、賦課限度額及び所得割率の引上げを行いつつ、制度改革に伴って、低所得者層の保険料負担が増加しないよう配慮すべきである。

## ◆ 被用者保険者間の格差是正

報酬の低い健康保険組合の負担を軽減し、被用者保険における保険料率の格差を是正する観点から、前期高齢者(65歳以上74歳以下の高齢者)の医療費の分担について、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、部分的に「報酬水準に応じた調整」(報酬調整)を導入することが必要である。あわせて、健康保険組合全体として、今回の後期高齢者医療制度の見直しや報酬調整の導入を通じて、負担上昇が抑制されるよう、健康保険組合を対象として実施されている既存の支援を見直すとともに、更なる支援を行うこととし、その際、企業の賃上げ努力を促進する形での支援を行うべきである。

## ② 医療提供体制

- 今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中で、地域によって大きく異なる医療・介護ニーズや活用可能な資源の状況を踏まえつつ、介護分野も含めた機能分化と連携、人材の確保等の取組を一層促進することにより、国民・患者から見て、質の高い、効率的で効果的な医療サービスを届けることができるよう、医療提供体制の不断の見直しを図ることが必要である。
- 今回の新型コロナの経験を踏まえ、今後の感染症への対応については、まずは改正感染症法に基づき、平時から医療機関の役割分担を明確化し、協定締結医療機関の枠組みが確実に機能するよう準備を進めるべきである。

## ◆ サービス提供体制の改革に向けた主な課題

将来を見据えた医療提供体制を構築するため、都道府県の責務の明確化等による地域医療構想の推進、医療法人の経営情報のデータベースの構築などの医療法人改革、医師等の働き方改革の確実な実施、医療専門職におけるタスク・シフト／シェア<sup>12</sup>、医療の担い手の確保、医師偏在対策等の課題に着実に対応していく必要がある。

## ◆ かかりつけ医機能が発揮される制度整備

今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少を見据え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備は不可欠であり、その早急な実現に向けて、以下に整理した基本的な考え方のもとで、必要な措置を講ずるべきである。その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要がある。

また、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進めるにあたっては、医療従事者、特に医師の育成やキャリアパスの在り方について、大規模病院の果たす役割も含めて検討すべきである。さらに、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え

<sup>12</sup> 医療専門職において、主に医師が担っている業務について、他の医療関係職種との間で「移管」(タスク・シフト)・「共同化」(タスク・シェア)することを念頭に取組まれているもの。

方のもとで、地域包括ケアの中で、地域のそれぞれの医療機関が地域の実情に応じて、その機能や専門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医機能を発揮するよう促すべきである。

- ✓ かかりつけ医機能の定義については、現行の医療法施行規則<sup>13</sup>に規定されている「身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う機能」をベースに検討すべきである。
- ✓ こうした機能の一つとして、日常的に高い頻度で発生する疾患・症状について幅広く対応し、オンライン資格確認<sup>14</sup>も活用して患者の情報を一元的に把握し、日常的な医学管理や健康管理の相談を総合的・継続的に行うことが考えられる。そのほか、例えば、休日・夜間の対応、他の医療機関への紹介・逆紹介、在宅医療、介護施設との連携などが考えられる。
- ✓ このため、医療機関が担うかかりつけ医機能の内容の強化・向上を図ることが重要と考えられる。また、これらの機能について、複数の医療機関が緊密に連携して実施することや、その際、地域医療連携推進法人の活用も考えられる。
- ✓ かかりつけ医機能の活用については、医療機関、患者それぞれの手挙げ方式、すなわち、患者がかかりつけ医機能を担う医療機関を選択できる方式とすることが考えられる。そのため、医療機能情報提供制度を拡充することで、医療機関は自らのかかりつけ医機能に関する情報について住民に分かりやすく提供するとともに、医療機関が自ら有するかかりつけ医機能を都道府県に報告する制度を創設することで、都道府県が上記の機能の充足状況を把握できるようにすることが考えられる。また、医師により継続的な管理が必要と判断される患者に対して、医療機関がかかりつけ医機能として提供する医療の内容を書面交付など<sup>15</sup>により説明することが重要である。
- ✓ 特に高齢者については、幅広い診療・相談に加え、在宅医療、介護との連携に対するニーズが高いことを踏まえ、これらのかかりつけ医機能をあわせもつ医療機関を都道府県が確認・公表できるようにすることが重要である。同時に、かかりつけ医機能を持つ医療機関を患者が的確に認識できるような仕組みを整備すべきである。
- ✓ 地域全体で必要な医療が必要なときに提供できる体制が構築できるよう、都道府県が把握した情報に基づいて、地域の関係者が、その地域のかかりつけ医機能に対する改善点を協議する仕組みを導入すべきである。

これらの枠組みが導入された後、国民一人ひとりのニーズを満たすかかりつけ医機能が実現するまでには、各医療機関、各地域の取組が必要であり、今回の制度整備はそれに向けた第一歩と捉えるべきである。

---

<sup>13</sup> 昭和 23 年厚生省令第 50 号。

<sup>14</sup> 医療機関・薬局において患者が加入する医療保険の資格確認をオンラインで行うシステムのこと。

<sup>15</sup> 電子的手段を含む。

### ③ 介護

- 介護保険は、制度創設以来、総費用が約4倍、保険料が約2倍と、医療保険をはるかに上回るペースで増加しており、今後、要介護認定率が高い75歳以上、さらには85歳以上の人口の急増が見込まれる。一方で、生産年齢人口が減少する中で、介護人材の不足が深刻化するおそれがある。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、サービス提供体制や給付と負担の見直し、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。

#### ◆ 地域包括ケアシステムの深化・推進

単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する都市部の状況等を踏まえ、それぞれの地域社会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い中重度の要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できる介護サービス提供体制の整備が必要であり、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。また、総合事業<sup>16</sup>について、担い手の育成や継続的に利用する者の選択肢の拡大の検討を含め、現行事業の受け皿整備や活性化を図ることが重要である。

また、今後更に増加する認知症の方や、その家族、地域住民が、より長くいきいきと地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図るとともに、認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要がある。

#### ◆ 次の計画期間に向けた改革

介護現場における生産性の向上と働きやすい職場環境づくりは、逼迫する介護人材を確保するためにも必要であり、この観点から、

- ✓ 介護現場革新のワンストップ窓口の設置
- ✓ 介護ロボット・ICT 機器の導入支援
- ✓ 優良事業者・職員の総理表彰等を通じた好事例の普及促進
- ✓ 介護サービス事業者の経営の見える化
- ✓ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

<sup>16</sup> 介護保険法に規定される「介護予防・日常生活支援総合事業」のこと。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを指すもの。

- ✓ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し
- ✓ 職員配置基準の柔軟化の検討
- ✓ 介護行政手続の原則デジタル化

などを促進することが重要である。

あわせて、人材や資源の有効活用の観点から、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化に向けた取組を一層進める必要がある。

また、2024年度からの次の計画期間に向けて、介護保険制度の持続可能性を確保するため、「骨太の方針 2022」や「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」、社会保障審議会介護保険部会等で指摘された課題（保険料負担や利用者負担の在り方など）について、来年度の「骨太の方針」に向けて検討を進めるべきである。

#### ④ 医療・介護分野等における DX の推進

- 国民目線での医療・介護サービスの提供体制を整備するにあたり、国民一人ひとりの医療・介護ニーズに的確に対応し、最適な医療・ケアを届けることができるよう、最大限、デジタル技術の活用を図るべきである。

#### ◆ 医療・介護分野の関連データの積極的な利活用の推進

国民各層の幅広い合意を得ながら、政府・地方自治体はもとより、医療・介護現場、研究者、関係事業者、国民一人ひとりによる本格的なデータ利活用を推進するため、以下のような課題についての具体的な検討を進めるべきである。

- ✓ 個人情報の匿名化等によって、個人のプライバシーを保護することを前提に、EBPM を実現すること
- ✓ PHR(パーソナル・ヘルス・レコード)など、マイナンバー制度の下で公共機関の保有する社会保障関係のデータと、関係事業者の保有する各種のデータの連携を推進すること
- ✓ 健康診断等で得られる自らの健康・医療情報について、自分自身で管理・活用することができる将来像を見据え、個人・患者の視点に立ち、情報の連携・活用の在り方を整理すること

#### ◆ 医療 DX の実装化

特に、医療 DX については、現在、政府において、具体的に推進すべき施策として、以下の3点について検討を進めているところであり、早急の実装化すべきである。

- ✓ オンライン資格確認等システム<sup>17</sup>のネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に

<sup>17</sup> オンライン資格確認システム、薬剤情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステムの総称のこと。

加えて、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療・介護全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム(全国医療情報プラットフォーム)を創設すること

- ✓ 医療情報の共有や交換を行うにあたり、その形式等を統一すること(電子カルテ情報の標準化)、その他、電子カルテデータについて、治療最適化や AI 等を用いた新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用すること
- ✓ 医療保険制度全体の運営コスト削減につなげるため、デジタル人材の有効活用やシステム費用の低減等の観点から、デジタル技術を活用して、診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化すること

### (3) 今後の改革の工程

#### ① 足元の課題

- 3. (2)①医療保険制度において記載された項目
- かかりつけ医機能を発揮するための制度整備
- 医療法人改革の推進、医療・介護間での情報連携

#### ② 来年、早急に検討を進めるべき項目

- 更なる医療制度改革(かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化、地域医療構想の実現に向けた更なる取組、診療報酬・薬価改定に向けた検討)
- 医療・介護等 DX の推進、介護職員の働く環境の改善
- 次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革

#### ③ 2025 年度までに取り組むべき項目

- 医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直し
- 本格的な人口減少期に向けた地域医療構想の見直し、実効性の確保
- 地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化

## 4. 「地域共生社会」の実現

### (1) 基本的方向

- 人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化する中で、今後、更なる増加が見込まれる独居高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。また、コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する方々が世代にかかわらず存在することが浮き彫りとなった。
- こうした中で、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点であるが、この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。その際、公平、迅速、かつ効率的に支援を届けるため、デジタル技術の活用を積極的に図ることも重要である。
- さらに、人口減少が急速に進む地域においては、地域社会における支え合い機能が低下し、住民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定される。地域社会におけるつながりの弱体化を防ぎ、住民同士が助け合う「互助」の機能を強化することが重要であり、地域における「互助」を支えるコミュニティ機能の強化に向けた取組が求められる。

### (2) 取り組むべき課題

#### ① 一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出

- いわゆる「8050問題」<sup>18</sup>など、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、各地方自治体において、包括的な支援体制を整備する必要があり、国としても、こうした取組を積極的に推進する必要がある。その際、地域での活動の担い手が、制度・分野の縦割りを超えて、支援ニーズを有する地域住民を中心に置き、地域全体に開かれた形で連携する体制の整備が重要である。
- また、「互助」の機能を強化するため、多世代での交流の促進や、地域活動への参加などにより、住民がつながりを実感できる地域づくりを進めることが肝要である。

#### ◆ 重層的支援体制の整備

従来の「属性別の体制整備」によっては複合的な課題や狭間のニーズへの対応や地域

<sup>18</sup> 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題のこと。

づくりが困難であるとの問題意識から新設された、重層的支援体制整備事業<sup>19</sup>について、より多くの市町村において実施されるよう、必要な対応を実施すべきである。

#### ◆ ソーシャルワーカー等の確保・育成

相談支援が包括的かつ個別に行われるためには、一人ひとりの課題や支援ニーズを的確に評価・分析した上で、地元の関係機関と密接に連携しつつ、適切な支援につなぐコーディネーターとしての役割を果たすソーシャルワーカーの存在が欠かせない。今後、社会福祉法人や NPO 等の職員も含め、ソーシャルワーカーの確保に向けた取組を進めるべきである。

また、地域生活の中で一人ひとりに寄り添った支援をしていく観点から、医療・介護・福祉の専門職による職種や分野を超えた連携が求められており、それぞれの専門資格の養成課程において共通の基礎的な知識や素養を身につけるとともに、一人の人材が複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫(複数分野の資格の取得、学び直しや中高年の参加の促進も含む。)の検討が必要である。

#### ◆ 多様な主体による地域づくりの推進

住民の一人ひとりが、コミュニティの担い手として、社会福祉法人や協同組合、医療法人、企業・事業者、NPO やボランティア団体など多様な主体の参画の下、地域共生の基盤を強め、発展させていくためのプラットフォームの構築を引き続き進めるべきである。

#### ◆ 孤独・孤立対策の推進

孤独・孤立の問題を抱える人へ必要な支援を届けるため、官・民・NPO の連携基盤の形成や一元的な相談支援体制の本格実施に向けた環境整備を着実に推進する必要がある。そのうえで、さらに広く多様な分野や主体による連携・協働を進めるための方策を検討すべきである。加えて、孤独・孤立を未然に防止する観点からも、多様な主体の参画の下、こども食堂や高齢者等による通いの場など日常生活の様々な場で人と人との緩やかなつながりを築けるような地域づくりを推進するべきである。

#### ◆ 地域共生社会の実現に向けた社会保障教育の推進

社会保障制度は、人々が助け合いながら暮らすことのできる社会を形成する上において基底となるものであり、国民一人ひとりが、地域住民の日常生活を支える社会保障の担い手であるという当事者意識を持つことが極めて重要である。とりわけ、次世代の主役となるべき中高生をはじめとした若い世代が、社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにする観点から、社会保障教育の取組を一層推進すべきである。

<sup>19</sup> 市町村において、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもので、社会福祉法改正により創設され、2021年4月から施行されている。

## ② 住まいの確保

- 今後、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、独居高齢者、生活困窮者をはじめとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要である。
- こうした観点から、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、そのために必要となる施策を本格的に展開すべきである。その際、年齢層や属性などを考慮した支援対象者の具体的なニーズや、各地域における活用可能な資源等の実態を十分に踏まえつつ、住宅の質の確保や既存の各制度の関係の整理も含めて議論を深め、必要な制度的対応を検討すべきである。
- また、今後、住まいの確保に向けた取組を推進していくにあたっては、各地方自治体において、住まい支援の必要性についての認識を深めていく必要がある。

### ◆ ソフト面での支援の強化

「住まいに課題を抱える者」は、複合的な課題を抱えている場合が多く、ハードとしての住宅の提供のみならず、個別の状況に応じて、ICT も活用しつつ、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供をあわせて行うことが求められる。

そのため、行政における様々な分野の関係部署や、居住支援法人及び居住支援協議会、不動産団体、社会福祉法人、NPO 等の関係団体が連携を深めつつ、住まい支援に関する総合的な窓口や支援体制について、それぞれの地域の実情に合った形で構築していくべきである。

### ◆ 住宅の所有者との関係、空き地・空き家の活用

入居者だけではなく、「大家の安心」という視点も含めて、入居後の支援について一体的に検討する必要がある。

また、空き地・空き家の活用や、まちづくりといった観点から、地域の実情に応じた対応を検討する必要がある。

## (3) 今後の改革の工程

### ① 来年度、実施・推進すべき項目

- 重層的支援体制整備事業の更なる促進
- 多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組
- 複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫(複数分野の資格の取得、学び直しや中高年の参加の促進も含む。)の検討

- 多様な主体による地域づくりの推進のためのプラットフォームの構築支援
- 地域における孤独・孤立対策の官民連携基盤の整備及び取組モデルの構築
- 社会保障教育の推進
- 「住まい支援システム」の構築に向けたモデル事業<sup>20</sup>の実施を踏まえた実践面での課題の抽出、全国的な普及に向けた具体的な手法の周知・啓発
- 上記モデル事業の成果を活用して、住まいに課題を抱える者の属性や量的な把握についての推計及びその精緻化を実施
- 生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度などにおける住まい支援を強化

## ② 制度改正について検討を進めるべき項目

- 既存の各制度における住まい支援の強化に向けて、①のモデル事業の結果等を踏まえつつ更なる検討を深め、必要な制度改正を実施

---

<sup>20</sup> 厚生労働省の令和4年度老人保健健康増進等事業において、『地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業』を実施しており、全国5自治体が本事業の実施に協力している。

## 全世代型社会保障構築会議 構成員名簿

- 秋田喜代美 学習院大学文学部教授
- 落合 陽一 メディアアーティスト
- 笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 香取 照幸 上智大学総合人間科学部教授／  
一般社団法人未来研究所臥龍代表理事
- 菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授
- 熊谷 亮丸 株式会社大和総研副理事長
- 権丈 善一 慶應義塾大学商学部教授
- 國土 典宏 国立国際医療研究センター理事長
- ◎ 清家 篤 日本赤十字社社長／慶應義塾学事顧問
- 高久 玲音 一橋大学経済学研究科准教授
- 武田 洋子 三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門  
副部門長（兼）政策・経済センター長
- 田辺 国昭 国立社会保障・人口問題研究所所長
- 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授
- 富山 和彦 株式会社経営共創基盤 IGPI グループ会長／  
株式会社日本共創プラットフォーム（JPiX）代表  
取締役社長
- 沼尾 波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授
- 増田 寛也 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
- 水島 郁子 大阪大学理事・副学長
- 横山 泉 一橋大学大学院経済学研究科准教授

（五十音順）

◎は座長、○は座長代理

## 全世代型社会保障構築会議 議論の経過

第1回(2021年11月9日) ※第1回公的価格評価検討委員会と合同開催

- ・今後の全世代型社会保障改革等について

第2回(2022年3月9日)

- ・全世代型社会保障の当面の論点について

第3回(2022年3月29日)

- ・全世代型社会保障の当面の論点に係る議論の整理について

第4回(2022年4月26日)

- ・全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理に向けて

第5回(2022年5月17日)

- ・「全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理」について

第6回(2022年9月7日)

- ・全世代型社会保障の構築に向けた今後の進め方について

第7回(2022年9月28日)

- ・テーマ別検討の議論の状況について

第8回(2022年11月11日)

- ・テーマ別検討の議論の状況について
- ・その他の論点について
- ・全世代型社会保障の構築についてヒアリング

日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、全国知事会、全国市長会、全国町村会

第9回(2022年11月24日)

- ・全世代型社会保障の構築に向けた論点の整理について①

第10回(2022年12月7日)

- ・医療・介護制度の改革に関する検討状況について厚生労働省からヒアリング
- ・全世代型社会保障の構築に向けた論点の整理について②

第11回(2022年12月14日)

- ・「全世代型社会保障構築会議 報告書(案)」について

第12回(2022年12月16日)

- ・「全世代型社会保障構築会議 報告書」について

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-05	第1回研究会における柿沼委員プレゼンの受止め

【話題提供資料③】

第1回研究会における柿沼委員プレゼンの受止め

1. プレゼンの要旨

<総論>

- こどもが生まれたこと、こどもの成長を家族以外誰も喜んでいないのではないかと、という問題意識有り。こどもの幸福感が低いのは、このあたりにも要因があるのではないかと。
- 本来「保育」は家庭や地域にあったものだが、「保育」という言葉が、「保育所の保育」ということに置き換わってしまっている。今後10年を見据える中で「「保育」は家庭も地域も施設もみんなで行うもの」という共通認識をどのように形成していくかは、議論すべき論点ではないかと。  
(⇒ 保育のみならず「幼児期の教育」も同様ではないかと)
- 制度はたくさんあるが、こどもたちに支援が届いていないという場面もあるのではないかと。財源に限りがある中で、既存の制度を見直したり、組み替えたりすることで、今の時代に必要な制度を作り上げていく視点が必要ではないかと。

<参考：施策を発展させていく上で有効と考えられる施策パターン>

既存施策の改善・拡充	先進的な施策の取り込み
(既存施策の廃止・縮減)	既存施策の組合せ

- テレワークの進展等の中で、父親が地域や園の仕事を担う場面が多くなっている。自分のこどもが通っている園のためだけではなく、地域や自治会ともつながって地域をつくっていくようなことが進んでいくのではないかと。  
(⇒ ファザリングジャパンのような取組との協働なども考えられるかと)
- 全てのこどものウェルビーイングを考えていく上で、望ましくない「地域差」を生じさせないためには、例えば、広域調整のような形で都道府県や国の役割が大きくなってくるのではないかと。

<“こどもむら”の実践>

- 「子どもの誕生を喜び、子どもの成長を楽しめる社会」を目標として、地域で暮らすこどもたちの健やかな育ちの保障と親の子育ての支える施設、社会の創設を、“こどもむら”の目指す姿として、取組を進めている。  
(⇒各種の取組を展開していく上で通底する「理念」の重要性)
- “こどもむら”では、幼児教育・保育施設を中心とした切れ目のないワンストップでのサービス提供に取り組んでいる。

- 経緯としては、幼稚園、認定こども園から始めて、0～2歳への支援ニーズに気づき、その対応のために子育て支援拠点を開設。さらに、その拠点に来ることができない層が存在することに気づき、アウトリーチ型の子育て支援である「ホームスタート」事業を実施。さらに、「ホームスタート」で家庭を訪問し、家庭の中に入って支援をする中で、厳しい状況に至る前の段階で早期に支援につなげていくことが必要だと考え、産前・産後の余裕があるうちから地域での居場所をつくるため、「マタニティハウス・ベビールーム」を開設。産前・産後の支援をするこの場所につなげるための一つの仕掛けが、無料の「ベビーボックス」の配布事業を開始した。このほか、学習支援事業や高校との連携にも取り組んでおり、全体でみると産前から高校生年代まで関わりがある形になっている。

#### <幼児教育・保育施設が果たすことができる役割等>

- 園には、栄養士や看護師などの専門職がいて、貴重な社会資源。例えば、単に「離乳食づくりの講座」とするのではなく、一緒に離乳食を食べる「離乳食カフェ」にして、そこに専門職である栄養士がいて話を聞く、といったような「敷居を下げる」仕掛けと組み合わせることが考えられる。  
(⇒ 園が有する社会資源機能の掘り起こし・整理の視点)
- 保育士は、乳幼児だけでなく、養護施設や様々な場面で活躍できる専門性があり、今後待機児童がいなくなった場合にも社会で生きてくるのではないか。  
(⇒ 挑戦的な視点として、保育士資格の再検討、養成課程の見直し、子育て支援員との整理)
- 地域や家庭が安定しなければ、いくら乳幼児保育施設・子育て支援施設の質がいくら上がっても、こどもは安定しないのではないかと考えている。こどもが母親のお腹にいる時から保護者の生活が安定することが、入園前の時期の生活の安定、入園後の生活の安定、卒園後の安定につながっていくため、産前からの支援に取り組むことが重要。

#### <地域保育ユニットをベースとした支援等>

- 実践から得た感覚として、「人口3万人程度、こども150人程度」を一つのユニット・共同体として、支援体制を構築していけるとよいのではないかと考えている。
- その際の留意点としては、
  - ・人口密集地域と比較して、中山間地や過疎地域などは共同体のエリアが広がる
  - ・市区町村の境界や、中山間地・過疎地域などは広域調整によるカバーが必要
  - ・事業の担い手は、NPOや保護者なども含めて様々な主体が考えられる。
- 事業・支援の現場を担うスタッフが余裕をもって対応できる環境整備は忘れてはならない大切な視点。

## 2. 10年後の子ども・子育て支援を考える上でのインプリケーション

### ① 切れ目のない支援体制の構築

- 切れ目のない包括的な支援体制の構築を考えていく上で、“こどもむら”の取組は一つの同一法人による事業展開・拡大をベースとした、一つの理想的な形と考えられる。
- 他方で、法人・事業者の状況は地域により様々であり、すべての地域で同様の手法を採用することは難しいことにも留意する必要がある。
- 切れ目のない支援体制を構築していくためには、
  - ① “こどもむら”のような同一法人による事業展開をベースとした支援体制の構築のほか、
  - ② 複数の事業者の連携による切れ目のない支援体制の構築  
などの手法を、地域の実情に応じて選択し、組み合わせて、取り組んでいくことになると思われる。
- その際、②の複数の法人・事業者の連携による切れ目ない支援体制の構築を実現していく上では、各市区町村が、その管内における支援体制を面的にデザインしていくことがこれまで以上に求められてくるのではないかと。  
(⇒ コーディネート機能、コーディネーターの重要性)
- 各市区町村が支援体制をデザインしていくに当たっては、人口動態なども見据え、自治会や学区等既存の圏域・区域との関係も踏まえつつ、改めて管内の「圏域」を意識することが求められてくるのではないかと。また、市区町村の境界周辺や過疎地域などについては、隣接市区町村などとの連携も視野に入れて考えていく必要があるのではないかと。  
(⇒ 地方版事業計画における提供区域の在り方の見直し（発想の転換）)

### ③ 支援ニーズに対応した社会資源の開発

- “こどもむら”の事業展開をみると、ある事業に取り組む中で見えてきた新たな支援ニーズに対応するために新たな事業に取り組み、新たな事業に取り組む中で見えてきた支援ニーズに対応するために更に新たな事業に取り組むという、社会資源の開発の「好循環」が生じている。  
(⇒ スパイラルな進化型のモデル)
- 新たな支援ニーズに対応していくための社会資源開発の「好循環」が、同一事業者の中でのみならず、複数の法人・事業者が連携する中でも生じるようにするための仕掛け・仕組みが必要ではないかと。  
(⇒ マネジメントの機能の強化の必要性)
- 社会資源の開発に当たっては、新しいものを作りだすのみならず、例えば、園に在る専門職など既存の社会資源に改めて目を向け、活用していく視点も重要ではないかと。

上記の論点に関して対応していくためには、子ども・子育て支援事業計画の策定プロセスや点検・評価プロセスを積極的に活用していくことも一つの方策ではないかと考えられる。

(⇒これまでの事業計画の性質として、待機児童対策を念頭に事業・サービスの量的拡充・確保を主眼においてきた一面があるが、今後は事業・サービスの「質」(≠切れ目のない支援)に資するものとしての性格をより重視していく、と捉えなおしていくことができるのではないか。)

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-06	第1回研究会の議論の受止め

【話題提供資料④】

第1回研究会の議論の受止め

1. データ・推計から見る10年後の社会の姿

○ 様々整理いただきましたが、改めての共通認識として特に「こどもの数の見直し」

○ 2021年のこどもの人口（総務省「人口推計」）の実績をみると、社人研推計の「出生中位・死亡中位」と「出生低位・死亡中位」の間に位置。

※報道等されているように、足元では少子が一層進行

○ 掴みとして、今後10年で日本全体のこどもの数は最大2割程度減少

(単位:千人) ※ただし、地域差はあり

	2021年	2031年	2021→2031減少率
<b>0～18歳</b>			
社人研推計<出生中位・死亡中位>	19,270	16,987	11.8%
社人研推計<出生低位・死亡中位>	18,851	15,348	18.6%
参考:総務省人口推計	19,186		
<b>0～5歳</b>			
社人研推計<出生中位・死亡中位>	5,633	4,955	12.0%
社人研推計<出生低位・死亡中位>	5,213	4,236	18.7%
参考:総務省人口推計	5,368		
<b>0～15歳</b>			
社人研推計<出生中位・死亡中位>	15,965	14,027	12.1%
社人研推計<出生低位・死亡中位>	15,546	12,388	20.3%
参考:総務省人口推計	15,860		

【出所】

社人研推計:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」

人口推計:総務省統計局「人口推計」(各年10月1日現在人口)

## 2. 第1回研究会での議論

### ○キーワード

#### 【①地域・コミュニティ】

分野や属性を超えたつながりをつくるコーディネート（機能・人材）、「0号」児への支援、次に親となる世代との関係・つながり、孤立、「園」という場（ハブとしての機能）、圏域（エリア）での子育て支援機能の再編・確保

-----  
◎「個人・家庭」⇔「地域・コミュニティ」

◎「個人・家庭」⇔「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」、「専門職（保育教諭等等）、コーディネーター」

◎「個人・家庭」⇔「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」、「専門職（保育教諭等等）、コーディネーター」⇔「地域・コミュニティ」、「学校・学生」

◎「個人・家庭」、「地域・コミュニティ」⇔「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」、「専門職（保育教諭等等）、コーディネーター」

#### 【②保育・教育の質】

情緒ではなく EBPM

#### 【③働き方】

働き方⇔保育の在り方⇔家族との向き合い方、リモートワーク、仕事以外の場、企業行動

#### 【④子育ての場や空間の在り方】

オンラインとリアル、集団と個別、リモートワーク、地方・地域活性化

## 3. 第1回の議論の受止め

### 【基本的考え方】

○ 「子どもの育ち」・「子育て」は、孤立することなく、生活の拠点である地域（子育て支援施設・事業も含む）における多様な関係性の中で、保障されるべき・支援されるべきとの考え方が、各委員の共通理解と受止め。

「子どもの育ち」・「子育て」と「地域・コミュニティ」との関係は、共通した「切り口」・問題意識と受止め。

○ 他方、「地域ぐるみの子育てが重要・必要」などの意見は従前から幅広く指摘されてきものの、その具体化・具現化については、抽象的な意見や議論が多いような節もなかろうかという問題意識あり。

○ このため、人口減少、特にこどもの大幅な減少も含め10年後の社会の変化を見据え、このタイミングで改めて、どうすれば「子どもの育ち」、「子育て」について、その責任を個人・家庭のみに負わせることなく、地域・コミュニティと一体となって支えていけるのか、その方向性について「解像度」を上げていくこと、いわゆる「地域ぐるみの子どもの育ち・子育て」のとらえ方につい

て、昭和・平成から「令和」時代にアップデートを試み、そのイメージの解像度を上げていく、というとらえ方もできる？ただこれでも抽象度が高いことは否めないか。。。。

#### 【議論の視点】

議論いただくに当たり、例えば以下のような視点についてどのように考えるか。

##### <視点①>

子どもの育ち・子育て支援において、(1)「個人・家庭」、(2)「地域・コミュニティ」、(3)「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」の3者の関係をどうとらえるか。

例えば、以下のような捉え方についてどのように考えるか。

- (1)「個人・家庭」の子育ては、(2)「地域・コミュニティ」により支えられる
- (2)「地域・コミュニティ」自体も、子育てを切り口として地域・コミュニティに参加するようになる(1)「個人・家庭」によって支えられ、機能の維持・活性化につながる ※「地域」が「個」を支え、「個」が「地域」を支える
- その際、(1)と(2)のつながり・循環のために、(3)「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」は、どのような役割・機能を果たすことを期待するか・期待されるか。

##### <視点②>

10年後を見据えた中での「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」の在り方をどう考えるか。

例えば、以下のような捉え方についてどのように考えるか。

##### 視点②-1

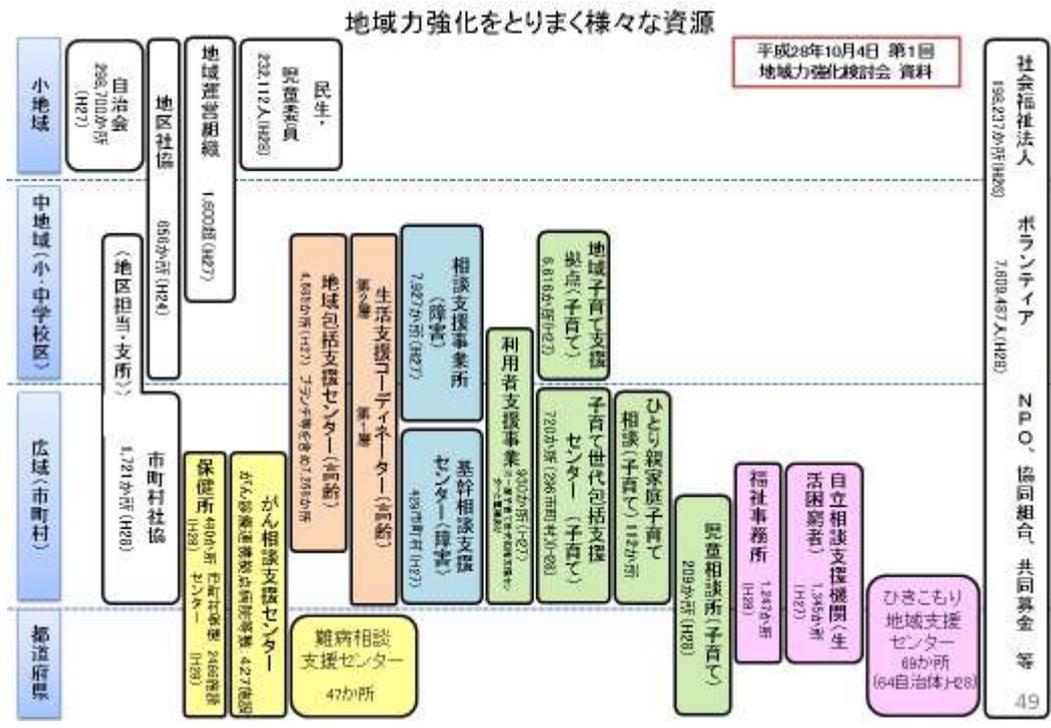
- 人口減少下での「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」の在り方に関する政府内での議論を見ると、「保育所」の在り方については既に厚労省保育課が先行して議論しているところ（保育所の多機能化の方向性）
- 保育所以外の「子育て支援施設・事業（園、拠点等）」についてはどのような姿（形）・機能を思い描くか。

cf.認定こども園制度はこの人口減少下での対応の議論を先取り？

##### 視点②-2

- 柿沼委員プレゼンでも指摘があったが、人口減少下において、子育て支援機能の一定の再編・整備は避けられないと考えられるが、どのような考え方で再編・整備をすべきか。
- その際、地域における圏域の状況・実情は、人口分布や学区の統合等により、様々であることから、画一的に捉えることはできないものと考えられるが、「切れ目のない支援」のために面的な体制整備を目指すとするならば、各地での議論の前提として、まずは現状における子育て支援関係事業・機能を圏域別（例えば、中学校区、市町村域、都道府県域）に整理を試み、どこにどのような社会資源があるのかを「見える化」してみるのもおもしろそう。。。。

例えば、これのこども関連に特化したもの？  
 (柿沼委員のプレゼン資料のエリア関係のスライドに類似のものあり)



<視点③>

「包括的な支援」のカギとなる概念は何か。

例えば、「二者択一」、「二項対立」、「分断」⇔「融合」・「ハイブリッド」・「アウフヘーベン」

- 例えば、
- 「仕事」⇔「個人・家庭」
  - 「個人・家庭」⇔「地域・コミュニティ」
  - 「個人・家庭」⇔「施設・事業」
  - 「個人・家庭」⇔「専門職」
  - 「ピア」・非専門職の支援⇔「専門職」の支援
  - 「オンライン」⇔「対面（アナログ）」
  - 「個別」⇔「集団」
  - 「都市部」⇔「地方」

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-07	奥山委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-08	松本委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-09	研究会での論議に当たって（吉田委員提供）

## 〔研究会での論議に当たって（私見）〕

### ○「10年後」というメルクマールについて

- \* 子どもや子育てを取り巻く外部環境の変化

Ex. 人口や就業等の社会構造、貧困や消費等の社会経済状況

- \* 子ども・子育て環境の変化

Ex. 家庭や地域社会という子ども環境、保護者の子育て環境

### ○検討に際しての理念

- \* すべての子ども・子育て家庭への支援

- \* すべての子どもの最善の利益の保障



例外のない保育保障

切れ目のない支援

子ども・子育てにやさしいまちづくり

### ○効果的な政策展開に向けて

- \* EBP Mによるアプローチ

- \* 効果的な進捗管理（アウトプット評価からアウトカム評価へ）

- \* プロセスや成果の見える化 Ex. K P I の活用

■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-10	10 年度へ向けた意見（柴田委員提供）

## 10年後の子ども・子育て支援へ向けた意見

柴田 悠（社会学・京都大学）

### ① 0～2歳保育利用の就労要件緩和（いずれ撤廃）

- ・0～2歳保育（主に1～2歳保育）は、「不利家庭での虐待」を予防する効果があるとともに、有利家庭の子どもに対しても「将来の孤立・自殺リスク」を減らす効果がある。また、0歳保育は主に「虐待予防」として重要（虐待死は0歳が最多）。  
→ 参考：2～4頁の参考資料（柴田の未査読論文）
- ・なお、副次的効果として、保育定員率が100%になれば、出生率は1.71まで上がると見込まれる<sup>1</sup>。

### ② 妊娠期からの各児専属の専門人材による定期的な家庭訪問

- ・アメリカでは「看護師による定期的家庭訪問（妊娠中期から生後2年まで平均32回）により、虐待確率が46%（10代未婚貧困妊婦では80%）減少した」という研究結果がある<sup>2</sup>。
- ・「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」は十分に機能していない。予算と人員があれば全国展開可能。デンマークでは、各児専属の保健師による全戸訪問（出生から小学校在学時まで）があり、子ども1人あたり平均12回の無料訪問（生後1か月間は毎週）を実施している<sup>3</sup>。
- ・日本での実践事例として、NPO法人「O'hana」による要支援妊婦への無料の定期的家庭訪問がある。  
NPO法人「O'hana」<https://www.npo-ohana.org/child-care-support>
- ・今後は「オンライン相談」（LINEなど）という選択肢も広げるべき。

### ③ 虐待加害予防教育

- ・就学前教育や義務教育において、将来の「DV」「虐待加害」の予防をめざした「生きる教育」を実施するのが望ましい。
- ・実践事例：「生きる教育」（大阪市立〔旧〕生野南小学校）  
<http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=e671493&frame=frm58ec2db3bd210>  
※参考文献：『「生きる」教育：自己肯定感を育み、自分と相手を大切にする方法を学ぶ』（生野南小学校教育実践シリーズ第1巻）  
→ 参考：5～7頁の参考資料

### ④ 支援の現状を把握する「KPI」（Key Performance Indicator）を設定する

- ・児童虐待による死亡児童数
- ・10代自殺率
- ・養育支援訪問事業の実施率（＝「全国の「養育支援訪問事業で養育支援が必要と認めた全ての家庭に対して訪問した自治体」の数」／「全国自治体数」）

<sup>1</sup> Fukai, Taiyo, 2017, “Childcare availability and fertility: Evidence from municipalities in Japan,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 43:1-18.

<sup>2</sup> Olds, D.L., 2006, “The nurse-family partnership: An evidence-based preventive intervention,” *Infant Mental Health Journal*, 27(1): 5-25.

<sup>3</sup> ケンジ・ステファン・スズキ、2010、『デンマークが超福祉大国になったこれだけの理由』合同出版、57-58頁。

- ・児童相談所の逼迫度（＝「全国の児童相談所の虐待相談件数」／「全国の児童福祉司（≡児童相談所ケースワーカー）の人数」）
- ・スクールソーシャルワーカーの普及率（「全国の小中学校のスクールソーシャルワーカー数」／「全国の小中学校児童数」）
- ・その他、「健やか親子21（第2次）」指標も参考にする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/000533592.pdf>

①の参考資料：

30代男女における0～2歳時保育所通園の因果効果（傾向スコア逆確率重みづけ法による因果推論）

Shibata, Haruka, 2022, “How Does Participation in Nationwide Standardized and Subsidized Early Childhood Education and Care at Age 0-2 Years Affect the Social Life in the Adulthood? A Nationwide Retrospective Study of Japanese Adults Aged 30-39 Using Augmented Inverse Probability Weighting.” Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4217245>

※ 高階層出身者では、処置効果にネガティブ方向のバイアスがかかっている可能性があるため、高階層出身者のみで認められた処置効果については、信頼性が低いので解釈しないこととする。

**推定結果（男性）：先行研究どおり＋情緒的孤立が全階層で減少**

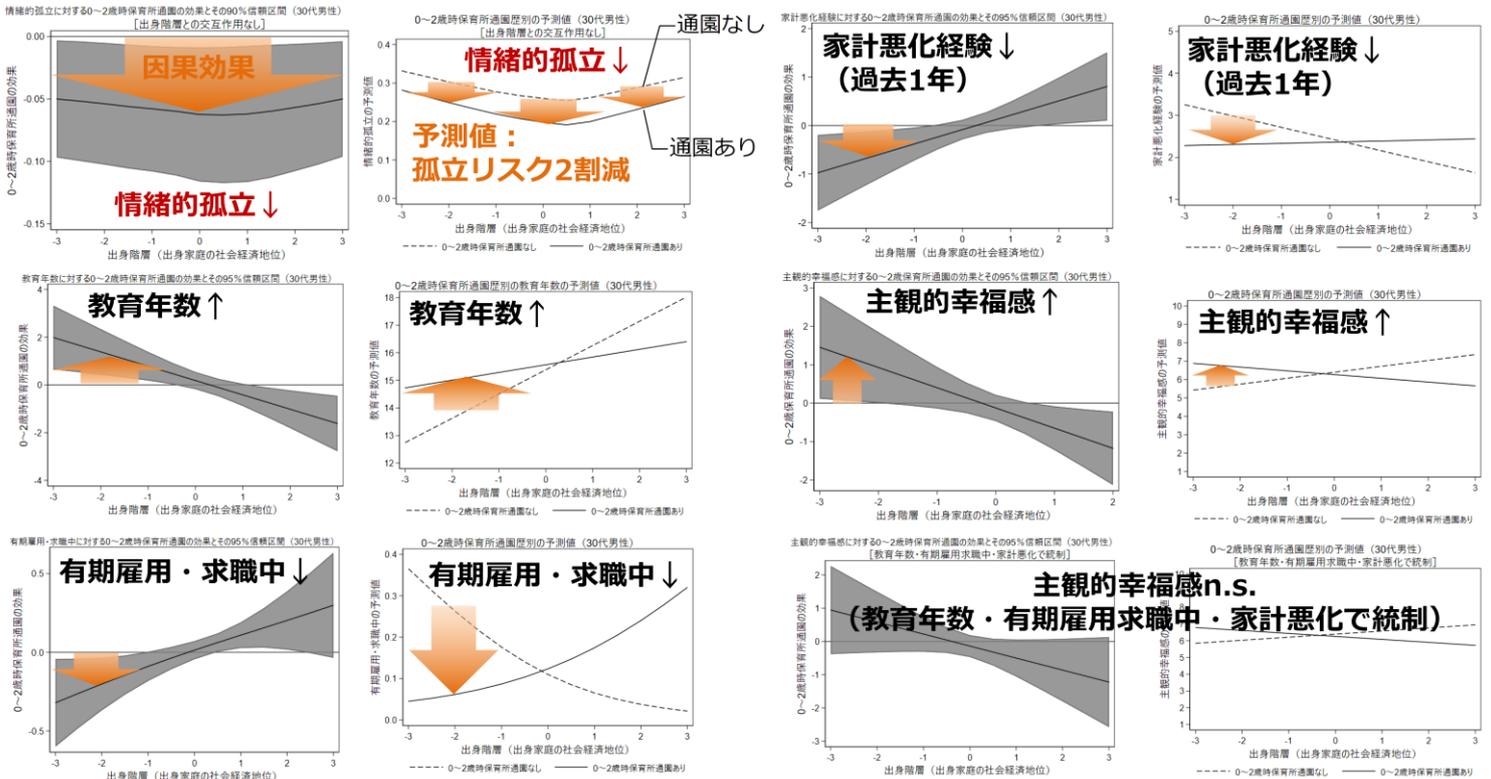


図1 30代男性における因果効果の予測値（各左）と、アウトカムの予測値（各右）

- ・出身階層の高低によらずに全般的に認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、情緒的孤立（過去1年間で悩みがあったが誰にも相談できなかった）の確率を約2割下げて、それによって幸福感を部分的に高めた。
- ・低階層出身者のみで認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、教育年数を増やし、有期雇用・求職中の確率を下げ、家計悪化の確率を下げ、それらを通じて幸福感を高めた。

## 推定結果（女性）：自殺念慮が全階層で減少 + 低階層でケア増加・年収減少

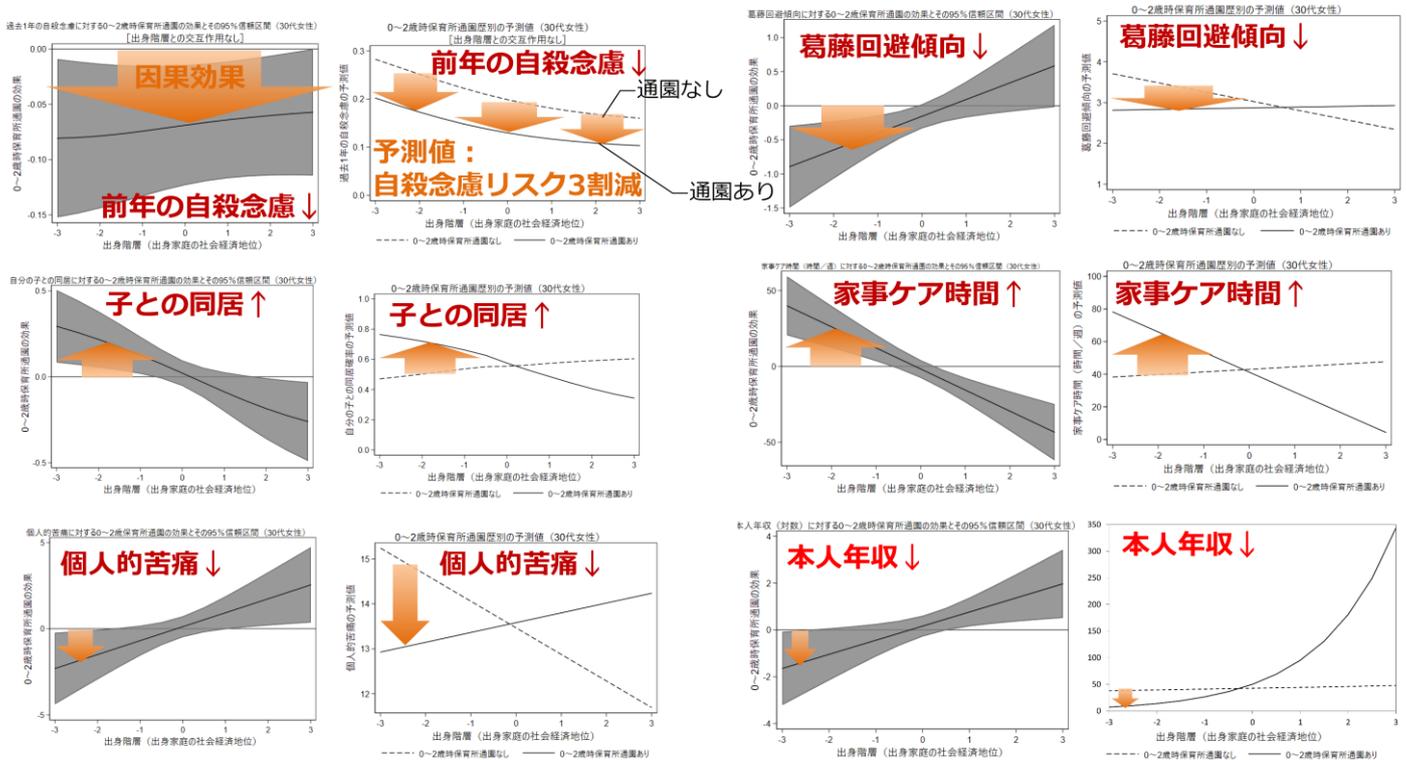


図2 30代女性における因果効果の予測値（各左）と、アウトカムの予測値（各右）

- ・出身階層の高低によらずに全般的に認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、自殺念慮（過去1年間）の確率を約3割下げ、それを通じて幸福感を部分的に高めた。
- ・低階層出身者のみで認められた因果効果として、0-2 歳時保育所通園は、子どもを持つ確率を上げ、個人的苦痛（他人の不安を見ると自分も不安になる心理特性）を弱め、葛藤回避傾向を弱め、それらを通じて幸福感を部分的に高めた。「子どもとの同居」と「個人的苦痛の低下」は、家事ケア時間の増加をもたらし、それを通じて幸福感を部分的に高めた。「子どもとの同居」と「個人的苦痛の低下」と「家事ケア時間の増加」は、個人年収を減らした（なおそれは幸福感には影響しなかった）。

## (参考) 予算規模と少子化対策効果

### ・「保育士・幼稚園教諭等賃金を全産業平均にし、保育士配置基準をやや改善」(1.3兆円)(十分に改善なら1.7兆円)

・民間の保育士の賃金は2012年度から17%ほど改善されたが(現在の推定の常勤平均年収:393万円<sup>4</sup>)、政府方針に沿って全産業平均(2021年度:489万円)まで上げるには25%上げる必要がある(幼稚園教諭も同様)。

→ 保育士・幼稚園教諭等の年収3%改善には「1171億円」ほどかかるので<sup>5</sup>、25%改善には「1.0兆円」かかる。

・政府方針に沿って、「1歳児への保育士配置の改善(6:1→5:1)」(1317億円)と、「4・5歳児への保育士配置の改善(30:1→25:1)」(1162億円)には、計「0.3兆円」(2479億円)かかる。もし「4・5歳児保育士配置基準」も「先進諸国並み」(15:1)にするなら計「0.7兆円」<sup>6</sup>かかる。

### ・「0~5歳児全員に良質かつ十分な保育・幼児教育を提供」(2.9兆円)

#### → 出生率が1.71まで上昇

・Fukai(2017)<sup>7</sup>の因果推論(全市区町村の時系列データの分析)によれば、未就学児人口に対する保育所等定員率(2022年57%)が100%になると、親の育児負担が減り就労機会が改善することにより、出生率が1.71まで上昇<sup>8</sup>。

・柴田試算:「新子育て安心プラン」に追加して(2025年末就学人口522万人<sup>9</sup>-2024年度末保育所等定員316万人<sup>10</sup>)「206万人」の定員拡大が必要なので「2.9兆円」<sup>11</sup>の追加予算が必要。

※ 0~5歳児全員が保育・幼児教育に通えるようになるには、専業主婦・主夫であっても0~2歳保育を十分に利用できるように、「0~2歳保育利用の就労要件」を緩和する必要がある。

<sup>4</sup> 民間保育士平均年収386.6万円(令和3年賃金構造基本統計調査)+保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善10.8万円=397.4万円。幼稚園教諭386.6万円+10.8万円=397.4万円。

<sup>5</sup> 令和3年度補正予算781億円(内閣府「保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について」2021年)×12/8カ月。

<sup>6</sup> 内閣府「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」2014年。「1歳児への保育士配置の改善(6:1→5:1)」:670億円(2013年度試算)×2014~2021年度賃金改善1.14×追加賃金改善1.25×2025年度定員316万人(2021年4月定員301.7万人+2021~2024年度末新子育て安心プラン14万人)/2013年度定員229万人=1317億円。「4・5歳児への保育士配置の改善(30:1→25:1)」:591億円×同上=1162億円(なお「30:1→20:1」なら2905億円〔1歳児改善との計0.4兆円〕、先進諸国並みの水準にする「30:1→15:1」なら5810億円〔同計0.7兆円〕)。3~5歳児保育士配置基準の先進諸国並みの水準(15:1)については、van Huizen, T., & Plantenga, J., 2018, “Do children benefit from universal early childhood education and care? A meta-analysis of evidence from natural experiments,” *Economics of Education Review*, 66, 206-222 の Table A1 を参照。

<sup>7</sup> Fukai, Taiyo, 2017, “Childcare availability and fertility: Evidence from municipalities in Japan,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 43:1-18.

<sup>8</sup> 保育所定員拡大の効果が「逡減しない」、という楽観的仮定に基づく。

<sup>9</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」

<sup>10</sup> 2021年4月保育所等定員301.7万人(「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」)+2021~2024年度新子育て安心プラン14万人=316万人。

<sup>11</sup> 「子育て安心プラン」(32万人分定員拡大)に「0.3兆円」かかるという政府推計(「新しい経済政策パッケージ」2017年12月8日閣議決定)から概算。0.3兆円×206万人/32万人×賃金改善1.25×1歳児配置改善6/5=2.9兆円。

### ③の参考資料：

#### 義務教育における「虐待予防」「不利連鎖予防」の先進事例——生野南小学校の「生きる教育」

- ・大阪市立生野南小学校（現・田島南小学校）<sup>12</sup>の「生きる教育」（2014年度開始。のちに田島中学校と連携して小中9年間の「国語教育+包括的性教育」）
- ・文部科学省・令和3年度「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」委託先の一つ<sup>13</sup>
- ・生野南小学校・研究部長・小野太恵子先生：「2011年頃は、窃盗・恐喝・暴行事件が同時並行で起こっている傍らで、児童が窓のひさしや屋根に上り、男児が机の下でマスターベーションをし、女児が教師に顎で命令をしていた。聞こえていたのは、おたけびや泣き声、アホ・ボケ・カス・死ね。教師が物を取りに教室から少し離れて戻ってきたら、児童が血を流していた。教室で刃物やコンパスが飛んでいた。校区では、親から虐待されて育った児童が多かった（全児童の3割）」<sup>14</sup>。
- ・生野南小学校・校長・木村幹彦先生：「かつて本校では、荒れる子どもたちの実態がありました。そして、その現実を追われ、子どもたちのために、学校に何ができるのかを暗闇の中で、手探りで探しているという状態でした。……そうして、分かったことが、自分の思いを伝えることができる子どもを育てることが第一だということでした。そのためには、子どもたちが、言葉で思いが伝わり、うなずきや相槌をしてもらいながら受け止められる経験を重ねることが必要だということでした。そこで、平成26年度から国語科指導の工夫、研究を始めました。……自分の意見を持ち、グループで交流して自分の意見が認められる。全体で交流して他者の意見にも耳を傾け、自分の意見が磨かれていきました。そして、平成27年度からはそれらを他教科にも広め、伝え合う場を増やしました。子ども達の規範意識や人権意識を高める指導にも力を注ぎました。……平成28年度、国語科における研究を柱にしつつ、「学力向上」「生活指導」「人権教育」の関連性をさらに重視し、子どもたちが生き活きと楽しんで考えや思いを伝え合うことができる安心・安全な居場所、活躍の場としての学校作りを進めました。平成29年度、国語科で「伝え合う」ことを「対話」に焦点化し、「物語文」だけでなく「説明文」でも著者の思いや願いを読み取る「心を育てる国語教育」を実践しました。そして、自己肯定感の低さの根底にあるアタッチメント理論に着目し、「自分」「赤ちゃん」「子ども」「異性・同性への関心」「親子関係〔児童虐待など〕」等、子どもたちにとって一番身近にありながら、心の傷に直結しやすいテーマで『生きる』教育（いのちの学習）を実践しました。『生きる』教育とは、本校で「自己肯定感や自尊感情を揺さぶるような保健教育」や「性教育」としていた「性に関する指導」を従来の狭義の概念（二次性徴の発現や生殖機能の成熟等の科学的知識）から広義の概念（生命尊重、望ましい人間関係とコミュニケーション能力、自他の個性尊重を付加）であると分かりやすくするためにした呼称です。本校では、平成28年度頃から使い始めました。これは、いわゆる欧米型の「性教育」を意味し、近年、日本では包括的性教育（セクシャリティ教育）と言われているものです<sup>15</sup>。

<sup>12</sup> 2022年に、児童数の減少により統廃合され、近隣の大阪市立田島小学校と統合され、大阪市立田島南小学校（=田島南小中一貫校）となった。

<sup>13</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

<sup>14</sup> <https://www.youtube.com/watch?v=erfST4HgdDU>

<sup>15</sup> <http://swa.city-osaka.ed.jp/weblog/files/e671493/doc/180436/3442298.pdf>

・メイン資料（下記転載図表の出典）

- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 1](#)
- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 2](#)
- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 3](#)
- ・ [R3.2.11 生きる教育プレゼン 4](#)

・ その他の公開資料一覧：

<http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=e671493&frame=frm58ec2db3bd210>

・ 「生きる教育」担当（研究部長）の小野太恵子先生による講演録画（京都大学学際融合教育研究推進センター／リプロダクティブ・ヘルス&ライツライトユニット主催）

<https://www.youtube.com/watch?v=erfST4HgdDU>

**【中3】社会の中の「親」と「子」**

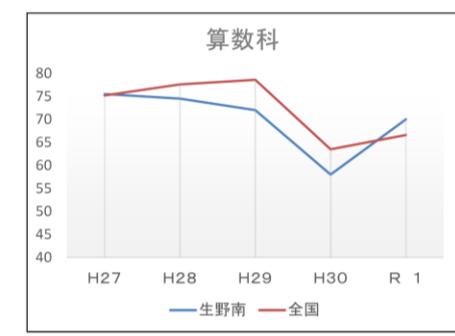
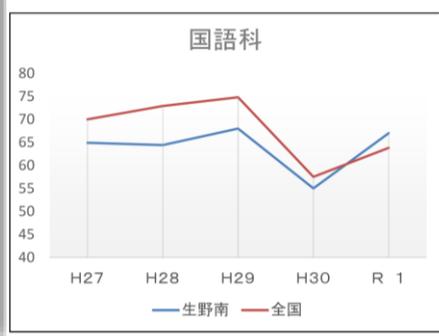
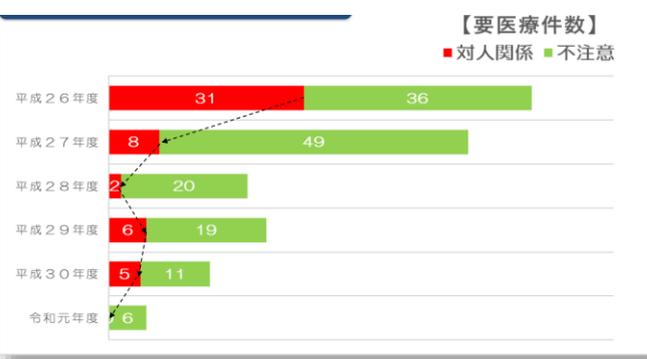
**【中2】リアルデートDV** ~支配と依存~

**【中1】思春期の脳** ~トラウマ・アタッチメント~

**【小2・3・4】治療的教育**  
ライフストーリーワーク

**【小5・6】予防教育**  
デートDV・子ども虐待

**【小1】心身のプライベートエリア**



①大坂市平均比較 (全市平均) ※全市士口

	3年	4年	5年	6年	平均
国語	(68.8) 63.2 ⇒ -5.6 <sup>①</sup>	(72.3) 73.3 ⇒ +1.0 <sup>②</sup>	(68.3) 68 ⇒ -0.3 <sup>③</sup>	(63.8) 74.8 ⇒ +11.0 <sup>④</sup>	+0.83 <sup>⑤</sup>
社会	(66.5) 60.5 ⇒ -6.0 <sup>①</sup>	(68.2) 71.6 ⇒ +3.4 <sup>②</sup>	(55.0) 60.4 ⇒ +5.4 <sup>③</sup>	(62.7) 73.6 ⇒ +10.9 <sup>④</sup>	+2.97 <sup>⑤</sup>
算数	(68.1) 68.3 ⇒ +0.2 <sup>①</sup>	(68.1) 74.2 ⇒ +6.1 <sup>②</sup>	(58.2) 68 ⇒ +9.8 <sup>③</sup>	(73.2) 81.6 ⇒ +8.4 <sup>④</sup>	+6.07 <sup>⑤</sup>
理科	(61.8) 57.1 ⇒ -4.7 <sup>①</sup>	(53.2) 51.7 ⇒ -1.5 <sup>②</sup>	(69.2) 68.5 ⇒ -0.7 <sup>③</sup>	(55.1) 58.6 ⇒ +3.5 <sup>④</sup>	-1.2 <sup>⑤</sup>
平均	-4.4 <sup>①</sup>	+2.3 <sup>②</sup>	+3.6 <sup>③</sup>	+8.5 <sup>④</sup>	全市平均+1.97 <sup>⑤</sup>

②各学年標準化得点経年比較 (昨年度数値) ※昨年度士口

	3年	4年	5年	6年	平均
国語	97.8 <sup>①</sup>	(102.8) 100.5 ⇒ -2.3 <sup>②</sup>	(98.1) 97.8 ⇒ -0.3 <sup>③</sup>	(102.7) 105.5 ⇒ +2.8 <sup>④</sup>	+0.62 <sup>⑤</sup>
社会	97.1 <sup>①</sup>	(97.0) 101.8 ⇒ +4.8 <sup>②</sup>	(96.6) 102.6 ⇒ +6.0 <sup>③</sup>	(103.1) 105.3 ⇒ +2.2 <sup>④</sup>	+3.68 <sup>⑤</sup>
算数	100.1 <sup>①</sup>	(101.5) 103.0 ⇒ +1.5 <sup>②</sup>	(100.2) 104.8 ⇒ +4.6 <sup>③</sup>	(104.6) 104.3 ⇒ -0.3 <sup>④</sup>	+2.21 <sup>⑤</sup>
理科	97.6 <sup>①</sup>	(100.4) 99.2 ⇒ -1.2 <sup>②</sup>	(97.7) 99.6 ⇒ +1.9 <sup>③</sup>	(100.4) 101.7 ⇒ +1.3 <sup>④</sup>	+0.7 <sup>⑤</sup>
平均	98.1 <sup>①</sup>	(101.1) 101.5 ⇒ +0.4 <sup>②</sup>	(98.1) 103.5 ⇒ +5.4 <sup>③</sup>	(102.7) 104.7 ⇒ +2.0 <sup>④</sup>	昨年度同一集団+2.59 <sup>⑤</sup>

③国語科「書く力」「読む力」 (全市数値) ※全市士口

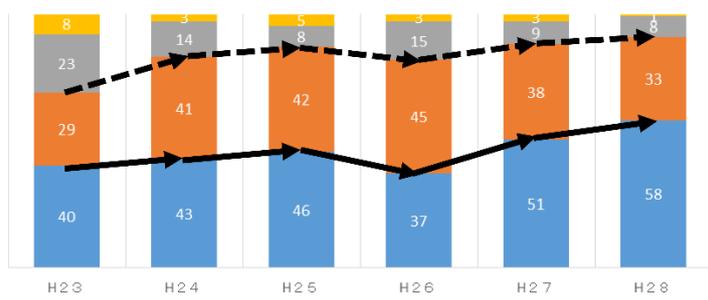
	3年	4年	5年	6年	平均
書く力	(53.6) 46.9 ⇒ -6.7 <sup>①</sup>	(53.3) 51.8 ⇒ -1.5 <sup>②</sup>	(59.4) 58.1 ⇒ -1.3 <sup>③</sup>	(66.7) 82.2 ⇒ +15.5 <sup>④</sup>	全市平均-1.04 <sup>⑤</sup>
読む力	(67.7) 65.1 ⇒ -2.6 <sup>①</sup>	(77.0) 72.1 ⇒ -4.9 <sup>②</sup>	(70.8) 71.2 ⇒ +0.4 <sup>③</sup>	(60.3) 68.3 ⇒ +8.0 <sup>④</sup>	全市平均-0.76 <sup>⑤</sup>
同一分母経年比較					
書く力	(+12.1) -0.4 ⇒ -12.5 <sup>①</sup>	(+11.6) +18.9 ⇒ +7.3 <sup>②</sup>	(+6.5) +13.7 ⇒ +7.2 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+0.6 <sup>④</sup>	
読む力	(+12.5) 17.2 ⇒ +4.7 <sup>①</sup>	(+12.7) +8.3 ⇒ -4.4 <sup>②</sup>	(+4.5) +5.5 ⇒ +1.0 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+3.3 <sup>④</sup>	

④算数科「思考力」「技能」 (全市数値) ※全市士口

	3年	4年	5年	6年	学校平均
思考力	(57.8) 57.1 ⇒ -0.7 <sup>①</sup>	(62.0) 58.0 ⇒ -4.0 <sup>②</sup>	(43.7) 51.6 ⇒ +7.9 <sup>③</sup>	(63.7) 72.6 ⇒ +8.9 <sup>④</sup>	全市平均+5.38 <sup>⑤</sup>
技能	(65.6) 58.6 ⇒ -7.0 <sup>①</sup>	(67.4) 74.3 ⇒ +6.9 <sup>②</sup>	(64.0) 74.9 ⇒ +10.9 <sup>③</sup>	(78.8) 88.1 ⇒ +9.3 <sup>④</sup>	全市平均+7.24 <sup>⑤</sup>
同一分母経年比較					
思考力	(+3.2) +10.3 ⇒ +7.1 <sup>①</sup>	(-18.9) -5.5 ⇒ -13.4 <sup>②</sup>	(+20.3) +23.2 ⇒ +3.9 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+8.4 <sup>④</sup>	
技能	(-1) +0.3 ⇒ +1.3 <sup>①</sup>	(-4.6) +0.7 ⇒ -3.9 <sup>②</sup>	(+11.9) +10 ⇒ -1.9 <sup>③</sup>	昨年度同一集団+2.0 <sup>④</sup>	

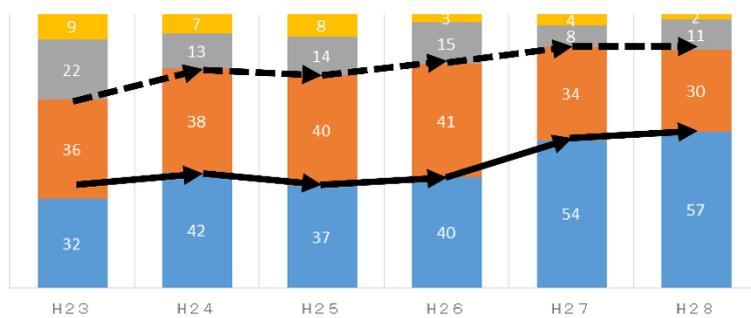
### 学校のきまりを守って生活している

■よく当てはまる ■だいたい当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない



### 友達の嫌がることをしたり、言ったりしていない

■よく当てはまる ■だいたい当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない



■第2回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 2-11	保育の効果と予算規模（柴田委員提供）

## 1. 「親子の発達」に関する基本理解<sup>2</sup>

- ・妊娠期からの「親性脳」の発達（性差はない）が重要
  - ・乳幼児期には「特定の誰か」（「一人」「血縁者」の必要はない）との安定的な愛着形成が重要
  - ・人類は元々（妊娠期から）「共同養育」
  - ・「孤立育児」はハイリスク
- 妊婦・親を孤立させない「妊娠期からの伴走型支援」（親が休むための「保育」も含む）が重要。

## 2. 「0～2歳保育利用の就労要件緩和」の効果（詳細：本資料の5～9頁）

- ① 0～2歳保育（主に1～2歳保育）を利用すると、
  - ・不利家庭：親の育児ストレスが減り、育児幸福感が上がり、児童虐待が減り、子どもの攻撃性が減り<sup>3</sup>、子どもの将来の雇用・家計・対人心理が安定化する<sup>4</sup>。
  - ・すべての家庭：子どもの言語発達が良くなり<sup>5</sup>、子どもの将来の「孤立・自殺のリスク」が減る<sup>6</sup>。
- ② 0歳保育は、主に「虐待予防」（親の休息）として重要。（虐待死は0歳が最多）
- ③ 保育の「空き定員」を使えば、就労要件の緩和は「徐々に」なら可能。（予算は増えない）
- ④ 保育定員を増やすとしても、0～5歳人口に対する保育定員率（2022年57%）が100%になると、親の育児負担が減りキャリア形成がしやすくなることで、出生率が「1.71」まで上昇<sup>7</sup>（必要予算は5.0兆円）。0～2歳定員率のみが2025年に100%に達すれば出生率は「1.61」まで上昇<sup>8</sup>（必要予算は2.8兆円）。（→次頁参照）

<sup>1</sup> 京都大学大学院人間・環境学研究科准教授。専門：社会学、社会保障論。E-mail: shibata.haruka.8a@kyoto-u.ac.jp

<sup>2</sup> 明和政子、2022、「就学前のこどもの育ちに関し、各時期においてとくに優先して取り組むべき事項とその考え方：人間科学・脳科学からの提案」（内閣官房「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会）第4回提出資料。遠藤利彦、2022、「生涯発達の視座から見る胎児期・乳幼児期の重要な役割」（同上）。

<sup>3</sup> Yamaguchi, Shintaro, Yukiko Asai, and Ryo Kambayashi, 2018, "How does early childcare enrollment affect children, parents, and their interactions?" *Labour Economics*, 55.

<sup>4</sup> Shibata, Haruka, 2022, "How does participation in nationwide standardized and subsidized early childhood education and care at age 0-2 years affect the social life in the adulthood?" Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4217245>. (未査読論文)

<sup>5</sup> Yamaguchi, Shintaro, Yukiko Asai, and Ryo Kambayashi, 2018, "How does early childcare enrollment affect children, parents, and their interactions?" *Labour Economics*, 55.

<sup>6</sup> Shibata, Haruka, 2022, "How does participation in nationwide standardized and subsidized early childhood education and care at age 0-2 years affect the social life in the adulthood?" Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4217245>. (未査読論文)

<sup>7</sup> Fukai, Taiyo, 2017, "Childcare availability and fertility: Evidence from municipalities in Japan," *Journal of the Japanese and International Economies*, 43:1-18.

<sup>8</sup> 2010年0～5歳定員率30%・出生率1.39→0～5歳定員率100%・出生率1.71（線形性が仮定されている）。2024年度末に0～2歳のみ保育所等定員率100%にすると：0～2歳定員226万人（=0～2歳人口226万人）+3～5歳定員180.1万人（=「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」301.7万人×3～5歳利用者比率59.7%）=0～5歳定員406万人。2025年0～5歳人口522万人（日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表）なので、0～5歳定員率78%となり、出生率は $(1.71 - 1.39) \times (78 - 30) / (100 - 30) + 1.39 = 0.32 \times 48 / 70 + 1.39 = 1.61$ 。

### 3. 「0～5歳全員に保育定員を提供」（出生率 1.71 到達）の予算規模：5兆円（0～2歳なら 2.8兆円）

① 「保育士・幼稚園教諭等賃金を全産業平均にし、保育士配置基準を先進諸国並みに改善」：1.7兆円

・民間の保育士の賃金は 2012 年度から 17%ほど改善されたが（現在の推定の常勤平均年収：393 万円<sup>9</sup>）、政府方針に沿って全産業平均（2021 年度：489 万円）まで上げるには 25%上げる必要がある（幼稚園教諭も同様）。

→ 保育士・幼稚園教諭等の年収 3%改善は「1171 億円」ほどかかるので<sup>10</sup>、25%改善は「1.0 兆円」。

・政府方針に沿って、「1 歳児への保育士配置の改善（6：1→5：1）」（1317 億円）と、「4・5 歳児への保育士配置の改善（30：1→25：1）」（1162 億円）には、計「0.3 兆円」（2479 億円）かかる。もし「4・5 歳児保育士配置基準」も「先進諸国並み」（15：1）にするなら計「0.7 兆円」<sup>11</sup>かかる。

②（①のうえで）「0～5歳児の全員に保育・幼児教育を提供」：3.3兆円

・柴田試算：「新子育て安心プラン」に追加して（2025 年 0～5 歳人口 522 万人<sup>12</sup>－2024 年度末保育所等 0～5 歳定員 316 万人<sup>13</sup>＝）「206 万人」の定員拡大が必要なので「3.3 兆円」<sup>14</sup>の追加予算が必要。

③（①のうえで）「0～2歳児の全員に保育・幼児教育を提供」：1.1兆円

・柴田試算：「新子育て安心プラン」に追加して（2025 年 0～2 歳人口 226 万人<sup>15</sup>－2024 年度末保育所等 0～2 歳定員 136 万人<sup>16</sup>＝）「90 万人」の定員拡大が必要なので「1.1 兆円」<sup>17</sup>の追加予算が必要。

→ ①+②＝「5.0 兆円」 （①+③＝「2.8 兆円」）

→ 政府の最新の公式データである「2019年度家族関係社会支出：9.7兆円」（令和元年度社会保障費用統計／2021年8月31日公表）を「倍増」させるなら、「9兆円」ほどの増額となるので、上記の「5.0兆円」（または「2.8兆円」）はカバー可能。

<sup>9</sup> 民間保育士平均年収 382.2 万円（令和 3 年賃金構造基本統計調査）＋保育士・幼稚園教諭等に対する 3%程度（月額 9,000 円）の処遇改善 10.8 万円＝393 万円。幼稚園教諭 386.6 万円＋10.8 万円＝397.4 万円。

<sup>10</sup> 令和 3 年度補正予算 781 億円（内閣府「保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について」2021 年）×12/8 カ月。

<sup>11</sup> 内閣府「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」2014 年。「1 歳児への保育士配置の改善（6：1→5：1）」：670 億円（2013 年度試算）×2014～2021 年度賃金改善 1.14×追加賃金改善 1.25×2025 年度定員 316 万人（2021 年 4 月定員 301.7 万人＋2021～2024 年度末新子育て安心プラン 14 万人）／2013 年度定員 229 万人＝1317 億円。「4・5 歳児への保育士配置の改善（30：1→25：1）」：591 億円×同上＝1162 億円（なお「30：1→20：1」なら 2905 億円〔1 歳児改善との計 0.4 兆円〕、先進諸国並みの水準にする「30：1→15：1」なら 5810 億円〔同計 0.7 兆円〕）。3～5 歳児保育士配置基準の先進諸国並みの水準（15：1）については、van Huizen, T., & Plantenga, J., 2018, “Do children benefit from universal early childhood education and care? A meta-analysis of evidence from natural experiments,” *Economics of Education Review*, 66, 206–222 の Table A1 を参照。

<sup>12</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）詳細結果表」

<sup>13</sup> 2021 年 4 月保育所等定員 301.7 万人（「保育所等関連状況取りまとめ（令和 3 年 4 月 1 日）」）＋2021～2024 年度新子育て安心プラン 14 万人＝316 万人。

<sup>14</sup> 「子育て安心プラン」（32 万人分定員拡大）に「0.3 兆円」かかるという政府推計（「新しい経済政策パッケージ」2017 年 12 月 8 日閣議決定）から概算。0.3 兆円×206 万人／32 万人×賃金改善 1.25×0～5 歳配置改善係数 1.35（※）＝3.3 兆円。※：保育所等「非」利用児童数（社会福祉施設等調査 2020 年）＝0～2 歳 52%、1 歳 16%、4～5 歳 32%→0～5 歳配置改善係数（概算）＝（1－0.16－0.32）＋0.16×6/5＋0.32×30/15＝0.52＋0.19＋0.64＝1.35。

<sup>15</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）詳細結果表」

<sup>16</sup> 2021 年 4 月保育所等 0～2 歳定員 121.6 万人（「保育所等関連状況取りまとめ（令和 3 年 4 月 1 日）」）301.7 万人×0～2 歳利用者比率 40.3%）＋2021～2024 年度新子育て安心プラン 14 万人＝136 万人。

<sup>17</sup> 「子育て安心プラン」（32 万人分定員拡大）に「0.3 兆円」かかるという政府推計（「新しい経済政策パッケージ」2017 年 12 月 8 日閣議決定）から概算。0.3 兆円×90 万人／32 万人×賃金改善 1.25×0～2 歳配置改善係数 1.06（※）＝1.1 兆円。※：保育所等「非」利用児童数（社会福祉施設等調査 2020 年）＝0～2 歳 52%、1 歳 16%→0～2 歳配置改善係数（概算）＝（（0.52－0.16）＋0.16×6/5）/0.52＝（0.36＋0.19）/0.52＝0.55/0.52＝1.06。

#### 4. 「低所得世帯に児童手当を月額 2.9 万円追加給付」（出生率 1.71 到達）の予算規模：2.6 兆円（高所得世帯にも月額 0.6 万円追加まで逡減給付なら 4.1 兆円）

- ・田中・河野（2009）<sup>18</sup>に基づき柴田が試算：

「低所得世帯」（下位 50%）の出生児 1 人当たり「520 万円」の出産一時金（2.1 兆円）により、出生率が 1.71 まで上昇<sup>19</sup>。

※ 「下位 50%のみ」という所得制限は、世論に受け入れられにくい。そこで上位 50%のなかで「段階的に 100 万円まで」一時金を減らしていくとすれば、予算は「3.3 兆円」に膨らむ。

※ 現金目当ての出産に起因して、「育児放棄」が生じてしまう懸念がある。よって、育児放棄を予防する十分な対策が講じられない限り、人権的にも世論的にも受け入れがたい。

- ・そこで、育児放棄を防ぐために、分割して「15 歳までの児童手当」（低所得世帯に月 2.9 万円の追加給付、年間割引率 3%）とすると、低所得世帯に「計 636 万円給付」となるので、予算規模は 2.6 兆円（高所得世帯にも 100 万円〔月 0.6 万円追加〕まで逡減給付なら 4.1 兆円）となる。

#### 5. 妊娠期からの各児専属の専門人材による定期的な家庭訪問

- ・アメリカでは「妊娠中期から生後 2 年までの看護師による家庭訪問（75～90 分×平均 32 回）により、虐待確率が 46%（10 代未婚貧困妊婦では 80%）減少した」という研究結果がある<sup>20</sup>。
- ・「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」は十分に機能していない。
- ・予算と人員があれば全国展開可能。デンマークでは、各児専属の保健師による全戸訪問（出生から小学校在学時まで）があり、子ども 1 人あたり平均 12 回の無料訪問（生後 1 か月間は毎週）を実施している<sup>21</sup>。
- ・日本での実践事例として、NPO 法人「O'hana」による要支援妊婦への無料の定期的家庭訪問がある。

NPO 法人「O'hana」<https://www.npo-ohana.org/child-care-support>

---

<sup>18</sup> 田中隆一・河野敏鑑、2009、「出産育児一時金は出生率を引き上げるか——健康保険組合パネルデータを用いた実証分析」『日本経済研究』61: 94-108。健康保険組合パネルデータによる操作変数法（因果推論）。

<sup>19</sup> 夫給与の下位 50%の組合では、10 万円の出産育児一時金付加給付は、被扶養主婦 1 人当たり子供数を 0.032 人分増やす（田中・河野 2009）。この傾向が 15～49 歳有配偶女性の半分（世帯所得下位 50%）にそのまま逡減せずに当てはまると楽観的に仮定すると、低所得世帯の出生児 1 人当たり 513 万円の出産一時金により有配偶出生率が（ $0.032 \times 51.3 \times 1/2 =$ ）0.82 人分増え、15～49 歳女性有配偶率が 50%（2020 年国勢調査）のままで不変とすると、合計特殊出生率（2021 年 1.30：令和 3 年人口動態統計（確定数））は（ $0.82 \times 0.50 =$ ）0.41 増えて「1.71」（人口置換水準）に達する。2021 年出生児 81 万人  $\times 1/2 \times 513$  万円 = 2.1 兆円。なお第 1～2 子の「児童手当」は総額約 200 万円（第 3 子は約 260 万円）。

<sup>20</sup> Olds, David L., 2006, “The nurse–family partnership: An evidence-based preventive intervention,” *Infant Mental Health Journal*, 27(1): 5-25.

<sup>21</sup> ケンジ・ステファン・スズキ、2010、『デンマークが超福祉大国になったこれだけの理由』合同出版、57-58 頁。

## 6. 財政貢献の費用対効果の比較

- ・あらゆる福祉政策のなかで、「子ども（胎児～大学生）を対象とした教育・医療」は、「政府財政への貢献」が最も大きく、「対象者本人の利益（所得など）を高める費用対効果」も最も大きい<sup>22</sup>。
- ・「妊娠中期から生後2年までの看護師による家庭訪問(75～90分×平均32回)」(Elmira Nurse-family Partnership) が（親子の将来の福祉費用・刑事司法費用の減少などを通じて）政府財政に貢献する費用対効果は、最大で「4.1倍（割引率4%）<sup>23</sup>」（社会経済的に不利な未婚の妊婦が対象の場合）。
- ・「3～4歳時（2年間）での大卒教師による保育・幼児教育（2.5時間×週5日）と家庭訪問（1.5時間×週1日）<sup>24</sup>」（Perry Preschool Project）が政府財政に貢献する費用対効果は、最大で「2.1倍（割引率4%）<sup>25</sup>～2.3倍（割引率3%）<sup>26</sup>」（社会経済的に不利な子どもが対象の場合）。

---

<sup>22</sup> Hendren, Nathaniel and Ben Sprung-Keyser, 2020, “A unified welfare analysis of government policies,” *The Quarterly Journal of Economics*, 135(3).

<sup>23</sup> Olds, David L., 2006, “The nurse-family partnership: An evidence-based preventive intervention,” *Infant Mental Health Journal*, 27(1): 5-25. Karoly, Lynn A. et al., 1998, Investing in our children: What we know and don't know about the costs and benefits of early childhood interventions, RAND Corporation.

<sup>24</sup> Belfield, Clive R., Milagros Nores, Steve Barnett, and Lawrence Schweinhart, 2006, “The High/Scope Perry Preschool Program: Cost-Benefit Analysis Using Data from the Age-40 Followup,” *The Journal of Human Resources*, 41(1): 162-190.

<sup>25</sup> Karoly, Lynn A. et al., 1998, Investing in our children: What we know and don't know about the costs and benefits of early childhood interventions, RAND Corporation.

<sup>26</sup> Hendren, Nathaniel and Ben Sprung-Keyser, 2020, “A unified welfare analysis of government policies,” *The Quarterly Journal of Economics*, 135(3), Online Appendix p.2. Heckman, James J. et al., 2010, “The rate of return to the highscope perry preschool program,” *Journal of Public Economics*, 94(1-2): 114-128.

## 「0～2歳保育利用の就労要件緩和」の効果と課題

柴田 悠

### 「0～2歳保育」に着目する理由

子ども・子育て支援、とりわけそのうちの「保育・幼児教育」は、政策として重要だ。

米国で過去50年間に実施された133の福祉政策の因果効果を評価・比較した研究（Hendren and Sprung-Keyser 2020）によれば、対象者の利益（所得上昇等）への費用対効果が最も高かったのは、不利家庭の子どもを対象とした教育的支援と医療的支援だった。また、先進諸国の国際比較時系列データを分析した筆者の研究（柴田 2016）によれば、そのような子ども・子育て支援、とりわけ保育・幼児教育は、社会の質や持続可能性に関する社会指標（自殺率・子どもの貧困率・労働生産性・出生率・財政余裕など）のすべてを改善する傾向があり、社会の質や持続可能性を高めると期待できる。

保育・幼児教育は、子どもの発達段階に応じて、主に「3～5歳児向け」と「0～2歳児向け」に分けられる。「3～5歳児向け」の保育・幼児教育（保育所・認定こども園・幼稚園など）はすでに98%（2019年度）の子どもが利用できている。他方で、「0～2歳向け」の保育・幼児教育（以下「0～2歳保育」と略称。保育所・認定こども園・地域型保育事業など）の利用率は、上昇してきているものの、1～2歳児で見ても56%（2022年度）であり、いまなお普及の途上にある。

ここで問題は、日本の「0～2歳保育」が子どもの将来にどのような影響を与えるかだ。0～2歳という極めて幼い時期に「親との時間」を減らして「保育所などでの時間」を増やすことは、親子の愛着形成や子どもの発達や将来に対して、悪影響はないのだろうか。どのような影響があるのだろうか。本稿ではこれをエビデンスに基づいて検討する。

さらに、「0～2歳保育」が「不利の親子間連鎖」を減らすかどうかも重要だ。日本の0～2歳の子どもとその家庭を調査すると、家庭が貧困である場合には、母親の心理状態に余裕がないために養育態度が良好でなく、さらに住環境の子育て利便性も低く、それらを介して、子どもの発達や健康状態が良好でない傾向がある（菅原 2012:15）。また、貧困な家庭で生まれ育つと、将来、「大卒」になる確率は21%減り、「相対的貧困」になる確率は4%増え、「自分は健康だ」と思う確率は12%減り、「自分は幸福だ」と思う確率も9%減る傾向にある（Oshio et al. 2010）。つまり、社会経済的に不利な家庭で生まれ育つと、子どもの将来も不利になりやすい傾向がある。この傾向を「不利の親子間連鎖」と呼ぶことにしよう。

「不利の親子間連鎖」は、上述のように「0～2歳」の時期にすでに始まっている。それに対して「0～2歳保育」を利用すると、家庭での時間が減り、保育所などでの時間が増えるため、家庭よりも保育所などのほうが成育環境としての質が良ければ、子どもの発達がより良くなり、「不利の親子間連鎖」が減る可能性もある。はたして「0～2歳保育」は「不利の親子間連鎖」を減らすのだろうか。

以上の問題意識から、本稿では、日本での「0～2歳保育」の因果効果についての実証研究を紹介する。

### 0～2歳保育の「短期」効果

Yamaguchi et al. (2018) は、日本で2001年と2010年に生まれた全国約7万人の子どもの親が回答した追跡調査（厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」）を用いて、高精度な因果推論（操作変数法と差の差法の組み合わせ）を行い、2歳半時の保育所通園が親子にもたらす1年後までの「短期」の

因果効果を推定した。

その結果、母親が高卒未満の場合（全親子の4%）では、子どもが2歳半時に保育所に通っていると、その通園により、3歳半時の親の育児ストレスと不適切養育行動（虐待など）が減り、育児幸福感が高まる傾向が見られた。また、その子どもも、2歳半時に保育所に通っていると、その通園により、3歳半までに言語発達遅延（2歳半児の約1割で見られる）が予防され、攻撃性と多動性が減る傾向が見られた。さらに、言語発達遅延の予防効果は、母親が高卒以上の場合でも見られた。なお、悪影響は一切見出されなかった。

つまり、社会経済的に不利な親子にとっては、2歳半時の保育・幼児教育参加は、親の虐待行動の予防と、子の成育環境と社会情緒的発達の改善を、同時にもたらすと考えられる。また、すべての子どもにとって、2歳半時の保育・幼児教育参加は言語発達遅延の予防につながると考えられる（有利家庭においてさえ提供しがたい集団生活の経験が、言語発達を促す社会的刺激になると解釈できる）。ただし、これらはあくまで3歳半時までの「短期」の効果だ。では「長期」の効果はどのようなのだろうか。

### 0～2歳保育の「長期」効果

「全国規模の全階層向けの保育・幼児教育が子どもの将来にもたらす長期の因果効果」については、これまで、米国・フランス・ノルウェー・中国・日本での研究がある。日本での研究としては、4歳時の保育・幼児教育参加の長期効果を（回顧調査データを用いて操作変数法という因果推論によって）推定した Kawarazaki (2022) と、0～2歳保育の長期効果を（回顧調査データを用いて逆確率重みづけ法という因果推論によって）推定した Shibata (2022) がある。

先述の国内外での研究のうち、「0～2歳保育」の長期の因果効果を推定したのは、上述の Shibata (2022) と、フランスでの教育達成への因果効果を（追跡調査データを用いて操作変数法という因果推論によって）推定した Dumas and Lefranc (2010) のみだ（これら2つの論文はいずれも今のところ未査読論文だ）。後者のフランスでの研究では、「累積留年回数が減り、高校卒業確率が上がる」というポジティブな長期効果が見出されている。

では、日本での保育・幼児教育の長期効果はどのようなのか。

先述の Kawarazaki (2022) は、女性や不利家庭出身者において、4歳時の保育・幼児教育参加（保育所・幼稚園通園）が、将来の大学卒業確率を高め、24～52歳時の個人所得や賃金を高める（および喫煙率を低める）傾向があることを見出した。また4歳時の保育所通園には、将来のギャンブル回避度を強める効果が認められ、4歳時の幼稚園通園には、将来の個人所得を高める効果が認められた。なお、悪影響は一切認められなかった。

しかし前に述べたように、日本での「不利の親子間連鎖」は、4歳よりも早い「0～2歳」の時期に（発達や健康の面で）すでに始まっている。そのため、0～2歳での保育・幼児教育（0～2歳保育）のほうが、発達への影響がより大きいと考えられる。そこで以下では、日本での「0～2歳保育の長期効果」の推定を試みた現在唯一の研究である先述の Shibata (2022) について、より詳しく紹介する。

Shibata (2022) は、2021年実施のインターネット調査（47都道府県×5歳幅年齢層×2性別の母集団構成比に合わせて回収サンプルを割付）の30代の回答データ（約2千人）を用いて、0～2歳時（1982～1993年）での「1年間以上の保育所通園」（主に1～2歳時の保育所通園）の長期効果を推定した。因果推論の方法としては、保育普及の歴史的経緯に起因して操作変数法を適用できなかったため、代替的な方法として（精度は操作変数法よりも若干劣るが）「傾向スコアによる拡大逆確率重みづけ法」を用いた。なおこの方法の詳細については、柴田（2022：18-22）が基礎から解説し

ているので参照されたい。

推定の結果、出身家庭の有利不利にかかわらず、0～2歳時に保育所に通うと、それにより、将来の30代において、男性では情緒的孤立（過去1年間で悩みを誰にも相談できなかった）のリスクが約2割減り、女性では自殺念慮（過去1年間で自殺をしたいと考えたことがあった）のリスクが約3割減る傾向が見られた。これは、有利家庭においてさえ提供しがたい人生初期での集団生活の経験が、0～2歳保育によって提供され、将来の社会関係の安定化につながったと解釈できる。

加えて、不利家庭出身の場合には、0～2歳時に保育所に通うと、それにより、男性では将来の学歴（教育年数）・雇用安定性・家計安定性・幸福感（自己申告による1～10点の点数）が向上する傾向が見られた（なお幸福感の向上は主に雇用安定性・家計安定性の向上によって媒介されていた）とともに、女性では将来の社会情緒的能力（他者の不安に接しても困惑しない性質や、親密な他者との葛藤から逃避しない性質）が向上しそれを通じて部分的に幸福感が向上する傾向が見られた。これは0～2歳保育が、不利家庭の子ども（男女とも）の成育環境を改善し発達上の不利を軽減したと解釈できる。

なお、他方の「有利」な家庭出身の場合のみの推定結果については、（アンケート調査で実際に質問できた項目内容に起因して）ネガティブ方向のバイアスが疑われるため、Shibata（2022）では「因果効果」としての解釈が控えられている。また女性では、0～2歳時保育所通園によって「30代での子持ち確率と家事育児時間が増えることで個人年収が減る」という、（他国では見られていない）ジェンダー一色の濃い効果も見られた。この個人年収の減少は、幸福感には影響していなかったが、「離婚により貧困に陥るリスク」は高めたと考えられる（鹿又 2014）。

このようないくつかの留意点はあるにせよ、「0～2歳保育」は、将来の「情緒的孤立」（男性）や「自殺念慮」（女性）のリスクを予防すると期待できる。加えて不利家庭出身者に対しては、「社会経済的地位向上」（男性）や「社会情緒的能力向上」（女性）、そしてそれらを介した「幸福感向上」をもたらすことで、「不利の親子間連鎖」を減らすことも期待できる。

### 「0～2歳保育利用の就労要件」の緩和を

以上の実証研究をまとめれば、「0～2歳保育」によって、すべての子どもの「言語発達の遅延リスク」「将来の情緒的孤立・自殺念慮リスク」が減ると期待できるとともに、不利家庭の子どもの「虐待被害リスク」「攻撃性上昇リスク」「不利の親子間連鎖リスク」も減ると期待できる（なお「不利の親子間連鎖」が男女問わず広く予防されるには「就労要件の緩和」だけでなく「ジェンダー格差の縮小」も必要だろう）。

しかし現状の制度では、「0～2歳保育」は、基本的には「親の就労」が利用要件になっているため、「共働き家庭」と「就労母子家庭」しか、定期的な利用ができない。たとえば専業主婦・主夫家庭は、定期的な利用ができない。もちろん、保育所などでの「一時預かり」は親が就労していなくても利用可能だが、定期的な利用可能性は必ずしも保障されていない。

したがって、専業主婦・主夫家庭の子どもは、「0～2歳保育」を定期利用できず、上で挙げたようなさまざまな「リスク予防効果」を享受できていない。そのため、「発達遅延リスク」「虐待被害リスク」「将来の情緒的孤立・自殺念慮リスク」「不利連鎖リスク」などに対して、比較的無防備な状況に置かれてしまっているのが現状だ。

そこで今後は、親の就労がなくても（つまり専業主婦・主夫家庭でも）「0～2歳保育」を利用できるように、「0～2歳保育利用の就労要件」を緩和していくことが、政策的には望ましいだろう。それによって、すべての子どもたちの発達の・社会的リスクや虐待被害リスク・不利連鎖リスクを、より効

果的に予防することができる。

なお、上記の「0～2歳保育のリスク予防効果」は、先述したように主に「1～2歳時の保育利用」によるものだ。しかし、とくに「虐待予防」という点から見ると、「0歳時の保育利用」も極めて重要である。その根拠として、第1に、厚生労働省が2003～2019年度での「児童虐待死」事例を調査したところ、心中死も心中以外死も、被害児童は「0歳」が最多で、加害者は「実母」が最多だった。つまり育児が最も大変なのは0歳時であり、その負担は主に母親にのしかかっている。また第2に、国立成育医療研究センターの調査によれば、初産婦の産後うつは「産後2カ月まで」が最多で、妊娠中から産後1年までの母親の死因の1位（3割）は「自殺」だった。したがって、児童虐待やその背後にある母親の精神的不調を予防するには、主に0歳児の母親の育児負担を減らすことがまずは重要であり、「0歳児保育」はまさにそれに貢献できるのだ。

では課題は何か。保育士の賃金改善と配置基準改善は当然必要だが、その上でさらに「0～2歳保育利用の就労要件」を緩和するには、ひとまずは保育定員の拡大が課題となる。しかし、少子化によって全国各地で保育の定員割れが増えているため、0～2歳で定員割れしている枠で「保育利用の就労要件緩和」をしていけば、定員拡大をせずとも要件緩和は徐々に実施できるだろう。

実際、認定NPO法人フローレンスと日本総研が2022年に行った調査・試算によれば、未就園児の親の約半数が保育の定期利用（主に週1～2日）を希望しており、そのニーズ（0～2歳児82万人）をすべてカバーできる空き定員枠は、（現在の配置基準のままで地域差を加味しなければ）2022年度時点で既に存在している（0～2歳児枠週1～2日利用換算85万人分）（認定NPO法人フローレンス2022）。

また、仮に保育定員を拡大していく場合でも、それは出生率の上昇につながり、財政や社会の持続可能性を高めると期待できる。Fukai（2017）の高精度な因果推論によれば、未就学児人口に対する保育定員率（2022年57%）が仮に100%になると、出生率が1.71にまで上昇すると予測されている。

以上をまとめれば、「0～2歳保育利用の就労要件緩和」は、子どもたちを虐待・孤立・自殺・不利連鎖のリスクから救うとともに、日本を少子化から救うことも期待できる。ただし「日本での0～2歳保育の効果」については、エビデンスの蓄積がまだ始まったばかりなので、不確実な部分も多い。今後エビデンスがさらに蓄積されていくことを期待したい。

#### [文献]

鹿又伸夫、2014、「婚姻状況・家族形態と貧困リスク」『家族社会学研究』26(2)。

柴田悠、2016、『子育て支援が日本を救う』勁草書房。

柴田悠、2022、「子育てと「家族の幸せ」」『家族研究年報』47。

菅原ますみ、2012、「子ども期のQOLと貧困・格差問題に関する発達研究の動向」菅原ますみ編『子ども期の養育環境とQOL』金子書房。

認定NPO法人フローレンス、2022、「無園児家庭の孤独感と定期保育ニーズに関する全国調査結果報告書」。

Dumas, Christelle and Arnaud Lefranc, 2010, "Early schooling and later outcomes," *THEMA Working Papers*, 2010-07.

Fukai, Taiyo, 2017, "Childcare availability and fertility," *Journal of the Japanese and International Economies*, 43.

Hendren, Nathaniel and Ben Sprung-Keyser, 2020, "A unified welfare analysis of government policies,"

*The Quarterly Journal of Economics*, 135(3).

Kawarazaki, Hikaru, 2022, "Early childhood education and care," *Journal of Population Economics*.

Oshio, Takashi, Shinpei Sano, and Miki Kobayashi, 2010, "Child poverty as a determinant of life outcomes," *Social Indicators Research*, 99(1).

Shibata, Haruka, 2022, "How does participation in nationwide standardized and subsidized early childhood education and care at age 0-2 years affect the social life in the adulthood?" Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4217245>.

Yamaguchi, Shintaro, Yukiko Asai, and Ryo Kambayashi, 2018, "How does early childcare enrollment affect children, parents, and their interactions?" *Labour Economics*, 55.

■第3回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 3-01	議事次第

10年後の子ども・子育て支援の在り方を考える研究会  
第3回研究会

議事次第

令和5年2月21日  
10:00～12:00

1. 開会

2. 議事

- (1) 第2回研究会での議論の振り返り
- (2) 委員プレゼン
- (3) ディスカッション
- (4) 次年度の進め方
- (5) その他

3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 研究会における論点整理
- 資料2-1 第2回研究会における奥山委員プレゼンの受止め
- 資料2-2 第2回研究会における松本委員プレゼンの受止め
- 資料3 鈴木委員提供資料
- 資料4-1 来年度の研究事業について
- 資料4-2 来年度の進め方の案

■第3回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 3-02	研究会における論点整理

## 研究会における論点整理 ～議論のとりまとめ～

### 1 取り巻く社会環境

#### (1) 働き方と子育て・保育との関係

(着眼点の例)

- ・多様な働き方を支えるためにこれまで延長保育や病児保育などのサービスを充実したことへの振り返り
- ・現状におけるリモートワークの進展、さらに今後における ICT や AI の活用が進んだ社会の考慮 ※地方移住含む
- ・こどもと触れ合う豊かさ、土日の過ごし方も含め、家庭・地域での過ごし方の提案
- ・非正規雇用など経済的な安定性の低い家庭でも安心して子ども子育てができる環境の検討
- ・子育て支援分野への民間企業の巻き込み

#### (2) 子ども・子育て支援が貢献できる課題

- ・少子化対策、困難を抱える家庭への支援(こどもの権利擁護、こどもの貧困対策) 未来を創る担い手の育成(質・量) etc

#### (3) その他

### 2 10年後における子ども・子育て支援の在り方の理念・ビジョン

どのような理念・ビジョンを思い描くか。

(着眼点の例)

- ・親と子の関係性の再考、親の育ちの観点の導入
- ・健全家庭・要支援家庭の再定義
- ・孤立化の予防 ※子ども・子育てでの社会化 世代間の交流・連帯(エンパワーメントする形での支援)
- ・家庭、地域、園・事業者・専門職の関係の最適化 ※非専門職と専門職との関係、園・施設とそれ以外の地域での支援事業との関係なども
- ・ライフステージを通じた子ども・子育てとの関わりの変革 ※教育・学校との連携も視野に
- ・園を中心とした全世代との関わり合いの創出・様々な活動の呼び水
- ・家庭を支援し、親と子それぞれのウェルビーイングを実現するという視点の導入 ※家庭を持つことへの幸福なイメージの浸透
- ・両親の地域活動への巻き込み/皆で学び合う姿勢の形成 ※子供の声を社会リソースに変換
- ・子どもの誕生や成長を喜ぶ地域づくり
- ・新しい保育者像・保護者像の形成
- ・競争から共創への価値観の変革 ※共創の価値観を持つ世代に広がりを持たせるか
- ・指導の考え方/文化/価値観の見直し

### 3 10年後を見据えた子ども・子育て支援に求められるもの

#### (1) いわゆる「園」に求められるもの

(着眼点の例)

- ・未就園児への支援
- ・こどもだけでなく親をも育む場の提供
- ・地域連携の活性化
- ・質の高い教育・保育の提供(保育保障、見える化)
- ・子どもの学びのプロセスの可視化・地域との共有
- ・ノンコンタクトタイムの確保、業務効率の改善(DX)の実施

#### (2) 地域子育て支援拠点等の地域における子育て支援事業に求められるもの

(着眼点の例)

- ・事業間の連携・協働
- ・地域差を生まないための広域調整のような都道府県や国の機能の検討
- ・プレイパーク等の子どもの居場所づくり
- ・妊娠期～出産～就学までの相談・支援を進めていくための、多様なひろば(事業)や一時保育の実施(母子保健-子ども子育ての分野を跨いだ柔軟な連携体制の構築/継続的な家庭訪問による支援)
- ・多様化する家庭のライフスタイルに合った多様な支援の提供(希望する家庭が保育・教育サービスを柔軟に受けられる制度の構築)

#### (3) (1)と(2)に共通して求められるもの

(着眼点の例)

- ・「つなぐ」、コーディネートする機能 コーディネート&マネジメント人材(コミュニティコーディネーター)の育成・確保  
※支援だけでなく心をつなぐ機能の必要性
- ・乳幼児期からの多様な地域住民と接する機会の創出
- ・虐待防止/障害のある子どもへの支援

・空間の作り方 アウトリーチ機能の拡充 ※おしゃれや芸術的視点の取り込み

#### (4)人材

(着眼点の例)

- ・保育人材の多機能化、多様な人材の複合化 ※教育・学校との連携による人材育成や含む
- ・保育士資格の再検討、養成課程の見直し、子育て支援員との整理
- ・コミュニティコーディネーターの設置(再掲)
- ・シニア世代への活躍の場の提供
- ・地域との繋がりを活かした子育て支援とそれを通じた両親の地域活動への巻き込みによる好循環の実現(再掲)

#### (5)資源の適切な配置・活用

(着眼点の例)

- ・人口規模、人口集積度、年齢分布、地域社会資源の量・質などを踏まえたユニット化

#### (6)子育て支援の質・成果/自治体の機能

(着眼点の例)

- ・保育の効果、保育の質の評価
- ・こどもの立場からの視点のほか、財源確保も含め社会の理解・同意を得るための観点からのまなざし
- ・自治体における当事者を巻き込んだ活きたPDCAサイクルの構築及びそれを実現する見える化と効率化の実現
- ・実践とエビデンスの積み上げ ※その時代の保護者や子どものリアルな声をエビデンス化する仕組みの構築

#### (7)その他

■第3回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 3-03	第2回研究会における奥山委員プレゼンの受止め

## 第2回研究会における奥山委員プレゼンの受止め

### <地域における多様な繋がりへの構築>

○ 出産前から地域につながっていることが大事。地域とつながることで様々な分野で活躍している両親が地域で力を発揮できる機会が生じる。そういった経験を通して、子どもを育ててよかったと思うような、エンパワーメントの視点が子どもと保育の部分において欠けているのではないかと。

○ 「出産前からつながる」を実現するうえで母子保健領域（子育て支援包括支援センター）との連携が必要だが一定ハードルが存在する。また、現状は共働き夫婦が多い中で、地域の取り組みに参加しづらい状況や、母子保健に特化してしまい夫が参加しづらい等、支援内容面でも課題がある。

⇒地域との繋がりを活かした子育て支援とそれを通じた両親の地域活動への巻き込みによる好循環の実現/多様化する家庭のライフスタイルに合った多様な支援の提供

○ 子どものウェルビーイングを実現するために、乳幼児期からの親以外の大人や様々な世代とのかかわりを持てるようにする必要があるのではないかと。そういった機会を設けることにより地域に祝福されていると感じられるのではないかと。

○ 人生100年を意識した地域との連携、シニア世代に活躍の場を提供していく必要があるのではないかと。

⇒乳幼児期からの多様な地域住民と接する機会の創出（学校との連携含む）/シニア世代への活躍の場の提供

### <親と子のウェルビーイングの実現/家庭支援>

○ 家庭を築くというコペアレンティング（夫婦で子育てをすることの理解、産後の生活、育児方針、赤ちゃんへのかかわりと影響、仕事・家事の分担、親としての立ち位置、子どもの成長・発達、チームとしての支え合い等）の視点が必要。

○ 子どもにとっての良質な環境を確保するうえで、夫婦の子育てに対する自己肯定感や配偶者への愛情・配偶者との良好な関係構築が重要となるのではないかと。

⇒家庭を支援し、親と子それぞれのウェルビーイングを実現するという視点の導入

○ 日本においては仕事・子育ての希望と現実にギャップがあり、これが子育てに対する自己肯定感の形成等に悪影響を与えている可能性があるのではないかと。子育てに閉じた検討ではなく企業も巻き込んだ検討・取組を行う必要があるのではないかと。

⇒子育て支援分野への民間企業の巻き込み

### <柔軟かつ多様な支援メニュー及び支援体制>

○ 産前産後ヘルパー派遣や産後ケア事業（専門職によるケア）、産後サポート事業（地域人材によるサポート）を誰もが活用できる社会づくりが必要ではないかと。

○ 多様な子育て家庭への訪問支援事業の整理と併せて、ヘルパー人材の育成に向けた研修制度の確立、ヘルパー人材の確保が必要ではないか。

○ 伴走型支援と起点とした母子保健と地域の子ども子育てとの連携の実現。市区町村において各地域の実態を踏まえた創意工夫がなされること求められる。

⇒産前・産後のサポート制度の拡充/母子保健-子ども子育ての分野を跨いだ柔軟な連携体制の構築

○ 0歳児期は、男女ともに育休取得と経済的支援が受けられる制度づくりが必要ではないか。1・2歳児の保育の必要性については、家庭ごとに希望がかなえられるよう徐々に緩和。特に2歳児については、希望すれば、年度途中でも入所できるよう推進。また、職場復帰時の保育予約、第2子出産時の第1子の2週間程度の預かりは保障を必須とする。

○ 地域子育て支援拠点での一時預かり、NPO等の一時預かり事業への参入促進。

⇒希望する家庭が保育・教育サービスを柔軟に受けられる制度の構築

○ 児童虐待の「児童虐待家庭」を、「支援が必要な家庭」と捉え直し、予防型社会を目指す必要があるのではないか。

○ 子育てをしているのは自分だけではないという気持ちを持ってもらう。いろんな話の中で今の自分の子育てを客観的に捉えて、いろんな情報との精査の中で自分らしい子育てを見出していくよう、エンパワーメントできる必要があるのではないか。

⇒健全家庭・要支援家庭の再定義/孤独・孤立に陥らない支援やエンパワーメント機能の強化

<自治体における子ども・子育ての取り組みの変革>

○ こどもまんなか社会を実現する自治体の体制見直し（市区町村の政策のまんなかに位置づけ）が必要ではないか。

○ 第3期子ども・子育て支援事業計画の見直しに伴い、子ども・若者・子育て当事者の声をしっかりと反映させる必要があるのではないか。

○ 都道府県による事業実施状況の公表、情報提供・申請方法・支払方法等のDX化を促進する必要があるのではないか。

⇒自治体における当事者を巻き込んだ活きたPDCAサイクルの構築及びそれを実現する見える化と効率化の実現

■第3回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 3-04	第2回研究会における松本委員プレゼンの受止め

## 第2回研究会における松本委員プレゼンの受止め

### <松本委員の取組>

- まちぐるみの保育を大事にしている。それは子どもの学び・育ちのためにという視点と、もう一つ、保育園・こども園自体がまちづくりの拠点になっている、地域のウェルビーイングの拠点になっていけるのではないかと、という考えによる。そのために地域に開かれた場を用意して、例えばカフェなどがあったり、人は人がつなげるということで、コミュニティコーディネーターを配置している。
- 渋谷区と共同で、子育て世代包括支援センターの枠組みを使いながら、日本版のネウボラに取り組んでいる。

### <”子どもたち” ”園”を中心とした地域のつながりの広がり>

- 子どもたちを真ん中に置きながら、保護者の方と保育者と連携しながら、また地域の人も分かち合いながら、子どもの育ち・学びのための連携をする。
  - 保護者の視点でいえば、子育て支援・子どもたちの学びの充実につながる。
  - 地域の視点でいえば、孤立の解消の視点にもつながる。
  - さらに地域・子育て支援拠点というような位置づけから、妊娠期からのつながりを園でも取り入れている。
- ⇒ 最近の社会において、「自然のつながり」を有することができる場がなかなか存在しない（自己の積極的な活動を伴わなければつながりを有することができない）ことを踏まえれば、”園”という場は、保護者・地域にとっても非常に重要な場となり得る。

- 地域の子育て世代をつないでいくと、“共育て”のコミュニティができてくる。それにより、当事者が欲しい場をつくる声が上がってくる。みちあそびの子どもたちの環境、プレイパーク、酒屋の跡地を利用した子どもの居場所づくり etc…。地域主体の取組みで様々な活動が進んでいる。
  - “共育て”のコミュニティというのは、実はもう一つの側面から見ると、地域の若い世代のネットワークとも見ることができる。園は保護者が毎日通い、信頼関係を育みやすい。若い世代をネットワークし、町内会等につないでいくと、全体で多世代の交流が回すこともできる。
  - 地域のつながりを育んだ結果、教育的にはコミュニティスクールの充実も目指すことができる。
  - 園が子どもの育ち・学びの充実とともに、子育て支援の充実、そして地域のウェルビーイングにも関係するような取り組みができるのではないかと、というふうに感じている。
- ⇒ 園を中心としたつながりは、すべての世代に波及し得る。さらに、様々な活動の呼び水にもなり得る。

<取組を進めるために必要な要素>

- 園が「子どもの育ち・学びの充実」＋「子育て支援の充実」＋「地域のウェルビーイング」の中心となる取組を進めるためには、①コミュニティコーディネーターの存在、②参加を呼び込む子どもの姿の可視化と共有、③切れ目のない子育て支援と居場所づくりから、子育て家庭との接点を増やす、④チーム保育と業務改善、が重要。  
⇒ 地域において関係性をつくるため、外部人材による関係性構築・内部からのアピール等が非常に重要な要素。
  
- 「①コミュニティコーディネーター」について。「園内の人どうし」「園とまち」「まちどうし」をつなぐ人材。コミュニティワークをもう少し意識し、専門的な役割を設置しても良いのではないかと。  
⇒ 個別支援、個別の事例への対応を調整・検討する中で、実際の支援の局面で関係機関が連携する実績・広がりを作り、積み上げていくという視点も重要ではないかと。
  
- 「②参加を呼び込む子どもの姿の可視化と共有」について。いわゆるドキュメンテーションと言われるが、子どもの学びのプロセスを可視化し、地域と共有することで、地域・保護者が子どもの学びのプロセスに参加することが可能になる。あるいは、子育て家庭に参考になることも考えられる。
  
- 「③切れ目のない子育て支援と居場所づくりから、子育て家庭との接点を増やす」について。妊娠期～出産～就学まで、相談と支援を園でも進めていくことが可能だと考えている。そのために、多様なひろば（事業）や一時保育を進めて、多様な接点を持つて行くことが重要。
  
- 「④チーム保育と業務改善」について。保育者の環境の充実も欠かせない。子どもと接していない、研究や準備のために使う「ノンコンタクトタイム」の整備や、業務効率の改善（DX）等も進めていきたい。保育者に余裕があることによって、地域に対して開かれた子育て支援の充実が可能。

■第3回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 3-05	鈴木委員プレゼン資料（本報告書において抜粋）

■第3回研究会資料

資料番号	資料名称
資料 3-06	今後の検討に向けた課題

# 来年度の進め方の案

- 今年度の研究会では、子ども・子育てを中心としつつ働き方やまちづくり・地域づくり、母子保健等の周辺分野との関係の変化や、従来の親育ちのような子ども・子育てでは考えてこられなかった視点が挙げられました。
- 次年度は、これらの各分野での先駆的な事例の実践者にゲスト参加・取組を紹介いただき、あるべき方向性について議論を行うことで、各着眼点の具体化や実現に当たっての課題を抽出・整理することとしてはいかがか。

## 働き方

- ・リモートワークの促進
- ・子育て支援制度の提供  
(福利厚生 等)

## 母子保健/児童福祉

- ・妊娠期からの連携
- ・予防的支援の取り組み
- ・子どもの居場所の形成
- ・家庭支援の取り組み

## 地域における 子ども・子育て

## 教育・学校

- ・性/子育て/ライフプラン教育の実践
- ・子育てへの参加機会の提供

## まちづくり

- ・空間づくり/賑わい創出
- ・多世代住民の交流促進

## 価値の還元

- ・親育ちによる還元
- ・こどもの声の社会リソース化